

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に関する報告の公表	第3号	(監査委員事務局)	1
---------------------	-----	-----------	---

## 監査公表

### 28監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人柏木勝広から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
平成28年 1月26日

愛知県監査委員	西川洋二
同	青山學
同	後藤貞明
同	中野治美
同	神戸洋美



目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 事件(テーマ)を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	2
5. 外部監査の対象期間	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	3
第2 農林水産業振興施策に関する概要	4
1. 農林水産部の組織図	4
2. 農林水産行政の主な取組	5
3. 農林水産業振興施策体系図(柱と主な施策分野)	10
4. 予算規模	11
5. 愛知県における農業の状況	12
6. 愛知県における水産業の状況	24
7. 愛知県における林業の状況	29
第3 外部監査の結果—総括的事項—	33
1. 食と緑の基本計画2015について	33
2. 県産農産物の高付加価値化の取組について	35
3. 農地の集積・集約化の進展策について	39
4. 畜産業における経営継承支援策の強化について	40
5. 農家の法人化支援施策の強化について	40
6. 水産資源管理の継続的な努力及び啓発について	41
7. 長期的な視点による森林資源の循環利用について	42
8. 農林水産業に係る試験研究について	43
9. 管理事業別の資産マネジメントについて	45

平成27年度

包括外部監査の結果報告書

農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当

該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財

務事務について

愛知県包括外部監査人

公認会計士 柏木勝広

10. 普通財産の利活用の促進について	50	2. 食と緑の基本計画 2015 について	131
<b>第4 外部監査の結果一個別の事項一</b>	<b>53</b>	3. 青年就農給付金事業について	133
<b>I 農林政策課</b>	<b>53</b>	4. 農業改良普及事業について	136
1. 農林政策課の概要	53	5. 農業金融対策について	140
2. 食と緑の基本計画 2015 について	55	6. 農業大学校学生寮建築工事に係る事業者選定支援業務について	147
<b>II 農林水産事務所</b>	<b>60</b>	<b>VIII 農業大学校</b>	<b>149</b>
1. 農林水産事務所の概要	60	1. 機関の概要	149
2. 食と緑の基本計画 2015 の地域推進プランについて	72	2. 現金管理について	152
3. GAP 手法導入組織・法人の指導業務について	74	3. 鍵の管理について	152
4. 尾張地域食育推進会議について	77	4. 毒劇物の管理について	153
5. 物品管理について	79	5. 物品管理について	154
6. 応急ポンプの管理及び貸出について	80	<b>IX 農業総合試験場</b>	<b>156</b>
7. 排水機維持管理費補助金について	84	1. 機関の概要	156
8. あいち森と緑づくり事業について	86	2. 外部評価について	158
9. “活かす”あいちの農林水産業に係る女性起業家支援について	90	3. 研究成果のPR活動について	161
<b>III 公益財団法人愛知県農業振興基金</b>	<b>93</b>	4. 毒劇物の管理について	164
1. 団体の概要	93	5. 印鑑の管理について	165
2. 助成事業について	97	<b>X 愛知県農業信用基金協会</b>	<b>167</b>
<b>IV 農林検査課</b>	<b>99</b>	1. 団体の概要	167
1. 農林検査課の概要	99	2. 協会における保証及び管理について	171
<b>V 食育推進課</b>	<b>103</b>	<b>XI 園芸農産課</b>	<b>176</b>
1. 食育推進課の概要	103	1. 園芸農産課の概要	176
2. いいともあいち運動について	104	2. 「花の王国あいち」のPR活動について	178
3. 小学校における農林漁業体験学習の推進について	107	<b>XII 畜産課</b>	<b>181</b>
4. 6次産業化支援事業について	108	1. 畜産課の概要	181
5. あいちの農林水産フェアについて	111	2. 飼料自給率について	183
6. 学校給食における農場食材の利用推進について	114	3. 畜産振興対策事業補助金について	184
7. あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業について	115	<b>XIII 家畜保健衛生所</b>	<b>186</b>
<b>VI 農業振興課</b>	<b>117</b>	1. 機関の概要	186
1. 農業振興課の概要	117	2. 飼育動物診療施設指導について	188
2. 農地中間管理事業について	119	3. 動物用医薬品販売業者指導について	191
3. 食と緑の基本計画 2015 について	128	4. 家畜排せつ物適正処理対策（立入検査及び指導票交付）について	192
<b>VII 農業経営課</b>	<b>130</b>	5. 飼料安全性確保強化指導について	193
1. 農業経営課の概要	130	<b>XIV 畜産総合センター</b>	<b>195</b>
		1. 機関の概要	195
		2. 畜産技術練習生制度について	197

3. 養豚に関する情報開示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198

4. 生産物売払収入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200

5. ふれあいドームについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202

6. 毒劇物の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204

7. 物品管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205

**XXV 水産課**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **207**

1. 水産課の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207

2. 食と緑の基本計画 2015 について・・・・・・・・・・ 210

3. 漁村活性化総合対策事業費補助金について・・・・・ 214

**XXVI 水産試験場**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **217**

1. 機関の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217

2. 試験研究等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219

**XXVII 公益財団法人愛知県水産業振興基金**・・・・・・・・・・ **233**

1. 団体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233

2. 水産業振興基金における事業について・・・・・・・・ 237

**XXVIII 愛知県漁業信用基金協会**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **247**

1. 団体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247

2. 漁業信用基金協会の事業について・・・・・・・・・・ 250

**XXIX 農地計画課**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **254**

1. 農地計画課の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 254

2. 土地改良法に関する事務手続について・・・・・・・・ 256

**XXX 林務課**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **259**

1. 林務課の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 259

2. 担い手の育成・確保について・・・・・・・・・・ 261

3. あいち木づかいプランについて・・・・・・・・・・ 263

4. 地域森林計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 267

**XXXI 森林保全課**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **274**

1. 森林保全課の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274

2. 間伐について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277

3. 林業振興対策事業費（小規模林道事業費）補助金について・・ 279

**XXXII 森林・林業技術センター**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **283**

1. 機関の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 283

2. 試験研究等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 284

**第5 利害関係**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **290**

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について

### 3. 事件（テーマ）を選定した理由

愛知県では、平成16年4月に施行された「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念の実現を目的として、平成23年5月に「食と緑の基本計画2015」を策定・推進している。また、農林水産業の振興は、平成26年度予算の「7つの柱」の施策のうち「元気な経済・産業・地域づくり」の一部に位置づけられるとともに、平成26年3月に策定された「あいちビジョン2020」においても「農林水産業～競争力ある農林水産業に向けて」が12の重要政策課題の一つに位置づけられ、農林水産業の市場拡大・経営革新、生産性の高い農林水産業の展開、持続性のある農林水産業の発展が主な政策の方向性に掲げられている。さらに、世界的な食料需給の逼迫傾向の高まりや食品の偽装表示等による食の安全に対する不安の拡大など、近年の食と緑を取り巻く情勢の変化の中で、その重要性は今後ますます高まっていくものと考ええる。

こうした点から、県にとつて重要であるとともに、県民の生活に密着し、県民の関心が高い領域と思われるため、監査を実施することに大きな意義があると考ええる。よつて、当該施策の財務事務について、法令等に対する合規性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、県にとつて大きな意義があると考え、監査テーマとして選定した。

また、公益財団法人愛知県農業振興基金及び公益財団法人愛知県水産業振興基金は、それぞれ農業及び水産業の振興を目的とした事業活動を展開していること、さらに、愛知県農業信用基金協会及び愛知県漁業信用基金協会は、それぞれ農業者等及び中小漁業者等の債務保証による事業支援を展開していることから、当該団体が実施する事業についても監査対象とした。

4. 外部監査の対象部署

- 愛知県農林水産部
- 愛知県農業信用基金協会
- 愛知県漁業信用基金協会
- 公益財団法人愛知県農業振興基金
- 公益財団法人愛知県水産業振興基金

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた地方機関等の現場視察を行った。

5. 外部監査の対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日  
 (ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成27年度予算額も参考とする。)

6. 外部監査の実施期間

自：平成27年6月8日 至：平成27年12月14日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか(合規性)
- ② 「食と緑の基本計画2015」の施策の柱である「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」「県産農林水産物の適切な消費と利用の促進」「自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保」のために効果のある事業が、経済的・効率的に行われているか、施策に関連する事業が県の産業を活性化させることに資するかどうか
- ③ 関連する施設の管理・運営が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に実施されているかどうか
- ④ 関連する財政的援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているかどうか
- ⑤ 地方機関における業務運営が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているかどうか
- ⑥ その他農林水産業施策に係る事業が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているかどうか

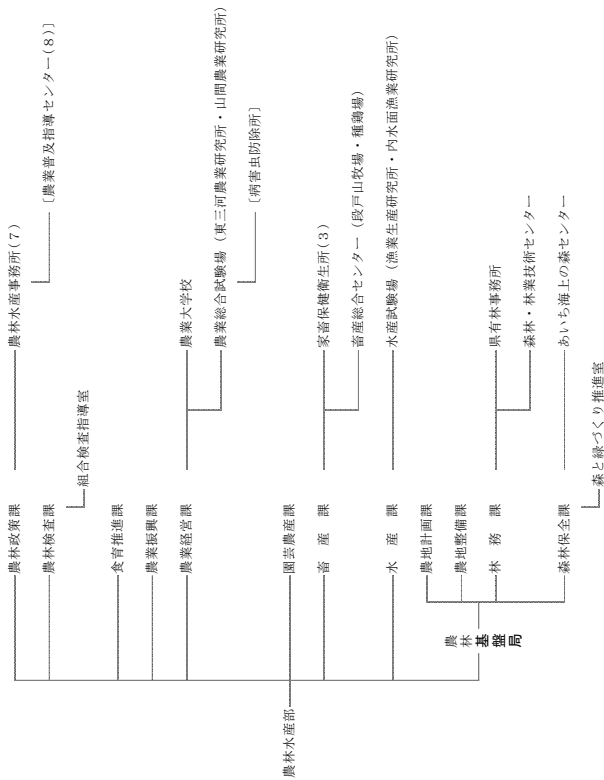
8. 外部監査の補助者

- |     |       |                |
|-----|-------|----------------|
| 膳 龜 | 聡     | (公認会計士)        |
| 相 宮 | 秀 紀   | (公認会計士)        |
| 河 村 | 崇 志   | (公認会計士)        |
| 田 尾 | 洋 子   | (公認会計士)        |
| 徳 野 | 慈 子   | (公認会計士)        |
| 中 澤 | 良 介   | (公認会計士)        |
| 中 條 | 尚 治 郎 | (公認会計士)        |
| 山 中 | 英 嗣   | (公認会計士)        |
| 前 田 | 哲     | (公認会計士)        |
| 小 西 | 吾 朗   | (日本公認会計士協会準会員) |
| 黒 木 | 栄 那   | (日本公認会計士協会準会員) |
| 山 田 | 麻 登   | (弁護士)          |

## 第2 農林水産業振興施策に関する概要

県における農林水産業施策の概要を以下に記載する。なお、「1. 農林水産部の組織図」から「4. 予算規模」までの記載内容は平成26年度当初に作成された農林水産部の「事務概要」に基づいている。また、「5. 愛知県における農業の状況」の記載内容は、「農業の動き2015」及び「よくわかるあいちの農業」、「6. 愛知県における水産業の状況」の記載内容は、「水産業の動き2015」、「7. 愛知県における林業の状況」の記載内容は、「林業の動き2015」に基づいている。

### 1. 農林水産部の組織図



【注】農業普及指導センター及び病害虫防除所は、それぞれ法律で定められた機関であり、農業普及指導センターは農林水産事務所に農業改良普及課、病害虫防除所は農業総合試験場環境基礎研究所がそれぞれ業務を処理している。

### 2. 農林水産行政の主な取組

県における農林水産行政の基本方針は以下のとおりである。

農林水産業及び農山漁村は、安全で良質な食料等の安定供給はもとより、県土や自然環境の保全、水資源のかん養、洪水の防止などの多面的な機能を有しており、県民の安全で安心できる豊かな暮らしを実現するためには、これらの機能を一層発揮させていくことが重要である。

しかしながら、農林水産業を取り巻く環境は、販売価格の低迷等に加え、燃料・飼料等資材価格の高止まりなどにより農林漁業者の経営は厳しさを増しており、また、担い手の減少・高齢化、優良な農地や漁場の減少なども進んでいる。

こうした中、国においては、平成25年12月に、今後の農林水産行政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、産業として競争力のある「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることが目標としている。

このような現状を踏まえ、平成26年度予算においては、国の施策に適切に対応しながら、平成27年度を目標とする「食と緑の基本計画2015」における「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」、「県産農林水産物の適切な消費と利用の促進」及び「自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保」を施策の3本柱として、担い手・就農希望者等に対する支援体制の強化や、県産農林水産物の消費拡大に向けた取組の支援、洪水や地震などの自然災害に備えた防災対策の推進など、各種施策を着実に実施する。

「食と緑の基本計画2015」の概要については、以下のとおりである。

県民のみならず安全で安心できる豊かな暮らしを実現し、都市と農山漁村が調和した愛知の持続的な発展をめざす、「食と緑を支える県民の豊かなくらしづくり条例」の基本理念を達成するために、県として、あるいは県が県民と協働・連携して取り組む食と緑に関する施策の基本的な方針です。

平成17年2月に策定した「食と緑の基本計画」の取組成果を踏まえ、近年の社会情勢の変化に対応する新たな計画として、平成23年5月に策定、公表したものです（計画の目標年度：2015年度（平成27年度））。

花粉発生源対策として少花粉スギの苗木を供給する採種園を整備する。  
 また、豊富な森林資源を有する東三河地域において、生産から供給までの効率的な流通システムの構築を目指して、高性能林業機械による新たな作業技術の実証や、生産者と製材工場による木材の協定取引の拡大を促進する取組を実施する。

さらに、林業事業者の経営基盤の強化や地域材の新たな需要拡大を図るため、木材集出荷用機械の導入や木材加工流通施設の整備等に対し支援するとともに、原木需要に応じた機動的な生産体制を構築する取組を支援する。

4 良質な水産物の供給力の強化

水産物の安定供給を図るため、水産資源の増大や漁場環境の改善を目的とした干潟・浅場や魚礁漁場を総合的に整備するとともに、のり養殖漁家の経営構造改善を目的とした加工場の整備や漁業関連施設・漁港の整備に対し支援する。

また、水産資源の維持・増大を図るため、栽培漁業センターにおいてクルマエビやアワビなどの8魚種の種苗生産に取り組みむとともに、漁業者による資源管理の取組を推進する。

さらに、伊勢湾・三河湾の豊かで多様な海産物の認知度の向上や消費拡大を図るため、「あいちの四季の魚」のPRを推進するとともに、小学生等を対象とした出前授業の取組により本県水産業に対する理解促進を図る。

5 食品の安全・安心の確保

県産農産物の安全性確保のため、地域特産作物の農薬登録試験の実施、農薬の安全使用対策講習会の開催、農薬危害防止運動の実施や、生産者団体が自主的に行う農薬残留確認調査を支援し、農薬の適正使用を推進するとともに、農産物の安全性確保と環境負荷の軽減を図るため、GAP（農業生産工程管理）手法の導入を促進する。

また、JAS法に基づく表示の適正化を推進するため、店舗における表示状況の調査や事業者、消費者を対象とした普及啓発講習会をそれぞれに実施する。

さらに、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、畜産農家を対象とした衛生管理基準の遵守指導や家畜疾病の監視等を実施する。

<条例の基本理念>

- ・将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保とその適切な消費・利用
- ・将来にわたる多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保

(出典：農林水産部農林政策課企画グループ「食と緑の基本計画 2015」)

以下、施策の3本柱について、その概要を記載する。

**施策の柱1 「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」**

1 “活かす” あいちの農林水産業

県産農林水産物の付加価値向上に向けて農林漁業者が取り組む6次産業化を支援するため、6次産業化サポートセンターを運営するとともに、新商品開発や加工施設の整備等に対して助成を行う。

また、県産農林水産物の輸出先として有望なタイ・バンコクにおいて、販売促進会と商談会を行う「愛知フェア」を開催し、県産農林水産物の知名度向上・販路拡大を促進する。

2 意欲ある人が伸びる農業の実現

農業を支える多様な担い手の育成・確保のため、県内8か所の農起業支援センターにおいて農業者継承者のほか、農業以外からの新規参入者や企業などに対して就農相談や技術指導の支援を実施するとともに、就業意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農者等に対し、青年就業給付金の給付を行う。

また、農業の担い手育成の環境を整えるため、農業大学の老朽化した学生寮を建て替える。

さらに、農業生産者の経営安定、生産性の向上を図るため、農地中間管理機構を活用した農地利用の集積・集約化や、ほ場の大区画化・水路のパイプライン化などの生産基盤の整備を進めるとともに、野菜選果施設等の整備、農業用機械の導入を支援する。また、新品種・新技術の開発に取り組み、その成果の実用化を推進する。

3 持続可能な林業の実現

低コストで安定した木材の生産・供給を図るため、高性能林業機械の導入や林道などの基盤整備を進め、間伐等森林整備を推進するとともに、





### 施策の柱2 「県産農林水産物の適切な消費と利用の促進」

- 1 食や農林水産業に対する県民の理解と活動の促進  
 県民が生産を通じて、健康で環境に優しい食生活を実践できるよう、食育を推進するボランティアの育成、地域における食育活動の支援などにより県民の食育実践活動を促進するとともに、農林水産業や食の大切さに対する理解促進を図る。  
 また、花き産出額が51年間全国一の「花の王国あいち」を広くPRし、あいちの花の需要拡大を図るため、暮らしの中に花を取り入れる県民運動を展開するとともに、花と緑のイベントを開催する。
- 2 県産農林水産物の消費と利用の促進  
 地産地消の取組を推進するため、「いいともあいち運動」のネットワーク会員、推進店の拡大を図るとともに、学校給食などにおける県産農林水産物の積極的な活用を働きかけを行う。  
 また、「あいち木づかいプラン」に基づき、県産木材の利用拡大を進めるとともに、県産木材の利用意義の普及・啓発に取り組む。

### 施策の柱3 「自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保」

- 1 森林等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮  
 森林等が有する水源のかん養や県土の保全などの多面的機能を発揮させるため、「あいち森と緑づくり税」を活用して、奥地及び公道・河川沿いの人工林の間伐や、里山林の保全整備を進めるとともに、小中学校への県産木材製の学習机・椅子、ロッカー・下駄箱等の導入や、市町村が行う県産木材利活用の取組を支援する。  
 また、農地や農業水利施設などの適切な保全管理と農村環境の向上を図るため、活動組織が行う水路の泥上げ、草刈りなどの保全活動や、老朽化が進んだ施設の長寿命化のための取組などに対し支援するとともに、親水性や生態系に配慮した農業水利施設の整備や、再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、農業用水を利用した小水力発電施設の導入を推進する。  
 さらに、干潟の耕うんや有害生物の駆除など、地元漁業者等が行う干潟・浅場・藻場の保全活動を推進する。

- 2 災害に強く安全で快適な生活環境の確保と農山漁村の活性化  
 農地や山地、周辺集落を洪水や地震などの自然災害から守るため、ため池や排水機場、海岸保全施設などの整備を推進するとともに、土砂の流出や山崩れなどの山地災害を引き起こすおそれがある地域において、治山ダムや土留工など治山施設の整備を推進する。

また、農山漁村における快適な生活環境の確保に向けて、集落排水施設などの基盤整備を進めるとともに、近年拡大・深刻化する鳥獣による農作物等への被害を防止するための事業を実施する。

- 3 環境への配慮と資源の再生・循環利用を図る取組の強化  
 環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーを育成するとともに、化学肥料・化学合成農薬の使用量を大幅に減らし、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等に対し支援する。  
 また、環境に配慮した資源循環型畜産を一層推進するため、家畜排せつ物をバイオオマズ資源として有効に活用するとともに、たい肥等の農地での適正利用やたい肥を有効活用した自給飼料の生産・利用に係る耕畜連携の取組を推進する。

3. 農林水産業振興施策体系図（柱と主な施策分野）

平成26年度の農林水産業振興施策の柱と主な施策分野は以下のとおりである。

基本計画体系表		平成26年度予算
<b>施策の柱1</b>	<b>安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保</b>	<b>32,871,988</b>
(1)	“活かす”あいちの農林水産業	239,587
(2)	意欲ある人が伸びる農業の実現	28,699,559
(3)	持続可能な林業の実現	2,373,622
(4)	良質な水産物の供給力の強化	1,179,550
(5)	食品の安全・安心の確保	379,670
<b>施策の柱2</b>	<b>県産農林水産物の適切な消費と利用の促進</b>	<b>1,231,441</b>
(1)	食や農林水産業に対する県民の理解と活動の促進	604,980
(2)	県産農林水産物の消費と利用の促進	626,461
<b>施策の柱3</b>	<b>自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保</b>	<b>21,348,154</b>
(1)	森林等が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮	6,657,552
(2)	災害に強く安全で快適な生活環境の確保と農山漁村の活性化	14,622,145
(3)	環境への配慮と資源の再生・循環利用を図る取組の強化	68,457
<b>基本計画体系 合計</b>		<b>55,451,583</b>
<b>4 その他（職員給与等）</b>		<b>10,650,174</b>
<b>基本計画体系＋その他</b>		<b>66,101,757</b>
一般会計		64,640,032
特別会計		1,461,725
<b>一般会計＋特別会計</b>		<b>66,101,757</b>

4. 予算規模

農林水産部の平成26年度当初予算の概要は以下のとおりである。

1 費目別一覧 (単位：千円)

費目	区分	平成26年度当初予算額 (A)	平成25年度当初予算額 (B)	比較 (A)-(B)	比較 (A)/(B)	
一 一般会計	(款) 8 農林水産費	64,525,977	59,877,206	4,648,771	107.8%	
	(項) 1 農業総務費	13,589,894	9,341,295	4,248,599	145.5%	
	(項) 2 畜産業費	2,318,077	1,690,053	628,024	137.2%	
	(項) 3 土地改良費	24,017,642	23,557,655	459,987	102.0%	
	(項) 4 農業用水費	11,355,400	10,765,359	590,041	105.5%	
	(項) 5 林業費	11,385,600	12,595,512	△ 1,209,912	90.4%	
	(項) 6 水産業費	1,859,364	1,927,332	△ 67,968	96.5%	
	(款) 12 災害復旧費	114,055	114,055	0	100.0%	
	(項) 1 農林水産施設災害復旧費	114,055	114,055	0	100.0%	
	計		64,640,032	59,991,261	4,648,771	107.7%
	特別会計					
	就農支援資金特別会計		635,849	632,987	2,862	100.5%
県有林野特別会計		697,576	729,739	△ 32,163	95.6%	
林業改善資金特別会計		30,830	30,843	△ 13	100.0%	
沿岸漁業改善資金特別会計		97,470	97,409	61	100.1%	
計		1,461,725	1,490,978	△ 29,253	98.0%	
合計		66,101,757	61,482,239	4,619,518	107.5%	

2 県予算に占める農林水産関係予算の推移（一般会計） (単位：千円)

年度	県予算額	農林水産関係予算額	構成比	備考
平成22年度	2,244,914,000	63,273,382	2.8%	当初予算額
平成23年度	2,267,693,072	60,187,410	2.7%	6月補正後額
平成24年度	2,254,626,000	65,363,624	2.9%	当初予算額
平成25年度	2,228,433,000	59,991,261	2.7%	当初予算額
平成26年度	2,361,863,000	64,640,032	2.7%	当初予算額

5. 愛知県における農業の状況

(1) 愛知県農業の概要

区分	産出額	作付面積、主な生産地
米・大豆・小麦	米 ①産出額 310 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 20 位 (1.7%)	③作付面積 30,300ha ④主な生産地 豊田市、豊橋市、西尾市 安城市、愛西市、一宮市
	大豆 ①産出額 16 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 5 位 (5.2%)	③作付面積 4,310ha ④主な生産地 西尾市、岡崎市 豊田市、弥富市、幸田町
小麦	①産出額 7 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 5 位 (2.5%)	③作付面積 5,270ha ④主な生産地 西尾市、安城市、豊田市 岡崎市、弥富市、刈谷市
	キャベツ ①産出額 236 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 1 位 (20.5%)	③作付面積 5,590ha ④主な生産地 田原市、豊橋市
野菜	トマト ①産出額 157 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 3 位 (6.8%)	③作付面積 523ha ④主な生産地 田原市、豊橋市、豊川市 弥富市、愛西市
	しそ ①産出額 113 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 1 位 (68.5%)	③作付面積 159ha ④主な生産地 豊橋市、豊川市、田原市
いちご	①産出額 85 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 7 位 (5.3%)	③作付面積 293ha ④主な生産地 豊川市、愛西市、豊橋市 旧吉良町、幸田町、蒲郡市 岡崎市
	ブロッコリー ①産出額 36 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 3 位 (9.1%)	③作付面積 923ha ④主な生産地 田原市、豊橋市

区分	産出額	作付面積、主な生産地
果樹・茶	なし ①産出額 35 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 7 位 (4.4%)	③作付面積 273ha ④主な生産地 豊橋市、一宮市、岡崎市 幸田町、稲沢市、弥富市 西尾市
	ふさ ①産出額 11 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 1 位 (36.7%)	③作付面積 79ha ④主な生産地 東海市、知多市、南知多町 愛西市、稲沢市
とうがん	①産出額 5 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 1 位 (71.4%)	③作付面積 31ha ④主な生産地 豊橋市、東海市、田原市
	みかん ①産出額 63 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 7 位 (4.1%)	③結果樹面積 1,310ha ④主な生産地 蒲郡市、東海市、南知多町 知多市、美浜町
ぶどう	①産出額 33 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 7 位 (3.1%)	③結果樹面積 479ha ④主な生産地 大府市、東浦町、東海市 岡崎市、豊橋市
	かき ①産出額 25 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 5 位 (6.0%)	③結果樹面積 1,210ha ④主な生産地 豊橋市、幸田町、新城市 犬山市
いちじく	①産出額 20 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 1 位 (29.4%)	③結果樹面積 139ha ④主な生産地 安城市、碧南市、常滑市 西尾市、豊田市、豊川市
	なし ①産出額 18 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 15 位 (2.3%)	③結果樹面積 384ha ④主な生産地 安城市、豊橋市、豊田市 西尾市、豊川市、幸田町
もも ①産出額 7 億円 ②産出額の全国順位 (シェア) 8 位 (1.5%)	③結果樹面積 208ha ④主な生産地 小牧市、豊田市、犬山市 春日井市	

畜産	豚	①産出額 228億円 ②産出額の全国順位(シェア) 10位(3.9%)	③飼養頭数 349,900頭 ④主な生産地 田原市、豊橋市、西尾市、豊川市、美浜町
	鶏	①産出額 242億円 (うち鶏卵 204億円) ②産出額の全国順位(シェア) 11位(2.9%) (鶏卵 8位(4.3%))	③飼養羽数(採卵鶏) 6,964千羽 ④主な生産地(鶏卵) 田原市、常滑市、豊橋市、岡崎市、新城市
	乳用牛	①産出額 220億円 (うち生乳 200億円) ②産出額の全国順位(シェア) 7位(2.8%) (生乳 7位(2.9%))	③飼養頭数 28,600頭 ④主な生産地 田原市、豊橋市、半田市、西尾市、豊田市
	肉用牛	①産出額 89億円 ②産出額の全国順位(シェア) 19位(1.6%)	③飼養頭数 46,700頭 ④主な生産地 田原市、豊橋市、半田市、新城市、豊田市
	うずら卵	①産出額 30億円 ②産出額の全国順位(シェア) 1位(69.8%)	③飼養羽数 2,751千羽 ④主な生産地 豊橋市、田原市、常滑市
	名古屋コーチン	①産出額 12億円 ②産出額の全国順位 1位	③飼養羽数 約300千羽 ④主な生産地 豊橋市、田原市、高浜市、豊田市

(出典：公益財団法人愛知県農業振興基金 「よくわかるあいちの農業2015」)

(2) 愛知県の農業産出額について

本県の農業の動向を、県農林水産部農林政策課が作成した「動向調査資料 No160農業の動き」及び公益財団法人愛知県農業振興基金が作成した「よくわかるあいちの農業」に基づき記述する。なお、いずれも平成25年の数値である。

花き	ぎんなん	①生産量 238t ②生産量の全国順位(シェア) 2位(22.1%)	③栽培面積 63ha ④主な生産地 稲沢市
	茶	①産出額 20億円 ②産出額の全国順位(シェア) 7位(2.1%)	③栽培面積 587ha ④主な生産地 西尾市、新城市、豊田市、豊橋市、田原市
	さく	①産出額 213億円 ②産出額の全国順位(シェア) 1位(32.6%)	③作付面積 1,295ha ④主な生産地 田原市、豊川市
	洋らん(鉢)	①産出額 63億円 ②産出額の全国順位(シェア) 1位(20.3%)	③収穫面積 50ha ④主な生産地 豊橋市、西尾市、東海市、南知多町、東浦町、豊田市、碧南市
	観葉植物(鉢)	①産出額 42億円 ②産出額の全国順位(シェア) 1位(34.1%)	③収穫面積 98ha ④主な生産地 田原市、西尾市、岡崎市、豊橋市、南知多町
	ばら	①産出額 25億円 ②産出額の全国順位(シェア) 1位(13.4%)	③作付面積 51ha ④主な生産地 豊川市、田原市、西尾市、豊橋市
花き	花き苗類	①産出額 24億円 ②産出額の全国順位(シェア) 2位(7.4%)	③作付面積 127ha ④主な生産地 一宮市、春日井市、稲沢市、田原市、愛西市、南知多町
	カーネーション	①産出額 19億円 ②産出額の全国順位(シェア) 2位(14.8%)	③作付面積 52ha ④主な生産地 西尾市、田原市、碧南市
	シクラメン(鉢)	①産出額 10億円 ②産出額の全国順位(シェア) 2位(10.9%)	③収穫面積 22ha ④主な生産地 豊川市、田原市、設楽町、稲沢市、豊橋市

① 農業産出額について

県の農業産出額の順位は、常に全国10位以内であり、3,000億円程度の産出額を有する3番手グループに位置している。平成25年の産出額は、3,084億円で前年に比べ9億円（0.3%）増加し、全国第7位であった。品目別にみると、米が価格の下落により46億円（12.9%）減少する一方で、野菜がキヤベツなどの価格上昇により12億円（1.1%）増加するとともに、花きが景気回復による需要拡大などにより12億円（2.1%）増加している。

＜平成25年次の農業産出額＞

区分	農業算出額（億円）
米・麦・雑穀・豆類・いも類	346
花き	571
野菜・果実	1,277
畜産	815
その他	75
計	3,084

＜農業産出額の全国順位＞

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	（億円）
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	10,705
第2位	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	4,356
第3位	千葉	千葉	千葉	鹿児島	千葉	千葉	4,141
第4位	鹿児島	鹿児島	鹿児島	千葉	鹿児島	鹿児島	4,109
第5位	宮崎	宮崎	熊本	熊本	熊本	熊本	3,250
第6位	愛知	熊本	愛知	愛知	愛知	宮崎	3,213
第7位	熊本	愛知	宮崎	宮崎	愛知	愛知	3,084
第8位	青森	青森	青森	青森	栃木	青森	2,835
第9位	新潟	栃木	新潟	新潟	新潟	栃木	2,690
第10位	栃木	新潟	栃木	栃木	青森	新潟	2,671

（出典：生産農業所得統計）

② 農業産出額の品目別順位について

品目別順位をみると、花きが全国第1位（前年度第1位）、野菜が第5位（同第5位）、麦類が第7位（同第8位）、乳用牛が第7位（同第7位）、鶏卵が第8位（同第6位）と園芸、畜産部門は全国でも上位を占めている。なお、耕作

全体では第4位、畜産全体では第10位となっている。

＜農業産出額（平成25年）の品目別順位＞

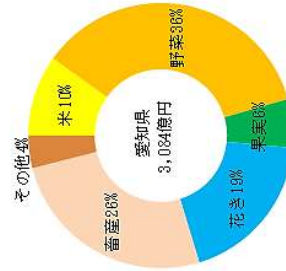
区分	米	野菜	果実	花き	工業農作物	肉用牛	乳用牛	豚	鶏卵
第1位	新潟	北海道	青森	愛知	北海道	鹿児島	北海道	鹿児島	茨城
第2位	北海道	栃木	山形	千葉	鹿児島	北海道	栃木	宮崎	千葉
第3位	秋田	福岡	和歌山	福岡	静岡	宮崎	熊本	岩手	鹿児島
第4位	茨城	佐賀	長野	静岡	沖縄	熊本	群馬	茨城	広島
第5位	山形	群馬	愛知	埼玉	熊本	宮崎	千葉	北海道	岡山
第6位	宮城	埼玉	愛媛	長野	群馬	岩手	群馬	青森	新潟
第7位	福島	愛知	熊本	茨城	宮崎	長崎	愛知	北海道	北海道
愛知	20位	7位	12位	1位	16位	19位	7位	10位	8位
平成24年	20位	8位	12位	1位	16位	18位	7位	10位	6位

（出典：生産農業所得統計）

③ 農業産出額の作目別構成比について

本県と全国の農業産出額の作目別構成比については、以下のとおりである。

＜愛知県＞



＜全国＞



県と全国の状況を比較すると野菜や花きの産出額の割合が高く、果実を加えた園芸部門（野菜、果実、花き）は産出額の61%を占め、全国の39%より

<農業の主要指標>

指標	愛知県	全国シェア (全国平均)	順位	調査年月
総農家数	84,028戸	3.3%	6	平成22年2月
販売農家数	43,599戸	2.7%	16	平成22年2月
主業農家数	10,128戸	2.8%	16	平成22年2月
専業農家	10,024戸	2.2%	21	平成22年2月
基幹的農業従事者数	66,861人	3.3%	9	平成22年2月
耕地面積	77,900ha	1.7%	16	平成25年7月
500万円以上 家族経営体数	9,565戸	3.9%	5	平成22年2月
1,500万円以上 家族経営体数	4,473戸	5.4%	2	平成22年2月
農業産出額	3,084億円	3.6%	7	平成25年
生産農業所得	939億円	3.2%	9	平成25年
販売農家1戸当たり 生産農業所得	2,154千円	(1,803千円)	12	平成25年
総農家1戸当たり 耕地面積	92.7a	(179.5a)	35	平成25年
耕地10a当たり 生産農業所得	121千円	(65千円)	3	平成25年

(出典：農林業センサス、耕地面積調査、生産農業所得統計)

上表より、県農業の主要指標に関する全国シェアをみると、総農家数3.3%、販売農家数2.7%、基幹的農業従事者数3.3%、耕地面積1.7%、農業産出額3.6%、生産農業所得3.2%で、いずれの指標も2~4%前後を占めている。

また、総農家1戸当たりの平均耕地面積は92.7aであり、全国平均の179.5aと比べると約半分であるが、耕地10a当たりの生産農業所得は全国第3位の121千円と全国平均の1.9倍となっている。

これは、県農業の特徴である農業産出額に占める野菜、花き、果実等の園芸部門の割合が高いため施設での生産が多いことや各品目において生産性の高い農業が展開されていることを示している。

22ポイント高くなっている。  
これは、渥美半島の菊の電照栽培に代表されるように、ガラス温室やビニルハウスを利用した施設園芸が盛んであり花き産出額が全国第1位であること、温暖な気候と大消費地に近いといった恵まれた立地条件より、キャベツやトマト等の生産が盛んであり野菜の産出額が全国第5位であること等の県農業の特徴を顕著に示した結果といえる。

④ 畜産の農業産出額について

畜産の農業産出額は農業全体の約26%を占め、全国第10位と有数の畜産県でもある。

県の畜産が発展したのは、①名古屋市を始めとする大消費地を控えている。②古くから穀物を利用した醸造業や食品産業が盛んで、これらから排出される食品副産物を飼料として有効活用できる環境にある。③名古屋港や三河港という良港に恵まれ、多くの配合飼料工場が立地し、流通飼料が比較的好条件で入手できる等の要因が挙げられる(出典：あいちのちくさん'15)。

なお、県の平成25年次の農業産出額の内訳は以下のとおりである。

<平成25年次の農業産出額のうち畜産の内訳>

畜産の内訳	農業産出額(億円)	割合(%)
乳用牛	220	27
肉用牛	89	11
豚	228	28
鶏卵・ブロイラー	242	30
その他	36	3
計	815	100

(出典：農林水産省生産農業所得)

(3) 愛知県の農業の主要指標について

① 農業の主要指標について

県の農業の主要指標に関する全国シェア、全国平均及び全国順位は、次表のとおりである。

② 専業別農家・自給的農家の割合について

＜愛知県＞



＜全国＞



県の総農家数は84,028戸で全国第6位であるが、農家率（総世帯数に占める総農家戸数の割合）は2.9%で、全国の4.9%に比べて低水準となっている。また、本県の特徴として、全国に比べて農産物をほとんど販売しない自給的農家の割合が多くなっていることが挙げられる。

③ 耕地面積及び耕作放棄地面積について

県の耕地面積及び耕作放棄地（荒廃農地）面積は、下表のとおりとなっている。

調査年	耕地面積 (ha)		耕作放棄地面積 (ha)				割合 (%)	
	A		B				B÷A	
	全国	愛知県	全国	都府県	愛知県	全国	愛知県	
平成7年	5,038,000	3,837,000	244,314	231,305	6,791	4.8	6.0	7.7
平成12年	4,830,000	3,646,000	342,789	327,367	8,532	7.1	9.0	10.0
平成17年	4,692,000	3,523,000	385,791	366,321	8,911	8.2	10.4	10.6
平成22年	4,593,000	3,436,000	395,981	378,348	8,378	8.6	11.0	10.6

（出典：農林水産省統計部公表 耕地及び作付面積統計・農林業センサス）

＜荒廃農地の面積＞

年度	再生利用が可能な荒廃農地 (A)		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 (B)		うち非農地判断済農地は除く (C)		荒廃農地面積計 (A+B)		耕地面積 (D)	(A+B)/D
	農用地区域	農用地	農用地区域	農用地	農用地区域	農用地	農用地区域	農用地		
平成23年度	3,384	1,889	2,604	202	1,593	202	5,988	2,092	78,600	7.6%
平成24年度	3,310	1,772	2,450	256	1,486	253	5,761	2,028	78,300	7.4%
平成25年度	2,912	1,493	2,964	278	1,920	215	5,876	1,771	77,900	7.5%
平成26年度	2,774	1,452	2,377	222	1,607	218	5,150	1,675	77,400	6.7%

注1 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「板根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のことをいう。

注3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土壌を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のことをいう。

注4 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」には非農地通知を発出したものを含まない。  
注5 耕地面積は、農林水産省「面積調査」による。

県は全国有数の農業県ではあるが、県においても農家の高齢化が進展しており、また後継者がいない農家も多い。そのため、近い将来に多数の農家の離農が発生し、耕作放棄地が著しく増加するおそれがある。耕作放棄地を再び豊かな農産物を生み出す農地に回復させることは非常に困難であり、県の農業にとって将来にわたり大きな損失となる。

(4) 愛知県の農業の直近の動向について

① 主要農産物の直近の動向について

直近5年間の県の主要な農産物の産出額と全国に占める産出額の割合は以下のとおり、いずれの作目においてもほぼ横ばいで推移している。

＜主要家畜の飼養動向＞

(単位：戸、頭、千羽)

	平成22年 2月1日	平成23年 2月1日	平成24年 2月1日	平成25年 2月1日	平成26年 2月1日
飼養戸数	427	404	397	387	373
飼養頭数	32,100	31,100	30,700	30,000	28,600
1戸当たり飼養頭数	75.2	77.0	77.3	77.5	76.7
肉用牛	442	414	408	398	395
飼養頭数	56,200	53,200	52,600	50,000	46,700
1戸当たり飼養頭数	127.1	128.5	128.9	125.6	118.2
豚	-	242	232	224	219
飼養頭数	-	364,800	351,800	350,700	349,900
1戸当たり飼養頭数	-	1,507.4	1,516.4	1,565.6	1,597.7
鶏	-	205	195	186	173
飼養頭数	-	9,618	9,934	9,256	9,052
採卵鶏	-	7,237	7,843	7,182	6,964
飼養頭数	-	35.3	40.2	38.6	40.3
1戸当たり成鶏めす羽数	-	-	-	-	-

(出典：畜産基本調査、畜産統計(農林水産省統計部))

生産出荷動向は減少傾向にあるものの大きな変化はない。一方、飼養動向については、飼養戸数及び飼養頭数がいずれも減少している。

生産出荷や飼養頭数をこれ以上減らさないようにするには、経営コストをいかに抑えて畜産経営を維持していくかが求められる。経営コストにおいては、飼料費の占める割合が高く、為替相場等に影響を受ける近年輸入飼料に依存した畜産経営を国内飼料に立脚した畜産経営に転換させ飼料自給率の向上を図ることが課題となってきた。

＜主要農産物の生産出荷動向＞

(単位：億円、%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
産出額	323	250	326	356	310
割合	1.8	1.6	1.8	1.7	1.7
産出割合	1.3	1.4	1.0	1.3	1.6
割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豆類	6	10	7	10	16
割合	0.8	1.6	1.2	1.5	2.4
いも類	17	18	14	12	13
割合	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7
野菜	1,039	1,114	1,035	1,090	1,102
割合	5.0	5.0	4.8	5.0	4.9
果実	202	178	169	176	175
割合	2.9	2.4	2.3	2.4	2.3
花き	554	533	526	559	571
割合	15.8	15.2	15.6	16.2	16.4
その他	68	69	69	67	70
割合	-	-	-	-	-
計	2,219	2,178	2,150	2,276	2,265
割合	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0

(出典：生産農業所得統計(農林水産省))

② 畜産業の直近の動向について

直近5年間の県の主要畜産物の生産出荷動向と主要家畜の飼養動向は以下のとおりである。

＜主要畜産物の生産出荷動向＞

(単位：t、頭、千羽)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
生乳生産量 a	218,312	207,023	199,461	202,266	197,298
生乳	23,319	26,037	24,933	24,041	23,950
県外への移出量 b	106,745	89,092	92,657	83,434	68,632
県内処理量 a-b+c	206,738	210,083	207,185	216,659	211,980
と畜頭数	25,487	25,312	25,030	24,359	22,526
肉豚(頭)	547,169	553,145	541,925	546,845	544,444
食肉と畜量(枝肉)	11,371	11,324	11,256	11,101	10,163
食肉と畜量(枝肉)	42,213	42,541	41,892	42,278	42,088
食肉と畜量(処理量)	18,789	21,040	20,458	20,924	21,036
食肉と畜量(処理量)	12,117	11,371	11,532	11,813	12,845
生産量	115,745	106,579	102,204	108,317	105,376
出荷量	115,121	106,316	102,044	108,117	105,197

(出典：牛乳・乳製品統計調査、畜産物流通統計(農林水産省統計部))



6. 愛知県における水産業の状況

(1) 愛知県の水産業の主要指標

区分	単位	愛知県		全国	備考
		20年(2008)	25年(2013)		
海面漁業経営体(A)	経営体	2,530	2,348	94,507	% 漁業センサス(*1)
海面個人経営体(B)	経営体	2,404	2,261	89,470	% 漁業センサス(*1)
(漁業経営体/A)	%	95	96	95	-
海面漁業世帯員数	人	9,663	8,704	284,948	77.5 漁業センサス(*1)
海面漁業就業者数	人	4,964	4,319	180,985	81.6 漁業センサス(*1)
内水面養殖経営体	経営体	341	290	3,129	83.1 漁業センサス(*1)
漁船総隻数	隻	6,126	5,396	262,742	85.7 漁船統計表
海水動力力船	隻	5,848	5,125	248,516	85.9 漁船統計表
海水無動力力船	隻	86	53	4,501	92.4 漁船統計表
淡水動力力船	隻	122	101	6,209	73.7 漁船統計表
淡水無動力力船	隻	70	117	3,516	91.7 漁船統計表
漁業総生産量	t	119,832	101,180	4,791,353	85.7 全国値には補綴を含む
海面漁業	t	90,301	81,039	3,733,824	85.4
海面養殖業	t	21,968	15,338	996,331	86.9
(のり生産枚数)	千枚	575,609	394,118	8,132,540	92.8
内水面漁業	t	281	422	30,702	94.1 愛知県は県水産課調
内水面養殖業	t	7,282	4,381	30,496	76.2 さんぎよは含まない
さんぎよ	千尾	14,933	10,815	72.4	- 県水産課調べ(*2)
漁業総生産額	百万円	40,180	33,533	1,439,370	88.4 全国値には補綴を含む
海面漁業	百万円	20,308	16,504	947,800	84.3
海面養殖業	百万円	5,661	3,670	405,894	97.2
内水面漁業	百万円	545	508	16,943	70.8
内水面養殖業	百万円	13,666	12,851	68,733	112.3 愛知県はさんぎよ(県水産課調べ)を含む

農林水産統計(稼働量調査、海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査)

(\*1): 19年から漁業センサス年での公表となった。

(\*2): 前年12月1日から当該年11月30日までの集計値。

(\*3): 少数第1位を四捨五入することにより、合計値と一致しないことがある。

(\*4): 愛知県の内水面の生産額については、県水産課が全国平均単産を基に推計した。

(出典: 愛知県農林水産部水産課「水産業の動き 2015」1 ページ)

いる。

遠洋や沖合によるような大規模な漁船は少なく、総漁獲量では全国で中位程度であるが、全国一の漁獲量であるあさり類を始め、全国上位を占める魚種が多く、様々な漁業種類により多様な魚介類が漁獲されるなど、特色ある水産業が営まれている。

内水面では、木曽川、矢作川、豊川等を中心に、釣りを中心とした漁業や遊漁が行われており、西尾市を中心としたうなぎ養殖業、豊川市を中心としたあゆ養殖業、弥富市を中心としたきんぎょ養殖業といった養殖業も盛んである。

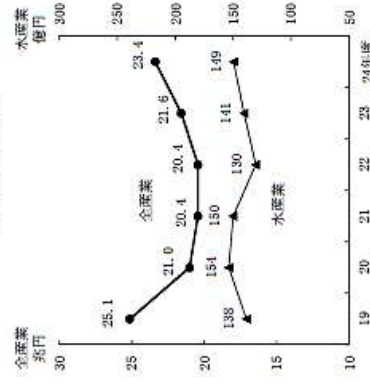
(2) 県内産業の中の水産業について

① 水産業の純生産額

あいちの県民経済計算によると、平成24年度の県内全産業の純生産額は23兆3,785億円で、前年度に比べ8.3%増加した。

このうち水産業は約149億円で前年度に比べ6.4%増加し、全産業に占める割合は0.06%、第1次産業に占める割合は13.3%となっている。

純生産額の推移



(出典: 愛知県農林水産部水産課「水産業の動き 2015」2 ページ)

② 水産業就業者

あいちの県民経済計算によると、平成24年度の全産業の就業者数(従業地ベース)は3,906千人で前年度に比べ0.5%減少にとどまっているが、第1次

(3) 愛知県の水産業の全国位置について

海面漁業・養殖業において本県の生産量は全国で第17位（秘匿値のある都府県を除く）、生産額は第20位（秘匿値のある都府県を除く）となっているが、多くの漁業種類や魚種で上位を占めているのが特色である。

愛知県水産業の全国順位(25年)

海面漁業・養殖業生産量*1		海面漁業・養殖業総生産額*2	
順位	県名	順位	県名
全国	4,730,155	全国	13,537
1位	北海道	1位	北海道
2位	長崎県	2位	長崎県
3位	静岡県	3位	愛媛県
4位	三重県	4位	鹿児島県
5位	宮城県	5位	宮城県
6位	青森県	6位	静岡県
7位	千葉県	7位	高知県
8位	愛媛県	8位	三重県
9位	鹿児島県	9位	青森県
10位	広島県	10位	兵庫県
17位	愛知県	20位	愛知県

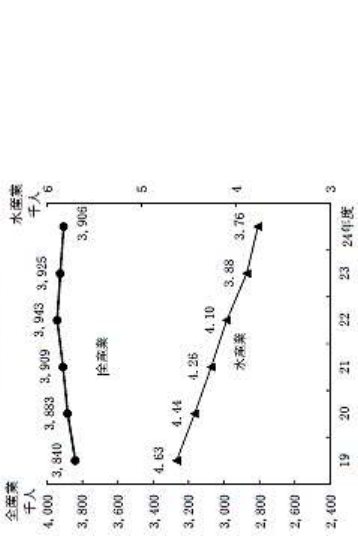
\*1: 福島県、茨城県、東京都は秘匿値が含まれるため順位から除外した。  
\*2: 山形県、福島県、茨城県、東京都は秘匿値が含まれるため順位から除外した。

(資料) 海面漁業生産統計調査  
(出典：愛知県農林水産部水産課「水産業の動き2015」3ページ)

漁業種類別では、小型底びき網、船びき網、採貝・採藻等が盛んで、これらの生産量は全国的にもトップレベルにある。  
魚種別では、がざみ類、あさり類、あゆ養殖が第1位、かたくちいわし、くろだい・へだい、くるまえび、うなぎ養殖、きんぎょ養殖が第2位、しらす、すずき類が第3位となっている。全国シェアでは、あさり類が69.7%と突出して高く、うなぎ養殖が22.1%、あゆ養殖が20.1%、がざみ類が17.7%と高くなっている。

産業は70.9千人で前年度に比べ5.4%の減少となっている。  
このうち水産業の就業者数は3,76千人で、前年度に比べ3.0%減少しており、水産業就業者数の全産業に占める割合は0.10%、第1次産業に占める割合は5.3%となっている。

就業者数の推移

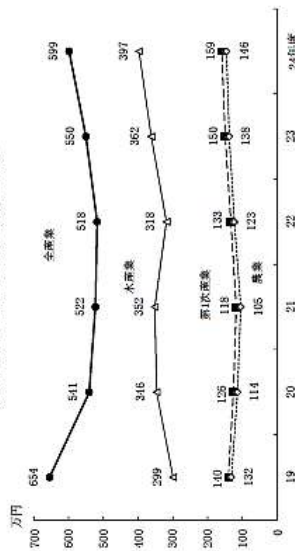


(出典：愛知県農林水産部水産課「水産業の動き2015」2ページ)

③ 水産業就業者1人当たりの純生産額

平成24年度の全産業の就業者1人当たりの純生産額は前年度より8.9%増の599万円となっている。  
一方、水産業では前年度より9.7%増の397万円となっており、第1次産業全体の159万円の約2.5倍、農業の146万円の約2.7倍となっている。

就業者1人当たりの純生産額の推移



(出典：愛知県農林水産部水産課「水産業の動き2015」2ページ)

さらに、水産物に対する経済的付加価値を創出することにより漁業者が価格主導権を掌握できるか否かが問題となる。

7. 愛知県における林業の状況

(1) 愛知県の森林・林業・木材の主要指標

Table with 10 columns: 区分 (Category), 単位 (Unit), 20年(2008), 25年(2013), 20年(2008), 25年(2013), 20年(2008), 25年(2013), 20年(2008), 25年(2013), 備考 (Remarks). Rows include land area, forest area, forest stock, and production metrics.

Table titled '主要な漁業種類・品目の全国順位(25年)' showing national rankings for various fisheries and products in 2015. Columns include product name, 1st place, 2nd place, 3rd place, 4th place, 5th place, and national total.

注)さんざる養殖は県水産課調べ。愛知県さんざるは、24年12月1日から25年11月30日までの累計値のため、県単比較はできない。(資料 海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査、県水産課調べ)

(出典：愛知県農林水産部水産課「水産業の動き 2015」3ページ)

県の水産業においては、限られた水産資源をいかに持続的に有効利用するかということが課題となっている。

県の海面漁業漁獲量は、マイワシの漁獲量が多かつた1980年代との比でみると減少しているが、マイワシを除くと概ね6万トン前後で安定している。また、海外からの安価な輸入水産物との競争や、一定の価格で供給することを求める量販店が小売業の中心となり価格形成に影響を及ぼしていること等により魚価が伸び悩んでいる。さらに、漁業関係資材や燃油価格の高騰もあり、漁業者の多くは厳しい経営となっている。

よって、今後は県の水産資源を持続的に利用し、引き続き安定的に海面漁業漁獲量を維持するために科学的データの蓄積に努め、これに基づいて適切に資源管理することが必要である。

(2) 県内産業の中の森林・林業・木材産業について

① 森林面積

「土地に関する統計年報（平成25年版）」によると、県土面積の51万6千haにおける森林面積は、その42%を占める21万9千haとなっている。

② 林業の純生産額

「あいちの県民経済計算」によれば、平成24年度の県内全産業の純生産額は23兆4千億円で、前年度に比べ、8.3%増加している。産業別にみると、第一次産業では0.6%の増加、第二次産業は19.8%の増加、第三次産業は1.4%の増加となっている。

林業の純生産額は4.8億円で全産業に占める割合は0.002%、第一次産業に占める割合は0.4%となっている。

また、「工業統計調査」によれば、木材・木製品製造業（家具を除く、従業員4人以上の事業所、以下同じ）の平成24年次の県内製造品出荷額は1,315億円、前年に比べ8.3%減少、付加価値額は422億円、同18.0%減少となり、県の全製造業に占める割合は、それぞれ0.3%、0.4%となっている。

③ 林業従事者及び木材産業従事者

「林業労働者就労動向調査」によれば、平成25年次の林業従事者は、539人で前回調査（20年次）に比べ8%の減少となっている。

また、「工業統計調査」によれば、木材・木製品製造業の平成25年次の従業員数は4,957人で前年に比べ0.1%の減少、全製造業に占める割合は0.6%となっている。

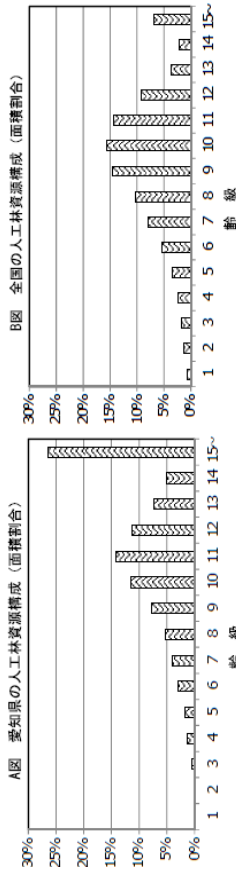
(3) 愛知県の森林・林業・木材産業の全国位置について

① 森林資源

本県は219,072haの森林を有し、そのうち私有林が207,367haである。地域森林計画対象森林の人工林率は63.6%と全国平均の45.8%を大きく上回り、全国第3位である。

人工林は、主伐の対象となる10歳級以上（46年生以上）の面積が76.1%と

全国の52.1%に比べて大きい割合を占め、資源の成熟が進んでいる。  
なお、人工林の蓄積は3,699万㎡で、1ha当たりの平均蓄積は281㎡となっている。



注：全国、愛知県とも私有林(地域森林計画対象森林)。愛知県は林業調査資料(26年3月31日現在)。全国は林野庁業務資料(24年3月31日現在)。

(出典：愛知県農林水産部林務課「林業の動き 2015」3ページ)

② 林業産出額

平成25年次の本県の林業産出額は25.7億円で前年の26.0億円から0.3億円の減少となった。

部門別にみると、木材生産は前年の18.5億円から3.8%増加し19.2億円となったほか、栽培きのこ類は7.3億円から13.7%減少し、6.3億円となっている。

C表 林業産出額

順位	25年次	(億円)
1位	長野県	(537)
2位	北海道	(460)
3位	新潟県	(415)
4位	岩手県	(212)
5位	宮崎県	(209)
35位	愛知県	(26)

資料：農林水産省統計部「生産林業所得統計報告書」

(出典：愛知県農林水産部林務課「林業の動き 2015」3ページ)

第3 外部監査の結果－総合的事項－

ここでは、今回の包括外部監査により記載する個別の監査結果を踏まえ、本県の農林水産業をさらに活性化する方策等について意見を述べることとする。

1. 食と緑の基本計画2015について

(1) 目標設定について (意見)

食と緑の基本計画2015(以下、「基本計画」という。)の達成に向けて、県は、県民、生産者などと役割分担・協働・連携の下で施策を推進するとともに、取組状況の進捗管理のため、中間年度及び最終年度において目標の達成状況を確認し評価を行うこととなっており、中間年度評価がすでに公表されている。

監査の結果、以下のように、①目標自体の設定の妥当性に課題のあるもの、②目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの、③目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるものが以下のとおり見受けられたため、今後の基本計画における施策目標の設定及び施策の推進に当たり検討されたい。

① 目標自体の設定の妥当性に課題のあるもの

ア. 「県産農林水産物の輸出品目数」

農産物の国内需要は、人口減少により長期的には増大が見込まない状況にある。また、平成27年10月に大筋合意に達した環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の影響に対する懸念が広がっている。しかし、諸外国における関税も引き下げられることから、輸出には追い風の環境となることが見込まれる。よって、県としては、意欲ある生産者等に対する輸出機会の創出に努めていくことが重要であることから、今後の基本計画における施策目標としては、商談件数等、他の指標について検討されたい。

イ. 「漁業生産量」

「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における水産業に係る主要目標とされているが、資源の状況を把握することなく漁業生産量を増加させる目標を立てると乱獲の誘因となり、極限的には水産生物資源の維

③ 木材産業

本県は東海地方の集散地であったことや、大きな木材港があったこと、大消費地を控えていたことなどから、木材の流通・加工の拠点となっており、特に木製品の出荷額は全国的に上位にある。

平成25年次の木材・木製品出荷額は、147,377百万円と、全国4位の位置にあり、全国シェアの6.0%を占めている。

また、平成25年次の製材工場数(143工場)は、全国14位で、製材品出荷量は85千㎡となっている。

D表 木材・木製品出荷額(百万円)

順位	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1位	静岡県(184,248)	北海道(145,121)	静岡県(161,855)	静岡県(153,468)	静岡県(154,524)	静岡県(175,096)
2位	愛知県(175,394)	愛知県(138,325)	愛知県(144,831)	北海道(150,220)	北海道(139,691)	茨城県(157,467)
3位	北海道(165,734)	静岡県(120,153)	北海道(133,000)	愛知県(143,412)	愛知県(131,517)	北海道(147,555)
4位	広島県(135,276)	茨城県(119,057)	茨城県(124,601)	広島県(118,502)	茨城県(128,454)	愛知県(147,377)
5位	茨城県(129,628)	大塚府(100,376)	大塚府(102,078)	大塚府(116,432)	大塚府(106,258)	広島県(132,707)

資料：経済産業省調査統計部「工業統計調査(産業編)」

(23年次は「平成24年経済センサス-活動調査(産業編)」)

(出典：愛知県農林水産部林務課「林業の動き2015」3ページ)

域の産物の活用割合を向上させるためには、学校と地域の農業関係者等との連携・協力体制の構築を今以上に促進することが望まれる。

## (2) 基本計画における関係団体との役割分担について (意 見)

基本計画に掲げる目標は、主要目標も施策目標も、県や市町村といった地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどである。県内には様々な農林水産業関係団体があり、その他にも多様な団体が農林水産業の施策と関連している。県には、これらの団体と連携・協力して基本計画に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある、円滑に各施策が推進されるよう総合調整の機能を発揮することが期待される。

こうしたことから、多様な関係団体それぞれが主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進捗管理の実施について検討されたい。

## 2. 県産農産物の高付加価値化の取組について

### (1) 健康増進の観点を踏まえた県産野菜の消費拡大について (意 見)

県の平成26年度包括外部監査の結果報告書(236～238ページ)に記載のとおり、本県の健康寿命は全国の都道府県の中でも有数であるが、1日当たり野菜の摂取量が男女とも全国最下位である。

また、三大死因の一つであるがん(悪性新生物)の性別・部位別の年齢調整死亡率は、「気管、気管支及び肺」が男女とも全国平均より死亡率が高く、また女性の「胃」「直腸S状結腸移行部」「悪性リンパ腫」「大腸」では、やや死亡率が高い傾向がある(下表参照)。

持に支障を来す場合も考えられる。また、過当競争を発生させ、適正サイズでの捕獲を阻害する要因となる可能性もある。「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における主要目標は、水産業振興が漁業経営の安定を目的としていることから、将来的には「漁業生産額」とすることを検討されたい。

### ウ. 「効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保」

実績値は、国の漁業センサスという調査統計によるのみ把握されるが、この調査は5年に1度発表されるもの(直近は平成25年)であり、最終年度の平成27年度は発表されないうえ、実績値が把握されない。施策目標の趣旨自体は妥当なものと考えられるが、その達成状況の管理の面では設定の妥当性に疑問が残る。今後の計画策定においては、年度毎に実績値を把握して進捗管理できる指標を検討されたい。

## ② 目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの

### ア. 「新規農業就業者の確保」

新規就業者のすべてが基幹経営体になる前提で目標値が設定されているが、実際にはすべての就業者が基幹経営体になれるわけではないため、現行目標よりも多くの新規就業者を確保する必要がある。よって、今後の基本計画策定においては改善を検討されたい。

## ③ 目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるもの

### ア. 「農林漁業体験学習に取り組み小学校の割合」

小学校と地域の農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアとの連携が不可欠であり、農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

## イ. 「学校給食における地域の産物を活用する割合」

学校給食において地域の産物を利用するに当たり、規格・サイズ、価格、安定供給等の課題があるが、これらの課題を解決し、学校給食における地

<愛知県におけるがんの性別・部位別年齢調整死亡率（人口10万人当たり）の都道府県別順位・値の推移（平成22年度～平成25年度）>

Table with columns for gender (男性), age group (30以下), and years (平成22年度 to 平成25年度). Rows list cancer sites like 全部位, 食道, 胃, etc.

Table with columns for gender (女性), age group (30以下), and years (平成22年度 to 平成25年度). Rows list cancer sites like 全部位, 食道, 胃, etc.

(注) 年齢調整死亡率... 人口構成の異なる集団間で死亡率を比較するために、一定の基準人口にあってはめて調整したもの。(情報源：以下同)

一方、食品の持つ機能性が注目されるようになっており、平成27年度から「機能性表示食品」制度が始まっている。機能性表示食品とは、「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することができる食品をいう。



(出典：消費者庁HP「『機能性表示食品』って何？」（平成27年4月））

制度の対象は主にサプリメントや加工食品であるが生鮮食品も含まれており、すでに、本年10月末現在に農林水産省に届出がなされている案件の中にも以下の生鮮食品が含まれている。

Table with columns: 商品名 (Three-day fish), 届出者 (Three-day fish farmers' association), 機能性関与成分名 (β-glucuronidase, chitin), 表示しようとする機能性 (Supporting bone health, contributing to bone health).

大豆インフラボン 子大豆もやし	株式会社サラ ダコスモ	大豆インフラボン	骨の成分を維持する働きに よって、骨の健康に役立つ
--------------------	----------------	----------	------------------------------

(出典：農林水産省ホームページにおける公表情報を一部加工)

こうした状況を踏まえ、野菜の健康増進効果に着目してその機能性をPRすることにより、県産野菜の消費拡大と健康増進の双方を高める取組は有効であると考えられる。

野菜の機能性のアピールにより付加価値を高めるとともに、県民の健康に対する関心を高め、健康的な食生活を普及させる取組により、県産野菜の消費拡大を図り、県内農業への好循環を及ぼし収益力を高める効果が期待できるものと考えられる。

併せて健康的な生活習慣の推進への取組まで実践されれば、県民の健康増進にもつながり、県民の健康寿命をさらに引き上げることにより、医療費負担の抑制にもつながることが期待される。

(2) 地理的表示の登録推進について (意 見)

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」に基づき、地理的表示保護制度が、平成27年6月1日から運用が開始された。

地理的表示保護制度とは、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような名称(地理的表示：GI)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度である。

＜地理的表示保護制度の導入のメリット＞

- ①地域ブランド産品として差別化が図られ、価格に反映される。
- ②不正使用に対して行政が取締りを行うことで、生産者にとっては、訴訟等の負担なく、自分たちのブランドの保護が可能となる。
- ③品質を守るもののみが市場に流通する。
- ④真の日本の特産品の海外展開に寄与する。

地理的表示保護制度を活用することで、愛知県産の農林水産物のブランド力が高まり、農山漁村・地域の活性化や農林水産物・食品の輸出促進につながると考えられる。

地理的表示は地域固有の財産であるという観点から、地域が主体的に取り組む必要があるが、県が地理的表示保護制度について積極的に普及啓発を行

い、より多くの愛知県産農林水産物・食品が地理的表示に登録されるよう、助言、指導、支援を行っていくことが望まれる。

＜地理的表示法に係る登録申請の公示が行われた農林水産物等(平成27年11月5日現在。農林水産省ホームページより)＞

名 称
夕張メロン
江戸崎かぼちゃ
八女伝統本玉露
鹿児島島の壺造り黒酢
あおもりカシス
神戸ビーフ
但馬牛
くまもと県産い草
伊予生糸
市田柿
くまもと県産い草量表
出雲の菜種油

3. 農地の集積・集約化の進展策について (意 見)

今後の本県の農業の方向性としては、意欲ある担い手が大規模に事業展開できるよう農地を「集約」することがより重要であると考えられる。平成26年度から全国で始まった農地中間管理事業について、県は担い手が利用する面積について10年間で35,000haの増加、当面は毎年1,500haの集積を目標としており、そのうち農地中間管理事業による集積目標を1,000haとしているが、平成26年度の貸付決定面積は136haであり、当面の目標の13.6%であった。

県は、出し手からの集積が進まない要因として、JAが実施主体である既存事業の併存、出し手(高齢化等)により離農する方々の貸出希望農地面積の低迷、事業スキームが複雑である点を挙げている。

しかし、制度の周知・啓発がまだ足りていないという要因があると考えられる。当該事業は、農地中間管理機構から業務委託を受けた市町村及びJA等におけるホームページや広報誌への情報掲載、農地所有者を集めた説明会の開催、市町村及びJA等の窓口での相談対応等により行っているが、当該事業の対象は高齢の零細農家が主に想定されることから、わざわざ説明会や窓口に向いてそうした情報を収集しようとする農地所有者は多くはないという事情が考え



「法人経営には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の面で、効率的かつ安定的な農業経営に向けてメリットが多い」

県では、認定農業者等に対し重点的に経営支援を行っているが、法人経営への支援として主だった取組は現在なされていない。

農業経営の法人化のメリットを十分に活かすため、県は、農家の法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家を派遣等の取組を推進したい。

**6. 水産資源管理の継続的な努力及び啓発について（意 見）**

平成26年度の水産白書において、諸外国における漁業の現状と我が国漁業について比較・検討している。その分析によれば、我が国においては、燃油代等資材費が高騰している中で漁業コストの低減は容易ではなく、また多くの魚種がすでに漁業対象種となっているため、新しい漁業対象種の開発や他魚種への転換も困難となっている。そのため、我が国漁業は、漁獲量上位国のように新たな漁場や魚種を開拓したり、コスト競争に打ち勝って漁業生産量の増大を目指していくよりも、欧米諸国のように漁業資源の安定性を確保し、これを前提として、持続的な漁業経営が可能となる方策をとることが現実的としている。ただし、我が国は、漁船数、漁獲対象種や漁業種類等が多く、漁業生産構造が複雑であるため、漁業生産構造が単純で、全体的に漁業者の規模も大きいノルウェーやニュージーランドの漁業制度をそのまま我が国漁業に当てはめることは適当ではないとしてもおり、これについては県も同意見である。

しかし、例えば、I Q方式（第4 XVI 水産試験場 2. 試験研究等について（1）②エ. I Q方式について参照）の導入については、ノルウェーやニュージーランドよりもはるかに漁船数が多い我が国では、特に小型漁船に対する取組も含め、十分な検討が必要とされているものの、一部の遠洋・沖合漁業のように漁獲対象種が少数かつある程度特定され、関係漁業者数も比較的少ない漁業に対しては、それほど困難なものではないとしている。

また、適切な資源管理の必要性についても、平成26年度の水産白書によれば、漁業資源の管理は、理論と現実との接点を探る取組でもあり、一つの理論や管理措置がすべての漁業資源や漁業に対する万能策にはなり得ないことに留意する必要がある。漁業資源の性質や海洋環境に加え、漁業の性質や社会経済的状况を総合的に加味した上で、効果的で実施可能な対応をそれぞれのケースごとに検討・実施していくことが求められる。このためには、漁業者、行政

られる。よって、県においては、自ら対象の農家（主として高齢の自給的農家）の方へ向いて当該制度を周知・啓発することに取り組むことが望まれる。

そのためには、例えば、県の各地域農林水産事務所の職員が、集落の公民館等農家が参加しやすい場所で開催される説明会、あるいは戸別訪問等において、直接対面で、制度の周知・啓発を図ることが効果的であると考えられるため、検討されたい。

また、平成28年4月1日施行の農業委員会法改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が各市町村の農業委員会の義務業務として位置づけられた。農地の集約を推進するためには、上記事務に関連して農業委員会との連携を農地中間管理機構とともに積極的に進めていくことが重要であることから、県においては、農地中間管理機構と農業委員会とのネットワークをより活用できるような取組を推進されたい。

**4. 畜産業における経営継承支援策の強化について（意 見）**

本県の畜産業においても、高齢化や後継者不足が課題となっており、中長期的に事業環境が厳しさを増していくことが想定される。よって、畜産業を廃業しようとする農家の施設等の受け皿となる別の担い手とのマッチングの推進の重要性が今後高まると考えられる。

しかし、現状では、畜産業から離農しようとする農家の実態に関する確かな情報が不足しているものと考えられる。

よって、県においては、当該実態を十分に把握したうえで、畜産業におけるマッチング施策を率先して周知・啓発を行うとともに、関係団体と連携した施策の実施についても検討されたい。

**5. 農家の法人化支援施策の強化について（意 見）**

個人経営が大部分を占める農業経営が法人化されれば、経営・財務上のメリットとともに、後継者を親族に限定して考える必要がなくなり、経営が円滑に継承されることに寄与するものと考えられる（下記参照）。

「食糧・農業・農村基本計画（抄）（平成27年3月31日閣議決定）」  
 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策  
 2. （1）①より；

職員、科学者を始めとした関係者の継続的な努力と協力が前提となることはいうまでもないとしている。

県においては、水産課を中心として、水産試験場の海洋資源の試験研究等、また、公益財団法人愛知県水産振興基金による水産資源の維持増大及び漁業者への助成等を通して、資源管理に取り組んでおり、今後も引き続き、漁業者等の関係者と協力して、それぞれのケースごとに効果的で実施可能な対応を総合的に検討・実施することによって、水産資源の適切な管理に努めていくことが望まれる。また、平成26年度の水産白書が、このような取組が、消費者を始めとした一般の方々にも正しく理解されることもますます重要としていることを踏まえて、水産エコラベル等を通じて、資源管理によるメリットを啓発していくことが望まれる。

#### 7. 長期的な視点による森林資源の循環利用について（意 見）

我が国の森林資源は、特に戦後造成された人工林が利用期を迎えつつあり、また、循環利用の観点からは、木材を積極的に収穫（伐採）して、その利用を拡大していくことが求められる状況にある。農林水産大臣が平成26年5月に策定した、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「森林整備保全事業計画」においては、利用可能な育成単層林について、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を推進することにより、齢級構成の平準化と平均林齢の若返りを図るとともに、森林の整備に当たっては、林業・木材産業の成長産業化に向けて、充実した森林資源を積極的に活用しながら、森林の有する多面的機能の発揮を図ることが重要な課題としている。

本県においては、**第2 愛知県における林業の状況**で述べたとおり、人工林は、主伐の対象となる10齢級以上（46年生以上）の面積が76.1%と全国の52.1%と比べて大きい割合を占め、資源の成熟が進んでいることから、齢級構成の平準化と平均林齢の若返りを図ること、充実した森林資源を積極的に活用する必要性は認められる。換言すれば、「植える→育てる→使う→植える」というサイクル、すなわち、森林資源の循環利用を推進する必要がある。

したがって、適切な森林整備が確保されとともに、将来にわたる木材の継続的利用を可能とする、長期的な視点による森林資源の循環利用を推進するために、主伐を含めた木材生産量の目標を設定し、その実施状況の評価していくことが望まれる。

また、これを推進するに当たっては、森林資源という「モノ」だけではなく、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルを回す「ヒト」、すなわち林業労働者の存在も必要である。

しかし、「動向調査資料No.161 林業の動き2015」によれば、本県は、平成25年度の林業労働者は539人、平均年齢は56歳となっている。林業労働者は、平成15年度から平成20年度の減少率が14%、平成20年度から平成25年度の減少率は8%で下げ止まりの兆しを見せているものの、減少に歯止めがかかったとまではいえない状況にある。林業労働者が一人前になるには数年かかるため、このまま減少傾向が継続するようであれば、森林資源の循環利用に支障を来すことが危惧される。

このため、林業労働者の確保についても引き続き検討し、それらの実施状況を評価していくことが望まれる。

#### 8. 農林水産業に係る試験研究について

農林水産業に係る試験研究は、本県農林水産業の試験研究基本計画2015（以下、「現試験研究基本計画」という。）に示す重点研究目標に基づき研究課題を設定している。現試験研究基本計画の策定に当たっては、前試験研究基本計画に定めた重点研究目標ごとに達成状況を検証・評価することにより、各試験研究部門の現状と今後取り組む課題を明確にした上で、「食と緑の基本計画2015」の施策の実現に資するための重点研究目標を農業、林業、水産業の3部門にそれぞれ設定している。また、限られた予算と人員で各研究課題を推進するに当たり、重点化と効率化を図ること、研究成果の迅速な普及を図るとともに技術開発の先導的役割を果たすこと、国、大学、民間等との積極的な連携・協力を進めることを視点に取りまとめている。

研究課題の設定は、県内の関係団体及び機関からの試験研究に対する要望を受け、これを決定しているが、平成26年度においては、農業部門で71、林業部門で14、水産部門で26、合計111の研究課題が設定されている。

設定された研究課題の成果については、外部評価委員による外部評価が実施されている。

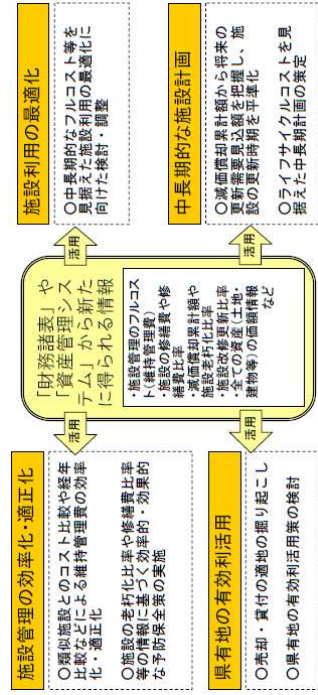
しかし、次の3点について、今後検討等が望まれる事項がある。

#### (1) 研究課題の決定段階における外部評価の実施について（意 見）〔農業総合試験場及び水産試験場〕

農業及び水産業の研究課題の決定段階において、外部からの事前評価は現在のところ実施されていない。研究課題の決定については、各試験研究機関の各部門での検討及び農林水産技術会議の専門分科会（以下、「分科会」という。）での検討を経て決定されているが、一連の研究課題の決定において

9. 管理事業別の資産マネジメントについて（意見）

平成25年3月に県が公表した「愛知県の新たな公会計制度～公会計とマネジメントプロセスの一体改革～」により、数量情報だけでなく資産としての金額情報等を付加した固定資産台帳の整備を行い、すべての資産が数量や金額情報を持つ資産として一元的に管理されることとなった。県は、固定資産台帳やその他の財務情報を有効に活用し、今後、資産マネジメントの実践に取り組んでいくこととしている。



（出典：『愛知県の新たな公会計制度～公会計とマネジメントプロセスの一体改革～』第4章3（2）より）

また、財務諸表の活用により組織のマネジメント力強化につなげていくため、組織の「責任と権限」の観点からマネジメントに適した単位として「管理事業」を新設し、会計別・部局別・管理事業別の財務諸表を作成することとした。上記に則り、平成26年度において、平成25年度財務諸表が会計別・部局別・管理事業別に公表された。

そこで、平成25年度における農林水産部の財務諸表（一般会計）を元、事業用資産及びインフラ資産のうち主な償却性資産（取得価額10億円以上の科目）の施設老朽化率を算定したところ、次表のような状況であった。なお、施設老朽化率は、減価償却累計額が取得価額に占める割合として算定したものである。

は、専門知識を有した第三者もしくは研究当事者以外の第三者の視点が入っていない。

研究課題の決定に際して、専門知識を有した第三者の意見を求めることは、研究を効果的かつ効率的に進める上で有用な情報入手する機会となるため、研究課題を決定するプロセスにおいても、分科会に研究当事者以外の第三者の参画を求めること等により、事前の外部評価の実施を行うことを検討された。

(2) 外部評価の対象について（意見）【農業総合試験場】

農業総合試験場においては、年度ごとに設定される研究課題数は70件程度で推移している一方で、平成26年度の外部評価件数は5件となっている。

外部評価は、農業総合試験場が事前に10件程度の研究課題を提出し、その中から外部評価委員がサンプリングし評価を実施しており、現状では、農業総合試験場が提出した限られた研究課題から外部評価対象が選定されている。

しかし、外部評価は、外部評価委員が自ら評価する研究課題を選定し、第三者の視点から研究課題の事後評価を実施することが本来の趣旨であることから、研究課題の一覧の中から外部評価委員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更されることを検討されたい。

(3) 外部資金による試験費の安定的な獲得について（意見）【水産試験場及び森林・林業技術センター】

現試験研究基本計画は、限られた予算と人員で各研究課題を推進するに当たり、国、大学、民間等との積極的な連携・協力を進めることを視点に取りまとめられている。そのため、平成26年度の水産試験場の試験費4,164万円のうち、一般財源は154万円、また、森林・林業技術センターの試験費1,583万円のうち、一般財源は164万円であり、ほとんどは諸収入等の外部資金で賄っている。

今後も試験研究を確実に実施するためには、外部資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要がある、研究全体の企画調整・進行管理能力等のノウハウを蓄積していくことが望まれる。

(単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	40,661,420	△ 29,872,496	10,788,923	73.5%
工作物	10,824,367	△ 7,864,172	2,960,195	72.7%
船舶	1,094,278	△ 789,136	305,141	72.1%
インフラ資産				
工作物	13,757,766	△ 5,546,984	8,210,782	40.3%
合計	66,337,831	△ 44,072,788	22,265,041	66.4%

(※) 老朽化率 = 減価償却累計額 / 取得価額

事業用資産である建物、工作物及び船舶は、いずれも7割を超えていることから、農林水産部で所管するこれらの資産が全体として老朽化がかなり進行した状態にあることが分かる。

さらに、管理事業別財務諸表を元に、上記科目に係る資産の取得価額が合計3億円以上の管理事業について同様に老朽化率を算定したところ、以下の各表のとおりであった。

【家畜保健衛生事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	784,754	△ 639,676	145,078	81.5%
工作物	245,154	△ 191,249	53,905	78.0%
合計	1,029,908	△ 830,925	198,983	80.7%

【農地防災事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	241,986	△ 198,311	43,674	82.0%
工作物	86,966	△ 66,811	20,155	76.8%
インフラ資産				
工作物	12,381,082	△ 4,462,449	7,918,633	36.0%
合計	12,710,034	△ 4,727,571	7,982,462	37.2%

【土地改良諸事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	1,150	△ 1,150	0	100.0%
インフラ資産				
工作物	1,376,684	△ 1,084,534	292,149	78.8%
合計	1,377,834	△ 1,085,684	292,149	78.8%

【あいち海上の森センター管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	1,042,277	△ 310,591	731,686	29.8%
工作物	209,387	△ 37,806	171,580	18.1%
合計	1,251,664	△ 348,397	903,266	27.8%

【緑化センター管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	1,801,660	△ 1,794,436	7,224	99.6%
工作物	760,921	△ 639,440	121,481	84.0%
合計	2,562,581	△ 2,433,876	128,705	95.0%

【植木センター管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	439,039	△ 274,990	164,048	62.6%
工作物	48,255	△ 47,919	336	99.3%
合計	487,294	△ 322,909	164,384	66.3%

【森林・林業技術センター管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	1,266,143	△ 848,075	418,068	67.0%
工作物	299,747	△ 216,158	83,588	72.1%
合計	1,565,890	△ 1,064,233	501,656	68.0%

【農林水産事務所管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	1,894,867	△ 1,690,398	204,469	89.2%
工作物	316,287	△ 273,405	42,881	86.4%
合計	2,211,154	△ 1,963,803	247,350	88.8%

【農業大学校管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	5,290,564	△ 3,590,523	1,700,040	67.9%
工作物	723,133	△ 359,035	364,098	49.6%
合計	6,013,697	△ 3,949,558	2,064,138	65.7%

【農業総合試験場管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	16,381,822	△ 12,519,409	3,862,413	76.4%
工作物	3,689,083	△ 2,440,352	1,248,730	66.2%
合計	20,070,905	△ 14,959,761	5,111,143	74.5%

【畜産総合センター管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産				
建物	4,897,517	△ 3,616,871	1,280,646	73.9%
工作物	1,830,329	△ 1,613,022	217,306	88.1%
合計	6,727,846	△ 5,229,893	1,497,952	77.7%

【栽培漁業センター管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産			
建物	2,967,483	572,211	80.7%
工作物	1,215,284	136,570	88.8%
合計	4,182,767	708,781	83.1%

【漁業調整事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産			
船舶	704,938	305,141	56.7%
合計	704,938	305,141	56.7%

【水産試験場管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産			
建物	3,458,310	1,648,211	52.3%
工作物	1,388,408	499,254	64.0%
船舶	389,340	0	100.0%
合計	5,236,058	2,147,465	59.0%

【県有林野事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産			
建物	491,141	110,552	77.5%
工作物	315,782	56,822	82.0%
合計	806,923	167,374	79.3%

【森林公園管理運営事業】 (単位:千円)

区分	取得価額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産			
建物	1,621,246	250,976	84.5%
工作物	2,665,415	520,054	80.5%
合計	4,286,661	771,030	82.0%

【県民の森管理運営事業】 (単位:千円)

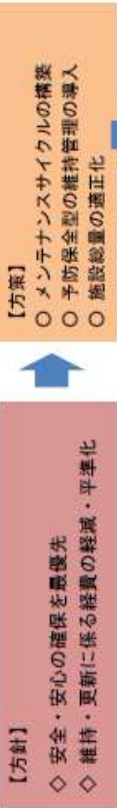
区分	取得価額	帳簿価額	老朽化率(%)
事業用資産			
建物	2,690,007	1,039,495	61.4%
工作物	886,767	94,086	89.4%
合計	3,576,774	1,133,581	68.3%

(※) 老朽化率=減価償却累計額/取得価額

施設老朽化率が75%以上となっている科目(網掛けした箇所)が多数あり、管理事業全体で75%以上となっている事業も半数ほどあった。

県は、平成27年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、平成32年3月末までに施設の健全性確保のための仕組みを確立する、としているが、上記の中には、それまでに耐用年数が到来してしまいう資産も多く含まれるものと考えられる。

＜愛知県公共施設等総合管理計画の概要＞



項目	具体的な取組方針
① 点検・診断等	基準値の整備、点検結果の収集・蓄積・活用等
② 維持管理・修繕・更新等	予防保全の実施、施設類型ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定、ニーズ変化への対応、多様な主体との連携
③ 安全確保	同種・類似リスクへの対応、利用見込みのない施設の除却等
④ 耐震化	耐震改修の推進、BCP(業務継続計画)対策の強化
⑤ 長寿命化	予防保全の実施、建物の大規模改修の実施
⑥ 施設総量の適正化	将来的な施設の必要性・集約化の検討、広域的な視野での検討等
⑦ 体制の構築	部局横断的組織の構築、管財・技術・財政の各部門の連携強化等



(出典:愛知県公共施設等総合管理計画の概要)

よって、県は、上記の施設の健全性確保のための仕組みの確立以前において、各管理事業主要な資産の更新時期が見込まれる施設については、各管理事業単位で、現場で管理している部署からの情報もあわせて各資産の老朽化の実態を反映した上で更新投資需要を推計するとともに、存続の必要性について全庁的な視点で検討することが適切と考える。そのうえで、存続が必要と判断された施設については、資産の長寿命化のため、老朽化の実態に応じた計画的な維持管理を行うことが望ましい。

10. 普通財産の利活用の促進について（意見）

農林水産部が所管する土地・建物のうち、平成26年度末において普通財産に区分されている主なものは下表のとおりである。

所管部署	施設名称	面積 (土地：公簿面積 建物：延床面積)	帳簿価額 (H26年度末)	(建物) 建設年度
水産課	元栽培漁業センター公舎 (土地・建物)	土地：630.55㎡ 建物：179.82㎡	土地：10,463,031円 建物：5,592,255円	S52
農林政策課	元尾張農林水産事務所 農業改良普及課稲沢駐在室 (土地)	土地：1,046.08㎡	土地：86,020,204円	S33
農林政策課	元西三河農林水産事務所 羽布ダム公舎(土地・建物)	土地：1,142.29㎡ 建物：231.93㎡	土地：4,243,775円 建物：978,304円	S43
農業大学校	元農業大学校公舎 (建物)	建物：101.95㎡	建物：10,704,749円	S45
農業総合試験場	元農業総合試験場公舎 (建物)	建物：2,326.44㎡	建物：5,393,242円	集合：S41 独立：S44
農業総合試験場	農業総合試験場作物研究部 水田利用研究室元研修館、元宿泊棟(建物)	建物：1,779.36㎡	元研修館： 120,045,639円 元宿泊棟：10円	研修館： S58 宿泊棟： S38
農業総合試験場	元農業総合試験場山間農業 研究所公舎(土地・建物)	土地：1,693.92㎡ 建物：317.22㎡	土地：9,681,769円 建物：6円	S46
県有林事務所	元尾張県有林事務所分庁舎 (土地・建物)	土地：2,044㎡ 建物：447.55㎡	土地：80,382,548円 建物：8,654,424円	S44
県有林事務所	元愛知県建設部住宅企画課 瀬戸駐在(建物)	土地： 2,044㎡(同上) 建物：499.72㎡	建物：38,353,293円	H10
県有林事務所	県有林事務所公舎・宿舎(鳳来) (建物)	建物：198.3㎡	建物：36円	S44

これらは機構改革などにより当初の用途が廃止されたものであるが、「総務部長において引継ぎを受けて管理することが技術上困難なもの及び財産の所在地等の関係から引継ぎを受けることが不適当と認められるもの」（県公有財産規則第6条第2項及び同依命通達別表2）として、農林水産部長が所管することとされている。

上記普通財産について、所管課に照会をした結果、これまでの利活用の経緯及び現在の状況は以下のとおりであった。

<普通財産の利活用の経緯及び現在の状況（各所管課照会結果）>

所管部署	施設名称	利用状況
水産課	元栽培漁業センター公舎(土地・建物)	H22.3 廃止 今後とも継続的に地元での利用について働きかけていく。
農林政策課	元尾張農林水産事務所 農業改良普及課稲沢駐在室(土地)	H26.4 廃止 H27.3 建物を取壊し、更地化 H28.3までに売却する予定。
農林政策課	元西三河農林水産事務所 所 羽布ダム公舎 (土地・建物)	H20.4 廃止 建物、敷地とも財産管理課ホームページで利活用アイデア募集対象施設として掲載中。
農業大学校	元農業大学校公舎 (建物)	H26.3 廃止 現在、農大の整備について検討しているため、用途については未定となっている。
農業総合試験場	元農業総合試験場公舎 (建物)	H26.3 廃止 場内敷地の中央に位置しているため、他への売却が困難。現在、家畜伝染病防疫対策上の緩衝地帯としての役割を果たしている。
農業総合試験場	農業総合試験場作物研究部水田利用研究室元研修館、元宿泊棟(建物)	H26.4 廃止 H27.4 建物を取壊し、更地化 土地の利活用について関係の団体への働きかけをしている。
農業総合試験場	元農業総合試験場 山間農業研究所公舎 (土地・建物)	H22.3 廃止 H27.11 売却の入札公告

第4 外部監査の結果一個別的事項一

I 農林政策課

1. 農林政策課の概要

(1) 農林水産業の基本対策について（「食と緑の基本計画 2015」の進行管理）

① 食と緑の基本計画推進会議の開催

基本計画に掲げる諸施策の総合的、計画的な推進と県民や生産者等と協働した取組を進めるため、消費者、生産者、学識者等からなる「食と緑の基本計画推進会議」を開催する。

② 「食と緑のレポート」の作成

基本計画の的確な推進を図るとともに、今後の取組を効率的、効果的に進めるため、基本計画に掲げる施策の取組状況や県民との協働・連携の優良事例を取りまとめた「食と緑のレポート」を作成し、県民に周知する。

③ 食と緑の基本計画地域推進プランの推進

地域の特色や実情に応じた施策の実践計画として各農林水産事務所が作成した「食と緑の基本計画地域推進プラン」（以下、「プラン」という。）を推進するため、各農林水産事務所において「食と緑の基本計画地域推進会議」を開催する。  
また、プランの的確な推進を図るために「食と緑の地域レポート」を作成する。

④ 「食と緑の基本計画 2015」の中間評価

基本計画の的確な推進と、新たな基本計画策定の基礎資料とするため、基本計画に掲げた目標について、中間年度（平成25年度）の達成状況を確認し、中間評価を行う。

県有林事務所	元尾張県有林事務所分庁舎（土地・建物）	HI4.1 一部土地を廃止 HI4.2 廃止 HI4.4 瀬戸市へ有償貸付（瀬戸市上下水道庁舎） 有償貸付終了後は売却等を検討していく。
県有林事務所	元愛知県建築部住宅企画課瀬戸駐在（建物）	HI3.3 建設部から所管換 HI4.2 瀬戸市へ有償貸付（瀬戸市上下水道庁舎） 有償貸付終了後は売却等を検討していく。
県有林事務所	県有林事務所公舎・宿舎（鳳来）（建物）	HI3.4（公財）愛知公園協会へ有償貸付（年度毎に人事異動等により利用数は増減） 貸付終了後は取壊し等を検討していく。

それぞれの普通財産において少なくとも何らかの利活用の検討が進められているが、現状において方針が定められていないものもある。よって、これらについては、県有財産を経済的かつ効率的に活用するという観点から、売却も含めた更なる利活用の促進を図ることが適切である。

2. 食と緑の基本計画 2015 について

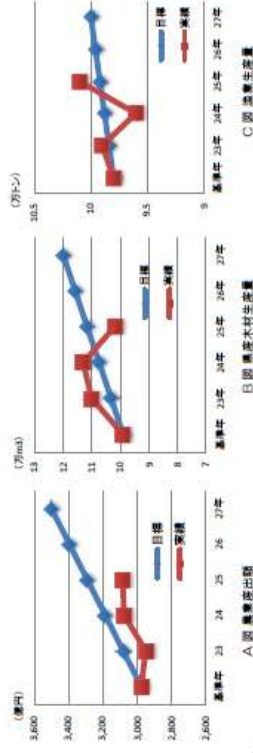
(1) 概要

① 中間報告の概要

食と緑の基本計画 2015 に掲げた、生産・消費・生活環境の 3 つの「目指す姿」に対応した 5 つの「主要目標」について、中間年度（平成 25 年度）の達成度を確認し、その評価と課題を整理した「食と緑の基本計画 2015 の中間報告書」を平成 26 年度に作成・公表している。

< 主要目標：1 安全で良質な農産物の生産と供給の確保 >

目標 No	項目	平成27年目標 (基準年)	実績 23年 24年	25年 実績	25年 目標	達成度
1	農産物産出額	3,500億円 (2,976億円)	2,948	3,075	3,064	C
2	県産木材の生産量	12万㎡ (9.9万トン)	11.0	11.3	10.2	C
3	漁業生産量	10万トン (9.8万トン)	9.9	9.6	10.1	A



< 主要目標：2 県産農林水産物の適切な消費と利用の促進 >

目標 No	項目	平成27年目標 (基準年)	実績 23年度 24年度	25年度 実績	25年度 目標	達成度
4	県産農産物等を優先して購入したいと思う県民の割合	30% (15%) (県民モニターアンケート)	28%	25%	35.2	-

⑤ 新たな基本計画の策定に向けた検討

基本計画は、平成 27 年度に計画の最終年度を迎えることから、中間評価の結果や国の施策の動向等を踏まえ、新たな基本計画の策定に向けた検討に着手する。

(2) 農林水産業の調査・広報等

① 農林水産業動向調査等

本県農林水産業の総合的かつ特徴的な動向について調査し、動向資料として取りまとめる。

② 農林水産業の広報等

県のホームページ等により本県農林水産業の状況を広く県民に広報し、理解促進を図る。

県、市町村、農林水産業団体等の職員を対象とした研修を開催するとともに、正しい理解を促すための情報提供を行い、農林水産業関係者に対して幅広く人権問題を啓発する。

(3) 農林水産関係被害の取りまとめ

農林水産関係の気象災害や地震被害などについて、被害状況等を把握し、農林水産関係被害対策の総合的な企画・調整を行う。

(4) バイオマス利活用の推進

持続的に利用可能な資源であるバイオマスの一層の活用を推進するため、「バイオマス活用推進基本法」に位置づけられた都道府県計画となる「愛知県バイオマス活用推進計画（仮称）」の策定に向けた検討を行う。



＜主要目標：3 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保＞

目標 No.	項目	実績			達成度
		平成27年度目標 (基準年)	23年度 24年度	25年度 目標	
5	多面的機能の発揮や環境 促進のための活動への果 民参加人数	年間40万人	49 44	43 40	A

＜施策目標＞

1 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

目標 No.	施策目標	平成27年目標 (基準年)	達成度		
			S	A	B
1	「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業の モデル事業的育成	5年間で50モデルを育成	☆		
2	県産農林水産物の輸出品目数	30品目(7品目 450経営体 (3,914経営体)	☆		☆
3	基幹経営体の育成	5年間で800人 延べ40,000戸 (延べ35,500戸)	☆		☆
4	新規農業就業者の確保	100% (92%)	☆		☆
5	産地直売所への出荷回数	農用地区域を中心 5年間で1,000haを再生	☆		☆
6	耕地利用率の向上	5年間で800ha	☆		☆
7	耕作放棄地の再生	5年間で8,000ha	☆		☆
8	生産性向上を図る農地の整備	5年間で9,000ha	☆		☆
9	生産性維持のための農業水利施設の更新	5年間で9,000ha	☆		☆
10	自然災害に強い農地の整備	5年間で25件	☆		☆
11	新品種・新技術等の開発件数	4組合(2組合)	☆		☆
12	中核農業者の育成	5年間で150人	☆		☆
13	新規農業就業者の確保	242.40km <sup>2</sup> /ha (23,828ha)	☆		☆
14	林内路網の密度	6,300円/m <sup>2</sup> (7,000円/m <sup>2</sup> )	☆		☆
15	高付総林業機械の保有台数	520経営体(479経営体)	☆		☆
16	県産木材の生産コスト	5年間で20人	☆		☆
17	効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保	5年間で13か所	☆		☆
18	新規漁業就業者の確保	5年間で2か所	☆		☆
19	漁場の整備・保全	5年間で50ha	☆		☆
20	生産性を向上する魚種の整備	30% (18%)	☆		☆
21	漁獲量を改善し、生産性を高める生産・流通の漁政	120 (83)	☆		☆
22	漁場の水質や底質の環境改善を図る確約の実施	100%	☆		☆
23	「農産物環境安全推進マニュアル」を(まじゆ)とした GAP手法導入組織・法人等数	平成27年度までに 110件(85件)	☆		☆
24	高付産家(牛・豚・鶏)の飼養衛生管理状況の 立入検査計画に対する実施率	100%	☆		☆
25	愛知県HACCP導入施設認定数	100%	☆		☆
26	食品営業施設に対する監視指導や食品等の 安全検査の実施率(施設)	100%	☆		☆
27	食品営業施設に対する監視指導や食品等の 安全検査の実施率(取次)	100%	☆		☆
28	JAAS法に基づき表示状況調査の実施	毎年800か所	☆		☆

2 県産農林水産物の適切な消費と利用の促進

目標 No.	施策目標	平成27年目標 (基準年)	達成度		
			S	A	B
28	農林水産業に親しむ活動に参加する県民の割合 (県政モニターアンケート) 100千人/年(57千人/年)	60% (44%)			☆
29	産地直売所・体験学習場・農産物直売場 農林漁業体験学習場(各古里市を除く)	80% (63%)	☆		☆
30	学校給食において地域の産物を利用する割合 (県政モニターアンケート)	50% (36%)			☆
31	学校給食において地域の産物を利用する割合 (県政モニターアンケート)	45% (37%)			☆
32	農工商連携等、多様な取組による県産農林水産物の 使った新商品開発数	5年間で50品目	☆		☆
33	中小企業地域資源活用促進法に基づき 計画認定件数(県産農林水産物関係)	毎年1件	☆		☆
34	県の公共施設・公共工事等で使用する 木材の県産木材利用率	50% (43%)	☆		☆

3 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

目標 No.	施策目標	平成27年目標 (基準年)	達成度		
			S	A	B
36	河川の両側により多面的機能を発揮させる森林面積	5年間で26,000ha			☆
37	農地等の保全向上活動に取り組む面積	26,000ha	☆		☆
38	適正な管理により多面的機能を発揮させる漁場面積	39,000ha	☆		☆
39	県民との協働・連携により農地等 で生物多様性の保全活動を推進している組織数	131組織(98組織)	☆		☆
40	生物多様性の保全活動を推進している組織数	100地域(59地域)	☆		☆
41	たのびや排水機器の整備(5年間で50か所完了)など により洪水や地盤沈下のリスクから守られる住宅戸数	5年間で80,000戸	☆		☆
42	防火施設の向上が図られる面積	5年間で2,000ha	☆		☆
43	農村における生活排水処理人口	5年間で4,000人	☆		☆
44	交差点で三向山崩れ防止措置に基づき (鳥獣被害防止措置)に基づき 崩れ防止計画の 策定市町村数	15市町村(12市町村)	☆		☆
45	県民の割合	50% (40%) (県政モニター調査)			☆
46	産地直売所等の交流施設を利用する人数	4,000万人/年 (3,700万人/年)			☆
47	県との協働・連携により県民参加型の 農山漁村の活性化を図る団体数	15団体(7団体)	☆		☆
48	農業分野におけるCO2削減量の削減	5年後の年間削減量 3万トン			☆
49	県産木材住宅等に利用することによるCO2の削減	5年間で20万5千トン 150か所(102か所)	☆		☆
50	多量排水処理施設の高付化施設の整備数	4,500人(4,248人)	☆		☆
51	エコファーマーとして環境保全型農業 に取り組む農業者数	85% (80%)	☆		☆
52	農業用使用済みプラスチックの再生利用率		☆		☆

施策目標の全体での達成状況は以下のとおりである。

達成度	S	A	B	C	判定不能
目標数	8	26	2	14	2
割合	15.4%	50.0%	3.8%	27.0%	3.8%

(注) 達成度の測定基準

達成度	基準
S	すでに平成27年度の目標数値を達成（一時的に上回ったものは除く）
A	中間目標に対する達成率100%以上
B	中間目標に対する達成率 80%以上100%未満（中間目標を概ね達成）
C	中間目標に対する達成率 80%未満（中間目標を全回る）
-	現時点で達成度の判定が不可能
(達成率計算式) 達成率(%) = $\frac{\text{中間年度の実績数値} - \text{基準年の数値}}{\text{中間目標} - \text{基準年の数値}} \times 100$	

(2) 手続

当該計画に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 基本計画における関係団体との役割分担について（意見）

基本計画に掲げる目標は、主要目標も施策目標も、県や市町村といった地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどである。また、県内には様々な農林水産業関係団体があり、これらのほかにも、消費者団体、市民活動団体、学校等他の行政機関も、基本計画推進会議の構成員であることから明らかのように、農林水産業の施策と関連している。

＜県内の農林水産業関係団体（県の出資団体を除く）の例＞

団体名
愛知県農業協同組合中央会
愛知県信用農業協同組合連合会
愛知県経済農業協同組合連合会
愛知県農業会議
愛知県土地改良事業団体連合会
愛知県農村生活アドバイザー協会
愛知県農業経営士協会
愛知県森林組合連合会
愛知県信用漁業協同組合連合会

現行計画では、「第7章 基本計画の達成に向けて」の中で、基本計画の推進に関して、「県は、県民、生産者などと役割を分担し、協働しながら、また市町村との連携を図りつつ、基本計画に掲げた食と緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進」することとし、県推進体制、地域推進体制、NPOとの協働、市町村との連携・協力について記載している。

しかし、これら関係団体と県との役割分担が基本計画において具体的に明示されておらず、関係団体が自らの役割や互いの役割を認識しつつ、主体性をもって連携して取組を実施することが難しい。また取組の達成度を進行管理する場合には、団体の役割について十分な分析ができていないのが実情である。県には、これらの団体と連携を図りながら円滑に各施策が推進されるよう、総合調整の機能を発揮することが期待される。

よって、こうした観点を踏まえつつ、多様な関係団体それぞれが主体的に各目標に取り組みよう、以下について検討されたい。

- ア. 団体が大きな役割を担う取組を中心に、各団体の役割の明示
- イ. 関係団体も参画した進行管理の実施

II 農林水産事務所

1. 農林水産事務所の概要

(1) 機構図

農林水産事務所は、農業、林業及び水産業に関する事務を行っており、県は、7の事務所、1の支所及び1の出張所を設置している。

事務所名	所管区域
尾張農林水産事務所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡
一宮支所	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡
海部農林水産事務所	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多農林水産事務所	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河農林水産事務所	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
幡豆農地整備出張所	西尾市
豊田加茂農林水産事務所	豊田市、みよし市
新城設楽農林水産事務所	新城市、北設楽郡
東三河農林水産事務所	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

(2) 現地視察した農林水産事務所

今回の監査では、7事務所のうち、尾張農林水産事務所、海部農林水産事務所、知多農林水産事務所、西三河農林水産事務所、新城設楽農林水産事務所の5事務所を現地視察の対象とした。

各所の概要は、次のとおりである。

① 尾張農林水産事務所

尾張農林水産事務所は、名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎3階に事務所が設置されており、所管区域は、(1) 機構図に記載のとおり15市3郡である。

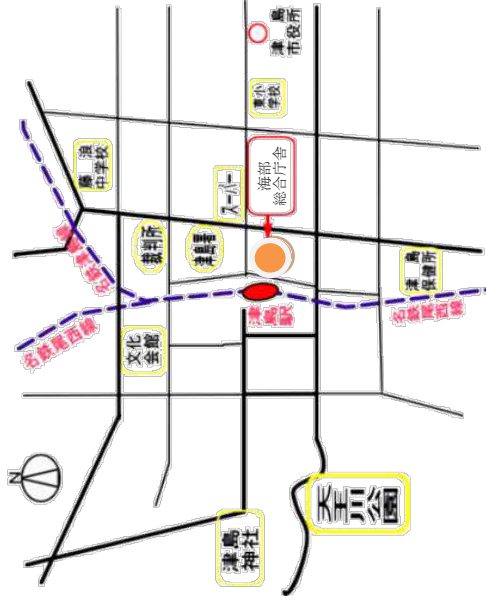
<所在地(県ホームページより)>



平成26年4月1日現在の尾張農林水産事務所の組織及び主な業務は以下のとおりである。

課名	主な業務内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書及び公印の保管に関すること</li> <li>職員の人事及び福利厚生に関すること</li> <li>予算、会計及びその他庶務に関すること</li> <li>建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること</li> <li>工事その他の契約に関すること</li> <li>県営土地改良事業及び受託事業に係る工事並びに団体営土地改良事業の検査に関すること</li> <li>その他の課の主管に属しないこと</li> </ul>
農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産施策の総合調整、食育の推進、食品の品質表示に関すること</li> <li>農業協同組合等農業団体に関すること</li> </ul>

<所在地（県ホームページより）>



平成26年4月1日現在の海部農林水産事務所の組織及び主な業務は以下のとおりである。

課名	主な業務内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務、予算経理、工事契約</li> <li>・工事検査</li> </ul>
農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産施策の総合調整、JAS法の品質表示、農業団体の指導</li> <li>・農地の権利・転用等利用調整、農業の経営構造改善対策</li> <li>・農林畜水産業の振興</li> </ul>
農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青年及び女性農業者等担い手の育成、農産物活用及び農村生活の改善・指導、農業金融</li> <li>・農業技術・経営の改良・普及（作物・花・畜産）</li> <li>・農業技術・経営の改良・普及（野菜）</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営土地改良事業の換地処分、土地改良区の指導・検査、土地改良財産の管理</li> <li>・農業農村整備事業等の計画及び調査、団体営事業の指導</li> <li>・農業地域の環境整備、防災施設の整備・更新</li> <li>・農業生産基盤の整備・農業用道路の整備</li> </ul>

農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の権利移動・転用等、農地の利用調整、農業の経営構造改善対策、市民農園の整備に関すること</li> <li>・農作物の生産・出荷・流通、農薬の取締りに関すること</li> <li>・畜産・水産の振興に関すること</li> <li>・地域農業普及指導センターの業務としての農業技術の改良普及、農業経営及び農村生活の改善、青年農業者等の育成、普及指導活動の調整その他普及指導の業務に関すること</li> <li>・農業金融に関すること</li> <li>・農作物病害虫発生予察（巡回調査に限る）に関すること</li> <li>・主要作物の種子のほ場及び生産物の審査に関すること</li> <li>・農業機械利用技術の指導に関すること</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業等の換地処分及び土地改良区の指導に関すること</li> <li>・県営・団体営・単独土地改良事業に関すること</li> <li>・土地改良事業の計画及び調査に関すること</li> <li>・緊急農地防災事業に関すること</li> </ul>
林務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林計画、普及指導、緑化の推進及び森林育成に関すること</li> <li>・治山、林道事業に関すること</li> <li>・保安林及び林地開発許可に関すること</li> </ul>
一宮支所 建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業等の換地処分及び土地改良区の指導に関すること</li> <li>・県営・団体営・単独土地改良事業に関すること</li> <li>・土地改良事業の計画及び調査に関すること</li> <li>・緊急農地防災事業に関すること</li> </ul>
一宮支所 排水対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営土地改良事業に関すること（建設課の所管事業を除く）</li> <li>・可搬式応急排水機等の管理及び貸付けに関すること</li> </ul>

② 海部農林水産事務所

海部農林水産事務所は、津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎の3階・4階に事務所が設置されており、所管区域は、(1) 機構図に記載のとおり、4市1郡である。

排水対策課  
 ・排水機場等の整備、排水機場の運転管理（日光川河口・尾西）、農地海岸の整備  
 ・農業用排水路の機能回復等の地盤沈下対策

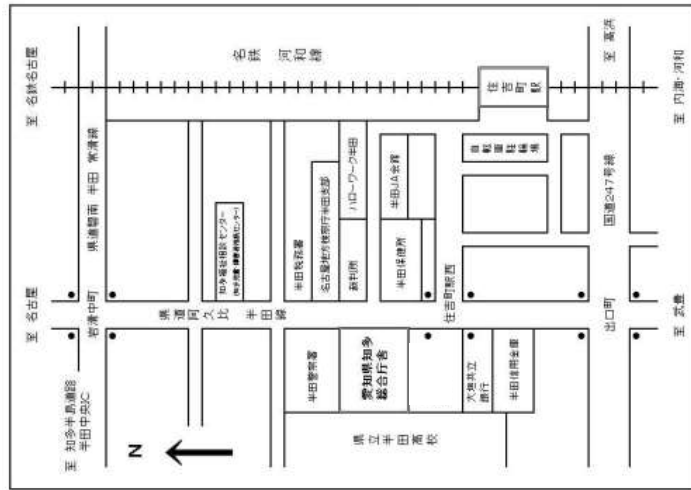
平成26年4月1日現在の知多農林水産事務所の組織及び主な業務は以下のとおりである。

課名	主な業務内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務に関すること</li> <li>予算・経理に関すること</li> <li>工事契約及び工事検査に関すること</li> </ul>
農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産施策の総合調整に関すること</li> <li>農業の振興に関すること</li> <li>農地の権利・転用などの利用調整に関すること</li> <li>農業の構造改善に関すること</li> <li>農業団体の指導に関すること</li> <li>肥料・農薬の取締りに関すること</li> <li>農産物の生産・出荷に関すること</li> <li>流通・安定供給に関すること</li> <li>食品の表示に関すること</li> <li>米の生産調整に関すること</li> <li>畜産の振興・飼料に関すること</li> </ul>
農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業技術の改良普及に関すること</li> <li>農業経営・農村生活の改善に関すること</li> <li>青年農業者等の育成に関すること</li> <li>農業金融に関すること</li> <li>農業の機械化に関すること</li> <li>環境と安全に配慮した農業の推進に関すること</li> <li>地域農業普及指導センターに関すること</li> </ul>
水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産の振興に関すること</li> <li>漁業構造改善に関すること</li> <li>漁場の整備に関すること</li> <li>漁業の許可に関すること</li> <li>漁船の登録に関すること</li> <li>水産業協同組合の指導に関すること</li> <li>水産業技術の改良普及に関すること</li> <li>青年漁業者の育成に関すること</li> <li>漁業金融に関すること</li> <li>栽培漁業に関すること</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営土地改良事業の換地処分にに関すること</li> <li>土地改良財産に関すること</li> </ul>

③ 知多農林水産事務所

知多農林水産事務所は、半田市出口町1-36知多総合庁舎の2階・3階に事務所が設置されており、所管区域は、(1) 機構図に記載のとおり5市1郡である。

<所在地（県ホームページより）>



平成26年4月1日現在の西三河農林水産事務所の組織及び主な業務は以下のとおりである。

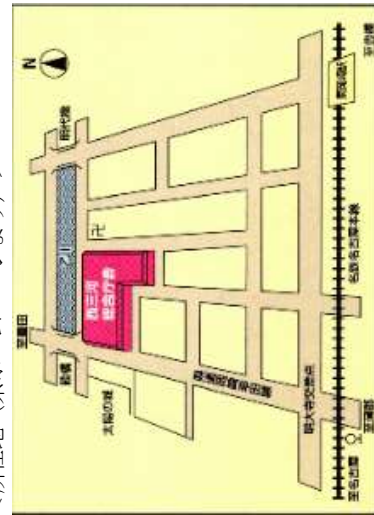
課名	主な業務内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書及び公印の保守に関すること</li> <li>職員の人事及び福利厚生に関すること</li> <li>予算、会計及びその他庶務に関すること</li> <li>建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること</li> <li>工事その他の契約に関すること</li> <li>県営土地改良事業及び受託事業に係る工事並びに団体営土地改良事業の検査に関すること</li> <li>その他の他の課の主管に属しないこと</li> </ul>
農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業の基本対策に関すること</li> <li>農業の振興に関すること</li> <li>食育に関する施策の調整に関すること</li> <li>農林水産物の安全・安心施策の調整に関すること</li> <li>農林水産物資の品質表示の適正化に関すること</li> <li>農業経営基盤の強化促進に関すること</li> <li>農地等の権利移動、転用及び利用関係の調整に関すること</li> <li>自作農財産に関すること</li> <li>農地等の交換分合に関すること</li> <li>農業振興地域の整備に関すること</li> <li>市民農園の整備促進に関すること</li> <li>農業委員会の指導に関すること</li> <li>農業構造改善に関すること</li> <li>農業災害補償に関すること</li> <li>農業協同組合等の農業団体に関すること</li> <li>農業倉庫に関すること</li> <li>肥料の需給に関すること</li> <li>農薬の取締りに関すること</li> <li>主要食糧の生産及び出荷に関すること</li> <li>園芸作物及び特用作物に関すること</li> <li>農畜産物、その加工品等の流通に関すること</li> <li>農産物の加工に関すること</li> <li>家畜及び家さんの改良増殖その他畜産の振興に関すること</li> <li>家畜、家さん及びみつばの衛生に関すること</li> <li>家畜人工授精師及び家畜商に関すること</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良区の指導監督に関すること</li> <li>県営土地改良事業等の工事の実施及び団体営土地改良事業の指導監督に関すること</li> <li>土地改良事業等の計画及び調査に関すること</li> <li>農地防災に関すること</li> <li>海岸堤防等維持管理に関すること</li> <li>森林計画に関すること</li> <li>林産物の生産振興に関すること</li> <li>林業技術の普及指導に関すること</li> <li>林業金融に関すること</li> <li>保安林・林地開発行為許可等森林保護に関すること</li> <li>造林・森林病害虫防除に関すること</li> <li>治山事業に関すること</li> <li>森林防火に関すること</li> <li>緑化の推進に関すること</li> <li>あいち森と緑づくり事業に関すること</li> </ul>	林務課
--	-----

④ 西三河農林水産事務所

西三河農林水産事務所は、岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎の3階・8階に事務所が設置されており、所管区域は、(1) 機構図に記載のとおり7市1郡である。

<所在地(県ホームページより)>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草地の造成に関すること</li> <li>・飼料に関すること</li> <li>・畜産に係る環境の保全に関すること</li> <li>・標準鶏の認定、ふ化業者の登録及び鶏卵検査に関すること</li> <li>・養ほうに関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢作川利水の土地改良財産の維持管理に関すること</li> <li>・矢作川利水の農業用水、水道用水及び工業用水の共用施設の維持管理に関すること</li> </ul>
<p>農業改良普及課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林計画及び林業経営計画に関すること</li> <li>・林業構造の改善に関すること</li> <li>・入会林野等の整備に関すること</li> <li>・林道施設に関すること</li> <li>・林業経営の改善及び林業技術の改良普及に関すること</li> <li>・森林組合等の林業団体に関すること</li> <li>・林産物に関すること</li> <li>・林業金融に関すること</li> <li>・保安林及び治山事業に関すること</li> <li>・保安林又は保安施設地区に係る地すべりの防止に関すること</li> <li>・民有林における開発行為の規制に関すること</li> <li>・造林及び種苗に関すること</li> <li>・森林の防疫に関すること</li> <li>・森林保護及び森林防火に関すること</li> <li>・鉱業権の設定についての出願の協議に関すること</li> <li>・緑化の推進に関すること</li> <li>・あいち森と緑づくり事業に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林計画及び林業経営計画に関すること</li> <li>・林業構造の改善に関すること</li> <li>・入会林野等の整備に関すること</li> <li>・林道施設に関すること</li> <li>・林業経営の改善及び林業技術の改良普及に関すること</li> <li>・森林組合等の林業団体に関すること</li> <li>・林産物に関すること</li> <li>・林業金融に関すること</li> <li>・保安林及び治山事業に関すること</li> <li>・保安林又は保安施設地区に係る地すべりの防止に関すること</li> <li>・民有林における開発行為の規制に関すること</li> <li>・造林及び種苗に関すること</li> <li>・森林の防疫に関すること</li> <li>・森林保護及び森林防火に関すること</li> <li>・鉱業権の設定についての出願の協議に関すること</li> <li>・緑化の推進に関すること</li> <li>・あいち森と緑づくり事業に関すること</li> </ul>
<p>水産課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業の振興に関すること</li> <li>・沿岸漁業構造改善及び沿岸漁場整備に関すること</li> <li>・水産業協同組合等の水産業団体に関すること</li> <li>・水産業技術の改良普及に関すること</li> <li>・漁業の調整及び取締りに関すること</li> <li>・漁船に関すること</li> <li>・漁業金融に関すること</li> <li>・水産物、その加工品等の流通に関すること</li> <li>・遊漁船業に関すること</li> <li>・栽培漁業に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営土地改良事業の換地処分に関すること</li> <li>・土地改良財産に関すること</li> <li>・土地改良区の指導監督に関すること</li> <li>・公共用地の取得及びこれに伴う損失補償並びに登録に関すること</li> </ul>
<p>建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業の金融に関すること</li> <li>・県営土地改良事業の工事の設計、施工及び監督に関すること</li> <li>・団体営土地改良事業の指導監督に関すること</li> <li>・土地改良事業地域及び農地保全に係る海岸に関すること</li> <li>・土地改良法第47条の規定による援助に関すること</li> <li>・土地改良事業の計画及び調査に関すること</li> <li>・農地等に係る環境保全活動の支援に関すること</li> <li>・農業水利に関すること</li> <li>・愛知用水事業に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業の金融に関すること</li> <li>・県営土地改良事業の工事の設計、施工及び監督に関すること</li> <li>・団体営土地改良事業の指導監督に関すること</li> <li>・土地改良事業地域及び農地保全に係る海岸に関すること</li> <li>・土地改良法第47条の規定による援助に関すること</li> <li>・土地改良事業の計画及び調査に関すること</li> <li>・農地等に係る環境保全活動の支援に関すること</li> <li>・農業水利に関すること</li> </ul>
<p>幡豆農地整備出張所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営土地改良事業の換地処分に関すること</li> <li>・土地改良財産に関すること</li> <li>・土地改良区の指導監督に関すること</li> <li>・公共用地の取得及びこれに伴う損失補償並びに登録に関すること</li> <li>・土地改良事業の金融に関すること</li> <li>・県営土地改良事業の工事の設計、施工及び監督に関すること</li> <li>・団体営土地改良事業の指導監督に関すること</li> <li>・土地改良事業地域及び農地保全に係る海岸に関すること</li> <li>・土地改良法第47条の規定による援助に関すること</li> <li>・土地改良事業の計画及び調査に関すること</li> <li>・農地等に係る環境保全活動の支援に関すること</li> <li>・農業水利に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営土地改良事業の換地処分に関すること</li> <li>・土地改良財産に関すること</li> <li>・土地改良区の指導監督に関すること</li> <li>・公共用地の取得及びこれに伴う損失補償並びに登録に関すること</li> <li>・土地改良事業の金融に関すること</li> <li>・県営土地改良事業の工事の設計、施工及び監督に関すること</li> <li>・団体営土地改良事業の指導監督に関すること</li> <li>・土地改良事業地域及び農地保全に係る海岸に関すること</li> <li>・土地改良法第47条の規定による援助に関すること</li> <li>・土地改良事業の計画及び調査に関すること</li> <li>・農地等に係る環境保全活動の支援に関すること</li> <li>・農業水利に関すること</li> </ul>

⑤ 新城設楽農林水産事務所

新城設楽農林水産事務所は、北設楽郡設楽町田口字小貝津6-2 設楽総合庁舎の2~4階に事務所が設置されており、所管区域は、(1) 機構図に記載のとおり1市1郡である。

<所在地(県のホームページより)>



平成26年4月1日現在の新城設楽農林水産事務所の組織及び主な業務は以下のとおりである。

課名	主な業務内容
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書及び公印の管守に関する事</li> <li>職員の人事及び福利厚生に関する事</li> <li>庁舎管理に関する事</li> <li>予算及び会計に関する事</li> <li>入札及び契約に関する事</li> <li>工事検査に関する事</li> </ul>
農政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>食と緑の基本計画新城設楽地域推進会議に関する事</li> <li>食育及び地産地消の推進並びに食品表示に関する事</li> <li>農業の振興及び農業経営基盤の強化促進に関する事</li> <li>農業協同組合・農業団体等の指導に関する事</li> <li>農地の権利移転、転用などの利用調整に関する事</li> <li>主要農産物の生産及び米の需給調整に関する事</li> </ul>

農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜、果樹、花き等の振興及び流通に関する事</li> <li>畜産の振興及び畜産に係る環境の保全に関する事</li> <li>水産の振興及び漁業協同組合の指導に関する事</li> <li>農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザーの認定及び青年農業者、女性農業者等育成に関する事</li> <li>農産物活用に関する事</li> <li>就農促進及び農業金融に関する事</li> <li>地域営農システムの構築、農村環境の保全等むらづくり支援に関する事</li> <li>農作物等技術、知識の普及、農業経営の改善及び生産組織の育成に関する事</li> <li>環境保全型農業の推進に関する事</li> <li>制度資金の利用、主要作物の種子、農作物病害虫発生予防及び農業機械利用技術に関する事</li> <li>鳥獣害についての被害調査及び防除対策の助言・指導に関する事</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良法の手続及び換地に関する事</li> <li>土地改良財産の管理に関する事</li> <li>公共用地の取得及び損失補填並びに登記に関する事</li> <li>団体営土地改良事業の指導監督に関する事</li> <li>単県事業、災害復旧事業に関する事</li> <li>土地改良事業の計画及び調査に関する事</li> <li>県営土地改良事業の工事の設計・施工に関する事</li> <li>県営農地防災事業の工事の設計・施工に関する事</li> <li>事後評価事務に関する事</li> </ul>
林業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林計画、林業経営計画、林業構造の改善、林産物、林業金融に関する事</li> <li>林業経営の改善及び林業技術の改良普及に関する事</li> <li>森林組合等の林業団体に関する事</li> <li>緑化の推進に関する事</li> <li>森林造成、森林保護及び森林防火に関する事</li> <li>あいち森と緑づくり事業に関する事</li> <li>林道施設に関する事</li> <li>保安林及び林地開発の規制に関する事</li> <li>鉱業権に関する事</li> </ul>
森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>治山事業に関する事</li> </ul>



① 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合の向上のための取組について  
(意見) 【尾張農林水産事務所】

「農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合」は、食と緑の基本計画において、食や農林水産業に関する正しい知識を子ども頃から身につけていくため、小中学生を対象にした食の大切さや農林水産業の魅力を伝える取組を農林漁業者や関係団体と連携して推進することとして、施策目標の一つに設定されている。

尾張農林水産事務所においても、「農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合(名古屋を除く)」が施策目標の一つに設定されているが、「食と緑の基本計画 2015 尾張地域推進プラン目標達成状況」によると、下表のとおり50%台で推移しており、中間達成率(54.6%)は県全体(67.9%)の中で低水準となっている。

目標値 下段( ): 基準年実績	基準年	23	24	25	26	27	進捗率 (達成率)
75% (50.4%)	目標	50.4%	60.2%	65.1%	70.0%	75.0%	
	実績	50.4%	53.9%	54.6%	56.5%	80.7%	

直近に所管内小学校(232校)を対象に実施した当該体験学習に関するアンケート結果によると、個別の要望として、以下のような内容が寄せられていた。

- ・ 専門的知識のある人材(JA職員・地元農家等)の確保
- ・ 食育に造詣の深い方(ボランティア)の支援
- ・ 条件が整った農地に関する情報提供
- ・ 体験場所への交通費(バス代等)、体験用具・消耗品・肥料等の維持管理費への支援(※尾張農林水産事務所の管内では特に、住宅地に近いに適当な農地を見つけるのが困難なところが多い)

また、同アンケート結果によると、農業関係者(生産者、JA等職員、農業・食育ボランティア)が指導に関与している小学校は全体の60%(139校)であった。

県は、こうした教育現場の要望を踏まえ、各地域において各小学校が取組

新城林務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいち森と緑づくり事業に関する事</li> <li>・ 保安林及び林地開発の規制に関する事</li> <li>・ 鉱業権に関する事</li> <li>・ 緑化の推進に関する事</li> <li>・ 森林計画、林業経営計画、林業構造の改善、林産物、林業金融、森林造成、森林保護及び森林防火に関する事</li> <li>・ 林業経営の改善及び林業技術の改良普及に関する事</li> <li>・ 森林組合等の林業団体に関する事</li> <li>・ 林道施設に関する事</li> <li>・ 治山事業に関する事</li> </ul>
-------	--

2. 食と緑の基本計画 2015 の地域推進プランについて

(1) 概要

農林水産事務所では、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づき県知事が定めた「食と緑の基本計画2015」に即して、各管内地域の特色を踏まえ重点的に取り組む項目を「地域推進プラン」としてとりまとめている。

当該推進プランの達成に向けて、管内市町、農業・水産業関係団体、生産者団体や地域消費者団体等で構成する「食と緑の基本計画地域推進会議」において進捗状況の点検・分析を行い、総合的、計画的に推進する体制を採っている。

(2) 手続

尾張農林水産事務所及び知多農林水産事務所において、当該プランに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

に積極的に対応できるよう、農業関係団体や各地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

② 施策目標の設定の妥当性について (意見) [知多農林水産事務所]

知多農林水産事務所における「食と緑の基本計画 2015 知多地域推進プラン」 施策目標達成状況において、施策目標⑥「効率的かつ安定的な漁業経営体の育成・確保」は下表のとおりであり、平成 25 年度のみ実績値が把握されており、その他の年度及び達成率の欄は空欄となっている。

目標値 下段( ): 基準年実績	基準 年	23	24	25	26	27	進捗率 (達成率)
187 経営体 (171 経営体)	目標	171	-	-	-	187	-
	実績	171	-	170	-	-	-

県によると、当該目標にいう「効率的かつ安定的な経営体」とは、水揚高 2 千円以上の経営体 (個人・法人は問わない) とのことであり、その実績値は、国の漁業センサスという調査統計によるのみ把握されるが、この調査は 5 年に 1 度発表されるもの (直近は平成 25 年度) であり、最終年度の平成 27 年度は発表されないため、実績値が把握されないとのことであった。

施策目標の趣旨自体は妥当なものと考えられるが、その達成状況の管理の面では指標の設定の妥当性に疑問が残る。今後の基本計画における施策目標の設定に当たっては、5 か年の推進プランを計画的に推進するために、年度ごとに実績値を把握して進捗管理できる指標を検討されたい。

3. GAP 手法導入組織・法人の指導業務について [知多農林水産事務所]

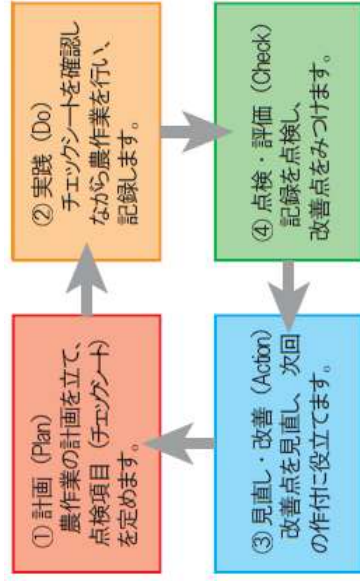
(1) 概要

県では、県内農業をこれからの時代にふさわしい環境と安全に配慮したものとすするため、生産・出荷組織や法人等の大規模農家を主な対象に、生産工程ごとの管理を適切に行う「GAP 手法 (農業生産工程管理手法)」の導入を推進している。

GAP (Good Agricultural Practice) とは、

農業生産活動を行う上で必要な点検項目について、PDCA サイクル (下図参照) の手法を取り入れて農業生産活動の改善を行うことである。

具体的には、農林水産事務所の農業改良普及課において、普及指導員が生産組織 (= 産地) ごとに導入の普及啓発と導入済み団体への指導を行っている。



(出典: 「食と緑の基本計画 2015」 (愛知県, 27 ページ))

GAP 手法を導入するメリットとしては、以下が挙げられる。

- ・安全な農産物を求める消費者の声に応えることができる
- ・記録を元に農作業の改善につなげれば、コスト低減や品質向上につながる
- ・取組を PR することにより、量販店などに対する産地の評判が高まる
- ・産地全体で取り組むことにより、産地全体の生産レベルが高まる

そのため、県では以下のように GAP 手法導入組織・法人等数を施策目標の一つとして設定して目標管理を行っている。

目標No.	施策目標	目標管理課	目標値 ( ) : 基準年実績	基準年	23	24	25	26	27年度
23	「農産物環境安全推進マニュアル」をはじめとしたGAP手法導入組織・法人等数	農業経営課	120 (93)	目標	93	104	109	115	120
				実績	93	108	123	136	

また、食と緑の基本計画 2015 知多地域推進プランにおいても、施策目標の一つに設定されており、達成状況は下表のとおりである。

目標値 下段( ) : 基準年実績	基準 年	23	24	25	26	27	進捗率 (達成率)
10 産地 (7 産地)	目標	7	10	10	10	10	
	実績	7	10	11	9	10	100%

(2) 手続

当該業務に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① GAP手法導入組織・法人の指導業務に係る役割分担の設定について（意見）

GAP（農業生産工程管理）手法は、国・県・JAグループ・民間企業等においてそれぞれ異なる手法を開発し農家等に推奨しており、下記のように様々な種類のものが存在している。

GAPの種類	開発主体
基礎GAP	国（農林水産省）
JGAP	日本GAP協会
GLOBAL GAP	GLOBAL G. A. P. 協議会
イオンGAP	イオン株式会社
日生協GAP	日本生活協同組合連合会
都道府県GAP	各都道府県
JAグループGAP	JAグループ（※）
その他	その他

(※) 「JAあいち版GAP」は、JAあいち経済連が県の「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」に則して作成したものである。

知多農林水産事務所が所管する地域においては、平成26年度においては10組織が導入済みであるが、そのうち7つがJAグループGAPを導入しており、その他の導入組織は県GAPが1つ、その他が2つである。農業改良普及課の普及指導員は、JAグループGAPを導入している農家等の指導も実施している。

「JAあいち版GAP」は、JAあいち経済連が県の「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」に則して作成していることから、JAあいち経済連では、「JAあいち版GAP推進の手引き」の中で、JAあいち版GAP推進の基本方針として「産地に対しJAと農業改良普及課が連携・協力体制を取りながら推進を図る」、「PDCAサイクルを回すにあたっては、JAは農業改良普及課と連携・協力」する旨が定められている。個々のJAグループGAPごとに、JAと県の双方で役割分担して進められているが、役割の定めが明確になっていない。

よって、県は、各地域の推進状況に応じて県とJAとの適切な役割分担の下に指導業務がなされるよう、PDCAサイクルの各段階におけるJAとの役割分担を具体的に設定することを検討されたい。

4. 尾張地域食育推進会議について〔尾張農林水産事務所〕

(1) 概要

尾張地域における食育の推進について、多様な関係者が情報の共有や取組

5. 物品管理について[知多農林水産事務所]

(1) 概要

地方公共団体の物品については、地方自治法第9章「財務」第9節「財産」第2款「物品」で規定されており、県では愛知県財務規則（以下、「財務規則」という。）第4章「物品会計」に詳細な定めやその他の規則等を設けている。加えて、「愛知県財務規則の運用について（通知）」（以下、「財務規則運用通知」という。）を設けている。

物品の管理及び備品の使用については、「財務規則」、「財務規則の運用通知」にて、以下のとおり規定している。

財務規則

(物品の管理)

第101条 物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効果的に使用しなければならない。

(備品の使用等)

第109条 物品出納職員は、備品を備品使用者に引き渡すときは、備品使用簿に受領印を徴さなければならない。

2 備品使用者は、使用する備品が不用となったとき、又は亡失若しくは損傷したときは、すみやかに収支等命令者に報告しなければならない。

財務規則運用通知

第109条関係（備品の使用等）

1 物品出納職員は、備品については、端末機により物品使用一覧表を作成すること。

2 収支等命令者は、物品管理責任者指定票により、所在場所ごとに物品管理責任者を定め、前項の備品を適正に使用させること。

(2) 手続

知多農林水産事務所を現地視察するとともに、物品管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

の調整を図り、互いに連携・協力して効果的に取組を行うため、尾張地域食育推進会議を設置し、①尾張地域における食育に関する情報の共有に関すること、②尾張地域における食育に関する取組の連携・調整に関すること、③その他尾張地域における食育の効果的な推進に関する必要な事項について協議している。

当該推進会議が契機となり、平成25年度は、春日井市とJA尾張中央が連携した「親子で農業体験」において、参加者親子が食育推進ボランティアから食育について学び、平成26年度は、春日井市役所開催の「2014健康救急フェスティバル」で春日井保健所管内栄養士会、春日井保健所が連携して「めざせ野菜350g」と題したブースを出展した。

(2) 手続

食育推進会議に関する資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 尾張地域食育推進会議の実施について（意見）

尾張地域は、市町の数が多いため、あいち尾東、尾張中央、西春日井、愛知西、愛知北の5つのブロックにわけて、2年間のローテーションで食育推進会議を実施している。このペースでは、5つのすべてのブロックで会議を実施するのに10年という長い期間を要することになる。また、各ブロックにおける会議の内容は他のブロックに対し発信されておらず、情報共有が行われていない。

2年間のローテーションで実施するのではなく、各ブロックで毎年実施することが望ましい。

また、各ブロックにおける会議の内容を他のブロックにも発信し、ブロック間で情報を共有する体制を構築することが望まれる。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 物品管理責任者の未指定について (意見)

知多農林水産事務所では、職指定により物品管理責任者を定め、すべての車両について保管場所を定めて管理し、使用しているが、物品使用一覧表と物品管理責任者指定票を確認したところ、物品使用一覧表の所在場所コードの誤りにより、物品使用一覧表上において物品管理責任者が正しく登録されていない車両6台が検出された。

県の財務規則運用通知では、物品管理責任者指定票により所在場所ごとに物品管理責任者を定め、物品を適正に使用させることを規定している。よって、物品使用一覧表の所在場所コードの登録を修正されたい。

6. 応急ポンプの管理及び貸出について[海部農林水産事務所]

(1) 概要

県は、大雨や干ばつ時の異常気象時における被害防止や災害復旧、地震時の緊急水源確保等に対応するために可搬式水中ポンプ等(以下、「応急ポンプ」という。)を保有しており、市町村や土地改良区等の要請に基づき応急ポンプを貸出している。特に海部農林水産事務所管内の地域は、海抜ゼロメートル地帯が大部分を占めており、県が保有する応急ポンプの過半数が海部農林水産事務所管内の海部応急ポンプ管理センターで保管されている。

<海部応急ポンプ管理センター外観及び内部>



<東海豪雨時の応急ポンプの運転状況>



応急排水機に係る事業として、次のものがある。

① 応急排水機整備事業

応急排水機整備事業は、応急ポンプの購入等を行う事業であり、応急ポンプの更新管理は本事業で行われ、平成26年度の事業費は2,814万円である。

② 応急排水機管理事業

応急排水機管理事業は、応急ポンプの定期点検等の管理を行う事業であり、市町村や土地改良区等への応急ポンプの貸出しについては本事業において

行われ、平成26年度の事業費は525万円である。

## (2) 手続

海部農林水産事務所を現場視察するとともに、応急ポンプの管理及び貸出に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問及び観察等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 応急ポンプの管理方法について

平成12年9月に発生した東海豪雨において、農林水産部で貸出した応急ポンプの総排水量は125万 $\text{m}^3$ であり、これは毎分870 $\text{m}^3$ ほどの排水を行うことで24時間以内に排水が完了する排水量である。

県としては、上述した毎分870 $\text{m}^3$ という排水能力を目安として考慮しており、平成26年3月末時点での、県内3か所の農林水産事務所で保管する応急ポンプ全体の排水能力は毎分1,309.6 $\text{m}^3$ である。これには貸出されている応急ポンプ(貸付台数は変動するが、毎分200 $\text{m}^3$ ほどと見込む)と故障している応急ポンプ(現在故障している2台で、合計毎分8 $\text{m}^3$ )が含まれているが、それらを差引いたとしても、東海豪雨と同じ状況下において24時間以内に排水が完了する能力は十分にあるといえる。

しかしながら、その管理方法については改善の余地があると考えられる。

### ア. 故障品の管理場所について(意見)

海部応急ポンプ管理センターを視察したところ、故障している応急ポンプが2台あり、当該ポンプには故障している旨が記載された紙が貼り付けられているものの、通常品と同じ場所に並べて保管がされていた。

緊急時に多くの応急ポンプを持ち出す際に、誤って故障品が持ち出され迅速な対応ができず被害が拡大するリスクを考慮すると、故障したものは通常品とは別の場所に保管することが望まれる。

82

### イ. 故障品の処分時期について(意見)

海部応急ポンプ管理センターを視察したところ、平成21年に故障した応急ポンプ7台が処分されずに保管されていた。

応急ポンプについては、亀裂などの軽微な損傷であれば修繕により対応するが、モーターの故障などの場合、修繕費が高額になり、また再度故障する可能性もあることから、修繕ではなく買い替えにより対応することとである。今回の故障については軽微なものではなく、修繕は予定されておらず、今後使用見込みのないものであった。

愛知県財務規則第119条第1項は、次のように定めている。

収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書(様式第六十四)により不用の決定をしなければならない。

現状、故障した応急ポンプの取扱いについては、新品を受入れた場合の更新対象の応急ポンプとしての処分を農地整備課で決定し、会計局調達課において売却もしくは廃棄であるかの判断を行い、不用決定調書を作成し処分している。そのため、新品を受入れない限り、故障した応急ポンプは所有し続けることとなる。

しかし、応急ポンプについては通常は売却価値があり、ポンプとして使用できなくとも鉄くず等として売却はできる一方、故障品として保管する場合は逆にコストがかかる。

そのため、愛知県財務規則第119条第1項の定めに従い、新品を受入れたときではなく、「使用をすることができない物品が生じたとき」すなわち故障し、修繕ではなく買い替えにより対応すると判断した段階で、不用決定調書により不用の決定を行い、速やかに故障品を廃棄もしくは売却により処分すべきである。今後は、効率的に備品管理を実施すべく、定められた手続に則った上で速やかに故障品を廃棄もしくは売却することが望まれる。

### ウ. 貸出・点検を行う応急ポンプの選定について(意見)

海部応急ポンプ管理センターにおいて、平成21年3月11日購入のパンケージ型ポンプ1台は使用したものの、平成23年3月28日購入のポンプ10台については、一度も使用していないものもあり、購入後使用しないポ

83

## (2) 手 続

西三河農林水産事務所における排水機維持管理費補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

### ① 排水機維持管理事業チェックシートの記載誤りについて（指 摘）

排水機維持管理費補助金における希望地区調書の提出においては、補助対象となる維持管理費についての証拠書類が必要となり、維持管理費用については事業主体（補助申請者）が排水機維持管理事業チェックシート等に日付、金額を記入し取りまとめ、提出をしている。県は当該調書を検査する際に、排水機維持管理事業チェックシート等と領収書等の証拠書類を照合することとしている。

維持管理費用の算出方法については、「排水機維持管理事業の手引き」に記載されており、2月上旬に行われる第1回の調書では、4月から12月分は実績額、1月から3月分は見込み額を用いることになっている。第2回の調書では、2月末までは実績額を用いることになっており、また3月の金額によっても契約書等によりほぼ確定している場合はその見込み額、電力量のよりに確定していない場合は過去3年の実績額の平均を用いることになっている。

西三河農林水産事務所管内の一部排水機場について、排水機維持管理事業チェックシートを閲覧したところ、第1回の調書については4月から12月分、第2回の調書については4月から2月分を本来であれば実績額を記載しなければならぬところ、見込み額を記載していたという誤りが発見された。当該誤りが生じた原因は、希望地区調書及び補助金交付申請書を検査する際に、排水機維持管理事業チェックシート等と領収書等の証拠書類の照合を一部行わなかったことによるものと思われる。結果として、交付額は交付要綱の規定に収まっているものの、本来交付されるべき金額と誤差が生じている。第1回の調書及び第2回の調書は、ともに各排水機場ごとの補助金交付額を決定する根拠となるため、照合を適切に行う必要がある。

ンプは、動作確認がされていない状況であった。  
貸出を行う応急ポンプの選定については、特にルーラ化はされていないが、豪雨などの緊急時に新しい応急ポンプを使用できるように、平常時については古い応急ポンプを優先して使用している。また、点検については、壊れやすいと考えられる古い応急ポンプを優先して点検に出されている。そのため、購入後数年間にわたり使用も点検も行われていない応急ポンプが存在する可能性が生じている。

未使用であっても経年劣化等何らかの要因で不具合が発生していることも否定できず、豪雨などによる災害発生時に持ち出した際に機能しないことも考えられ、迅速な災害対応に支障が出るおそれがある。そのため、長期間にわたり使用も点検も行われていない応急ポンプが生じる事態にならないよう、貸出や研修での使用、点検に出す応急ポンプの選定についてルーラ化する対応が望まれる。

## 7. 排水機維持管理費補助金について〔西三河農林水産事務所〕

### (1) 概 要

農業用排水機を持つ能力を保持し、地域の安全性を確保するため、土地改良区、市町村等の公共的団体が行う排水機の維持管理事業に対し「愛知県土地改良事業等補助金交付要綱」（以下、この項で「交付要綱」という。）に基づき助成を行っている。

土地改良区、市町村等の公共的団体（以下「事業主体」という。）から排水機維持管理費用（以下、「維持管理費用」という。）に係る補助金の申請及び報告が行われ、各事業主体の補助金の額が決まる。なお、手続は、2回の希望地区調書の提出と1回の補助金交付申請にて行われる。

1回目の希望地区調書は2月上旬に提出され、当該調書に記載された維持管理費用を基に各農林水産事務所の補助金枠が決定される。

2回目は3月上旬に調書が提出され、当該調書に記載された維持管理費用を基に各農林水産事務所の補助金枠より各事業主体への補助金枠を決定する。

申請は3月末に補助金交付申請書（実績報告）が提出され、交付要綱と適合していることをもって補助金の交付決定及び額の確定を行っている。

8. あいち森と緑づくり事業について〔新城設業農林水産事務所〕

(1) 概要

県では、食と緑の基本計画の施策の柱、「自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保」のための重点的取組として、県内の森林、里山林、都市の緑を整備し、保全する「あいち森と緑づくり事業」を、平成21年度からの10年計画で実施している。

① 事業内容

ア. 森林の整備

- i. 奥地や公道・河川沿いなどの作業性が悪い人工林の間伐を行うこと
- ii. 間伐の実施に必要な人材の養成を行うこと

イ. 里山林の保全

- i. 放置された里山林の整備を行うこと

ウ. 都市緑化

- i. 都市に残された貴重な民有樹林地の買取や小規模な緑地の整備を支援すること
- ii. 建物の屋上、壁面等を利用した民有地緑化を支援すること
- iii. 都市の顔となる地区において美しい並木道の再生を支援すること
- iv. 県民参加による緑の体験学習や緑づくり活動を支援すること

エ. 森と緑づくりにつながる取組

- i. 市町村やNPO団体などが行う森や緑の育成活動や環境学習を支援すること
- ii. 森林整備の意義や木材活用の効果について普及啓発を進めること

② 財源

「あいち森と緑づくり事業」は「あいち森と緑づくり税」を財源とし、県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式にて負担されている。個人は年額500円を負担している（従前の県民税均等割額に500円を加算）。法人は均等割額の5%相当額を負担している（従前の法人県

民税均等割額に加算）。

年間で約22億円が徴収されている（初年度約15億円）（個人：約18億円、法人：約4億円）。

③ 実績

ア. 人工林の整備

林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道・河川沿い等の人工林について、公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導するために、県が間伐を1,248ha実施している。

平成26年度の事業費は10億3,916万円である。

イ. 里山林の整備

手入れがされていない里山林を再生するための整備に加えて、防災機能向上のための簡易防災施設の設置等を行う里山林再生整備を20箇所実施している。

また、地域の特性やニーズに応じて、市町村が行う地域住民やNPO等との協働による保全活用を前提とした計画に基づく提案型里山林整備に對して9箇所、手入れのされていない里山林の健全化のための整備10箇所に対して助成している。

平成26年度の事業費は2億5,629万円である。

ウ. 普及啓発等

i. 森林整備技術者養成

奥地林や公道・河川沿い等、通常の森林整備より作業条件が悪い事業に従事するために必要な技術・技能を短期間で習得させる研修を実施し、14名の技術者の確保、育成を進めている。

平成26年度の事業費は685万円である。



## ii. 木の香る学校づくり

森林整備の意義や木材活用の効果について普及啓発を進めるため、公立小中学校に県産木材を使用した児童生徒学習机・椅子 11,855 セットと机 352 台、その他駄箱、ロッカー等 124 台の導入に対して助成している。

## iii. 県産木材活用推進

自発的な森林整備につなげるために、間伐材の搬出を促進する取組 6 件、県産木材の利用拡大の普及のために、公共施設に木製ベンチを導入する取組 8 件に対して助成している。

## iv. 森と緑づくり体感ツアー

森と緑づくりへの理解を一層深めていくため、公募した 69 名の県民の方々を対象に、本県の森林、里山林、都市の緑の現状を見て、体験し、考えてもらうためのバスツアーを実施している。

なお、ii. ～iv. の平成 26 年度の事業費は合計 1 億 6,536 万円である。

## v. あいち森と緑づくり委員会

事業の円滑な推進のため、あいち森と緑づくり委員会を 3 回開催し、平成 26 年度の事業費は 154 万円である。

## (2) 手続

森林保全課、新城設楽農林水産事務所において、あいち森と緑づくり事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

## ① あいち森と緑づくり事業での間伐材利用促進について（意見）

**XXI 森林保全課 2. 間伐について**で述べるとおり、あいち森と緑づくり事業においても間伐が実施されている。本県は県土の 43%が森林であり、その 6%がスギやヒノキの人工林となっている。しかし、人工林の多くが手入れをされずに放置されている。あいち森と緑づくり事業においては、林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道沿いなどの人工林の間伐を行っている。ここで、あいち森と緑づくり事業における間伐の実施場所の選定方法は、実施候補地を県が選定し具体的な実施場所については市町村へ随意契約により委託している状況である。

県においては、伐採された間伐材の半数以上が未利用になっている問題がある。あいち森と緑づくり事業は、既存の事業では、整備できない森林を整備するものであり、間伐材搬出を目的とした事業ではないが、今後は事業実施後、可能であれば、森林所有者自らが、間伐材搬出をすることを県として促していくことが望まれる。

## ② あいち森と緑づくり事業における調査地の選定方法等について（意見）

あいち森と緑づくり事業の施工業者の選定方法は、一般競争入札と指名競争入札により行われている。ここで当該入札方法はまず、県が作成した設計書に基づき予定価格を提示し、その設計書に基づき施工業者が入札見積額を提示し、一番低い価格を提示した施工業者が落札するという流れとなっている。

しかし、その後実際に施工業者が現場において作業を行う際には県の作成した設計書の間伐（伐採）本数の見積りと異なることがある。その際には、県（発注者）に対して、条件変更確認請求通知書により通知し、当初予定と実際の作業時との差異の確認を請求することになっている。

ここで、当初設計書と実際の作業時の差異については金額ベースで当初見積額との差が 20%を上回った際には県の本庁にて協議調査が行われる。

このような差異が発生する原因は、当初設計書を作成する段階では県により委託を受けた外部業者が現地調査地から標準的なポイントを選び、そのポイントを調査した後に全体の伐採本数を算定している。

しかし、施工業者が入札により決定した後に実際に現場で精査を行うと、場所によっては伐採する木の本数が多い場合や、少ない場合がある。また、一本の伐採コストが通常より多額になる牽引具使用伐採本数が見積りと異なる場合もある。牽引具使用伐採とは、伐採する木が民家や電線に隣接して

いる場合等には、伐採後に木が倒れる方向を調節するために牽引機を使用して木を伐採する方法であり、通常の伐採よりもコストがかかる伐採方法である。

当事業においては、上記で述べたような差異が発生するのが通常となっており、その差異率が当初の見積り金額から10%以上乖離している事業も見られる。この点、森や木など自然を相手にする事業の特性上、必ずしも見積りどおりに実際作業が行われなければならないのは仕方ないことともいえる。当事業に限らず、一般的に請負工事の施工業者の選定は競争入札により1万円単位の競争を行った者、工事の設計変更を行った場合には、1番目に低い価格を提示した落札者と2番目の価格との差額を超えてしまう差異が発生することもあつたため、入札の公平性を期すには、請負工事の契約後に設計変更を極力減らすことが望ましいと考えられる。

当事業の場合、このような問題を解決する方法として、例えば、外部の業者に委託する際にさらに精緻な調査を委託することが考えられる。県の職員が実施地区のすべての部分を網羅的に調査することは実行可能性が乏しいと考えられるが、外部の専門業者に委託する際に調査精度がより向上するような調査地の選定方法等を検討することで設計書自体を精緻に作成することを可能にし、工事の設計変更を行うケースを減らすことが望まれる。

9. “活かす”あいちの農林水産業に係る女性起業家支援について〔新城設楽農林水産事務所〕

(1) 概要

過疎化の進行した本県の農村地域の活性化を促す対策の1つとしては産業の発展が挙げられる。新城設楽農林水産事務所においては以下のような取組を行うと、食と緑の基本計画 2015 新城設楽地域域推進プランにより掲げている。

安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

(1) “活かす”あいちの農林水産業

【目標】《「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成 \*5モデル以上を育成》

○生産者組織と消費者団体が共催で開催する交流イベント等を捉えてお互いの思いをつなげるよう支援します。

○花のイベントなどを通じて消費者が求めるニーズに適切に応えるための取組を支援します。

○体験農園ビジネスとして、豊根村の農家によるブルーベリーの摘み取り園や農産物直売所の生産者組織による貸し農園の開設などを支援します。

○道の駅「アグリステーションなぐら」内の地元農家レストラン「お母さんの店」の人気商品（エゴマだれ五平もち、エゴマ大福、名倉高原米使用カレーなど）に使用するエゴマや米などを始めとした地元農産物の栽培支援を行います。

また、このような取組がさらに広がるよう女性起業の支援を行います。

実際に行われている取組として、地域の農家の女性がジャムなどの特産品を生産した場合には「つくしんぼうの会」など地域の共同組織に所属する人に対して、設備投資などの際に半額補助金を交付する支援を行っている。さらに事業を活性化するためにはマーケティング活動においても積極的に支援すべきであると考えられる。マーケティング活動としては現在、「つくしんぼうの会」などの組織の販路拡大に向けた、会の取組などを記載したPR資料の作成支援、技術支援としてジャムなどの内容量と販売価格の検討促進、容器サイズ及びパッケージの改善支援等を行っている。

その結果管轄外のJA直売等における販売など販路の拡大が実現している。

(2) 手続

新城設楽農林水産事務所において、当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 女性起業家に対する新たな支援策について（意見）

現在、新城設楽農林水産事務所では「しんせつネット」と呼ばれるホームページを開設しており、新城設楽農林水産事務所をはじめとする県の取組や地域の情報を公開している。「しんせつネット」を使って地域の女性起業家などが作成した特産品などの紹介やネット販売の案内をすることが考えられる。また、県のSNSページを使って特産品のPR活動を行うことも望まれる。

② 技術支援も含めた起業家支援について（意見）

上記のように特産品のPR活動を行うことで起業家を支援することに加え、その特産品の原材料に対する技術支援を続けて行うことによりヒット商品が生まれ事業として成立するようになれば、他にも地域ブランドの特産品が次々に出てくるようになると思われる。

特産品の原材料には愛知県産が使用されるため、地域の農家に対しても利益を還元することができ、本県の農村地帯の経済発展に寄与できると考えられる。

実際に成功事例として、設楽町では全国的にも有名な酒蔵が存在し地域のお米を使用したヒット商品を生み出している。そのお米農家に対し、県としても技術支援を行っており、そのことでさらに良い商品が作られ、売上が伸びることで農家への還元が増えるという好循環が起きている。

今後は、同じような取組がお酒に限らず他の農産物からも見られることが望まれる。

III 公益財団法人愛知県農業振興基金

1. 団体の概要

(1) 事業の目的

本県農業の永続的な発展と魅力ある地域社会の形成をめざし、農業者の創意工夫を活かした取組等を積極的に支援、促進することにより、本県の農業・農村の振興に寄与する。

具体的には、今後の農業振興の方策を明らかにするための調査研究活動や、本県農業の実態や生産者の思いを伝えることによる県民・消費者の農業理解を促進する取組、また、園芸優良種苗の供給事業や農業生産の低コスト・高付加価値化のための営農技術の開発・普及、農産物のブランド化、新規産品開発の取組、優秀な農業経営者の育成・確保のための活動など、農業者やその関係者の様々な活動を積極的に支援していく。

また、高齢化などによりタイアする農家の農地を地域の農業生産の担い手に集約することにより、農業経営の規模拡大と農用地の有効活用を促進し、農業の生産性向上をめざす。

(2) 役員

評議員 6人、理事 6人、監事 2人

(3) 基本財産

6,027,416千円（平成27年3月31日現在）

(4) 設立者

- ・愛知県
  - ・愛知県農業協同組合中央会
  - ・愛知県信用農業協同組合連合会
  - ・愛知県経済農業協同組合連合会
  - ・愛知県厚生農業協同組合連合会
  - ・愛知県共済農業協同組合連合会
- （現 全国共済農業協同組合連合会愛知県本部）

【助成事業の経費、助成率】

助成金の種類	助成対象経費	助成率
(1) 農業・農村調査研究事業助成金	産学官共同チーム(大学、農業団体、民間企業、NPO、県等)が実施する農業を取り巻く環境の変化が、農業・農村に及ぼす影響を調査研究し、今後の農業振興の方策を明らかにする取組に要する経費 (1)会議の開催経費 (2)調査研究経費 (3)成果物の印刷等	10/10
(2) 農業理解促進事業助成金	農業者等の組織する団体、公共団体が実施する本県の農業に対する県民の農業への理解を深めるための広報資料の作成・配布に要する経費 農業者等の組織する団体が実施する県民への情報提供、消費者理解促進等農業のための次の事業に要する経費 (1)農作業体験活動 (2)生き物調査など生物多様性理解に資する取組	定額：上限 300万円  1/2以内
(3) 食育推進事業助成金	農業者の組織する団体が実施する小中学生や消費者グループ等の農業と食に対する理解を深めるための出前授業等の取組に要する経費	1/2以内
(4) 後継者育成活動助成金	農業後継者のグループが実施する経営管理能力、技術開発等を養う事業を実施するに要する経費 (1)商・工業者等のグループとの交流会の開催 (2)先進地視察研修 (3)民間企業及び大学等と連携して行う新商品の開発、販路及び流通技術の開発、新生産技術の開発研究	1/2以内
(5) 安全良質農産物安定供給事業助成金	農業者の組織する団体が行う安全かつ良質な農産物の安定供給に資する次の事業に要する経費 (1)新品种、新技術の栽培展示及び調査 (2)農業器資材の適合性調査 (3)生産振興支援活動でのモデル実証 (4)青果物の残留農薬、病原菌及び食品成分等の検査分析 (5)畜産物の抗生物質・抗菌剤、病原菌、食品成分等の検査分析 (6)農家、消費者への情報提供 (7)マイナー作物の登録農薬拡大のための調査分析	1/2以内
(6) 園芸優良種苗供給事業助成金	農業者の組織する団体が園芸優良種苗の生産供給、生産指導等を行うに要する次の経費 (1)園芸優良種苗の生産供給 (2)園芸優良種苗の生産指導	2/3以内
(7) 環境と安全に配慮した農業推進事業助成金	農業者の組織する団体が行う環境と安全に配慮した農業の推進に資する次の事業に要する経費 (1)地域における協議会の開催 (2)環境と安全に配慮した技術等の導入に関する調査	1/2以内

(5) 沿革

- ① 設立年月日  
平成3年10月16日(愛知県知事許可)  
平成3年10月29日(名古屋法務局登記)

- ② 愛知県青年農業者等育成センターの指定  
平成7年6月30日(愛知県知事指定)

- ③ 農業功労者表彰事業の開始  
平成18年4月1日

- ④ 公益財団法人愛知県農業振興基金の認可  
平成24年4月1日

- ⑤ 愛知県農地中間管理機構の指定  
平成26年3月18日(愛知県知事指定)

(6) 事業の内容

- ① 助成事業
  - ・ 農業・農村調査研究事業
  - ・ 農業理解促進事業
  - ・ 食育推進事業
  - ・ 後継者育成事業
  - ・ 安全良質農産物安定供給事業
  - ・ 園芸優良種苗供給事業
  - ・ 環境と安全に配慮した農業推進事業
  - ・ 新農業ビジネスモデル推進事業
  - ・ 生産者の思いを伝える農業推進事業

2. 助成事業について

(1) 概要

1. 団体の概要 (6) 事業の内容 ①助成事業 を参照されたい。

(2) 手続

助成事業に関する資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧及び質問)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 当初申請額と実績金額の差額及び変更申請の時期について(意見見)

(単位:円)

助成金の種類	申請者	当初申請額	申請額 (決定額)	交付済額	事業の内容
農業・農村調査研究 事業助成金	B	2,220,000	580,000	580,000	主要品目・産地における 生産構造分析調査

本県とA大学がタイアップし、Bが実施した、今後の中長期的な農業振興計画や販売戦略の策定に係る基礎資料とするための本県における主要品目や産地ごとの5年後、10年後の生産構造分析を行った事業に対して580,000円を助成している。

当初の申請額2,220,000円に対し交付実績金額は580,000円と乖離しているが、これは調査方法の変更により調査活動費が減少したためである。平成26年10月27日の検討会で調査方法が決定されているが、変更申請が行われたのは平成27年1月であり、事業費の減少が判明した時点から変更申請が行われるまでに長期間要している。

変更申請の時期が早ければ、助成金の減額分を他の事業の助成にまわすことが可能となるので、事業費の減少が判明した時点で、速やかに変更申請が行われるよう事業者に対し指導する必要がある。

(8) 新農業ビジネスモデル推進事業助成金	農業者等の組織する団体が行う新規産品による産地振興等の農業の新しいビジネスモデルの開発を推進する事業に要する経費 (1)新規産品による産地振興 (2)6次産業化の取組による産地の活性化	1/2以内
(9) 生産者の思いを伝える農業推進事業助成金	農業者等の組織する団体が行う「生産者の思いを伝える農業」と、「いいともあいち運動」を推進する事業に要する経費 (1)生産者の思いを伝えるイベント等の実施 (2)いいともあいち運動による消費者団体と連携した県産品のPR	1/2以内

② 就農促進支援事業(特別会計事業)

- ・ 就農支援資金貸付事業  
貸付け済みの就農支援資金の償還を行う。
- ・ 就農相談活動事業  
県や関係機関・団体と連携し、新たに就農しようとする青年等を対象に、就農相談を行う。

③ 農業功労者表彰事業(特別会計事業)

本県の農業・農村の振興に尽力し、その功績が顕著で、他の模範となるものを表彰することにより、後に続くものが自信と誇りを持ちその振興に取り組むことを助長し、もって本県の農業・農村の発展に資することを目的として農業振興功労者表彰事業を実施する。

賞の名称: 愛知農業賞(あいちアグリアウォード)

④ 農地集積推進事業(特別会計事業)

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として、農地中間管理事業その他の農地集積の推進に関する事業を行う。

ア. 農地中間管理事業

- ・ 農用地等についての農地中間管理権の取得
- ・ 農地中間管理権を有する農用地等の貸付
- ・ 農用地等の改良、再生等利用条件の改善
- ・ 農用地等の維持管理

イ. 農業経営基盤強化促進法の特例事業

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地の売買事業を行う。

IV 農林検査課

1. 農林検査課の概要

(1) 概要

① 農林水産業協同組合等の検査について

農林協同組合法第94条、森林組合法第111条及び水産業協同組合法第123条に基づき、組合の業務及び会計の状況を検査し、組合の適正な事業運営を促進しており、平成26年度の事業費は578万円である。

なお、検査に従事する職員に対しては、検査技能の向上を図るため、農林水産省の実施する研修への参加を始め、基礎研修、実務研修などの内部研修を実施している。

ア. 農林協同組合の検査

信用事業及び共済事業を行う農林協同組合並びに県の区域を地区とする農林協同組合に対し、農林協同組合法第94条第4項に基づく常例検査又は同法第94条第3項に基づく随時検査を実施している。常例検査では、すべての業務・会計の状況について行う全面検査又は信用事業等重要部門を対象とした部分検査の方法によることとし、必要に応じて農林協同組合法第94条第5項に基づく子会社検査を実施している。

平成26年度における検査の実施状況は次のとおりである。

区分	検査対象 組合	常例検査			随時検査	
		全	面	部	分	要
平成26年度計画	22	20	8	12	1	1
平成26年度実績	22	20	8	12	2	1

※ 県が国に検査を要請し共同して実施  
(出典：事務概要 平成26年度 愛知県農林水産部、62ページ)

イ. 森林組合の検査

出資組合に対し、森林組合法第111条第4項に基づき、常例検査を実施している。

このことについては、愛知県農業振興基金も十分認識しており、平成26年度業務報告書においても【助成事業の課題】として「申請書（計画数値）の精査及び事業の進捗管理の徹底指導が必要となる」と記載している。また、該当事業者に直接申し入れを実施し、改善を進めている。引き続き改善を進められたい。

② 助成金交付申請書（事業計画書）における積算根拠の明確化について（意見）

助成金交付申請書（事業計画書）において、見積書等が添付されていないため積算根拠が確認できない費用があった。

助成事業業務規程第7条において、「理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、運営委員会の審査を受けるほか、必要に応じ、現地調査をする等その内容を審査」と定められており、必要に応じ、電話やメールにて積算内容を確認しているとの説明を受けたが、記録が残っていないため積算根拠の確認ができなかった。

助成事業は公募により実施するものであり、申請者が適切に書類を作成できるよう、書類作成にあたってのガイドライン等を作成し、その中で必要となる添付書類を例示するなどし、積算根拠を明確にするよう申請者に指導する必要がある。

また、現地調査や電話、メール等により積算内容を確認した場合には、確認を行った証拠を残す必要がある。

③ 実績報告書における証拠書類（写し）の添付について（意見）

実績報告書（兼）請求書において、助成事業様式第5号では、添付書類として、「(3)その他（領収書・写真（日付入り）等の実績が確認できるもの）」としているが、支出一覧と銀行振込の利用明細書の写しのみが添付され、請求書の写し等が添付されていないため、支出内容が確認できないものがあった。

上記②の意見同様、書類作成にあたってのガイドライン等を作成し、その中で必要となる添付書類を例示するなどし、実績報告書の証拠書類としては、支出内容の確認ができる請求書の写し等を添付するよう申請者に指導する必要がある。

平成26年度における検査の実施状況は次のとおりである。

区分	検査対象 組合	常例検査	
		全	面
平成26年度計画	6	4	4
平成26年度実績	6	4	4

(出典：事務概要 平成26年度 愛知県農林水産部、63ページ)

**ウ. 水産業協同組合の検査**

漁業生産組合を除く出資組合に対し、水産業協同組合法第123条第4項に基づき、常例検査を実施している。

平成26年度における検査の実施状況は次のとおりである。

区分	検査対象 組合	常例検査	
		全	面
平成26年度計画	50	40	40
平成26年度実績	50	40	40

(出典：事務概要 平成26年度 愛知県農林水産部、63ページ)

**② 農林水産業協同組合等の指導について**

農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合等に対し、農業協同組合法、森林組合法及び水産業協同組合法に基づく認可事務を行うほか、法令を遵守し適正に組合を運営するよう組合検査結果に基づく指導監督を行う。

また、信用事業を行う農業協同組合、漁業協同組合が最近の経済・社会情勢の変化に対応しつつ、健全かつ効率的に運営するよう指導を行う。

**ア. 農業協同組合法関係**

総合農協 20組合、専門農協 18組合  
農事組合法人 143法人

**イ. 森林組合法関係**

森林組合 6組合

**ウ. 水産業協同組合法関係**

漁業協同組合 50組合  
漁業協同組合連合会（県区域未滿） 1連合会、漁業生産組合 5組合

**(2) 手続**

農林検査課における事務に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び観察等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

**(3) 監査結果**

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

**① 検査調書の確認項目の整理について（意見）**

農林水産業協同組合等の検査にあたっては、法令や組合の規程等に従って業務を実施しているかという観点で行っており、検査の実施過程は検査調書として取りまとめられている。

検査調書は、これまでの検査結果等を踏まえて、あらかじめ確認事項が業種かつ業務別にチェックリスト化されており、検査先で具体的な検査内容を記入するとともに、その適否のいずれかに丸をつけることにより、検査員によって検査内容に差異が生じることがなく、かつ、スムーズに実施できるようにしている。

しかし、検査調書を確認したところ、一部のチェックリストにおいて適否のチェックが付されていない項目があった。これは、検査時に発見した問題の原因分析や根拠資料の徴求、確認あるいは被検査組合担当者からのヒアリング等に時間を要したためとのことであった。検査実施に当たっては、国の検査方針や過年度の指摘事項等を踏まえて統一的な重点検査事項を定めているが、検査調書においては、どの項目が重点検査事項であるかが明確になっていない。そのため、検査すべき項目が検査されていない場合も考えられる。

検査時に発見した不備事項に対し深度ある検査を実施することが重要であるが、このような場合であっても、重点検査事項については検査を確実に

実施する必要はあると考える。したがって、検査調書において、どの項目が重点検査事項であるかを明確にしておくことが望ましい。

## V 食育推進課

### 1. 食育推進課の概要

#### (1) 「あいち食育いきいきプラン2015」の推進について

愛知県食育推進会議（会長：知事）が平成23年5月13日に作成した第2次愛知県食育推進計画「あいち食育いきいきプラン2015」に基づき、関係部局（県民生活部、環境部、健康福祉部、産業労働部、教育委員会事務局）や関係団体（保育所・幼稚園・学校、医療・保健・栄養関係、農林水産業・食品産業、ボランティア・NPO、市町村など）と連携・協力して、食育の推進に取り組む。

#### (2) 農産物流通機能の強化について

県産農産物等を消費者や流通関係者等にPRするための消費宣伝活動を実施するとともに、全国の主要卸売市場における県産農産物等の販売状況及び競合産地の出荷動向、消費動向などを調査し、その情報を生産者団体等に提供することにより、本県産農産物等の生産・出荷の安定と流通の円滑化を図る。

#### (3) あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業について

少子高齢化などにより国内市場の縮小が懸念される一方で、アジアを中心として、経済発展に伴う富裕層の増加や人口の増加により、今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在していることから、輸出に関する総合的な取組を行い、県産農林水産物及びその加工食品の知名度向上と輸出促進を図る。

#### (4) 食と緑普及啓発事業について

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念のもと、農林水産業に関する情報の交流やふれあいの場づくり、県民活動を促進するため、「あいちの農林水産フェア」を開催し、食育や花育・地産地消・環境について、県民の理解促進を図る。



(5) 6次産業化の支援について

農林漁業者等が取り組む6次産業化を支援するため、推進会議や指導者育成研修会の開催、6次産業化サポートセンターを設置するとともに、新商品の開発や加工施設等の整備に対して助成する。

(6) 地産地消の推進について

食と農林水産業に対する県民の理解促進を図るため、「いいともあいち運動」等を通して、消費者団体、生産者団体及びNPO等と協働・連携し、消費者と生産者の「顔の見える関係」を構築することにより、地産地消を推進する。

(7) 農林物資の品質表示適正化指導について

JAS法に基づく食品表示の適正化を図るため、県内の食品を取扱う事業者及び消費者に対する講習会を開催するとともに、表示状況の調査や監視を行う。  
また、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の普及啓発等を行う。

(8) 卸売市場対策について

愛知県卸売市場整備計画に基づき、卸売市場の適正な配置及び機能強化を推進する。

2. いいともあいち運動について

(1) 概要

「いいともあいち運動」は、本県の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を通じて県民全体の暮らしの向上を図るため、県民に「愛知県農林水産業の応援団」になってもらい、消費者と生産者が一緒にあって本県の農林水産業を支えていこうという「運動」である。

また、県民に県産農林水産物をもっと食べていただきたい(利用していただきたい)という、「愛知県版地産地消の取組」でもある。

○ いいともあいち運動

「いいともあいち」の意味



☆県内の消費者と生産者が、今まで以上に“いい友”関係になる  
☆Eat More Aichi products (イー ト モ ア アイ チ プロダクツ)  
= もっと愛知県産品を食べよう (利用しよう)

(いいともあいち運動の取組)

① 認知度の向上

いいともあいち運動の認知度の向上を図るため、県産農林水産物や、その加工食品にシンボルマークの貼付を推進しているほか、いいともあいちキャンペーン月間の実施、キャッチコピーの選定等を行っている。

② 協働活動の充実

いいともあいちネットワークの拡大、いいともあいち推進店の登録推進、地域段階での交流活動及び地産地消推進研修会、農商工連携ビジネスフェアなどの取組を行っている。

③ 県産農林水産物の利用拡大

いいともあいち推進店における県産品コーナーの設置推進、新商品の開発、学校給食への供給拡大等により県産農林水産物の利用拡大を進めている。

④ 協議会の運営

生産者団体・流通関係者・消費者団体等の代表及び学識経験者等で構成する「いいともあいち運動推進協議会」を開催し、協働活動の推進について検討している。

(2) 手続

当該業務に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見述べることはない。

① いいともあいち運動の認知度と県産農産物の購入割合に関する調査結果について（意見）

県では、平成25年度第2回県政世論調査の中で、いいともあいち運動の認知度と県産農産物の購入割合について、調査を実施している。

【調査対象等】

- ・調査対象：県内居住の20歳以上の男女3,000人（無作為抽出法・郵送法）
- ・調査期間：平成25年9月1日から9月20日
- ・回答者数：1,578人（回収率：52.6%）

【質問内容】

- ・地元で取れた農林水産物を地元で消費する“地産地消”の取組として、愛知県では「いいともあいち運動」を推進しています。この運動を知っていましたか。
- ・農産物等（米、野菜、果物、肉、卵、魚）の産地が明らかなる場合、購入の際、どのような産地を優先していますか。

【調査結果】

- ・「いいともあいち運動」の認知度  
「運動についてよく知っている」割合…1.9%  
「運動の内容についてよく知らないが、名前を聞いたことがある、またはマークを見たことがある」割合…19.8%  
「全く知らない」割合…76.6%
- ・「無回答」割合…1.6%
- ・愛知県産の購入割合  
「愛知県産を優先している」割合…14.6%  
「国内産を優先している（愛知県産にこだわらない）」割合…68.8%  
「外国産を優先している」割合…0.1%  
「産地にこだわらず価格を優先している」割合…11.6%  
「その他」割合…2.1%  
「わからない」割合…1.2%  
「無回答」割合…1.5%

上記調査結果では、「いいともあいち運動」の認知度が21.7%、「運動についてよく知っている」割合が1.9%と低いものとなっている。

「いいともあいち運動」の認知度を高め、運動の内容をより多くの県民に知ってもらうため、いいともあいちネットワーク会員、いいともあいちサポーター、いいともあいち推進店への登録推進活動や地産地消に関する啓発活動等をさらに積極的に実施していく必要がある。

また、愛知県産の農水産物を優先して購入している人の割合も、14.6%と低いものとなっており、県産農水産物の魅力、地産地消のメリットを県民に伝えるため、地産地消に関する啓発活動等のさらなる取組が必要である。

3. 小学校における農林漁業体験学習の推進について

(1) 概要

「あいち食育いきいきプラン2015」において、農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合について数値目標を掲げており、県では「愛知県学校食育推進の手引」等のマニュアルを県内全小中学校に配布する等して、小学校における農林漁業体験学習を推進している。

〔愛知食育いきいきプラン2015〕中間評価（平成25年度）

項目	基準年	平成25年度 (直近値)	目標 (H27)
農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合（名古屋市を除く）	62.8%	67.9%	80%以上

※ 愛知県教育委員会健康学習課「食に関する指導の実態調査結果」のうち「地域の生産者（生産や流通にかかわる方）の協力を得ながら、計画的に栽培活動や体験的活動を実施している」の項目に「はい」と回答した小学校の割合

(平成25年施策目標の達成状況)

施策目標	目標管理 課室	目標値 下段( ): 基準年 実績	平成25年度				25年度 目標 率)	評価	
			23	24	25	26			
農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合 (名古屋市を除く)	食育推進 課	目標	63	66	70	73	77	73	48%
		実績	63	63.3	64.3	67.9	73.1		

## (2) 手続

当該業務に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 関係機関との連携について（意見）

農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合は、平成23年度から平成26年度の各年度において目標値を下回っている。

農林漁業体験学習の実施に当たり、①時間の確保、②指導・支援体制、③農地・機材の確保、④経費の負担等の課題がある（「農林漁業体験学習実践の手引」より）。①時間の確保については、農林水産部食育推進課や農林水産事務所等が小学校の教育カリキュラム等に直接働きかけることではできないので、教育関係機関との連携を強め、引き続き小学校における農林漁業体験学習の時間の確保を促進していく必要がある。

②指導・支援体制、③農地・機材の確保については、小学校と地域の農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアとの連携が不可欠であり、農林漁業関係団体・機関や地域ボランティアへの協力要請に関する小学校からの各種相談に対応する体制の周知の徹底が望まれる。

## 4. 6次産業化支援事業について

### (1) 概要

6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出す取組を「6次産業化」と呼んでいる。

農林業者等が、6次産業化を進めて経営の改善を図る事業計画を策定し、国の認定を受けると以下のような支援策を受けることができる。

- ① 中小企業診断士、マーケティングの専門家等の6次産業化プランナーによる定期的な事業のフォローアップ
- ② 農業改良資金（無利子資金）の償還期限・措置期間の延長（償還10年→12年・措置3年→5年）、短期運転資金（新スーパーS資金）の活用
- ③ 新商品開発・販路拡大等の取組、機械・施設の整備に対する補助

総合化事業計画の認定を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要である。

- ① 【事業主体】 農林漁業者等が行うものであること
- ② 【事業内容】 次のいずれかを行うこと
  - ア. 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発
  - イ. 自らの生産等に係る農林水産物等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産
  - ウ. 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
  - エ. 自らの生産等に係る農林水産物等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入
- ③ 【経営の改善】 次の2つの指標のすべてが満たされること
  - ウ. ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善
  - ア. 対象商品の指標
    - イ. 農林水産物等及び新商品等の売上高が5年間で5%以上増加すること
    - イ. 事業主体の指標
      - イ. 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること
- ④ 【計画期間】 5年以内（3年～5年が望ましい）

県では、2013年11月1日より、「愛知県6次産業化サポーターセンター」を設置し、同センターの業務を愛知県食品産業協議会に委託し、6次産業化につながる農林漁業者等の取組の発掘から計画認定、事業化、事業のフォローアップまでを総合的に支援している。

平成26年度は、6次産業化・地産地消法に基づき総合化事業計画が認定された4件の農林漁業者が、新商品開発や販路開拓のためのソフト事業（6次産業化ネットワーク推進事業）や加工施設等整備のためのハード事業（6次産

業化ネットワーク整備事業)を実施している。

- <平成26年度 新商品開発・販路開拓の取組事例>
- ・トマトを使った新商品開発
- ・にんじんを使ったドレッシング等の開発と販路開拓

<平成26年度 機械・施設整備の取組事例>

- ・てん茶加工機械の整備
- ・卵の加工・直売・イートイン施設の整備

(2) 手続

6次産業化支援事業に関する資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧及び質問)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 地域の活性化につながる6次産業化の促進について(意見)

現状、個人主体の6次産業化が中心であり、地域全体の活性化につながる6次産業化は少ない。

農林漁業者、地域の食品製造業者、流通・小売業者、観光業者等の多様な関係者の連携を促進し、新たな付加価値を地域内で創出し、地域の雇用と所得の確保を図り、地域経済の活性化につながる6次産業化を支援していくことが望まれる。例えば、県主導の地域協議会の開催、地域の取組のPR活動、人材育成、成功事例の調査・分析・展開等について実施・強化を検討された。

② 成果指標について(意見)

6次産業化支援事業の成果指標として、「農工商連携等多様な取組による県産農林水産物を使った新商品開発品目数」が設定されている。

6次産業化支援事業の目的は、具体的には下記のとおり、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出す取組の推進であり、新商品開発の推進だけではない。

ア. 生産・加工・流通(販売)の一体化による付加価値の拡大

- ・農林漁業者による加工・販売分野への進出
- ・農林水産物や食品の輸出など

イ. 農林漁業と2次・3次産業との連携・融合による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出

- ・バイオマスなど地域資源を活用した新事業の創出
- ・再生可能エネルギー利用の推進など

したがって、6次産業化支援事業の目的が達成されたかを評価・測定する指標としては、6次産業化による新商品開発品目数だけでなく、新たに6次産業化に取り組み農林漁業者等の事業計画を認定する六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定数等、他の指標についても設定することが望まれる。

5. あいちの農林水産フェアについて

(1) 概要

① 目的

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念のもと、農林水産業に関する情報の交流、ふれあいの場づくり及び県民運動を促進するため、「あいちの農林水産フェア」を開催し、県民の農林水産業に対する理解促進を図る。

あわせて、食育推進計画に基づき、食育を推進するため、県の食育に関する取組紹介や生産者等の体験活動を通じた地産地消や食育の啓発活動を行う。

② 事業内容

ア. 内容

- ・県産農林水産物及びその加工食品の紹介・販売
- ・農林水産業の紹介
- ・県産農林水産物を活用した主催者企画

イ. 出展者及び出展数  
農林水産業者、食品加工業者等 出展者数50社

ウ. 目標入場者数  
35,000人

③ 開催結果

ア. 出店者数

50企業・団体

イ. 入場者数

31,394人

ウ. 県産農林水産物及び加工食品の販売

総売上金額 20,402,306円

【内訳】

	11月13日(木)	11月14日(金)	11月15日(土)	11月16日(日)	11月17日(月)	11月18日(火)
3,452千円	4,629千円	4,007千円	2,859千円	2,809千円	2,646千円	

④ アンケート

来場者に対し下記のアンケートを実施している。

(アンケート用紙)

あいちの農林水産フェア来場者アンケート

本日は御来場いただきまして、誠にありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。下記各項目の該当する番号を○で囲んでください。

性別 ① 男性 ② 女性  
年代 ① 10代 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代 ⑦ 70代以上

問1 どこから来られましたか

- ① 名古屋市内 ② 尾張地域 ③ 西三河地域 ④ 東三河地域
- ⑤ 岐阜県 ⑥ 三重県 ⑦ その他 ( )

問2 このイベントに来られたのは今回で何回目ですか

- ① はじめて ② 2回目 ③ 3回目 ④ 4回目 ⑤ その他 ( )

問3 このイベントを何で知りましたか(複数回答可)

- ① 中日新聞(折込広告含む) ② その他新聞 ③ キラッ都ナゴヤ ④ 咲楽
- ⑤ その他情報誌 ⑥ テレビ ⑦ ラジオ ⑧ チラシ ⑨ 金山駅コンコース等の大型

映像装置

- ⑩ ポスター ⑪ インターネット ⑫ 丸米ダイレクトメール ⑬ 友人・知人から
- ⑭ その他 ( )

問4 イベントに来てよかったと思うことについてお答えください(複数回答可)

- ① 新鮮な愛知県産の農林水産物を買った
- ② お気に入りの商品を見つけた
- ③ 食事がおいしかった
- ④ 生産者や産地の人と直接話をすることができた
- ⑤ 体験企画がよかった
- ⑥ クイズラリーなどで愛知県の農林水産業について知ることができた
- ⑦ その他 ( )

問5 来年このようなイベントがあれば来場したいですか

- ① はい ② いいえ ③ どちらともいえない

問6 「いよいよあいち運動」シンボルマークを知っていますか。

- ① はい ② いいえ

問7 農林水産物を購入する際、どのような産地を優先していますか

- ① 愛知県産 ② 国内産 ③ 産地にごこだわらない ④ その他 ( )

問8 フェアに対する意見・要望等

(2) 手続

あいちの農林水産フェアに関する資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧及び質問)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 学校と地域の農業関係者等との連携・協力について (意見)

学校給食における地域の産物を活用する割合は、基準年より改善しているが、平成24年度から平成26年度の各年度においては目標値を下回っている。学校給食において地域の産物を利用するに当たり、規格・サイズ、価格、安定供給等の課題があるが、これらの課題を解決し、学校給食における地域の産物の活用割合を向上させるためには、学校と地域の農業関係者等との連携・協力体制の構築を今更以上に進捗させることが望まれる。関係者による推進会議、協議会等の開催、成功事例の調査・分析・展開等について実施しているが、今後も当該取組の継続、強化が必要である。

7. あいちの農林水産物輸出拡大戦略事業について

(1) 概要

少子高齢化などにより国内市場の縮小が懸念される一方で、アジアを中心として、経済発展に伴う富裕層の増加や人口の増加により、今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在していることから、輸出に関する総合的な取組を行い、県産農林水産物及びその加工食品の知名度向上と輸出促進を図る。具体的には、下記を実施している。

- ・「愛知フェア in タイ・バンコク」の開催
- ・タイにおけるマーケティング調査の実施
- ・あいちの農林水産物輸出促進会議の開催

(2) 手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

① 来場者に対するアンケートの質問項目について(意見)

概要に記載のとおり、あいちの農林水産フェアの来場者に対しアンケートを実施しているが、アンケートにおける質問項目に、あいちの農林水産フェアに来場したことで、県民の農林水産業、地産地消や食育に対する理解が深まったかどうかに関する事項を追加し、開催の目的が達成されたかどうかを調査し、調査の結果を今後の事業に反映することが望まれる。

6. 学校給食における地場食材の利用推進について

(1) 概要

県農林水産部食育推進課では、地産地消の取組として、愛知県農業協同組合中央会やJAあいち経済連と連携をとりながら、学校給食への地場農産物の導入を推進している。

「あいち食育いきいきプラン2015」において、「学校給食において地域の産物を活用する割合」について数値目標を設定している。

(平成25年施策目標の達成状況)

施策目標	目標管 理課室	目標値		23	24	25	26	27	25年度 年度 目標	進捗率 (達成 率)	評 価
		基礎年	実績								
学校給食において 地域の産物を活用 する割合	食育推 進課	45%	目標	37	38.6	40.2	41.8	43.4	45		
		(37%)	実績	37	39.2	38.8	38.7	40.7	41	43%	C

(2) 手続

当該業務に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 県産農林水産物の輸出促進について (意見)

県は、食と緑の基本計画 2015 の元で推進する重点的取組の一つに「県産農林水産物の国際競争力の強化」を掲げており、以下のように「県産農林水産物の輸出品目数」を施策目標の一つとして設定し、目標管理を行っている。中間時点においては当該時点の目標をほぼ達成し、A評価とされている。

目標No.	施策目標	目標管理課室	目標値 下段( ): 基準年実績	基準年	23	24	25	26	27年度	
2	県産農林水産物の 輸出品目数	食育推進課	2.0品目 (7品目)	目標	7	9.6	12.2	14.8	17.4	20.0
				実績	7	9	12	14		

農産物の国内需要は、人口減少により長期的には増大が見込まない状況にある。また、平成27年10月に大筋合意に達した環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の影響に対する懸念が広がっている。しかし、諸外国における関税も引き下げられることから、輸出には追い風の環境となることが見込まれる。

よって、県産農林水産物の一層の輸出拡大を推進するため、県においては、国内外の展示会・商談会等を活用するなど、意欲ある生産者等に対する輸出機会の創出に今ままで以上に努めていくことが重要であることから、次期計画における施策目標としては、商談件数等、他の指標について設定することが適切と考えられるため、検討されたい。

VI 農業振興課

1. 農業振興課の概要

(1) 農業経営基盤の強化促進について

農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)が、農業生産の担当部分を担うような農業構造を確立するために、認定農業者等の担い手の確保や農地中間管理事業による担い手への農地の利用集積などを総合的に推進する。

(2) 農地等の転用制限について

自立経営農家の育成と、土地の農業上の効率的利用を図るため、農地法に基づき農地転用の制限、賃貸借解約の制限等の事務を行う。

(3) 農林水産省所管の国有財産の管理について

自作農創設の目的をもって国が取得した農地等(国有農地等、開拓財産)を、売払い等の処分がされるまで、改正法附則第8条の規定に基づき改正前の農地法第78条の規定により維持保存、貸付及び国有財産台帳の整備を行い、適正な管理を行う。また、開拓財産である道水路等で農業利用が相当でかつ公共的性格があるものを、市町村等へ譲与を行う。

(4) 農業振興地域の整備について

農業振興の整備に関する法律に基づいて、今後とも農業の振興を図るべき区域を明らかにするとともに、土地の有効利用と農業近代化の計画的な推進を図る。

(5) 農地の訴訟事務について

農地、未墾地に関する訴訟、不服申立、農事調停及び和解の仲介を処理する。

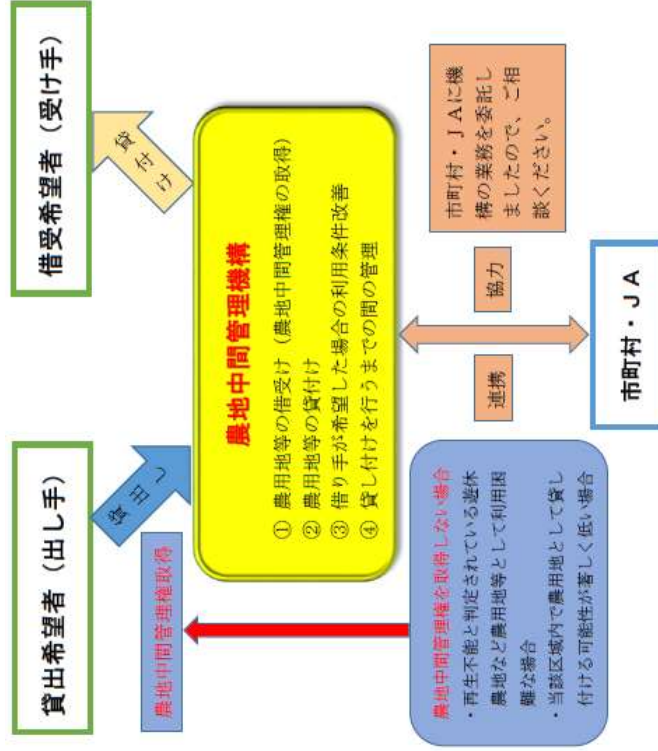
2. 農地中間管理事業について

(1) 概要

① 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づき、地域内の分散し複雑に入り組んだ農地の利用を整理するため、県から指定を受けた「農地中間管理機構」（公益財団法人愛知県農業振興基金）が農地を借受け、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して担い手に貸付ける事業である。

<農地中間管理事業スキーム>



(出典：公益財団法人愛知県農業振興基金ホームページ)

(6) 市民農園整備促進法に関する事務について

市民農園整備促進法に基づき、「市民農園の整備に関する基本方針の策定及び変更」、「市民農園区域指定の協議」、「交換分合計画の認可」、「市民農園開設認定の同意」に関する事務を行う。

(7) 経営体育成対策について

市町村が策定した人・農地プランに位置づけられた中心経営体等の育成や経営発展を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入を支援する。

(8) 山間地域等振興策について

平坦地に比べ、自然的・経済的・社会的条件の不利な山間地、離島を対象に農林漁業の経営近代化、農林水産資源の活用等を通じて山間地等における農営等の振興を図る山間地営農等振興事業を行う。また、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ多面的機能の確保を図る観点から、中山間地域等直接支払交付金の交付を行う。

(9) 農作物鳥獣被害防止策について

有害鳥獣による農作物被害防止のための支援体制を整備して、被害実態の把握、被害防止対策についての人材育成の実施を行うとともに、市町村や地域協議会が行う総合的・計画的な鳥獣被害対策に助成し、被害防止対策の推進を図る。

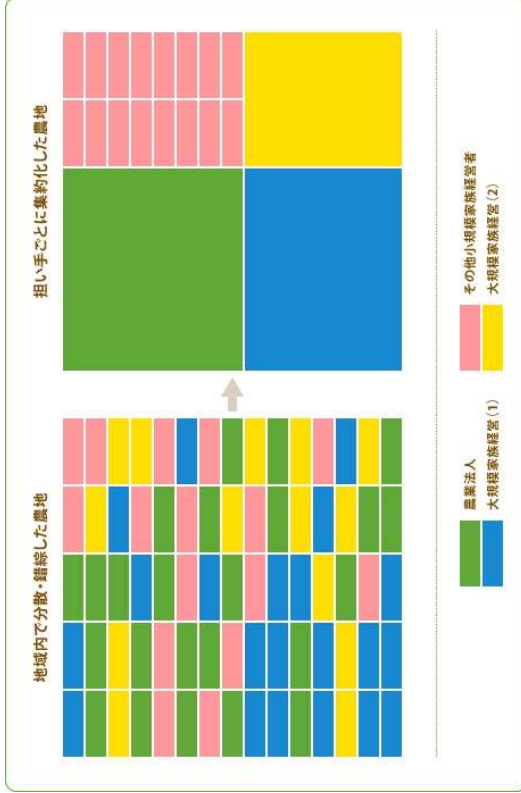
(10) 農業団体の指導について

食料・農業・農村基本法が制定され、急激に変化する農業を巡る環境に的確に対処するため、「農業委員会」、「農業会議」、「農業共済組合」に対しそれぞれの根拠法に基づき、適正な運営を図るよう指導する。



② 農地中間管理事業が目指す農地の集約

下図は農地中間管理事業が目指す農地の集約のイメージである。農地の集積・集約化で効率化が図られ、コスト削減が実現できるとしている。



(出典：公益財団法人愛知県農業振興基金ホームページ)

③ 県における事業費の内容

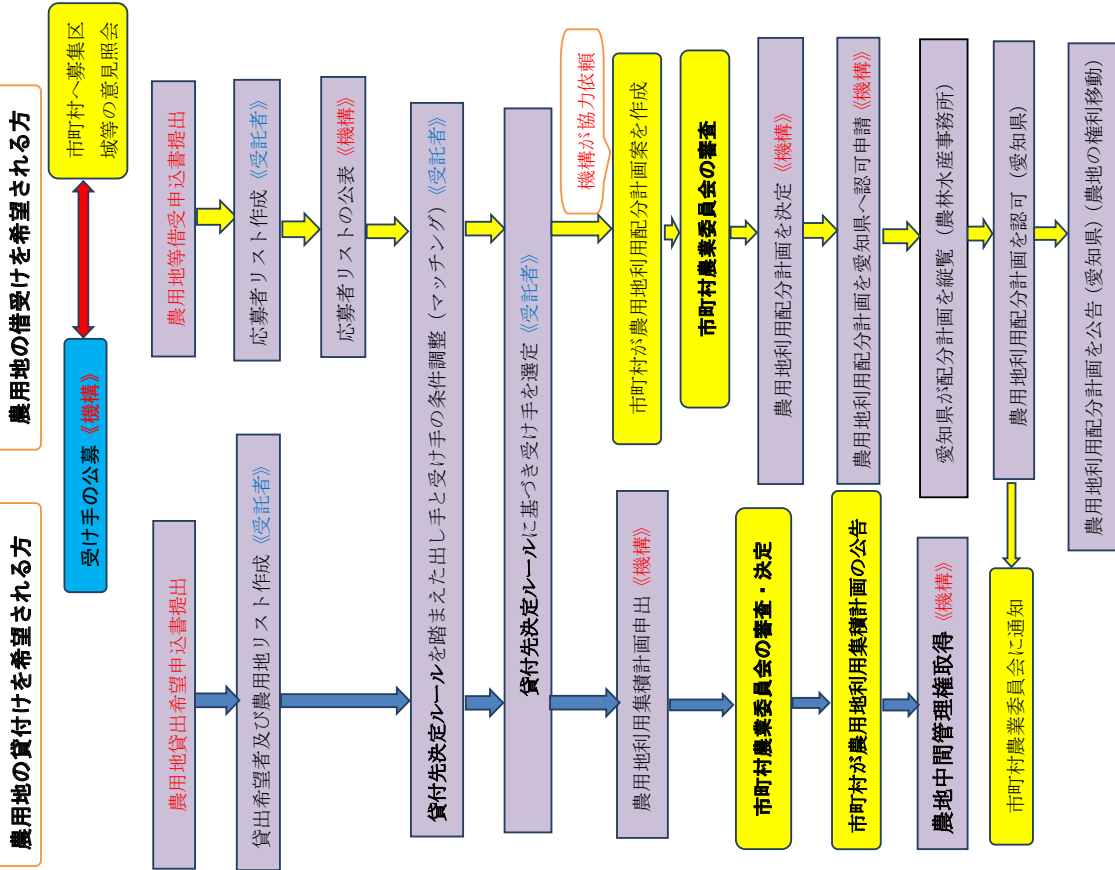
国（農林水産省）からの国庫補助金を「農地中間管理事業等推進基金」として積立てて運用し、当該基金からの繰入金と国庫補助金により、農地中間管理機構に対する事業推進費の交付や、農地の貸し手に対する協力金の交付などを行う（一般財源は投入されない）。

<平成26年度事業費（決算額）>

(単位：千円)

事業名	事業費	
	国庫支出金	繰入金
農地中間管理事業等推進基金積立金（新規積立金）	1,019,099	1,019,099

<農地中間管理事業 業務フロー>



(出典：公益財団法人愛知県農業振興基金ホームページ)

ウ. 耕作者集積協力金 [個々の出し手に対する支援]

機構が借受けている農地に隣接する農地等を、機構に10年以上農地を貸付けて、機構から担い手に貸付けられた段階で、耕作者集積協力金が市町村から交付される。

<交付単価(平成26・27年度)>  
2万円/10a

⑤ 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

県は、平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定した。これは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について、以下のとおり定めたものである。

第2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

耕地面積(①) 担い手が利用する面積(②) 育成すべき経営の数 <sup>注3</sup>	現在 (平成24年度)	概ね10年後 (平成35年度)
〇認定農業者 うち個人	78,300ha	78,300ha <sup>注1</sup>
〇認定農業者 うち法人	27,029ha	62,600ha <sup>注2</sup>
〇集落営農	4,981経営体	4,400経営体
〇認定就農者	4,570経営体	3,400経営体
〇その他(基本構想水準到達者)	411経営体	1,000経営体
②/①	35組 577経営体 <sup>注5</sup>	70組 580経営体 <sup>注6</sup>
	1,500経営体	2,000経営体
	34.5%	80.0%

注1 目標年次の耕地面積は、現在の面積が維持されるものと想定します。

注2 当面は、高齢化等により耕作者がリタイアする農地を中心に、農地中間管理事業

その他の取組により、毎年1,500haを目標に担い手への集積を進めます。

注3 今後、個人の認定農業者は、新規認定もありますが、高齢化によるリタイアや再

認定の申請を行わないことによる減少が見込まれます。しかし、個人の再認定の申

請を行わない者のうち、法人経営体や基本構想水準到達者に移行する経営体もあり、

農地中間管理事業等推進基金 積立金(基金利子収益積立金)	453	453
農地中間管理事業推進費 (農地中間管理事業費交付金)	33,932	16,224
農地中間管理事業推進費 (機構集積協力交付金)	39,984	39,984
農地中間管理事業推進費 (推進事業費)	494	494
合計	1,093,962	1,035,323
	453	58,187

④ 農地中間管理事業活用のメリット

ア. 地域集積協力金(人・農地プランの策定が条件)[地域に対する支援]

地域の話し合いにより、担い手に農地を貸付けるため、機構に農地を貸付けた場合、地域内の全農地のうち機構に貸付けた割合に応じた単価に、機構に貸付けた面積を乗じた金額が市町村から交付される。

<交付単価(平成26・27年度)>  
2割超5割以下:2.0万円/10a  
5割超8割以下:2.8万円/10a  
8割超:3.6万円/10a

イ. 経営転換協力金 [個々の出し手に対する支援]

経営転換やリタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者については、機構に10年以上農地を貸付けて、機構から担い手に貸付けられた段階で、経営転換協力金が市町村から交付される。

<交付単価(平成26・27年度)>  
0.5ha以下:30万円/戸  
0.5ha超2ha以下:50万円/戸  
2ha超:70万円/戸

突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 農地の集積・集約化の進展策について (意見)

(1) 概要 要にあるとおり、県は担い手が利用する面積について10年間で35,000haの増加、当面は毎年1,500haの集積を目標としており、そのうち農地中間管理事業による集積目標を1,000haとしているが、平成26年度の貸付決定面積は136haであり、当面の目標の13.6%であった。なお、平成26年度における目標面積に対する達成度は、全都道府県中28番目であった。

県は、出し手からの集積が進まない要因として、以下を挙げている。

ア. 既存の類似制度が併存

「農地利用集積円滑化事業」(以下、「円滑化事業」という。)は、JA等が実施主体となっており、県内でも農地の受け手(意欲のある農家等)への貸付面積は平成26年度末においてすでに10,000ha近くに達している。平成26年度は、農林水産省による農地中間管理事業の制度の取扱いの変更による混乱も相まって、出し手・受け手の多くが円滑化事業を選択した結果、円滑化事業は523.4haの純増となった。

イ. 貸出希望農地面積が少ない

農地の受け手からは1万ha以上の希望が出ているが、出し手(高齢化等により離農する方々の分)が圧倒的に目標を下回っている。背景には、出し手の農家に資産保有意識が高いこと、貸付期間が約10年と長いこと(円滑化事業は一般的に3~6年)があると考えられる。

育成すべき経営の数は概ね維持されるものと想定します。なお、育成すべき経営の内訳は、重複するものがあります。

注4 中山間地域においては、中山間地域等直接支払の取組等により、集落営農が増加すると想定します。

注5 平成24年度中の有効認定者数(115~24年度までの認定者数の計(就農計画の有効期間は10か年)です)。

注6 青年就業給付金の活用により、認定就農者数が増加すると想定します(制度改正後の就農計画の有効期間は最長で6か年)。

上表にあるように、県は国の方針に即して、概ね10年後の平成35年度を目標として「担い手を利用する面積を耕地面積の80%」と設定しており、当面は、毎年1,500ha(うち農地中間管理事業1,000ha、農地利用集積円滑化事業(事業主体はJA)500ha)を目標に担い手への集積を進めることとしている。

⑥ 平成26年度における貸付・集積状況

平成26年度における農地中間管理事業による農地の貸付状況は、下表のとおりであった。

貸出希望	借受希望		貸付決定(※)	
	経営体数	面積(ha)	経営体数	面積(ha)
419	136.66	625	149	136.66

※ 平成26年度貸付開始分64.51ha、平成27年度貸付開始分72.15ha

また、平成26年度末における担い手農家への農地の集積状況は、31.7%(=24,574ha/77,400ha)であり、土地利用型農業の状況を田で捉えたと、40.9%(=17,902ha/43,800ha)であった。

なお、方針策定時点の集積率(34.5%)より現況が下がっているのは、国が平成26年10月に担い手の定義を見直したことで、利用集積面積として計上できる対象が減少したことによる。

(2) 手続

当該事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、

#### ウ. 事業スキームが複雑で時間がかか

当該事業のスキームでは、受け手として法人を主に想定していることもあり、機構と受け手との手続に時間を要するため、機構の借受けから受け手への貸付までに約3.5か月を要する。

しかし、このほかにも、制度の周知・啓発がまだ足りていないという要因があると考え。平成26年度における農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）の農地中間管理事業評価委員会の評価結果報告によると、まだまだ農家の末端まで当該事業の内容が認識されていない、存在すら知らない農家がほとんど、というのが現状という声もある。当該事業の周知は、同機構のほか、同機構から業務委託を受けた市町村及びJA等が担当している。市町村及びJA等では、ホームページや広報誌への情報掲載、農地所有者を集めた説明会の開催、市町村及びJA等の窓口での相談対応等により行っている。しかし、当該事業の対象は高齢の零細農家が主に想定されることから、わざわざ説明会や窓口に出向いてそうした情報を収集しようとする農地所有者は多くはないという事情が考えられる。円滑化事業は出し手と受け手を個別にマッチングさせる事業であり、「お互いに顔が見える」方式であり、出し手にとって安心感が高いことから、現状ではこちらの方が多くの方が出し手に選択されている。

しかし、今後の県の農業の方向性としては、マッチングもさることながら、意欲ある担い手が大規模・効率的に事業展開できるよう農地を「集積・集約化」することがより重要であると考える。よって、県においては、自ら対象の農家（主として高齢の自給的農家）の方へ出向いて当該制度を周知・啓発することに取組むことが望まれる。

そのためには、例えば、県の各地域農林水産事務所の職員が、集落の公民館等農家が参加しやすい場所で開催される説明会、あるいは戸別訪問等において、直接対面で、制度の周知・啓発を図ることが効果的であると考えられるため、検討されたい。

#### ② 農業委員会との連携について（意見）

農業委員会法改正（平成28年4月1日施行）により、各市町村の農業委員会の役割として、「農地等の利用の最適化の推進」が義務業務として位置づけられた。これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については、「行うことができる」

と定められていたが、これらの事務は「農地等の利用の最適化の推進」事務として当然「行う」ことが定められたものである。

農地の集積・集約化を推進するためには、上記事務に関連して農業委員会との連携を農地中間管理機構とともに積極的に行っていくことが重要であると考える。よって、県においては、①で述べたことのほか、農地中間管理機構（公益財団法人愛知県農業振興基金）と農業委員会との間におけるネットワークをより活用できるような取組を推進されたい。

3. 食と緑の基本計画2015について

(1) 概要

I 農林政策課 2. 食と緑の基本計画 2015 について を参照されたい。

(2) 手続

当該計画に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 離農等による将来の耕作放棄地に対する取組について（意見）

中間評価において、達成度S及び達成度Aで65%を上回っている。しかし、別項で述べたように、全国有数の農業県である本県においても、高齢化の進む農家の離農等により将来的に耕作放棄地が増加する可能性があるが、基本計画では、食と緑の現状（第2章）で、「優良な農地の減少」と記載されているものの、現状が継続した場合に将来どのような状況になっているかといった見込みについては明示されていない。

今後の計画の策定に当たっては、将来の耕作放棄地の発生を防ぐため、農業関係者と積極的に連携を図り、離農者から担い手への農地集積・集約が進むような各種の取組を推進されたい。

② グリーン・ツーリズムの取組について（意見）

グリーン・ツーリズムは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。

欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々である（参照：農林水産省ホームページ）。

グリーン・ツーリズムは、都市と農山漁村との交流の促進や、農山漁村の活性化のために有効と考えられ、基本計画においても、その推進が明記されている。

食と緑の基本計画 2015（抄）

施策の柱3（2）ウ 農山漁村の活性化

地域の豊富な資源を活かした農山漁村ならではの魅力の発信やグリーン・ツーリズムの推進などを通じて、都市と農山漁村との交流を促進し、農山漁村の活性化を図ります。

県農林水産部では過去には農業関連施設（JAのカントリー・エレベーター等）を巡るバスツアーを実施しており、現在では、より幅広く県民がグリーン・ツーリズムに取り組みよう、各農林水産事務所が地域の市町村と調整してモデルルートを作成するとともに、本庁では広域モデルルートを立案・作成し、県ホームページで情報提供している。

こうした取組を継続することにより、農山漁村の活性化が期待されるところに、定年退職世代等の「田園回帰」のきっかけづくりになることも想定される。

よって、県においては、市町村や農業関連主体、観光関連主体と連携し、県内の地域資源をつなげた魅力的なプランの構築を主導することが望まれる。

## Ⅶ 農業経営課

### 1. 農業経営課の概要

#### (1) 農業改良普及事業について

国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」を基本として、平成23年3月に定めた「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき、「意欲ある担い手の育成・確保」、「産地の収益力向上に向けた取組の支援」、「環境と安全に配慮した農業の推進」及び「活力ある地域づくりに向けた取組の支援」に重点を置き、本県農業の情勢や地域の特性等に即した普及事業の効果的・効率的な展開を図る。

#### (2) 環境保全型農業の推進について

安全・安心な農産物の安定供給や地域の環境保全を図るため、環境と安全に配慮した農業を推進する。

安全で高品質な農作物の生産と、環境保全に資する農業の積極的展開を図る「環境保全型農業推進事業」や、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るための「環境保全型農業直接支援対策事業」を行う。

#### (3) 肥料取締りについて

農業生産力の維持増進を図る上で、基本的な生産資材である肥料の品質保全と公正な取引を確保するため、肥料取締法に基づき事務を行う。

#### (4) 農作物病害虫防除対策について

農業生産の安定及び生産性の向上を図るとともに、安全な農作物の確保と生産環境の保全を図るため、「農作物病害虫発生予察事業」、「総合的病害虫・雑草管理（IPM）推進事業」、「地域特産物の総合的な防除体系の確立」を行う。

#### (5) 農業安全策について

農作物の安全向上を図るため、「農業安全使用対策事業」、「農業残留確認

調査」、「農業機械作業安全対策事業」を行う。

#### (6) 農業金融対策について

農業者等の資本整備の高度化及び能率的な農業技術の導入を図り農業経営の近代化を推進するとともに、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び青年農業者等の育成を行うため、「農業近代化資金に対する利子補給」、「農業経営改善促進資金（スパーS資金）の融通」、「農業経営安定資金の融通」、「愛知県農業信用基金協会特別準備金造成費補助金の助成」を行う。

#### (7) 農業大専校について

農業技術の高度化、農業経営の専門化など、時代の要請に即応した資質の高い農業後継者等を育成するとともに、農業者及び県民に対する農業研修を行う。

#### (8) 農業総合試験場について

消費者の信頼に応える食料等の生産・供給の確保などを重点研究目標とした現試験研究基本計画に基づき、計画的に試験研究を推進する。また、試験研究を効率的に推進するため、産学官連携試験研究を実施するとともに、国等が実施する公募型研究開発事業を積極的に取り入れ、研究の高度化・効率化を図る。

### 2. 食と緑の基本計画2015について

#### (1) 概要

「食と緑の基本計画2015」における52の施策目標のうち、目標管理課室が農業経営課とされている目標は次表のとおりである。

目標No.	施策目標	目標管理課	目標値	基準年	23	24	25	26	27年度
3	基幹経営体の育成	農業経営課	4,500経営体 (3,914 経営体)	3,914	4,031	4,148	4,266	4,383	4,500
			実績	3,914	3,976	4,096	4,111	4,231	
4	新規農業就業者の確保	農業経営課	5年間で800人	0	160	320	480	640	800
			実績	0	173	418	673		
11	新品種・新技術等の 開発件数	農業経営課	5年間で25件	0	1	5	12	18	25
			実績	0	6	13	20		
23	【農産物生産安全推進フェーズ A】に、女性・若年・CAP手 法導入組織・法人等数	農業経営課	120(93)	93	98	104	109	115	120
			実績	93	106	123	136		
51	エコファーマーとして環境保全 型農業に取り組み、農業者数	農業経営課	4,500人 (4,248人)	4,248	4,298	4,349	4,399	4,450	4,500
			実績	4,248	3,968	3,853	3,735		

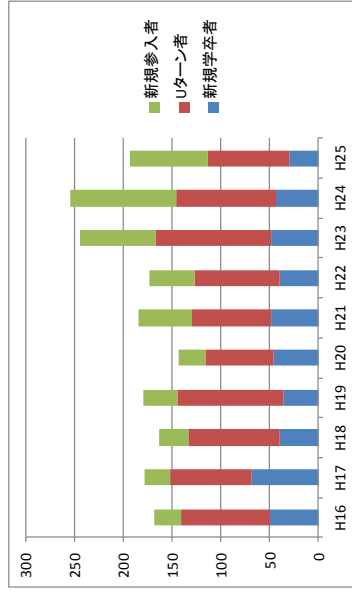
(H22年：35人、H21年：30人、H20年25人)

上記算定式を見ると、基幹経営体目標数の4,500経営体を維持できるだけの新規就業者を39歳以下の青年から確保することを旨として、目標値が設定されている。

しかし、基幹経営体とは農業所得800万円以上の家族経営体もしくは農業所得1,400万円以上の企業経営体のいずれかであり、極めて高い経営能力を有する農業者のことである。上記算定式では、新規就業者のすべてがこのように基幹経営体になるという前提のもとに目標値が設定されているが、実際にはすべての就業者が基幹経営体になることができるわけではないと考えられる。

よって、今後の計画策定においては、必要となる基幹経営体が確保できる新規就業者数の目標設定となるよう改善を検討されたい。

<新規就業者数の推移>



3. 青年就農給付金事業について

(1) 概要

① 青年就農給付金事業について

青年就農給付金事業とは、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就業に対して給付金を支給する事業である。新規就農・経営継承総合支援事業の一環として、「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

「食と緑の基本計画 2015」における施策目標の設定根拠の分かる書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 「新規農業就業者の確保」の目標設定について（意見）

新規就業者の確保の目標設定は以下のとおり実施されている。

ア. 39歳以下の新規就業者数

基幹経営体の目標（2015年※1）

4,500経営体÷35年サイクル＝128.6人/年

※1 基幹経営体の目標数は施策目標03において、過去5年の基幹経営体の伸び率等を加味して算出されている。農業全体が縮小に向かっていく現状において、過去の伸び率をベースに目標値を算出することには妥当性が認められる。

イ. 40歳以上65歳未満の新規就業者数

直近3か年の実績＝30.0人/年

修計画、給付要件チェックリスト等の必要書類が提出されると、県農林水産部農業経営課の担当者が面接を実施する。提出書類及び面接を通じて研修機関、研修時間等が定められた基準に適合していることや、農業経営者となる強い意欲を有しているか等が確認され、青年就農給付金（準備型）給付対象者判定会議で審査され、すべての給付要件を満たしている場合に支給が決定される。

実際に支給が開始されても、適切な研修が行われていない場合や一定期間就農を継続しない場合等には給付金の返還が必要となる。このため、給付対象者は研修期間中半年ごとに研修状況報告書を提出することとなり、それを受けて農業経営課担当者や農業改良普及課普及指導員が研修機関に赴き、実際の研修状況を確認している。

また、研修終了後も給付対象者は1年に2回就農状況報告書を提出する。この場合にも、農業改良普及課の普及指導員は就業状況を確認し、給付金の返還が必要な状態にないか判断している。

(2) 手続

青年就農給付金（準備型）に係る研修計画、給付要件チェックリスト等、関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 親元就農者と非農家出身者離農率の測定について（意見）

国の制度である青年就農給付金は準備型、経営開始型のいずれも親元就農者の支給に厳しい要件が課せられている。具体的には、以下のとおりである。

ア. 準備型

- i. 家族協定等により給付対象者の責任や役割を明確にすること。
- ii. 就農後5年以内に農業経営を継承するか法人の経営者となることを確約すること。

イ. 経営開始型

（以下、「実施要綱」という。）に基づいて実施されている。

新規就農・経営継承総合支援事業とは、青年の新規就農者及び経営継承者を増加させることを目的とした給付金の給付等の事業にかかる費用を、国が事業実施主体に対して助成する事業である。事業実施主体は全国農業会議所が選定されており、都道府県は全国農業会議所から費用の補助を受け、各種事業を実施している。

青年就農給付金事業には下記2種類の給付金がある。

ア. 準備型

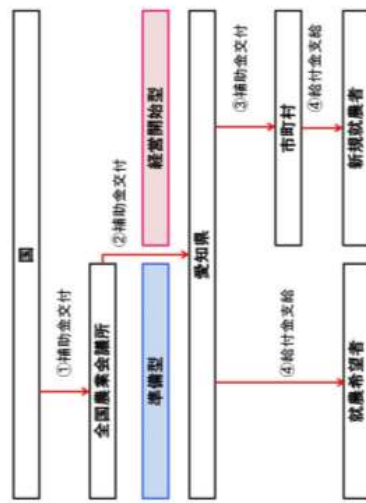
就農に向けて、道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等において研修を受ける者に対して給付金を給付する事業

イ. 経営開始型

経営開始直後の青年就農者に対して給付金を給付する事業

上記のうち、準備型は給付主体が都道府県又は青年農業者等育成センターと定められており（実施要綱別記1）、県では農林水産部農業経営課が青年就農給付金（準備型）の給付事務を所管している（次表参照）。

<青年就農給付金の実施体制>



② 青年就農給付金事業（準備型）の給付事務

青年就農給付金（準備型）の給付希望者から、県農起業支援センターに研



という。)を定めており、当該方針に則って実施されている。



県では、農林水産事務所農業改良普及課の普及指導員が普及指導活動を実施している。農業改良普及課とは、「農業改良助長法」により協同農業普及事業を実施するために各都道府県に設置が認められた普及指導センターの業務を行っている県の機関である。

県には8か所の農業改良普及課があり、各農業改良普及課は県の実施方針を受けて5年ごとに普及指導基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定している。5年間の基本計画に基づき、単年ごとの普及指導年度計画(以下、「年度計画」という。)が策定され、当該計画で定められた重点課題を中

- i. 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、5年間の給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転すること。
- ii. 給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始しているとする市町村長に認められること。

このように、親元就農者が青年就農給付金を受給するための要件は、実質的に新規参入する場合と同程度のリスクを負っていることである。農家出身者は新規参入者と比較して農地や農業機械、経営ノウハウ等様々な側面で恵まれた環境にある場合が多く、研修期間中や就職後の所得補償という事業の趣旨に照らせば、それ自体公平性に欠けるとはならないといえる。

一方で、就農の段階において農業で生計を立てる目的を一定程度つけことができ経営リスクの小さい農家出身者は、次代の農業を支える担い手として極めて重要性が高いと考えられる。

特に、本県は自動車産業、航空機産業、繊維産業、窯業等の製造業が盛んであり、農業以外の選択肢が非常に多い地域である。こうした状況を鑑みれば、農家出身者の農業経営継承を促すための県独自の親元就農者支援制度の充実は長期的な課題であるといえる。

そうした課題を検討する前段階として、農家出身者と非農家出身者それぞれの離農率に関する情報は有用であると考えられる。現状では、青年就農者全体の離農率の測定はなされているものの、農家出身者と新規参入者を区分した離農率の測定は行われていない。

限られた財源、人的資源の効率的な配分を可能とするためにも、農家出身者と非農家出身者を区分した離農率の測定及び分析を実施し、新規就農者支援策の立案に役立てていくことが望ましい。

#### 4. 農業改良普及事業について

##### (1) 概要

##### ① 農業改良普及事業について

農業改良普及事業とは、農業者の技術・経営改善や、地域農業の振興を図るために、専門の普及指導員が直接農業者に接し、技術や知識の普及指導等を行う事業である。国が策定した「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づき、県が「協同農業普及事業の実施に関する方針」(以下、「実施方針」

④ 年度計画及び基本計画の評価過程

年度計画は活動経過や活動成果等について年度評価を行い、基本計画については、中間年度に中間評価、最終年度に総合評価を行う。チーム会議で担当者から各課題に対する進捗状況等が報告され、評価表のドラフトが作成される。この評価表をもとに全体会議で報告がなされる。

また、普及事業関係者以外の有識者・消費者等を評価員とする、普及事業の外部第三者評価も実施している。外部第三者評価会議は毎年実施されている。平成26年度の外部第三者評価会議では、普及活動事例のうち成果が出た2事例について成果報告が行われ、普及指導活動の体制、計画、成果等について評価を受けている。また、県内8か所の農業改良普及課がそれぞれ1事例ずつ、普及指導活動成果事例のポスター展示を実施している。

(2) 手続

協同農業普及事業に係る普及指導基本計画、普及指導年度計画、年度評価表、各種議事録等、関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 外部第三者評価の件数について(意見)

外部第三者評価は毎年度実施され、平成26年度の評価対象事例は2件である。平成26年度の普及事項は県全体の重点課題が77件、普及事項が409件あることを鑑みると、評価を受けている件数が全体と比してごく一部となっている。外部専門家の評価を受けることは、普及指導活動の効果的・効率的な実施に有用であると考えられる。評価事例数の増加を検討されたい。

② 普及指導データベースの利便性の向上について(意見)

普及指導員が実施した調査研究の成果を記した調査研究成績簿や技術指導参考資料にアクセスすることのできるデータベースとして普及指導デー

心に普及指導活動が実施される。

② 普及指導員

普及指導員とは、国家資格を持つ県の職員で、協同農業普及事業の中心的な担い手となっている。

普及指導員は、農業改良普及課に配置され地域に密着した活動をする普及指導員と、農業総合試験場に配置され地域を超えた広域的な活動をする普及指導員(農業革新支援専門員)に区分される。

農業改良普及課に配置される普及指導員は、巡回指導、相談活動等農業者に直接接し、普及指導活動を行っている。一方、農業革新支援専門員は、各農業改良普及課と試験研究機関である農業総合試験場との連携や、普及指導員の資質向上のための研修、先進的な農業者からの相談の対応等高度な専門性を要する業務に従事している。

③ 基本計画及び年度計画の策定過程

基本計画の策定に当たっては、まず各農業改良普及課のチーム(担い手育成、作物、野菜、花き、果樹、畜産等)会議で、取り組むべき重点課題とその対象、具体的な推進事項と到達目標が検討される。重点課題とは、地域農業の課題の中から、基本計画策定後5年間重点的に取り組む課題のことである。

チーム会議で決定された上記事項については、最終的には農業改良普及課の全体会議で承認され、5年間の普及指導活動の基本的な方向を示した基本計画が策定される。

基本計画の骨子が決定されるチーム会議や全体会議には農業革新支援専門員も出席し、重点課題や推進事項が、県全体の方針と整合しているかという観点から議論に参加している。また、農業改良普及課の企画会議においても、全体の調整がなされている。

年度計画は、基本計画で策定された重点課題や推進事項について、情勢の変化や進捗状況を加味した上で、当年度の目標や普及指導活動内容・手段、目標達成の基準と確認方法・確認時期が定められる。年度計画の具体的内容も各チーム会議で決定され、全体会議で最終承認がなされ、いずれも農業革新支援専門員が参画し助言を行っている。

データベースがある。  
 当該データベースには更新された場合のメール配信の仕組み等がなく、農林水産事務所でも積極的に利用されている状況にはななかった。普及指導活動は農業の専門知識はもちろん、関係者のコーディネート能力等高度な能力と経験を必要とする業務であると、普及指導活動の成果を共有することは非常に重要であり、普及指導データベースは有用なツールとなると考えられる。普及指導データベースの利便性向上のための取組を検討されたい。

5. 農業金融対策について

(1) 概要

県が関与している農業制度資金は以下のとおりである。  
 なお、貸付利率は平成27年9月18日現在のものである。

資金の種類	対象者	用途	融資率及び限度額	償還期限	貸付利率
農業近代化資金 (農協等民間金融機関資金)	農業経営の改善を図ろうとされている方	施設、機械資金 新設、改修資金 家畜購入等資金 (認定農業者等) は長期運転資金も対応)	認定農業者・集落 営農組織 事業費の100%以内 (個人 1,800万円) (法人) 3,600万円) ・その他の担い手 事業費の80%以内 (個人1,800万円 (特認2億円))	15年以内	・認定農業者 償還期限の長短により 0.30%~0.65% ・その他の担い手 0.70%
農業改良資金 (株式会社日本政策金融公庫資金)	制工夫で新たな農業(加工、新作物、新技術)によるチャレンジしている六次産業化認定者等	施設、機械資金 新設、改修資金 家畜購入等資金 長期運転資金 農地取得資金	事業費の100%以内 (個人 5,000万円) (法人) 1.5億円)	12年以内	0%
経営体育成強化資金 (株式会社日本政策金融公庫資金)	農業経営の改善を図ろうとされている認定農業者	施設、機械資金 新設、改修資金 家畜購入等資金 長期運転資金 農地取得資金	認定農業者 事業費の100%以内 (個人3億円(特認6億円)) (法人10億円)	25年以内	人・農地プランに地域 の中心となる経営体と して位置づけられた認 定農業者又は農地中間 管理機構から農用地等 を借り受けた認定農業 者は、公庫の融資枠の 範囲内で貸付当初5年 間に限り0% 償還期限の長短により 0.30%~0.70%
経営体育成強化資金 (株式会社日本政策金融公庫資金)	農業経営の改善を図ろうとされている認定農業者以外の担い手	施設、機械資金 新設、改修資金 家畜購入等資金 長期運転資金 農地取得資金	その他の担い手 事業費の80%以内 (個人1.5億円(特認2億円)) (法人5億円)	25年以内	0.70%

2. 新規就農者に対する融資制度					
資金の種類	対象者	用途	融資率及び限度額	償還期限	貸付利率
就農支援資金 (県造成資金)	新たに就農しようとする青年等(就農計画を作成し、知事の認定を受けた方(認定就農者))	経営開始に必要な機械購入 施設整備等	経営開始初年度~5年度目 青年3,700万円 青年以外2,700万円 (ただし、青年2,800万円、青年以外1,800万円まで) は、融資額100%となるが、それを超える場合には、融資率50%)	12年以内	0%
青年等就農資金 (株式会社日本政策金融公庫資金)	青年等就農計画を作成し、市町村から認定を受けた者	経営開始に必要な機械購入 施設整備等	事業費の100%以内 3,700万円	12年以内	0%
農業近代化資金 (農協等民間金融機関資金)	同上	機械購入 施設整備等	事業費の80%以内 (個人1,800万円(特認2億円) 法人2億円)	17年以内	0.70%
経営体育成強化資金 (株式会社日本政策金融公庫資金)	同上	農地の取得 機械購入 施設整備等	事業費の80%以内 (ただし、農地取得の場合は500万円まで) 100%以内) かつ個人1億5,000万円、法人5億円	25年以内	0.70%
3. 短期運転資金の融資制度					
資金の種類	対象者	用途	限度額	償還期限	貸付利率
農業経営改善促進資金(スーパース資金)	農業経営の改善を図ろうとされている認定農業者	短期運転資金全般 (既存の借入金(借換えを除く))	個人500万円(借入・施設費は2,000万円) 法人2,000万円(借入・施設費は8,000万円)	1年以内 (6年(畜産・果樹栽培は8年)を限度に借換え可)	1.50% (変動)
農業経営安定資金(県・農協調融資)	認定農業者以外の農業者	同上	同上	1年以内 (3年を限度に借換え可)	1.50% (変動)
4. 負債の返済に支障を来している方への融資制度(負債整理関係資金)					
資金の種類	対象者	用途	限度額	償還期限	貸付利率
経営体育成強化資金 (株式会社日本政策金融公庫資金)	制度資金以外の負債の整理が必要な方 制度資金の負債の整理が必要な方	制度資金以外の負債の整理に必要な資金 制度資金の償還に必要な資金	個人1,000万円 法人4,000万円 5年又は10年間の元利償還金	25年以内	0.70%

② 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の融通

農業経営基盤強化促進法等により認定を受けた認定農業者を対象に、種  
苗・肥料・肉用素畜の購入等経営に必要な運転資金を国・県及び融資機関の  
協調融資により融通する。

融 資 目 標 額 1,800,000 千円  
貸 付 利 率 年 1.50%(平成27年10月20日時点)

③ 農業経営安定資金の融通

認定農業者以外の農業者を対象に、種苗・肥料・肉用素畜の購入等経営に  
必要な運転資金を県と融資機関（農業協同組合）の協調融資により融通する。

融 資 目 標 額 50,000 千円  
貸 付 利 率 年 1.50%(平成27年10月20日時点)

④ 愛知県農業信用基金協会特別準備金造成費補助金

愛知県農業信用基金協会（以下、「協会」という。）が行う無担保・無保証  
人による債務保証のリスクに対処するための特別準備金の積立に必要な経  
費を助成する。

上記①～③に係る資金別の貸付状況の推移は次表のとおりである。

5.かんがい排水、ほ場、農道、農業集落排水施設等の整備に対する融資					
資金の種類	対象者	用途	限度額	償還期限	貸付利率
農業基盤整備資金 (株式会社日本政策金融公庫 資金)	土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合 農業協同組合連 合会 農業振興法人 農業を営む方 5割法人・団体 (ただし、農家の 構成割合が5割以 上)	農地の新 設、改良、造成 及び復旧等の土 地改良事業一般 (5割法人・団体 は対象となりま せん) 農業集落排水施 設等の農村環境 整備施設及び運 送道（集落環境 基盤施設）の新 設、改良	地元負担額	25年 以内	国庫補助対象事業 県営0.85% 団体営0.70% 上記以外の事業 0.70% 災害復旧 0.30%~0.70%
担い手育成農地 集積資金 (株式会社日本 政策金融公庫資 金)	土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連 合会 農業を営む方	農用地の集積が 一定割合以上増 加すること等を 条件に行う農 地、牧野の新 設、改良、造成 (経営体育成促 進事業として採 択され、農業基 盤整備資金と併 せて借り入れる 場合に限る。)	次のいずれか低い額 ・当該年度の貸付対 象事業費の10% ・当該年度に負担す る額の6分の5	25年 以内	0%

県は、農業者等の資本整備の高度化及び能率的な農業技術の導入を図り農  
業経営の近代化を推進するとともに、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な  
農業経営体の育成及び青年農業者等の育成を行うため、平成26年度におい  
て、次の資金の融通等を行っている。

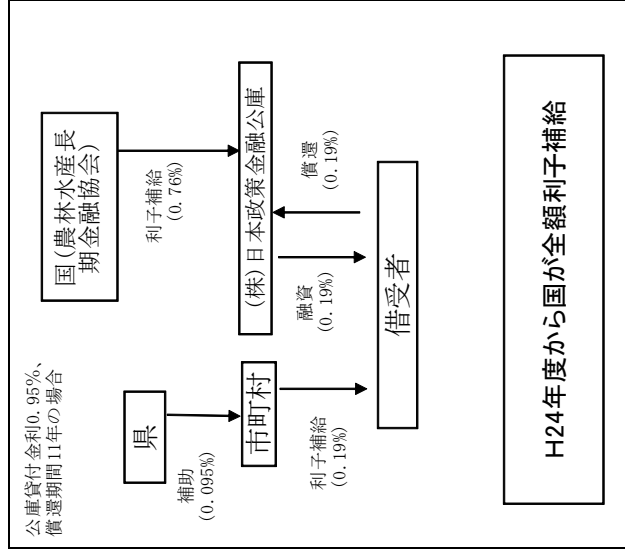
① 農業近代化資金に対する利子補給

愛知県農業近代化資金利子補給規則に基づき、農業経営の近代化に必要な  
生産施設等の整備拡充を図るため、融資機関が行う融資に対して、利子補給  
を行う。

利子補給対象融資額 3,000,000 千円  
[個人等施設（農業を営む者） 2,000,000 千円]  
[共同利用施設（農業協同組合等） 1,000,000 千円]  
利子補給率 年 1.25%（信連等の融資機関は0.40%）  
貸付利率 年 0.70%(平成27年10月20日時点)

- ・ 農業経営基盤強化資金利子補給補助金 16,312千円
- ・ 農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金 126千円

< 農業経営基盤強化資金利子補給補助金のフロー図（事例） >



(2) 手続

当該制度に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

< 農業制度資金貸付状況 >

項目	(単位：千円)						
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>1. 農業近代化資金</b>							
①融資枠	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000		3,000,000
②承認実績	172件	165件	231件	253件	192件		192件
	1,658,930	1,163,220	1,766,830	1,959,600	1,456,290		1,456,290
③利用率②/①	55%	39%	59%	65%	49%		49%
④対前年比	81%	70%	152%	111%	74%		74%
⑤融資残高	9,776,359	8,903,961	8,189,671	8,106,730	7,764,253		7,764,253
⑥県当初予算	157,725	150,418	128,838	118,888	113,311		113,311
⑦県決算	142,378	129,541	114,126	107,654	105,203		105,203
<b>2. 農業経営改善促進資金（スーパーS）</b>							
①融資目標額	1,700,000	1,698,000	1,698,000	1,800,000	1,800,000		1,800,000
②程度額累計	175件	177件	181件	183件	184件		184件
	2,312,650	2,368,246	2,366,231	2,334,462	2,383,750		2,383,750
③利用率②/①	136%	139%	139%	130%	132%		132%
④対前年比	104%	102%	100%	99%	102%		102%
⑤貸越残高	1,644,777	1,683,667	1,744,780	1,680,976	1,744,552		1,744,552
⑥県当初予算	212,500	283,000	283,000	300,000	300,000		300,000
⑦県現計予算	212,500	283,000	283,000	300,000	300,000		300,000
<b>3. 農業経営安定資金</b>							
①融資目標額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000		50,000
②程度額累計	4件	3件	3件	3件	3件		3件
	40,000	33,000	33,000	33,000	33,000		33,000
③利用率②/①	80%	66%	66%	66%	66%		66%
④対前年比	87%	83%	100%	100%	100%		100%
⑤貸越残高	23,837	32,903	14,377	32,699	28,249		28,249
⑥県当初予算	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500		12,500

(注) 「1. 農業近代化資金」の「⑤融資残高」は12月末現在。

上記のほか、現在は休止措置等がなされている資金のうち過年度に貸付決定した分に対する利子補給補助金として、平成26年度において以下が実施されている。

① 農業経営基盤強化資金利子補給補助金の過払いについて (意見)

平成25年度の補助金のうち田原市の2件の対象案件(計66,862円)について、平成24年度に対象元本が全額繰上償還済みのため補助金交付対象外であり、過払いとなっていたことが、平成26年度において判明していた。当該過払金については、平成26年度に諸収入(雑入)として受入れ済みである。なお、田原市の利子補給期間を経過していたため、同市負担はなかつた。

通常、補助金額の算定に当たり、県の貸付台帳、市の貸付台帳及び融資機関の利子補給計算書への証明により3者で確認しているが、3者とも気づかず、交付までの手続が行われていた。

県は、24年度の繰上償還を把握しており平成24年度は全額繰上償還を行った上で利息に対する利子補給額を適切に支払っていたが、当該償還情報償還台帳に反映させることを失念したため、平成25年度は当初の償還計画に基づいた利息を元に算定した利子補給額を交付したものである。

また、田原市からは、補助金対象者が同年度において354名と多数である中でチェック体制が不十分であった、との通知を得ており、金融機関においては、対象者の利子補給期間の取引履歴の帳票により補助対象となる利息額をチェックしているが、同市は金融機関より当該帳票を入手していなかった。再発防止策として、県では、償還状況の変更を貸付台帳に反映させた後、グループ内で供覧して複数の者が更新を確認する体制をとるとともに、農林水産事務所を通じて市町村及び金融機関に対し利子補給制度の周知徹底・データ照合方法等の指導強化を図ることとしている。

県は、類似の業務フローである農業近代化資金利子補給補助金や農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金についても、これらの体制強化を図るとともに、実際に運用されていることを確認することが適切と考える。

② 協会における保証に係るスピードの短縮方策の検討について (意見)

保証の受付から保証承諾までの対応のスピードに係る現状を把握する目的で、協会に対し、平成26年度保証案件に係る受付日から保証承諾日までの平均日数について協会に照会したところ、以下の回答を得た。

区分	制度資金(※)	一般資金
受付日から保証承諾日までの平均日数 (平成26年度)	43.8日	5.0日

※制度資金とは、県の農業経営安定資金のほか、日本政策金融公庫によ

る転貸資金も含まれる。

制度資金の方が一般資金よりも著しく長期の日数がかかっていた。この点について協会に照会したところ、県の利子補給承認等の承認後に保証承諾を行うことから、その分だけ長くはなっていないと推測されることであつたが、農業金融施策において重要性の高い迅速性の観点で、一般資金に比し著しく利便性が損なわれていると認められる。

また、実際には、農家等は融資機関に相談してそのチェックを受けてから保証申込がなされるため、相談に由来から保証申込までの日数も加算する必要があるが、それは融資機関が当事者であるため把握されていない。

よって、県は、県独自の制度資金について、農家等の利便性を向上させ、もってその利用を促進するため、融資機関における当該制度の取扱事務の対応状況やそれにかかる標準的な時間について調査し把握するとともに、必要に応じて、業務方法の工夫等による時間短縮の方策を検討することにより、農家等が保証を申込んで貸付を受けるまできにかかるスピードを可能な限り上げることが適切であると考ええる。

6. 農業大学校学生寮建築工事に係る事業者選定支援業務について

(1) 概要

農業大学の農学科は全寮制である。そのため、学生は全員が入寮することとなるが、既存の学生寮施設は築後47年以上が経過し、老朽化が著しいうえ、一部を除いて耐震性が確保されていないため、県の掲げた一般県有施設耐震化目標年度の関係もあり、平成27年度中に建替えられることが決定し、平成27年度末の完成を目指し、工事が進んでいる。

農業大学校学生寮建築工事に関して、事業期間の短縮や建設費用の縮減が期待できる設計・施工一括発注方式で発注することとしたが、農林水産部においては、本方式での発注実績がなかったことから、本方式に精通した機関に発注支援を委託する必要があると、公共工事発注者支援機関として認定されている複数の団体のうち、本方式による集合住宅の施工実績及び総合評価札方式での技術的審査補助業務の実績がある支援機関1団体と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び愛知県財務規則に基づいて随意契約を締結したものである。

(2) 手続

帳票類等一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、質問等)を実施することにより、当該随意契約の適切性及び合規性を検討した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 契約業者選定方法について(意見)

当該事業者選定支援業務について、県は、公共工事(建築工事)発注者支援機関認定団体のうち、設計・施工一括発注方式による集合住宅の施工実績及び総合評価落札方式での技術的審査補助業務の実績がある唯一の団体との間で、地方自治法及び県財務規則の規定に基づき、随意契約を締結した。

しかし、同業務の実績はないものの同支援機関認定団体が県内において他にも2団体あったため、実績の有無を元に1者との随意契約とするのではなく、少なくとも相見積りにより金額の妥当性を検討することが考えられた。今後このような案件についての業者選定や金額の妥当性の確認にあたっては、より慎重な検討が望まれる。

Ⅷ 農業大学校

1. 機関の概要

愛知県立農業大学校(以下、「農業大学校」という。)は、農業改良助長法に基づき農業者研修教育施設として農業後継者や農業の担い手を養成する施設である。

<中央教育棟(視察時に撮影)>



<建設中の新寮(視察時に撮影)>



平成26年度の機構、主な業務内容は以下のとおりである。

所在地は以下のとおりである。

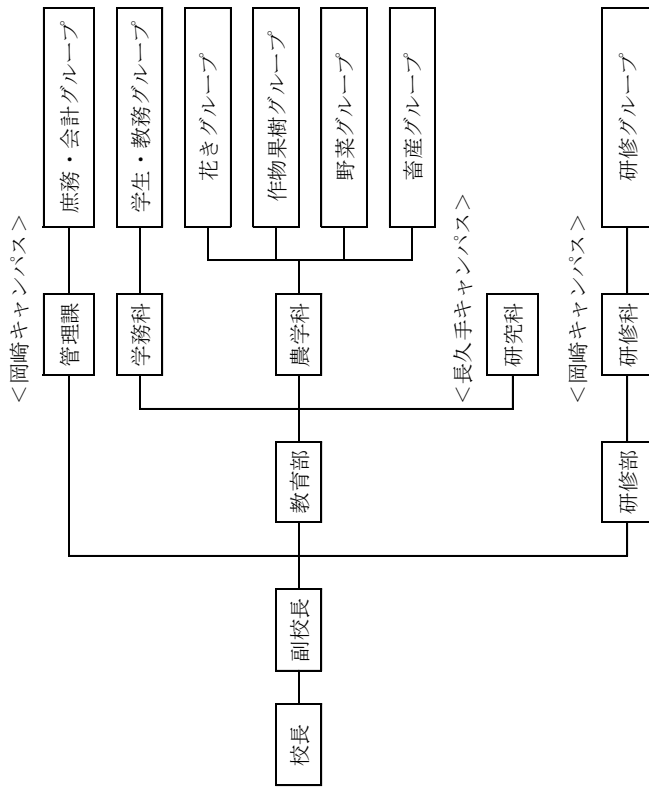
名称	所在地
岡崎キャンパス	岡崎市美合町
長久手キャンパス	長久手市岩作

※今回は、岡崎キャンパスについて現場視察を実施した。

(2) 主な業務内容

部門 教育部農学科	<p>主な業務内容</p> <p>対象：高等学校もしくは中等教育学校卒業生 期間：2年間 総定員：200人 全寮制による実践教育（一般教養、農業の基礎的・専門的教育、先進農家への派遣実習等）を通して、農業の担い手を養成。卒業生には「専門士（農業専門課程）」の称号が付与される。 専攻は以下のとおり。 ①鉢物・緑花木専攻 ⑤露地野菜専攻 ②切花専攻 ⑥施設野菜専攻 ③作物専攻 ⑦酪農専攻 ④果樹専攻 ⑧養豚・養鶏専攻</p>
教育部研究科	<p>対象：農業短期大学の卒業生 期間：2年間 総定員：40名 高度な農業技術・専門教育、課題研究を通して、高い経営管理能力を有した農業の担い手を育成。 専攻は以下のとおり。 ①園芸農産専攻 ②畜産専攻</p>
研修部研修科	<p>対象：農業者及び県民 下記研修を実施。 ①農業者生涯教育研修 農業の担い手に経営改善に関する知識・技術・技能を習得させる研修。 生産高度化研修、経営管理研修。 ②農業機械研修 農業の担い手に農業機械に関する知識・技術・技能を習得させる研修。 トラクタ基本研修、フォークリフト研修等。 ③農業理解研修 県民に食料・農業・農村に対する理解と関心を深めるための研修。 農業ふれあい研修等。</p>

(1) 機構図



(平成27年4月1日)

部門	職員 (人)	うち非常勤再任用・嘱託員 (人)
校長	1	0
副校長	1	0
管理課	6	1
教育部	学務科	9
	農学科	23
	研究科	7
研修部	研究科	11
	計	58
		20



## 2. 現金管理について

### (1) 概要

農業大学の現金は、管理課の庶務・会計グループが管理している。毎週水曜日の実習販売や校内販売のつり銭用の現金として常時約6万円程度が管理課の大金庫に保管されている。その他に、実習販売及び校内販売の売上金、授業料、研修受講料等の現金が管理課に持ち込まれるが、持ち込まれた当日か翌日に銀行に振込まれているため、長期間多額の現金が保管されることはない。現金の受取り及び払出しに際しては、出納担当者が現金出納簿を記入している。

### (2) 手続

平成26年度の現金出納簿（出納員）、現金払込兼領収書等、関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 現金出納簿の正確な作成について（意見）

平成26年5月15日の実習販売及び校内販売収入受取及び払込1件、平成26年12月24日のアーク溶接研修受講料の受取及び払込1件について現金払込書兼領収書が保管されているものの、現金出納簿に記載がなかった。日次の正確な現金残高管理のためにも、現金を受取った際及び払出した際、漏れなく現金出納簿に記載するよう改善されたい。

## 3. 鍵の管理について

### (1) 概要

中央教育棟各教室の鍵は管理課と職員室で保管している。鍵の貸出と返却

の際には管理簿に、借受人が名前と時間を記入する。毎日最終退出者がすべての鍵が揃っていることを確認した上で、当直勤務の担当者すべての鍵が入ったケースを預けている。

### (2) 手続

鍵の管理簿の閲覧、鍵現物の確認、質問等必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 鍵の管理について（意見）

鍵の管理簿を閲覧したところ、返却欄の記載漏れがあった。記載漏れがあったとしても、最終退出者により鍵が揃っていることの確認が行われているため、現状問題は生じていない。

しかし、農業大学校においては個人情報等の機密情報も保管されていることから、鍵の管理は重要性が高く、トラブルがあった時のためにも慎重な運用が望まれる。

よって、最終退出者により確認が実施された旨を管理簿にサインする等、運用の見直しを検討されたい。

## 4. 毒劇物の管理について

### (1) 概要

農業大学校が保有する毒劇物に関しては、「毒劇物取締法」等に従い、厳重に管理されなければならない。

農業大学校では、購入・使用の都度「毒劇物受払簿」を使用し、記録をしている。

(2) 手続

規程書類及び毒劇物の受払に係る帳票類等一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、現物実査及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 農薬等の期限管理について（意見）

現物実査を行った際、農薬（ノーマルト、ロブラーくん煙剤等）、劇物（ロデイ等）の一部に「使用期限」が切れているものが散見された。使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきである。

5. 物品管理について

(1) 概要

農業大学校が保有する物品についても、Ⅱ 農林水産事務所 5. 物品管理について (1)と同様の管理を行っている。

(2) 手続

農業大学校を現地視察するとともに、物品管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 物品の所在場所の変更について（意見）

以下の物品について、物品使用一覧表に記載された所在場所とは異なる場所に所在する物品が発見された。

品名コード	品名番号	品名	一覧表	現物
2074	8100673	電気冷蔵庫	30畜産管理室	32牛舎

物品の所在場所が変更された際は、適切に変更の手続を行うことが望まれる。また、年1度実施している実査の際には、所在場所についても留意されたい。

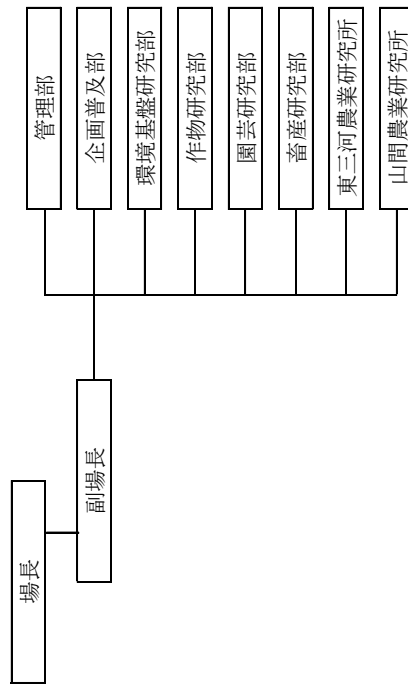
Ⅹ 農業総合試験場

1. 機関の概要

愛知県農業総合試験場（以下、「農業総合試験場」という。）は、昭和41年に農業試験場、養蚕試験場、園芸試験場、養鶏試験場、肉畜試験場を統合し設置された。

平成26年度の機構、主な業務内容は以下のとおりである。

(1) 機構図



作物研究部	環境安全研究室	環境安全グループ	10	
	病害虫防除室	病害虫防除グループ	7	
	病害虫研究室	病害虫グループ	8	
園芸研究部	作物研究室	作物グループ	13	
	水田利用研究室	水田利用グループ	5	
	野菜研究室	野菜グループ	12	
畜産研究部	特産野菜研究室	特産野菜グループ	4	
	花き研究室	花きグループ	11	
	落葉果樹研究室	落葉果樹グループ	7	
計	常緑果樹研究室	常緑果樹グループ	5	
	養牛研究室	養牛グループ	11	
	養豚研究室	養豚グループ	10	
合計	養鶏研究室	養鶏グループ	11	
	畜産環境研究室	畜産環境グループ	5	
	計		160	場長、副場長、6 部長、2課長を含む。

② 東三河農業研究所

室名	グループ(担当)名	管理担当	構成人員	備考
野菜研究室	野菜グループ		2人	
花き研究室	花きグループ		6	
茶業研究室	茶業グループ		4	
計			18	
合計			19	所長を含む。

① 本場

部名	課室名	グループ名	構成人員	備考
管理部	管理課	総務グループ	6人	
	会計課	会計グループ	5	
企画普及部	企画調整室	企画調整グループ	5	
	経営情報研究室	経営情報グループ	4	
	広域指導室	広域指導グループ	12	
環境基礎研究部	生物工学研究室	生物工学グループ	6	病害虫防除所の業務は、病害虫防除グループで行う。
	農業工学研究室	農業工学グループ	3	

③ 山間農業研究所

室名	グループ名	構成人員	備考
稲作研究室	稲作グループ	4人	
園芸研究室	園芸グループ	4	
計		8	
合計		9	所長を含む。

(2) 事業の概要

部門	主な業務内容
管理部	・ 職員の人事、庶務、会計、研究施設の管理
企画普及部	・ 試験研究の企画や調整、大型分析機器の共同利用や共同研究の推進 ・ 試験研究成果の利活用、農業関係の情報の管理 ・ 試験研究成果の普及、産地で生じた問題の提起（広域普及指導員）
環境基盤研究部	・ 農地、土壌、水等の環境改善、農畜産物の品質・安全性評価、バイオテクノロジー、農村環境整備、病害虫の総合的な防除法などの研究 ・ 病害虫発生予察情報の作成 ・ 防除法の指導
作物研究部	・ 稲・麦・大豆の試験研究
園芸研究部	・ 野菜、花き及び果樹の試験研究
畜産研究部	・ 牛、豚、家さん及び家畜ふん尿処理の試験研究
東三河農業研究所	・ 露地野菜、つまもの野菜、ミニトマト、花きなどの栽培試験及びキクの育種 ・ 茶の研究
山間農業研究所	・ 山間地域に適した稲の育種及び野菜、花きの栽培試験

2. 外部評価について

(1) 概要

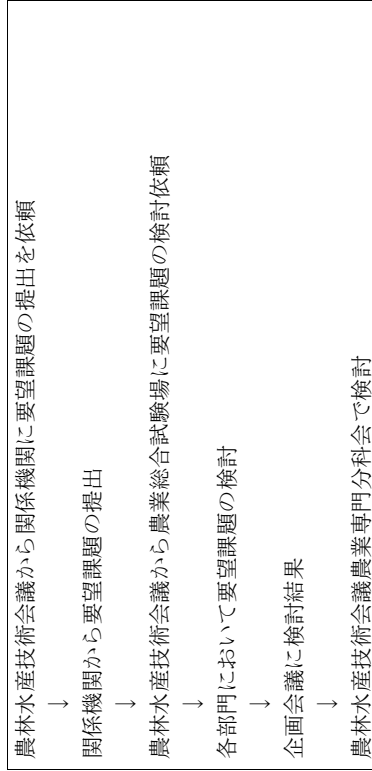
農業総合試験場では、愛知県農林水産業の現試験研究基本計画に示す重点研究目標に基づき研究課題を設定している。研究課題の設定は、県内の生産

者団体（12機関）、関係機関（30機関）からの試験研究に対する要望を受け、これを決定している。

研究課題決定の具体的なプロセスについては、生産者団体等の要望者より、「農林水産関係試験研究要望課題（個票）」が農業総合試験場に連絡され、要望課題を新たに研究課題として設定するか否かの検討が行われる。

要望課題の検討の流れと直近3年間の要望課題数及び設定課題数の推移は以下のとおりである。

< 要望課題の検討の流れ >



< 直近3年間の要望課題数及び設定課題数の推移 >

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要望課題数	125	128	103
設定課題数	79	77	71
非設定数	46	51	32
設定率 ※	63%	60%	69%

※ 設定率は、設定課題数/要望課題数で算定

上記過程を経て研究課題が決定され、研究の成果については、12月に外部評価委員会による外部評価が実施されている。

平成26年度の外部評価の研究テーマ及び評価件数は以下のとおりである。

② 研究課題の決定段階における外部評価の実施について（意見）

研究課題の決定段階において、外部からの事前評価は現在のところ実施されていない。（1）概要で述べたとおり、研究課題の決定については、農業総合試験場の各部門での検討及び農林水産技術会議農業専門分科会（以下、「分科会」という。）での検討を経て決定されることとなる。

要望課題については、要望者の具体的な要望内容等を聞き取り、研究が可能か否かの判断を行っている。そして、生産者団体等も参加する分科会にて要望課題の採択が報告される。

一連の研究課題の決定においては、専門知識を有した第三者もしくは研究当事者以外の第三者の視点が入っていない。研究課題の決定に際して、専門知識を有した第三者の意見を求めることは、研究を効果的かつ効率的に進める上で有用な情報を入力する機会となるといえる。

よって、現在実施している外部評価委員による事後の外部評価に加えて、研究課題を決定するプロセスにおいても、分科会に研究当事者以外の第三者の参画を求めること等により、事前の外部評価の実施を行うことを検討されたい。

3. 研究成果のPR活動について

(1) 概要

農業総合試験場では、試験場の存在を県民に広く知ってもらおうとともに、試験場の研究成果の広報を行い、農業への理解を深める場とすることを主な目的として、施設を公開する「公開デー」を年1回、秋に開催している。平成26年度の実績内容は以下のとおりである。

（開催日時）平成26年10月25日（土）午前9時30分から午後3時まで

（会場）農業総合試験場本場（中央研究棟、園芸研究部（野菜研究室施設）、農業啓発館）

（来場者）一般県民、農業者、農業関係団体、県関係者等 1,028名  
（主な内容）

- (1) 研究成果等の展示
- (2) ワークショップ
- (3) 研究部の施設見学
- (4) 食味試験

<平成26年度の外部評価の研究テーマ及び評価件数>

評価件数	研究テーマ
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻高温耐性品種の開発</li> <li>・ カットやスライスに適した省力型トマト品種の開発</li> <li>・ 耐暑性や低温伸長性・低温開花性に優れたスプレージーグ品種の開発</li> <li>・ 大果で良食味な果皮色等に特徴のあるイチジクオロジナル品種の開発</li> <li>・ 高能力で斉一性の高い種豚の開発</li> </ul>

(2) 手続

研究課題の決定プロセス及び研究課題の外部評価に関する書類一式を入力し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 外部評価の対象について（意見）

(1) 概要で述べたとおり、農業総合試験場で年度ごとに設定される研究課題数は70件程度で推移している。その一方で、平成26年度の外部評価件数は5件となっている。なお、平成25年度は7件、平成24年度は4件である。外部評価は、農業総合試験場が事前に10件程度の研究課題を提出し、その中から外部評価委員がサンプリングし評価を実施している。現状では、農業総合試験場が提出した限られた研究課題から外部評価対象が選定されている。

外部評価は、外部評価委員が自ら評価する研究課題を選定し、第三者の視点から研究課題の事後評価を実施することが本来の趣旨である。

よって、農業総合試験場が事前に研究課題をサンプリングし外部評価委員に提出するのでなく、研究課題の一覧の中から外部評価委員が評価対象となる研究課題を選定し、農業総合試験場が該当する研究課題を提出する体制に変更することを検討されたい。

(5) 生産物等の販売

当試験場と農大の生産物、JAあいち経済連の「みかわ牛」牛肉、当場育成品種を使った加工品を販売した。  
(販売金額(当試験場分)：289,000円)

その他にも、農業総合試験場のホームページを適宜更新し魅力ある内容とするとともに、研究成果の中から11件の記者発表、名古屋市内の百貨店で開催された「あいちの農林水産フェア」を始め9件のイベントに参加するなど、研究成果を積極的にPRしてきた。

<研究成果をPRしたイベント等一覧(平成26年度)>

実施月日	行 事 名	場 所	実績等
26.8.6-20	あいちの農林水産業サイエンスワークショップ	名古屋市科学館	ワークショップ：144人参加 パネル展示：8月-12月
9.18	中部大学フェア2014	春日井市立大学キャンパス内	パネル展示
10.31-11.1	第53回農林水産祭・実りのフェスティバル	東京都・サンシャインシティ	パネル展示：41,000人来場
11.9	ながくて市民まつり農業展	JAあいち尾東長久手店	パネル展示、おすしり体験
11.15	あいちの農林水産フェア(11.13-18)	丸栄8階大催事場	6,458人来場(開中31,394人)
11.19・20	アグリビジネス創出フェア2014in 東海	吹上ホール(豊田県庁舎)	サンドバル試験展示
27.2.2	6次産業化・地産地消ビジネスフェア	アイリス愛知	サンドバル試験展示：506人来場
2.4	東海四県JAグループ食の大商談会2015	名古屋マリオンネットアソシアホテル	サンドバル試験展示：1,200人来場
3.14	トマト「サンドバル」PRフェア	イオン豊橋南店	試食270食、即売240玉

(2) 手 続

研究成果のPR活動に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることをする。

① 場内生産農産物の場外活用の拡充について(意見)

場内生産農産物の一部については、「場内販売」により農業総合試験場の職員に対し販売されている。その販売価格は、農業総合試験場が内部で定めた価格等設定基準により、「直近前日の市場相場、新聞等による価格の中間を参考とした価格から、20%(包装器材費5%、運賃4%、選別費3%、市場手数料8%)を控除した価格に、下記格付区分毎に定めた係数を乗じて得た価格」として算定される。

<農業総合試験場 場内販売価格等設定基準における格付区分(野菜・果実)>

A 外観、品質、形状が平均又はそれ以上のもの	100%
B 外観は少し劣るが、品質、形状は平均又はそれ以上のもの	90%
C 外観は劣るが、品質、形状は平均なもの	80%
D 外観が劣り、品質は平均より少し劣るもの	70%
E Dに満たないもの	60%

格付区分は、通常はCあるいはDに区分されているため、通常の市場価格の6割程度で販売されている。これは、実際に形状がよくなく市場に出せないものもあるが、包装・選別の手間がかかることが大きいことである。場内販売収入は下表のとおり、財産収入の中で一定の割合を占める。品目別にみれば、果樹・花きを扱う園芸研究部において大きな割合を占める。品目別にと、葡萄や洋ランは財産収入すべてが場内販売によるものであり、年間3t近くある梨も、ほぼすべてが場内販売によるものである。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見述べることとする。

① 試薬・農薬等の期限管理について (意見)

現物実査を行った際、塩酸をはじめとする試薬や農薬の一部に「使用期限」が切れているものが散見された。試薬等に関しては、使用前の濃度を正確に計測し、使用可能かどうかを確認したうえで使用し、吸湿、酸化することなどで使用不可能と判断した場合は予算の範囲内で順次、廃棄していることとあり、使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきであると考える。

また、農薬については、使用期限を過ぎたものが保管されていたことから順次廃棄すべきである。

5. 印鑑の管理について

(1) 概要

県行政文書管理規程においては、電子文書での起案を原則としており、個人印を使用する起案については例外的なものとして位置づけられており、軽易な文書の起案・回覧の際に個人印が使用されている。

(2) 手続

金庫等の保管されている事務室の現場視察及び質問を実施することにより、金品・印章等の管理状況等の適切性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見述べることとする。

< 農業総合試験場 場内販売実績 (平成26年度) >

分野	品目	販売数量	販売金額	単位当たり
米	水稲うるち玄米	5,700 kg	923,382	162
	桃	1,143 kg	409,752	358
	葡萄	1,413 kg	735,005	520
果樹	梨	2,997 kg	565,345	189
	柿	1,179 kg	125,806	107
	ウンシュウミカン	666 kg	203,688	306
	雑かん	1,050 kg	147,390	140
	菊	1,990 本	39,290	20
花き	カーネーション	2,332 本	67,030	29
	バラ	2,766 本	127,859	46
	洋切り花	1,222 本	67,607	55
	洋ラン	251 鉢	299,902	1,195
	鉢物	1,053 鉢	345,486	328
	食用卵	1,598 kg	460,829	288
畜産	ウズラ食用卵	21,630 個	106,784	5
	その他	—	255,180	—
場内販売合計			4,880,335	—

(単位:円)

場内生産農産物は農業総合試験場における試験研究活動の過程で生産される副産物であるが、一般県民にも消費してもらいアンケートなどで還元を得る方が、効果的な活用方法であると考えられる。しかし、現状では、(1) 概要で述べた「公開デー」における生産物販売にとどまっている。

よって、(1) 概要で述べた各種PR活動の場等、場外における活用の拡充を検討されたい。

4. 毒劇物の管理について

(1) 概要

農業総合試験場が保有する毒劇物についても、Ⅷ 農業大学校 4. 毒劇物の管理について (1)と同様の管理を行っている。

(2) 手続

規程書類及び毒劇物の受払に係る帳票類等一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、現物実査及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

① 異動した職員及び他の場所に常駐する職員の印鑑について（意見）

現場視察を行った際、ゴム印等が保管されている箱の中に、すでに転動していなくなった職員及び場内の他の場所に常駐する職員の印鑑（シヤチハタ印）が保管されていた。それぞれ忘れていったものであるとのことであるが、不正に使用されるおそれがあり、発見次第直ちに返却すべきである。

X 愛知県農業信用基金協会

1. 団体の概要

(1) 設立目的

愛知県農業信用基金協会（以下、「協会」という。）は、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付についてその債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的としている。

(2) 設立年月日

昭和37年2月

(3) 設立根拠法令

農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）

(4) 人員

（平成27年4月1日現在）

	役員	職員	合計
常勤	1名	9名	10名
非常勤	8名	0名	8名

(5) 業務内容

協会の定款第2条において、以下のとおり定められている。

第2条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 会員たる農業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証
- イ 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金



(7) 財務状況

協会が作成している業務報告書によれば、過去3年間の貸借対照表及び損益計算書の推移は、要約すると以下のとおりである。

① 貸借対照表の3か年推移 (要約)

科目	(単位：千円)		
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
資産			
流動資産	2,196,923	2,370,906	2,277,217
固定資産	6,627,293	5,867,845	4,848,669
保証債務見返	40,083,161	37,510,576	34,632,605
資産合計	48,907,378	45,749,328	41,758,492
負債・資本			
流動負債	1,505,680	1,891,755	817,803
固定負債	3,061,239	2,079,866	2,036,555
保証債務	40,083,161	37,510,576	34,632,605
資本	4,257,296	4,267,129	4,271,528
負債・資本合計	48,907,378	45,749,328	41,758,492

(注) 金額は、単位未満の端数を切り捨てて表示しており、合計が一致しない場合がある (以下の表において同様)。

② 損益計算書の3か年推移 (要約)

科目	(単位：千円)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益の部			
事業収入	147,692	151,982	135,811
その他収益	88,580	77,383	146,574
財務収益	59,617	59,819	46,474
特別利益	3	-	-
収益合計	295,895	289,185	328,860
費用の部			
事業直接費	4,795	5,297	7,236
事業管理費	71,448	73,287	76,452
その他費用	201,642	191,009	236,141
財務費用	13,177	13,448	3,901
特別損失	30	-	29
費用合計	291,095	283,042	323,761
当期利益金	4,799	6,142	5,098

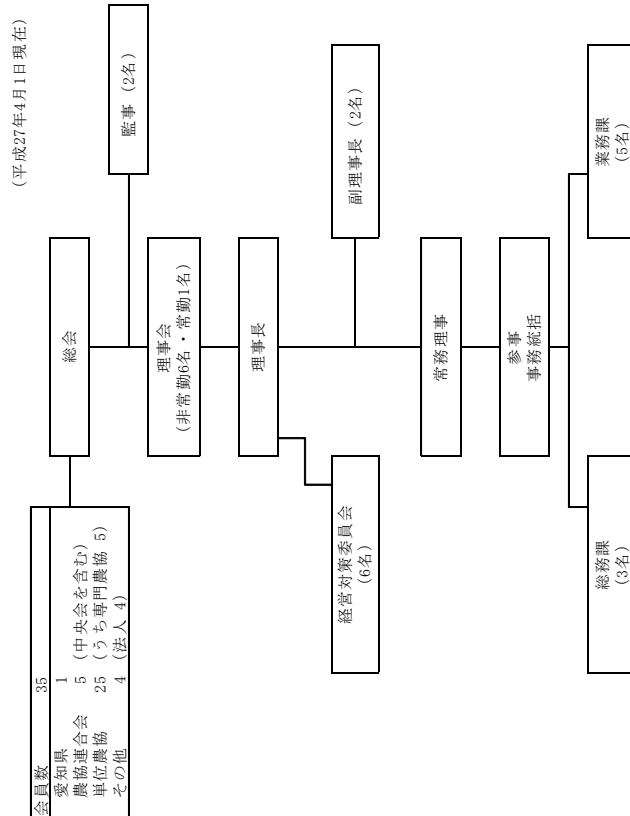
ロ 農業改良資金金融通法 (昭和31年法律第102号) 第2条に規定する農業改良資金 (同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)

ハ 青年等就農資金 (農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金 (同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)) をいう。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金  
 ② 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第12条第1項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年法律第182号) 第2条の5の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法 (昭和36年法律第15号) 第3条第1項の認定を受けた者に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付を行う融資機関に対する当該貸付に必要な資金の供給

③ 前2号に掲げる業務に附帯する業務

(6) 組織図



会員数	35
愛知県	1
農協連合会	5 (中央会を含む)
単位農協	25 (うち専門農協 5)
その他	4 (法人 4)

(8) 県からの支援内容（平成24年度～平成26年度）

① 出資金

実績なし（平成26年度末残高：685,150千円[出資率：43.8%]

② 貸付金（預託金）

(単位：千円)

資金名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
農業経営改善促進資金 (スーパース)	283,000 (1,698,000)	294,000 (1,764,000)	298,000 (1,788,000)

※下段（ ）：融資目標額（預託倍率：6倍）

③ 補助金

(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛知県農業信用基金協会 特別準備金造成費補助金	3,498	2,326	3,276

④ 委託料

実績なし

⑤ 損失補償

実績なし

(9) 債務保証の状況

① 保証額・保証残高の推移

(単位：百万円)

年度	保証額	償還額	代位弁済額	保証残高
平成24年度	4,797	6,899	97	42,056
平成25年度	4,507	7,096	102	39,364
平成26年度	4,369	6,993	266	36,474

保証承諾額は、平成11年度以降減少傾向にあり、平成26年度には約43億円と平成11年度比約27%まで減少している。保証残高は平成12年度末をピークに減少を続けており、平成26年度末には約364億円と平成12年度末の50%まで減少している。

② 求償権の推移

(単位：百万円)

年度	代位弁済額	回収額	償却額	求償権残高
平成24年度	101	74	94	1,507
平成25年度	112	145	—	1,474
平成26年度	279	189	162	1,402

回収業務においては、厳しい農業情勢や地価の低迷等を反映し、困難を極めている。

2. 協会における保証及び管理について

(1) 概要

① 農業信用保証保険制度の目的

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金等農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、JA等の融資機関が行う農業者等に対する貸付について、その債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会（全国47都道府県に設立）が行う債務保証制度、その保証について独立行政法人農林漁業信用基金（以下、「信用基金」という。）が行う農業信用保証保険制度及び一般社団法人全国農協保証センターが行う再保証制度から構成されている。

ア. 債務保証制度

1. 団体の概要（1）設立目的を参照されたい。

イ. 農業信用保証保険制度

信用基金は、平成15年10月に「独立行政法人農林漁業信用基金法」に基づき設立された法人である。信用基金は、協会が行う農業近代化資金等に保

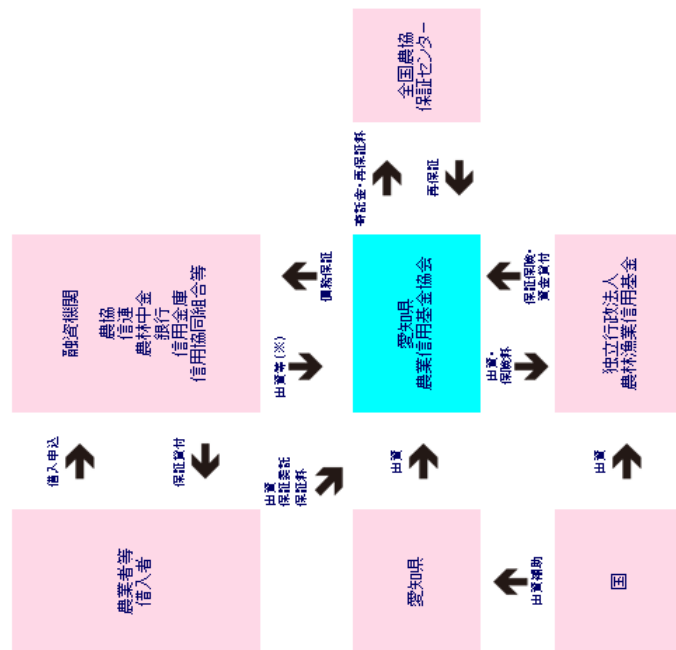
る債務の保証に対し、保険を行うこと及び協会に低利資金の貸付を行うこと等により、協会のリスクの軽減とその保証機能の拡充強化を図ることを目的としている。

ウ. 再保証制度

一般社団法人全国農協保証センターは、協会等が保証する資金のうち、信用基金の保険対象とならない生活資金・事業資金を再保証することにより、協会等のリスクの軽減とその保証機能の拡充強化を図ることを目的としている。

② 農業信用保証保険制度の仕組み

農業信用保証保険制度の仕組みは下図のとおりである。



- ※ 注1 農林中金は出資していない。
- 注2 銀行・信用金庫・信用協同組合等は会員資格がない。

③ 協会における債務保証の特徴

ア. 期日代弁

農業者等の事業の継続を最優先させるため、また返済不能の要因が天災や病虫害等の一過性の事象であることも多いことから、代位返済の方法は、残債務全額ではなく、個々の期日分を単位として履行する、いわゆる「期日代弁」を採っている案件もある。

イ. 遅延損害金

協会は債権者たる融資機関に対して債務保証契約に基づき遅延損害金を原契約の延滞発生日から代位返済日まで、1年分を上限として支払うこととなっている。

(2) 手続

①平成26年度保証承諾案件リスト(全598件)及び②平成26年度代位返済案件(全77件)のうち、一定の要件に該当した案件を任意に抽出(下表参照)し、保証に係る保証稟議関連書類について、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

要件	母集団	閲覧件数
① 平成26年度保証承諾案件リスト	598	9
② 平成26年度代位返済案件リスト	77	36
条件変更あり	25	25
保証承諾後一度も返済されずに代位返済に至った	2	2
保証承諾から1年以内に法的整理	0	0
その他	50	9
合計	675	45

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘又は意見は述べることとする。

#### ① 代位弁済手続遅滞分の遅延損害金の支払について（指 摘）

(1) 概 要 ③に記載のとおり、協会は融資機関との債務保証契約に基づき、債権者たる融資機関に対して原契約の延滞発生日から代位弁済日まで、1年分を上限として遅延損害金を支払うこととなっている。

抽出した代位弁済の案件において、協会が債権者の融資機関から請求されて期日代位弁済した月次返済債権に係る年 14%の遅延損害金は、最長のもので328日分であった。

原因は、延滞発生日から代位弁済請求日まで最長で276日分であったことと、請求日から履行日まで52日を要していたことである。

当該債務者は継続して期日代位弁済の対象となっている先であることから協会は当該延滞の発生は認識していた。そのため、延滞発生後276日間経過していることについて十分留意し、請求事務を円滑に行うよう、融資機関に指導しておく必要があった。

また、請求日から履行日までの遅延損害金についても、52日のうち39日は当該融資機関による書類不備が原因であった。それにもかかわらず39日分も含めて代位弁済しているため、協会にとって本来不要な支出となっている。

#### ② 遅延損害金の支払について（意 見）

協会は融資機関との債務保証契約に基づき、債権者たる融資機関に対して原契約の延滞発生日から代位弁済日まで、1年分を上限として遅延損害金を支払うこととなっている。

そのため、延滞が発生すると遅延損害金は全額確実に債権者たる融資機関に支払われることになるため、遅延損害金まで含めて代位弁済することの経済的合理性に疑問がある。

例えば、代位弁済の対象とする遅延損害金について見直しを行い、それにより捻出される財源を利用して保証料率を引き下げること等、農家への金融支援及び農業振興に資する方策を検討することが望ましい。

#### ③ 返済不能の要因となった事象の確認方法について（意 見）

代位弁済に関する書類を閲覧したところ、以下のような記載がされていた。

〈前回分の保証契約変更稟議書〉

理由：台風で200坪、170坪のビニルハウスが剥がれ年間収入の3割が出荷不能となった

〈被保証者現況調査書（平成26年6月）〉

延滞発生日：平成26年3月20日

方法：面接（本店）本人以外

延滞発生原因：4～6月の出荷で回収する見込みだったが病気で全減状態となっていた。

これらの事象に関する確認方法は、協会担当者によると、融資機関への事情聴取のみであり、根拠書類等の確認はしていないとのことであった。

台風や作物の病気による被害等の返済不能の要因となった事象については、協会と融資機関との契約では融資機関に報告を義務付けているものの、融資機関において確認しているとの聴取りといった方法にとどまらず、状況を把握できる写真の入手等、実態を把握できる方法を採ることが適切と考える。

## XI 園芸農産課

### 1. 園芸農産課の概要

#### (1) 野菜の振興対策について

野菜生産は天候による作柄変動が大きいため、農業従事者の高齢化と後継者不足に伴う担い手の減少、輸入野菜の増加等多くの課題を抱えている。

このため、野菜の生産振興に当たっては、野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地（11品目35産地）を中心に、生産出荷用機械・施設の整備・近代化を促進するとともに、産地の濃密指導を通じ、育成強化を図る。

また、優良種苗の供給、使用済プラスチック適正処理対策の推進を図る。

#### (2) 野菜の価格安定対策について

野菜の生産は天候の影響を受けやすいため需給の不均衡を生じやすく、価格変動も大きいことから、野菜作農家の経営あるいは国民の消費生活を安定させることが求められている。

野菜の価格安定を図るためには、野菜の生産・流通の合理化を推進するとともに、需要に見合った計画的・安定的な生産出荷を図ることが基本である。このため、野菜の価格が著しく低落した場合、野菜生産出荷安定法に基づき、生産者に価格差補給金を交付し、次期作の再生産の確保と野菜作農家の経営安定を図る。

#### (3) 地域農業振興事業について

農業生産の重要な地位を占める平坦地を対象に、幅広い観点から地域の特性を生かした農業の振興と営農の近代化を図るため、国の補助対象とならないものについて計画的かつきめ細やかに対策を実施し、農業経営の安定と農産物の供給力の強化を図る。

#### (4) 果樹の振興対策について

永年性作物である果樹は、短期間のうちに需給の均衡を図ることが困難であるため、その振興に当たっては計画的な推進が必要である。

このため、国の果樹農業振興基本方針及び愛知県果樹農業振興計画に基づ

き、需要動向に即した果樹生産の計画的かつ安定的拡大並びに産地体制の再編強化等を図ることとし、果樹産地整備やみかんの計画生産出荷促進等の果樹農業振興対策を総合的に講ずる。

#### (5) 花きの振興対策について

多様なニーズや流通事情の変化に対応した生産出荷体制の整備・改善、生産者組織の強化、生産性・品質向上対策の推進、需要拡大対策の推進など、総合的な花き振興対策を講じ、花き生産農家の経営安定を図る。

#### (6) 米の生産調整と経営所得安定策について

経営所得安定対策の普及・定着と円滑な実施を図るため、市町村、愛知県農業再生協議会（愛知県、愛知県農業協同組合中央会、愛知県経済農業協同組合連合会、愛知県農業会議、愛知県耕作放棄地対策協議会で構成）及び各地域農業再生協議会に対して指導事務経費（水田農業経営所得安定対策推進費補助金）を助成する。

#### (7) 米・麦・大豆の振興対策について

米について、優良品種の育成と高品質米の生産、並びに低コスト生産体制の確立に向け、農業団体と一体となって「あいち米」の評価を高める取組を進めるとともに、本県稲作の生産性の向上と体質強化を積極的に推進する。

麦について、排水対策の徹底等による需要者ニーズに即した高品質麦の安定生産や、県で開発した収量性の高い小麦新品種「きぬあかり」の産地消費を主体とした普及を図るとともに、担い手への農地の利用集積や農作業受委託の推進により集団化を進め、生産性の向上を図る。

大豆については、需要者ニーズに即した高品質大豆の生産拡大を図るとともに、担い手への農地の利用集積や農作業受委託の推進により集団化を進め、生産性の向上を図る。

#### (8) 特用作物の振興対策について

##### ① 茶・葉たばこの生産振興

本県における特用作物の中でも、茶・葉たばこの生産は、それぞれの地域

覧会」や「フラワー・ガーデニングショー」に出展し、「花の王国あいち」をPRするとともに、花の消費拡大を図っている。

さらには、平成27年7月には、本県が全国一の花の産地であることを広く周知し、県産花きの利用拡大をPRするため、「花の王国あいち」のシンボルマーク（下図）を作成し、商標登録出願をしている。



(2) 手続

「花の王国あいち」PRに関する資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① PRの方法について（意見）

上述した「あいち花フェスタ」をはじめとするPR活動は、対象が消費者（＝個人）のものが多く、農林物資の規格化等に関する法律により、産地表示が求められている野菜等とは異なり、花きは産地表示の義務がなく、実際に消費者が購入する花屋やスーパーマーケットにおいては、たとえ愛知県産の花きが置いてあっても、消費者がその花きを愛知県産だと認識することはまずない。

消費者に対するPRの効果を出すためには、松葉ガニや関サバ等で実施されている「タグ」のようなものを切り花に付す等、消費者が一目で愛知県産と認識できるような仕組みを作ることが望まれる。

で重要な農作物として農業経営に取り入れられ地域農業の中核となっているので、この栽培改善、品質向上及び生産出荷基盤の近代化・省力化を推進するとともに、組織の育成強化を図る。

② 愛知県茶葉振興大会の開催

茶生産の振興と需要の拡大を図るため、県、西尾市を始めとする関係5市及び愛知県茶業連合会の共催により開催し、本県茶業の発展に資する。

③ 愛知県茶会の開催

茶の消費拡大及び文化振興を図るため、県主催による茶会を開催し、本県茶産業の振興に資する。

④ 加工原料用農作物の生産振興

ア. 漬物用原料野菜の生産振興

本県の漬物生産は原料野菜産地を背景に全国屈指の産地となっているので、原料産地の育成、契約栽培を推進するとともに、消費動向に即した加工技術の普及等を推進し、もって生産の安定を図る。

イ. 加工用トマトの生産振興

契約栽培による安定的な取引の確保を図るため、加工業者のニーズに合わせた生産体制の整備に努める。

2. 「花の王国あいち」のPR活動について

(1) 概要

県は、ビニルハウスやガラス温室を利用した施設園芸を中心に、昭和37年以降全国一の花の産出額を誇っている（平成25年産出額571億円）。特に菊に関しては、電照栽培の技術を開発したのも県であり、その産出額は平成25年において213億円と、本県農業を大きく支えている。

また、平成24年から「あいち花フェスタ」を開催したり、「関東東海花の展

X II 畜産課

1. 畜産課の概要

(1) 酪農振興対策について

生乳の生産は、需給のバランスをとるため、昭和54年度以降計画生産が行われている。今後とも、生乳の安定的供給と、国際競争力のある酪農基盤を育成する必要があることから、国の施策と相まって、乳用牛の改良、飼養管理の改善を促進するため、次の事業を実施する。

「乳用牛群改良推進事業」

乳用牛検定データを活用して検定済の優良乳用種雄牛を選抜する「後代検定」(こうだいけんてい)によって全国段階での優良乳用種雄牛の選抜事業に対して助成することにより、県内乳用牛の改良と酪農経営の安定に資する。

(2) 肉畜振興対策について

肉用牛生産基盤の強化を図り、低コスト生産を推進し足腰の強い肉用牛経営を育成するため、「肉用子牛価格安定対策事業」を実施する。

(3) 養鶏・小家畜振興対策について

近年、飼養戸数は減少傾向にある一方で、専業養鶏農家の規模拡大が進んでいる。国内産地間競争の激化、景気悪化による卵価の下落、高病原性鳥インフルエンザの発生など最近の養鶏を取り巻く諸情勢は厳しいものがあり、これらに対応するため国の施策と相まって、「鶏卵価格安定対策事業」、「鶏改良推進事業」等を実施する。

(4) 畜産物流通消費対策について

畜産物の安全確保と適正表示に対する消費者の要望に応え、「安全・安心な畜産物」の供給体制を確保するため、生産調整及び価格安定対策による需給の安定、県内畜産物のPRによる消費の拡大を図る。



(出典：鳥取県ホームページ)



(出典：大分県大分市ホームページ)

② PR対象について (意見)

上述のとおり、消費者がいくら愛知県産の花きをよいものだと認識したとしても、結局は花屋やスーパーマーケットに陳列されている花きを購入するのが現状である。日持のいい花きや茎がしっかりと折れにくい花き等は、販売する側にも大きなメリットがあるため、花屋やスーパーマーケット、さらには卸売業者へのより一層のPRが必要であると思われる。

**(5) 自給飼料確保対策について**

畜産経営の安定を図り、また昨今の飼料価格の高止まりに対応するためには、飼料自給率を高めることが必要であることから、牧草・飼料作物の栽培・未利用農地や未利用資源の活用、水田を活用した飼料生産、自給飼料栽培・収穫機械の導入等を推進する「自給飼料生産振興事業」、「自給飼料等利用促進事業」を実施する。

**(6) 畜産環境対策について**

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を確保するとともに、畜産バイオマス資源として家畜排せつ物の有効利用を推進し、環境に配慮し、地域社会と調和の取れた畜産経営の確立を図る。

**(7) 優良種畜の供給について**

輸入畜産物との国際競争に対応し、畜産経営の生産性の向上を図るため、畜産総合センターを拠点として、優良な種畜及び受精卵の供給を行う。

**(8) 家畜衛生対策について**

最近の畜産経営は、飼養規模の拡大と集団化が進むとともに、交通機関の発達と経済圏の拡大等により、家畜及び畜産物の移動はますます広域化、国際化している。このような状況の中、家畜伝染性疾病の発生は、短時間に広範な地域にまん延し、その経済的損失は莫大なものとなるおそれがあるため、「家畜伝染病予防事業」等を実施する。

**(9) 競馬事業対策について**

名古屋競馬を主催する愛知県競馬組合の構成団体として、競馬組合や構成団体間の連絡調整、競馬組合の経営改善の取組への支援などを実施している。地方競馬を取り巻く経営環境は厳しく、リーマンショック後の景気減速の影響もあり、基金繰入前の実質的収支では平成21年度以後4年連続赤字に陥り、平成24年度未までの累積赤字額は39億7千万円となった。

このため、構成団体は、平成24年度に「名古屋競馬経営改革委員会」を

設置し、平成25年7月に、経営改革の方針などの提言を受けた。

委員会から提言された各種の取組を着実に実行するため、競馬組合では、平成25年度から27年度の3年間で行う工程表を平成25年9月に策定・公表し、全50項目を進行管理している。

県としては、工程表どおりに経営改善の取組が進んでいるか、収支がどのようになっているかなど定期的にチェックを続け、赤字に陥ることがないよう、競馬組合と一丸となって経営改善の取組を進めていく。

**2. 飼料自給率について****(1) 概要**

**第2 5. (4) ② 畜産業の直近の動向について**で述べたとおり、飼料自給率の向上が近々の課題である。そこで、農林水産省は国産飼料に一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で国内の飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立することを目標に掲げている。

具体的には、平成20年度で20%であった飼料自給率を平成32年度には38%まで向上させることを政策目標に掲げている。

県では、自給飼料生産振興事業の実施及び自給飼料等利用促進事業の実施を進めている。

**(2) 手続**

自給飼料確保対策に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

**(3) 監査結果**

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

**① 飼料自給率の目標設定について（意見）**

県は、名古屋港や三河港という良港に恵まれ、多くの配合飼料工場が立地



畜産振興対策事業の一つに、乳用牛群総合改良推進事業がある。この事業は、乳用牛検定データを活用して検定済の優良乳用種雄牛を選抜する「後代検定」に対して助成を行い、県内乳用牛の改良と酪農経営の安定を図ることを目的として行われるものである（乳用牛群総合改良推進事業実施要項（目的）第1条）。

乳用牛群総合改良推進事業に係る補助金は補助事業費の1/3以内の補助率であり、平成26年度の補助金額は157,000円となっている。

**(2) 手続**

畜産振興対策事業補助金に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

**(3) 監査結果**

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

**① 乳用牛群総合改良推進事業に係る補助金について（意見）**

乳用牛群総合改良推進事業に係る補助金（以下、「乳用牛群補助金」という。）の直近5年間の補助金実績は、下記のとおりである。

<乳用牛群補助金の直近5年間の補助金実績>

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
888	622	435	236	157

（単位：千円）

直近5か年の乳用牛群補助金の実績を見ても、100万円未満で推移している。優良な国産種雄牛を選抜する後代検定を推進し酪農経営の発展を補助することは重要な事業ではある。一方で、少額の補助金交付に対する事務コストが毎年度発生している。

そこで、後代検定を実施したことによる効果測定し、事務コストと比較することで、今後、乳用牛群補助金を存続するのか、もしくは廃止するのかについての検討を実施されたい。

し、流通飼料が比較的好条件で入手できる等の要因により全国でも有数の畜産県である。飼料原料の調達は、現在のところ輸入に依存しており、為替の変動が畜産農家の経営コストに与える影響は大きい。

(1) 概要 要で述べたとおり、農林水産省は、平成20年度で20%であった飼料自給率を平成32年度には38%まで向上させることを政策目標に掲げている。飼料費が畜産農家の経営コストに占める割合は、乳牛では約50%、豚では約60%と非常に大きい。

県に飼料自給率を確認したところ、平成20年度の飼料自給率は、国の飼料自給率より低い16.4%であった。

飼料自給率を高めることは、畜産農家における飼料費の引き下げに繋がり、畜産農家の健全な経営に寄与するものである。県は、これまで飼料自給率目標を設定していなかったが、平成37年度の飼料自給率目標を現在算定中である。長期的な目標数値を設定することで、県の畜産がより発展するよう今後も取組を継続されたい。

**② 飼料自給率向上施策の拡充について（意見）**

農林水産省では、畜産農家の飼料自給率の向上を促進するため、栄養価の高い飼料の作付に対する補助や、食品残さ等を活用した飼料であるエコフイードの増産を支援する補助等を平成26年度予算に盛り込んでいる。

県では、飼料自給率の向上のため自給飼料等利用促進事業として、自給飼料生産利用機械施設の整備に対して補助金(平成26年度の実績額1,269千円)の交付、飼料用米の普及啓発活動等を実施している。また、平成27年度より動植物性残さ飼料化促進事業の実施を予定している。

飼料自給率の向上は、畜産農家の健全な経営を促進するものであり、県がバックアップできる効果的な施策の拡充を引き続き検討されたい。

**3. 畜産振興対策事業補助金について**

**(1) 概要**

畜産振興対策事業補助金は畜産の振興を図るため、農林水産大臣又は知事が別に定める事業実施要領等に基づいて、市町村、愛知県農林公社又は農業者等の組織する団体（以下、「市町村等」という。）が行う畜産振興対策事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内において市町村等に交付するものである（畜産振興対策事業補助金（通則）第1条）。

XIII 家畜保健衛生所

1. 機関の概要

(1) 機構図

家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため、都道府県が設置するものと家畜保健衛生所法第1条に規定されている。県は、3の事務所、3の支所を設置している。

事務所名	所轄区域
西部家畜保健衛生所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、津島市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡
尾張支所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡
中央家畜保健衛生所	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、額田郡
豊田加茂支所	豊田市、みよし市
東部家畜保健衛生所	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
新城設楽支所	新城市、北設楽郡

(2) 現地視察した家畜保健衛生所

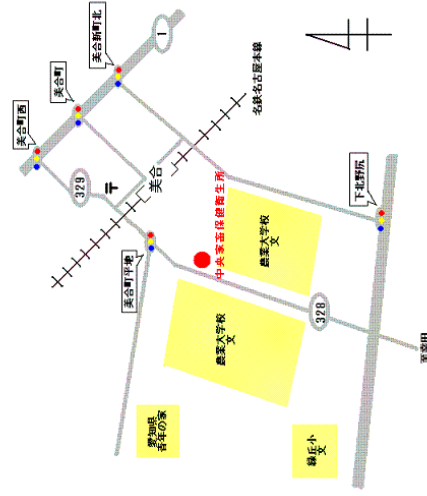
今回の監査では、3事務所のうち、中央家畜保健衛生所を現地視察の対象とした。

概要は以下のとおりである。

① 中央家畜保健衛生所

中央家畜保健衛生所は、岡崎市美合町字地藏野1-306に事務所が設置されており、管轄区域は、(1)機構図に記載のとおり9市1郡である。

<全景及び所在地(県ホームページより)>



平成26年4月1日現在の中央家畜保健衛生所の組織及び主な業務は以下のとおりである。

課名	主な業務内容
高度病性鑑定課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の家畜保健衛生所に関連する家畜衛生業務の企画及び調整に関すること</li> <li>・病性鑑定の企画及び調整に関すること</li> <li>・家畜衛生の研修に関すること</li> <li>・特定家畜伝染病の調査及び試験研究に関すること</li> <li>・緊急を要する防疫初動体制の確保に関すること</li> <li>・細菌学的ウイルス学的検査及び鑑定に関すること</li> <li>・病理学的生化学的検査及び鑑定に関すること</li> <li>・死亡牛の牛海綿状脳症検査及び死亡牛の届出に関すること</li> </ul>
保健衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生業務の企画及び調整に関すること</li> <li>・家畜衛生知識の普及及び技術の指導に関すること</li> <li>・家畜の伝染病予防に関すること</li> <li>・家畜の繁殖障害の除去及び人工授精に関すること</li> <li>・家畜衛生に関する試験及び検査に関すること</li> <li>・寄生虫病、骨軟症等の診断及び地方的特殊疾病の調査に関すること</li> <li>・動物薬事に関すること</li> <li>・獣医師に関すること</li> <li>・獣医療に関すること</li> <li>・家畜の受精卵移植に関すること</li> <li>・畜産に係る環境の保全に関すること</li> <li>・飼料に関すること</li> </ul>

	本所	豊田加茂支所	合計
施設数	112	44	156
立入施設数	23	17	40

立入検査項目は、獣医師法関係、獣医療法関係、薬事法関係等が構成され、獣医療法関係には放射線に関する項目、薬事法関係等には毒劇薬、医薬品、麻薬等に関する項目がそれぞれ含まれている。

立入検査票は、上記検査項目を列挙してある票で、検査職員はこれを携行してチェックし結果を記載する。「立入検査票(控)」、「立入検査結果」及び「改善報告書」の3枚複写となっている。立入検査結果は指導事項の有無にかかわらず施設に交付する原本である。改善報告書は、特に改善報告を求め場合に、指導事項に対する改善内容を施設が記載して回答することを求めるものであるが、これまで提出を求めたケースはないとのことである。

(2) 手続

飼育動物診療施設指導に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

① 立入検査票(控)の紛失等について(指摘)

平成26年度における立入検査実施件数23件のうち1件の立入検査票(控)が行方不明となっていた。また、立入検査票(控)3件が綴りに整理されていないかった。

立入検査票(控)の紛失等が生じた場合、管内施設の状況分析及び対策検討が適切に行えない可能性や、個別施設の次回検査時の指導が効率的に実施できない可能性が高まると考えられる、よって、立入検査票(控)の適切な整理保管を徹底すべきである。

2. 飼育動物診療施設指導について

(1) 概要

飼育動物診療施設(動物病院・診療所)に対し、獣医師法、医薬品医療機器等法(旧薬事法)及び獣医療法に基づき、立入検査及び改善指導を行っている。平成26年度における実施状況は下表のとおりである。

3. 動物用医薬品販売業者指導について

(1) 概要

動物用医薬品販売業者に対し、許認可等の事務を行うとともに、医薬品医療機器等法（旧薬事法）に基づき、動物用医薬品の適正な取扱いと円滑な流通を図る目的で、立入検査及び改善指導を行っている。立入検査の頻度は各業者を隔年で実施することである。

平成26年度における立入検査の実施状況は下表のとおりである。

	本所	豊田加茂支所	合計
箇所数	65	22	87
立入箇所数	32	11	43
違反発見箇所数	7	1	8

立入検査項目は、無許可等、構造設備、管理、情報提供、毒・劇薬、要指示薬、販売品目制限、薬剤師・薬局で構成されている。立入検査の結果発見された違反については上記のとおり集計報告する体制がとられている。

動物用医薬品販売業者への立入検査に当たっては、立入検査票のほかに「薬事監視台帳」が使用されている。薬事監視台帳は、各業者への毎回の検査結果の指導事項を立入検査票から転記するもので、次の検査時に検査職員が携行し、該当箇所に係る過去の指導状況を踏まえ、効率的に検査を実施するための文書である。指導時又は後日に改善状況等を確認し、該当欄に記載する様式となっている。

<薬事監視台帳 様式>

種類	許可番号	店舗の名称	改善状況等	薬事監視員
監視年月日	指導事項			

(2) 手続

動物用医薬品販売業者指導に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

② 改善報告書の提出依頼の検討について（意見）

平成26年度における本所での立入施設の中に、薬事法関係等の検査項目のほとんどが違反状態である施設が1件あった。

(1) 概要で述べたとおり、改善報告書は、これまで提出を求めたケースはないとのことであるが、当該施設のような場合には、改善指導の実効性を確保するため、改善報告書の提出依頼を検討されたい。

③ 立入検査計画の策定について（意見）

立入検査の実施施設数は、実務上各施設を3年に1回実施する頻度として毎年度設定しているとのことであるが、立入検査計画として書面で定めてはいなかった。平成26年度の実績は、中央家畜保健衛生所全体で156件中40件の実施であった。

継続的な立入検査・指導を確実に遂行するため、立入検査計画を策定し、実施件数を書面で定め、計画と実績の対比により執行状況を管理することが適切と考える。

④ 放射線関連検査項目違反の改善指導方法について（意見）

平成26年度における本所での立入施設23件中22件で違反項目があり、そのうちほとんどどの施設で放射線関連検査項目での違反が含まれていた。

放射線装置の定期検査については原則として専門業者への依頼が必要な項目であり、業者選定、価格交渉、日程調整などの作業が煩雑なことが要因とのことであった。

一方、豊田加茂支所管内においては、地域の獣医師会が専門業者と調整し、団体で受検することにより手間が簡素化され、かつ安価な料金での実施が可能になったことから、多くの施設が放射線装置の定期検査を受検するようになり違反状況は改善されている。

本所においては、豊田加茂支所における取組を参考に、効率的かつ有効な改善指導の方法を検討されたい。

**(3) 監査結果**

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

**① 葉事監視台帳の記載ルールについて（指摘）**

葉事監視台帳を閲覧したところ、「改善状況等」が記載されていないものが多数見受けられた。また、これらの中には、同様の指導事項を繰り返し指摘されている事例が散見された。このうち、6回連続で指定外品目販売の違反を指導されている事例もあった。

立入検査の指導時又は適切な期間内に改善状況等が確認されない場合、上記のように指導すべき違反が繰り返され、指導業務の目的が達成されないリスクが高まると考えられる。よって、葉事監視台帳の記載ルールを再認識し、改善状況等の適正な記載について徹底を図らねばならない。

**4. 家畜排せつ物適正処理対策（立入検査及び指導票交付）について****(1) 概要**

平成16年11月に制定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」及び「畜産経営に起因する環境汚染防止対策指導要領」等に基づき、畜産農家への立入検査を実施している。

管理が不適正な畜産農家に対し、指導票・指導助言書を交付し、管理の改善を促す。不適正な管理が継続している場合や状況の悪化が認められる場合には、法に基づき改善勧告を行う。特に悪質性が高い場合は、必要に応じ、刑事訴訟法に基づき告発を検討する。

**(2) 手続**

家畜排せつ物適正処理対策に関する資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

**(3) 監査結果**

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

**① 立入検査チェックシートへの記載の徹底について（意見）**

「家畜排せつ物法立入検査チェックシート」を閲覧したところ、チェックマーク等の記載が漏れている項目や、問題がないとの理由からすべての項目でチェックマーク等の記載が省略されているものが見られた。検査の実施漏れを防ぐためにチェックシートへの記載を徹底し、検査実施の証跡を残す必要がある。

**5. 飼料安全性確保強化指導について****(1) 概要**

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号）に基づき、安全な畜産物の生産を確保するため、農家段階での使用基準が定められている飼料等の使用状況を確認、巡回指導を行っている。

**(2) 手続**

飼料安全性確保強化指導に関する資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

**(3) 監査結果**

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

**① 巡回指導戸数の設定基準に関する資料の作成・保管について（意見）**

巡回指導戸数については農林水産部畜産課で決定している。BSE関連の飼料規制が主眼となっており、牛の農家数を基準に巡回指導戸数を設定してい

る。牛の農家は600戸あまりで、100頭以上保有している農家は230戸程度であるため、1年あたり50戸を巡回すれば5年で大型農家は網羅できるという考えで巡回指導戸数を設定している。

上記の巡回指導戸数の設定基準に関する資料は作成・保管されていない。巡回指導戸数の設定基準に関する資料を作成・保管することが望ましい。

#### XIV 畜産総合センター

##### 1. 機関の概要

愛知県畜産総合センター（以下、「畜産総合センター」という。）は、平成3年に愛知県種畜センター、段戸山牧場及び愛知県種鶏センターを組織統合し設置された。

<管理棟（視察時に撮影）>



<ふれあいドーム（視察時に撮影）>



所在地は以下のとおりである。

名称	所在地
畜産総合センター	岡崎市丸山町
〃三河高原牧場	豊田市東大林町
〃段戸山牧場	豊田市小田木町
〃茶臼山高原牧場	北設楽郡豊根村
〃種鶏場	安城市篠目町

※今回は、畜産総合センターについて現場視察を実施した。

平成26年度の機関、主な業務内容は以下のとおりである。

2. 畜産技術練習生制度について

(1) 概要

畜産総合センターでは、酪農、養豚、養鶏、肉牛及び養鶏の経営に必要な基礎的知識並びに技術を習得させ、これを基盤として将来自立できる能力を身につけさせて、本県の中核的畜産経営者等になりうる人材を育成することを目的として、畜産技術練習生の受入れを実施している。

二段階の教育体系であり、第一段階は実技指導と専門教育を主体とする1年課程と第二段階としてテーマをもって経営管理と生産技術を修得する2年以上の課程を設けている。

過去5年の畜産技術練習生修了状況は以下のとおりである。

	修了者数
平成22年度	1
平成23年度	0
平成24年度	1
平成25年度	1
平成26年度	0
合計	3

(2) 手続

畜産技術練習生制度に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

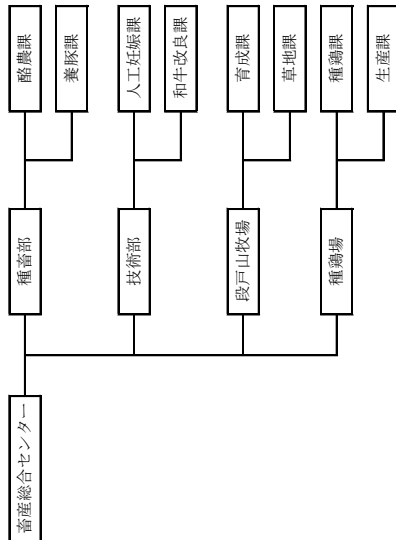
(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 畜産技術練習生の募集について(意見)

畜産総合センターでは、(1)概要で述べたとおり、県の中核的畜産経営者等になりうる人材を育成することを目的として、畜産技術練習生の受入れ及び養成する役割を担っている。

(1) 機構図



(平成27年3月31日現在)

部門	職員(人)	再任用(人)	嘱託員(人)
畜産総合センター	35	3	6
段戸山牧場	10	2	3
種鶏場	11	1	5
合計	56	6	14

(2) 主な業務内容

部門	主な業務内容
畜産総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>種畜等の増殖、育成及び譲渡に関すること</li> <li>種畜の能力の検定に関すること</li> <li>飼料作物の生産に関すること</li> <li>家畜の人工妊娠に関すること</li> <li>畜産技術の研修及び指導に関すること</li> <li>畜産に関する知識の普及啓発に関すること</li> <li>畜産技術練習生の養成に関すること</li> </ul>
段戸山牧場	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の増殖、育成及び譲渡に関すること</li> <li>草地の管理に関すること</li> </ul>
種鶏場	<ul style="list-style-type: none"> <li>種鶏の増殖、育成及び譲渡に関すること</li> <li>種ひな及び種卵の譲渡に関すること</li> <li>鶏の産卵能力の検定に関すること</li> </ul>

畜産総合センターでは、平成25年11月まで「畜産総合センターようとうん通信」(以下、「ようとうん通信」という。)をホームページ上で開示しており、系統豚の譲渡可能頭数について情報提供を行っていた。

(2) 手続

養豚及び系統豚の譲渡数に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① ようとうん通信の発行について(意見)

(1) 概要で述べたとおり、畜産総合センターでは、平成25年11月まで「ようとうん通信」をホームページ上で開示して、系統豚の譲渡可能頭数について情報提供を行っていた。しかし、平成26年2月に県内の養豚農場において豚流行性下痢(PED)が発生したことを要因とし、平成25年11月を最後に「ようとうん通信」の発行は行われていない。

また、系統豚の譲渡に関しては、現在多くのバックオーダーを抱えており、譲渡可能頭数を示せる状態にないことも「ようとうん通信」の発行が行われていない要因の一つである。

「ようとうん通信」には、系統豚の譲渡可能頭数の他に学会での研究成果やイベント情報の告知等も記載されており、一般農家にとって有用な情報が多いといえる。また、系統豚の譲渡可能頭数がないことも一般農家にとって必要な情報であるといえる。

よって、「ようとうん通信」を復活し継続的な情報提供を行っていくことを検討されたい。

募集に際しては、畜産総合センターのホームページへの掲載及び所内掲示板での掲示に加え、畜産関係各県機関、各団体及び農業高校などへの通知を行っているが、平成26年度の応募はゼロとなっている。

畜産技術練習生募集要領は県のホームページ上で掲載されるが、畜産総合センターのホームページ上では最初の窓口画面で表示されておらず、認識しやすい掲載方法がとられているとはいえない。

畜産技術練習生を確保し、将来畜産業を担う者の育成を促進するため、畜産総合センターのホームページに制度の概要及び目的をより認識しやすいように掲載方法を改善することや、イベント実施時の案内等も実施することを検討されたい。

3. 養豚に関する情報開示について

(1) 概要

県では、養豚の振興を図るため、系統豚の適正交配や利用方法の指導のための検討会を開催するとともに、系統豚のシンボルマークと愛称「愛とん」の利用により系統豚の普及を推進している。

なお、系統豚とは、豚の個体間のバラツキをなくすため、選抜育種により一定以上の血縁関係を持たせ、遺伝的に能力の斉一性を高めた豚の集団のことである。通常、ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種の3品種の豚を掛け合わせて、それぞれの品種の特性を生かした肉豚が生産される(三元肉豚)、食卓に並ぶこととなる。

畜産総合センターにおいては、3品種の系統豚を維持・増殖し、品質の揃った三元雑種による肉豚生産のため、県内養豚農家に優れた種豚用素豚(子豚)を計画的に譲渡し経営基盤の強化を図るといった役割を担っている。

平成26年度の系統豚の譲渡実績は以下のとおりである。

豚	種類	種雌豚譲渡数	種雄豚譲渡数	計
	ランドレース種	85	27	112
	アイリスL3			
	大ヨークシャー種	155	13	168
	アイリスW2			
	デュロック種	11	83	94
	アイリスナガラ			
	計	251	123	374



4. 生産物売払収入について

(1) 概要

畜産総合センターでは、本来業務である種畜供給による生産物売払収入のほか、種畜にはできない水準にある家畜についても市場において販売して、副次的な生産物売払収入を得ており、収入全体の30%超を占めている。

<畜産総合センターにおける生産物売払収入の推移(平成24年度～平成26年度)>

Table with columns: 生産品名, 区分, 平成24年度 (数量, 金額), 平成25年度 (数量, 金額), 平成26年度 (数量, 金額). Rows include 生乳, 検定牛, 乳用種牛, 種牛等産牛, 雄仔牛, 乳牛受精卵, 種畜産, 種畜産牛, 仔牛, 種豚, 肉豚, 精液, Aラック, Bラック, 譲渡牛, 産牛, 堆肥, 食用卵, 種卵(名古屋), 種卵(小平), 種ひな, 中・次ひな, 鶏糞, 産卵, and summary rows for total sales.

(2) 手続

生産物売払収入に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 肉豚の市場への出荷時期について(意見)

主要な副次的収入である肉豚(種豚に選ばれなかった豚)の1頭当たり平均売払収入は、下表のとおり推移している。

肉豚の販売価格は、市場で値付けされた単価に枝重量を乗じて算定されるため、その品質及び生育段階によって異なるが、その出荷時期は、個別に高く売れることが見込まれる生育段階で出荷していることである。

Table showing average selling price of meat pigs by year (平成24年度 to 平成26年度) with columns for quantity, amount, and price per head.

畜産総合センターにおいて生産される子豚のうち、審査により種豚として選ばれるのは、オスで全体の約25%、メスで全体の約35%であるため、実にオスの約75%及びメスの約65%が肉豚として市場販売に供されるため、その出荷時期は生育コスト(飼料費・衛生費等)とも関連して、収支への影響が大きい。

当センターの業務目的は優良種畜の維持・増殖・譲渡であり、肉豚は副産物であるため、その出荷時期については、売払収入の最大化ではなく、当該収入及び生育コストに係る収支の最適化を意図して決定されることが適切である。

県の譲渡豚価格算出資料によると、生産子豚1頭当たりの年間生育コスト(飼料費及び衛生費の合計)は約2万3千円であり、個体によっては早い時期に出荷する方がよい場合もあると考えられる。

よって、肉豚の出荷に当たっては、当該収支の最適化が図られる時期に出货するよう更なる検討を要望する。

5. ふれあいドームについて

(1) 概要

畜産総合センターにおいては、多目的施設として、ふれあいドームを有しており、畜産生産団体が主催する家畜の共進会、共励会等畜産振興に寄与する催し等が行われる。

平成26年度ふれあいドームの利用状況については、以下のとおりである。

<平成26年度 ふれあいドーム利用実績>

	午前 9:30~ 11:30	午後Ⅰ 12:00~ 14:00	午後Ⅱ 14:00~ 16:00	① 利用回数	② 利用可能回数	③=②/① 稼働率
4月	18	9	16	43	90	47.8%
5月	17	7	15	39	93	41.9%
6月	18	10	19	47	90	52.2%
7月	18	8	13	39	93	41.9%
8月	10	7	12	29	93	31.2%
9月	12	8	18	38	90	42.2%
10月	17	8	17	42	93	45.2%
11月	23	20	20	63	90	70.0%
12月	17	8	12	37	78	47.4%
1月	19	6	11	36	81	44.4%
2月	20	8	17	45	84	53.6%
3月	23	14	20	57	93	61.3%
計	212	113	190	515	1,068	48.2%

※1 家畜の共進会で33回利用  
※2 セリ予選会で15回利用

(2) 手続

ふれあいドームの利用に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① ふれあいドームの利用内規について（意見）

畜産総合センターでは、ふれあいドームの適正な利用を図るため愛知県畜産総合センター多目的施設（ふれあいドーム）利用内規（以下、「ふれあいドーム利用内規」という。）を定めている。

ふれあいドーム利用内規では、使用に当たっての優先順位を以下のとおり定めている。

<ふれあいドーム利用内規第2（抜粋）>

（使用に当たっての優先順位）

第2 ふれあいドームの利用に当たっては、設置の目的に沿って次の順位により利用を認めるものとする。ただし、営利を目的とした団体及び個人に対しては、利用を認めない。

- (1) 畜産生産団体が主催する家畜の共進会、共励会等畜産振興に寄与する催し。
  - (2) 畜産生産団体が主催する家畜を使用した勉強会。
  - (3) 畜産生産団体が主催するその団体構成員の親睦を図る催し。
  - (4) 国、市町村等公共団体が主催、協賛、後援等により積極的に催し、畜産総合センター所長が適当であると認められた催し。
  - (5) 事前に申込みをし、当センターから利用の連絡を得ている者。
- ただし、(3)、(4)、(5)においては使用する日の前月の24日までに事前申込みのあったものみに該当させる。

平成26年度ふれあいドーム利用実績に記載したとおり、利用内規(1)の目的での利用が48回あり、他は利用内規(5)での利用で467回となっている。

ふれあいドーム利用申込書を閲覧したところ、地元住民のスポーツ目的での利用が多く、申込みに関しては、当日申込みの当日利用が散見された。ふれあいドーム利用内規では、使用する日の前月の24日までの事前申込みを規定しており、当日申込みの当日利用は内規に反することとなる。利用状況を再度勘案し、地元住民のスポーツ利用であれば当日申込みを認

7. 物品管理について

(1) 概要

畜産総合センターが保有する物品についても、II 農林水産事務所 5. 物品管理について (1)と同様の管理を行っている。

(2) 手続

畜産総合センターを現地視察するとともに、物品管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 物品使用一覧表への登載漏れについて(意見)

現在使用されており、備品表示票が貼付してあるものの、物品使用一覧表に記載していないものが発見された。

品名コード	品名番号	品名
3524	8500378	台車

動かなくなつたため不用の決定をしたものの、その後修理を行ったところ動いたため使用していたとのことであるが、不用の決定時に慎重に判断をすべきである。

② 建物附属設備・物品の計画的な修繕、買替について(意見)

物品使用一覧表を閲覧すると、電気冷蔵庫(法人税法上の耐用年数:6年)が検査棟2台(2074-7600960、昭和51年購入/2074-8200963、昭和58年購入)、管理棟1台(2074-730095、昭和48年購入)等長年使用している物品が多数あった。電気冷蔵庫内にはワクチン等が保管されており、計画的に買い替えることが望まれる。

めるといった利用実態に沿った内規の変更等を検討されたい。

② ふれあいドームの稼働状況について(意見)

上表<平成26年度 ふれあいドーム利用実績>のとおり、ふれあいドームの稼働率は48.2%となっている。稼働率が50%を割っており、より有効活用を図っていく必要があるといえる。

畜産の発展に資するため畜産生産団体もしくは国、市町村等公共団体が主催する催しや勉強会の実施や地元住民のスポーツ目的での利用の増加を図り、ふれあいドームの稼働率を高める方策を検討されたい。

6. 毒劇物の管理について

(1) 概要

畜産総合センターが保有する毒劇物についても、VIII 農業大学校 4. 毒劇物の管理について (1)と同様の管理を行っている。

(2) 手続

規程書類及び毒劇物の受払に係る証憑、帳票類等一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、現物実査及び質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 動物用医薬品の期限管理について(意見)

現物実査を行った際、動物用医薬品の一部に「使用期限」が切れているものが発見された(セデラック、パドリン、ダルマジン等)。使用期限はメーカーが薬剤の安定している期間を定めたものであり、使用期限を過ぎたものは、順次廃棄すべきであると考えられる。

また、管理棟の空調設備が数年前から壊れており、修理されていない状況である。職員の健康状態維持の観点からも、計画的な修繕を検討することが望まれる。

## XV 水産課

### 1. 水産課の概要

#### (1) 海洋環境の保全と生産基盤の整備について

##### ① 漁業生産基盤の整備

三河湾であさり漁場となる干潟・浅場と、渥美外海でさかな漁場となる魚礁漁場を総合的に整備する。これにより、日本一のあさり漁業を更に発展させるとともに本県漁船漁業の発展を目指し、内湾から外海まで県域全体の水産資源増大と漁場環境の改善を目指している。

##### ② 漁場環境の保全

伊勢湾・三河湾及び内水面漁場を生産力の高い漁場として維持するため、漁場環境や赤潮発生に対する監視及び調査等を引き続き実施する。さらに、豊かで美しい伊勢湾・三河湾を次世代へと継承するため、漁業者を中心として行われる干潟・浅場や藻場の保全活動に対して、指導・支援している。

##### ③ 漁港・漁村の整備

漁港機能の確保や保全を図るため、平成26年度においては南知多町が実施する漁港施設の長寿命化や耐震・耐津波工事、漁業集落排水施設の改修に對して助成している。また、水産物の安定供給を支える漁村を形成するため、市町が実施する漁村施設等の整備、漁協等が実施する共同利用施設の整備などに対して漁村活性化総合対策事業費補助金により助成している。

#### (2) 水産資源の増大と持続的有効利用について

##### ① 栽培漁業の推進

栽培漁業の推進と定着を図るため、栽培漁業センターにおいて、トライフグを始め8魚種の種苗の生産・供給を公益財団法人愛知県水産振興基金に委託して行う。また、漁業者が行う種苗の育成・放流を指導するとともに、地域に適合した効果的な栽培漁業の推進に努めている。

## ② 資源管理型漁業の推進

水産資源の持続的かつ経済的有効利用を図るため、漁業実態、資源状態等を調査することにより、漁業者が取り組む資源管理型漁業の推進に努める。

また、水産資源の適切な管理と漁業経営の安定を図り、水産物の安定供給を確保するため、魚種ごと、漁業種類ごとの特性に応じた資源管理のあり方について国と県が「資源管理指針」を定め、漁業者はこの指針に沿った内容の「資源管理計画」を作成して資源管理に取り組んでいる。

資源管理に係る取組を確実に確保するため、資源管理協議会が取組の履行を確認している。当該取組の履行が確認された漁業者は、漁業共済制度によって、水揚収入の減少が補填されるとともに、掛金等が優遇され収入の安定が図られる。そのため、「資源管理計画」を作成して参加する漁業者が増えている。

## ③ 漁業管理制度の推進

平成8年の国連海洋法条約の批准に伴って、我が国の排他的経済水域において生物資源の量的管理を行うことが義務付けられ、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律が制定された。これに伴って海洋生物資源の最大持続生産量の実現を目的に、平成9年1月から漁獲可能量制度が実施されている。漁獲可能量の管理対象には現在7魚種が指定されており、国は資源評価や社会情勢等を基に、魚種ごとに毎年の漁獲可能量を設定している。

県においては対象4魚種について産地魚市場から水揚情報を収集し、迅速な漁獲量の把握に努めるとともに、「愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」を定め、漁獲努力量を増加させない等の方針により管理に努めている。

## ④ 漁業秩序の確立

漁業法、漁船法その他関係法令の適正な運用及び漁業取締りににより、漁業秩序の維持と漁業紛争の防止に努めている。また、遊漁者を始めとする海面利用者と漁業者との円滑な海面の利用調整に努めている。

208

## (3) 経営基盤の充実と担い手の育成について

### ① 漁業金融対策

漁業者等の資本装備の高度化を図り、漁業経営の近代化を推進するために必要な施設の整備拡充を図ることを目的に、漁業協同組合等の系統融資機関が行う融資に対して、県漁業近代化資金利子補給規則に基づき、利子補給を行っている。また、中小漁業者等を対象に漁業生産の増大等を図るため、漁業振興資金を貸付けのほか、漁業経営の改善、漁家生活の改善及び青年漁業者等の養成を促進するため、沿岸漁業改善資金を無利子で貸付けている。

### ② 漁業団体等の育成強化

漁業災害補償法に基づく漁業共済への加入を促進し、漁業者の漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図る「漁業共済事業」、組合員の減少等漁業協同組合を取り巻く厳しい情勢に対応するため、漁業協同組合の経営基盤の強化について指導する「漁協経営強化」を推進している。

### ③ 担い手の確保と育成

水産業普及指導員による技術指導や漁業者活動の支援等により、優れた技術と経営能力を備えた意欲的な漁業者を確保育成している。

### ④ 経営構造改善の推進

本県の主要漁業の1つであるのり養殖業において、生産コスト削減や就労環境の効率化を図るため、のり共同加工施設等の整備に対して、のり養殖経営構造改善事業費補助金により助成し、のり養殖経営の構造改善を図っている。

## (4) 水産物の消費拡大の取組について

伊勢湾・三河湾の豊かな恵みである県産水産物の魅力を伝え、消費拡大につなげるため、「あいちの四季の魚」のPRや若い世代への啓発などの取組を進める。

209

## (5) 水産技術の高度化について

水産業の振興と漁業経営の安定を技術面から支援するため、行政機関等との密接な連携のもとに、イワシ類やイカナゴなど水産資源の持続的な有効利用を目的とした資源管理技術の開発と普及、トラフグ、マアナゴ、シヤコなどの資源調査、海況や漁況の変動予測技術の開発などを行う持続的な漁業発展に必要な資源管理技術等、水産技術の開発と普及を進める。

## 2. 食と緑の基本計画 2015 について

### (1) 概要

#### ① 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

「食と緑の基本計画 2015」の「第3章 基本計画がめざす姿と目標 1 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保（生産）」において、意欲ある農林漁業者の努力が実り、将来の夢を描くことができる農林水産業の実現、また、このような農林水産業が営まれることにより、安全で良質な農産農林水産物が十分に供給される暮らしの実現をめざす旨を掲げている。

そして、具体的な数値目標として、次の3項目が列挙されている。

- ア. 農産産出額を 2,976 億円（2009 年）から 3,500 億円へ増加
- イ. 県産木材の生産量を 9.9 万 m<sup>3</sup>（2009 年度）から 12 万 m<sup>3</sup> へ増加
- ウ. 漁業生産量を 9.8 万トン（2009 年）から 10 万トンへ増加

#### ② 漁業経営及び資源管理の現状

「水産白書」、県水産業の動向資料である「水産業の動き」及び片野歩氏の WEDGE Initiative の記事によれば、日本の漁業経営の現状は、漁協・漁業集落の集約が進まず小規模に活動しており価格形成力が弱体化している。一方で 1980 年代後半より日本の漁獲量は著しく減少し、海外からの安価な水産物との競争の結果、魚価安となった。また、燃油価格の高騰もあり苦しい状況に置かれている。

漁獲量の減少は、環境の変化による要因が考えられる一方で、自然界で再生産される以上の漁獲をしてしまったことによる要因もあることが、過去のデータや他国の資源管理の結果を鑑みて推定することができる。

水産生物資源は、ある程度作って増やせる農産物と違い、天然資源を利用しているためその量には限りがある。一部魚種については養殖や種苗放流も行われているが、膨大なコストがかかる。

一方、「漁業という日本の問題」（勝川俊雄、2015 年）によると、日本の漁業では一部漁獲枠規制が実施されているもの、ノルウェーやニュージーランドのように船ごと又は漁業者ごとに漁獲可能量を割当てる制度（I Q 方式）が導入されていないため、必然、早く多く獲ったもの勝ちになり、結果として乱獲を招き資源が減少しているという指摘もある。

ノルウェーでは、タラやニシン、サバ等の単一魚種を対象とする操業形態であること、企業経営型の大規模漁業へ転換できたこと、また、主な操業場所が領海外であり、漁獲対象が他国と共有する資源であるため、協定により各国に漁獲割当が定められていること等の要因により、I Q 方式の導入が進んだ結果、漁業は成長産業となった。

本県では、小規模な漁船による家族経営型の沿岸漁業が営まれ、伊勢湾・三河湾・遠州灘で生まれ育つ多種多様な水産生物を様々な操業形態により漁獲している。ノルウェーにおける漁業とは前提を異にするものの、県では漁船の規模、エンジンの馬力数、漁獲サイズの制限等、操業に際しての規制により資源管理や漁業管理を行っている。

### (2) 手続

「食と緑の基本計画 2015」、「愛知県水産要因」及び「愛知県資源管理指針」等、水産業振興に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

#### ① 施策目標の見直しについて（意見）

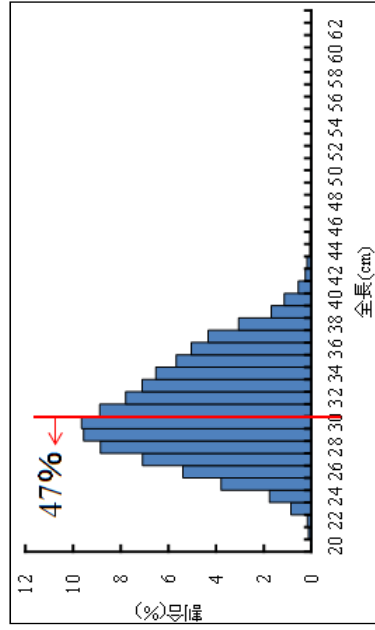
「食と緑の基本計画 2015」の「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における水産業に係る主要目標は、漁業生産量とされている。

主要目標は、様々な施策の取組によって資源の維持増大を図り、その結果

一方、本県で漁獲されるアナゴの年間を通した体長組成を見ると、30cm以下の漁獲が全体の47%を占めている。この30cm以下という大きさは1尾あたり単価が最も安くなる全長であることは上表のとおりである。

これは、伊勢・三河湾を漁場とするアナゴ産漁業の漁具性能、つまり罾の網目による結果であることから、アナゴの価格向上を図るためには漁具の改良が必要である。

<年間を通した本県におけるアナゴの体長組成>



(出典：愛知県水産試験場作成)

このような前提の下で漁業生産量を増やす目標が立てられると、各漁業者がさらに安い小さな魚まで取り始めることにもなりかねない。安値の産卵前の小さな魚を乱獲した結果、高値で売れるはずの成魚の資源量が減少し、例え一時的に漁業生産量が増加したとしても、漁業生産金額が減少する可能性がある。これは長期的には漁業生産量を減少させることにもなるため資源管理の面からも好ましくない。

また、漁業生産量を増やすという意味では、何らかの要因により産卵後の成魚が大量に自然発生した場合、漁業者は可能な限り多くの量を獲ろうとす。しかし、消費者が消費可能な量以上の量を一度に水揚げすると途端に値崩れを起こし、漁業生産量は増えたものの漁業生産金額が減少するということも考えられる。

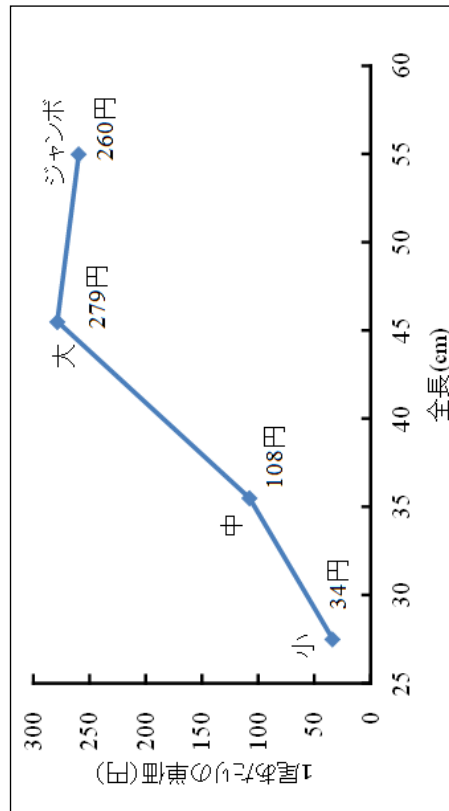
さらに、冷蔵・冷凍保管や運搬等、漁港が有する処理能力には限りがあるため、一度に大量の魚が水揚げされた場合の副次的な影響として、過剰な設備投資を生むことも有り得る。

として水産業振興を図るとの考えから、過去の漁獲量を踏まえて毎年確認可能な漁業生産量を設定したものである。

しかし、資源の状況を把握することなく漁業生産量を増加させる目標を立てると乱獲の誘因となり、極限的には水産生物資源の維持に支障を来す場合も考えられる。また、過当競争を発生させ、適正サイズでの捕獲を阻害する要因にもなり得る可能性もある。これについて、本県漁獲量が全国上位を誇るアナゴを例に検討する。

アナゴの全長と重さの関係から1尾あたりの単価を算出すると、全長が大きくないと1尾あたりの単価も高くなり、全長41cmから50cmの「大」が最も高くなっている。例えば全長31cmから40cmの「中」のアナゴを大きくして全長41cmから50cmの「大」の大きさにすると、1尾あたり108円であった単価が279円となり、およそ2.5倍以上の高値で売れることになる。

<アナゴの体長と価格の関係>



(※1) 1尾あたりの単価は片名市場での10月31日の銘柄別の平均単価を用いている。

(※2) 全長について、「小」：25cm-30cm、「中」：31cm-40cm、「大」：41cm-50cm、「ジャンボ」：50cm以上としている。

(出典：愛知県水産試験場作成)

① 補助対象経費の明文化について（意見）

当該補助金は水産業振興対策事業補助金交付要綱に基づいて支給されており、当該要綱によると補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）について交付されることとなっており、交付要綱や実施要領上で対象施設を定義しているものの、補助対象経費が明確に定義されていない。この点、実務的には、施設を新設する場合での既存設備の処分等に係る経費については、処分が生じる場合もあること等から、補助対象外として判断している例があるということがある。

補助金交付の明瞭性、公平性の観点から、補助対象経費について具体的に明文化することが望まれる。

② 補助金に係る事業種目の見直しについて（意見）

当事業の平成26年度の補助金交付実績は次のとおりである。

No.	事業主体	事業種目	事業実施主体	事業内容	補助対象事業数	交付額
1	A町	就労環境改善	D漁協	運搬施設 (フリーカーフコンベヤ)	1,560,000	780,000
2	A町	衛生管理強化	D漁協	水産物鮮度保持施設 (冷蔵庫外壁改良工事)	4,000,000	2,000,000
3	A町	就労環境改善	D漁協	運搬施設 (フォークリフト1台及び水櫃等 運搬用トラック1台)	3,274,000	1,637,000
4	A町	就労環境改善	E漁協	運搬施設 (フォークリフト1台)	1,980,000	990,000
5	A町	就労環境改善	F漁協	種苗生産施設 (海苔採苗施設改良工事)	3,419,000	1,709,000
6	A町	衛生管理強化	G漁協	水産物荷さばき施設 (FRP水櫃30本)	5,610,000	2,805,000
7	A町	就労環境改善	H漁協	漁業用作業保管施設 (水産倉庫屋根改修)	22,864,000	11,432,000
		衛生管理強化		水産物荷さばき施設 (荷さばき施設屋根改修)		
8	B市	衛生管理強化	I漁協	水産物鮮度保持施設 (製水関連施設改良工事)	4,950,000	2,475,000
9	C市	就労環境改善	J漁協	運搬施設 (上架施設改修)	2,570,000	1,285,000
		合併漁協経営 改善		水産物鮮度保持施設 (冷蔵庫改修)		

以上より、「食と緑の基本計画2015」の「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」における水産業に係る施策目標は、水産業振興が漁業経営の安定を目的としていることから、単に漁業生産量とするのではなく、将来的には漁業生産額とすることを検討されたい。

3. 漁村活性化総合対策事業費補助金について

(1) 概要

近年、漁業・漁村を取巻く情勢は、就業者の減少と高齢化、漁協の経営悪化、改善が進まない漁場環境、伸び悩む漁業生産等厳しいものとなっている。

一方、漁業生産地には、食の安全に対する関心から、水産物の衛生管理強化、また、東海・東南海地震に備えて水産物の安定供給の場として防災力の強化が求められている。

当補助金はこうした漁業・漁村の課題に適切に対処すべく、沿岸漁業地域における漁村の活性化を図るため、市町村及び漁業協同組合連合会等が実施する次の事業に要する経費及び漁業協同組合等が行う次の事業について市町村が補助するに要する経費に対して補助金を交付している。

- ア. 就労環境改善事業
- イ. 合併漁協経営改善事業
- ウ. 資源維持増進事業
- エ. 衛生管理強化事業
- オ. 耐震対策推進事業

(2) 手続

水産業振興対策事業費補助金に係る交付要綱、漁村活性化総合対策事業実施要領及び事業計画書等、関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該手続の合理性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。



XVI 水産試験場

1. 機関の概要

県水産試験場（以下、「水産試験場」という。）は、全国の都道府県に先駆けて明治27年5月に幡豆郡一色町（現西尾市一色町）に設置された。  
 本県水産業をとりまく情勢は、伊勢湾・三河湾における貧酸素水塊の発生や干潟・浅場、藻場の消失による漁場生産力の低下、水産資源の減少、魚価の低迷など大変厳しい状況となっている。水産試験場はこれらからの状況を打破するために、「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」に基づき、内湾漁場環境の回復や水産資源の持続的利用、新たな生産技術等に関する試験研究を進めている。

<本場>



所在地は以下のとおりである。

名称	所在地
本場	蒲郡市三谷町
漁業生産研究所	知多郡南知多町
内水面漁業研究所	西尾市一色町
内水面漁業研究所 三河一宮指導所	豊川市豊津町
内水面漁業研究所 弥富指導所	弥富市前ヶ須町

※今回は、本場について現場視察を実施した。

また、補助事業の対象となった事業の実施主体の詳細は次のとおりである。

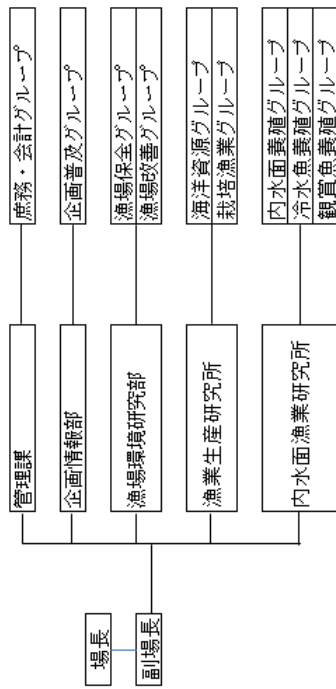
No.	事業実施主体	組合員数 正組合員 准組合員	地域内 漁家数	受益 漁家数	年間取引量	摘要
1	D漁協	正組合員34名 准組合員46名	21戸	460戸	975t	年間取引量は当該事業に關係するシラス及びイカナゴの取引量
2	D漁協	正組合員33名 准組合員42名	21戸	21戸	-	冷凍能力：凍結日産10t、冷蔵：同20t
3	D漁協	正組合員34名 准組合員46名	21戸	460戸	1,342t	年間取引量は当該事業に關係する貝類の取引量
4	E漁協	-	304戸	146戸	6,135t	左記はH25年度漁獲量
5	F漁協	-	313戸	30戸	6,400枚	左記はH25年度水タナガイ貝殻枚数
6	G漁協	正組合員266名 准組合員672名	165戸	114戸	23,727t	左記はH25年度漁獲量 H25年度の漁獲金額は2,423百万円
7	H漁協	744名	178戸	178戸	13,344t	左記はH25年度漁獲量
8	I漁協	組合員487名	487名	20戸	713t	地域内漁家数は組合員数 左記はH25年度の水揚げ量 H25年度の水揚げ金額は約350百万円
9	J漁協	正組合員352名 准組合員172名	524戸	524戸	-	-
10			524戸	16戸	-	-

当該補助金は、要綱上、実施主体の規模や受益者数に関する定めがないため、交付決定の過程で、例えば、漁協の収支状況の把握をしていない。この点、当該補助金の交付対象は、日常業務に最低限必要な施設のみに限定しているとのことである。

当該補助金は、漁協及びその周辺漁村の活性化が主目的であるので、実施主体の漁協等が、安易に補助金頼みとならないように、より自立した水産業とするため、高齢化、食の安全、防災対策など漁業生産地の課題に対応した事業種目の検討が望まれる。

平成26年度の機構、主な業務内容の状況は次のとおりである。

(1) 機構図



<本場>

部(課)名	構成人員(人)	備考
管理課	4	漁業生産研究所駐在1人を含む。
企画情報部	3	
漁場環境研究部	7	
計	14	
合計	17	場長、副場長兼企画情報部長、管理課長を含む。

<漁業生産研究所>

グループ名	構成人員(人)	備考
海洋資源グループ	11	
栽培漁業グループ	6	
計	17	
合計	18	所長を含む。

<内水面漁業研究所>

グループ名	構成人員(人)	備考
内水面養殖グループ	3	
冷水魚養殖グループ	3	(三河一宮指導所)
觀賞魚養殖グループ	3	(弥富指導所)
計	9	
合計	10	所長を含む。

(2) 主な業務内容

部門	主な業務内容
本場	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産業の試験研究の総合的な企画、調整及び情報管理に関すること。</li> <li>水産業の知識及び技術の普及指導に関すること。</li> <li>漁業者の研修教育及び漁業相談に関すること。</li> <li>漁場環境の試験研究及び調査に関すること。</li> </ul>
漁業生産研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋資源の試験研究及び調査に関すること。</li> <li>水産動植物の増養殖技術の試験研究に関すること。</li> <li>漁況及び海況の調査に関すること。</li> </ul>
内水面漁業研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>淡水魚類の増養殖技術の試験研究及び指導に関すること。</li> </ul>

2. 試験研究等について

(1) 概要

① 試験研究の状況

平成26年度に水産試験場が実施した事業数は36事業である。このうち、本県農林水産業の試験研究基本計画2015に示す重点研究目標に基づき設定した研究課題は31課題である。

また、直近3年間の要望課題数、これに対する設定課題数の推移は、次のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要望課題数	26	25	26
設定課題数	23	23	26
非設定数	3	2	0
設定率 ※	88%	92%	100%

※設定率は、要望課題数/設定課題数で算定

(出典：平成26年度農林水産関係試験研究要望課題検討結果一覧表)

決定された研究課題については、平成27年3月に外部評価委員による外部評価が実施されている。

平成26年度の外部評価の研究テーマ及び評価件数は以下のとおりである。

<平成26年度の外部評価の研究テーマ及び評価件数>

評価件数	研究テーマ
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アラム藻場再生緊急技術開発試験</li> <li>・漁業調査試験</li> <li>・河口域資源向上技術開発試験</li> <li>・有用貝類資源形成機構調査</li> <li>・うなぎ人工種苗量産化技術開発試験</li> </ul>

② 試験研究等の対象の状況について

ア. 干潟・浅場について

県のホームページ『里海』としての伊勢湾・三河湾及びヒリアリングの結果によれば、県沿岸地域の特性として、干潟・浅場の占める割合が大きいがあげられ、多種多様な魚種の生産を可能としている。

同じく県ホームページ「干潟・浅場と藻場」によると、干潟とは干潮時に沿岸域に現われる、砂や泥がたまった場所を指し、多くの生き物の貴重な産卵、生育の場である。また、干潟に生息する二枚貝や底生生物などは陸から流れ込む物質を分解し、海をきれいにする働きを持っている。特に、干潟に多く棲むアサリを中心とした二枚貝は、高い水質浄化能力を持っていることがわかっている。

浅場は、干潟に続く浅い海域で、本県では水深約5mまでの水域を浅場としている。陸域から栄養塩が供給され、太陽光も十分に届くため、海藻・藻類や魚類など様々な生物がすみ、干潟と同様に、生物の営みを介して海

水を浄化する能力をもっている。

しかしながら、沿岸域開発や浚渫等によりこうした干潟・浅場の多くは埋め立てられ、国内では昭和20年以降約40%の干潟が消滅している。本県においてもそれを上回る約50%の勢いで干潟が消滅しており、水産業の重要な生産基盤が失われている。

〇干潟・藻場面積の推移 (単位: ha)

区分	区域	S20		S53		H元		H8 現存
		消滅	現存	消滅	現存	消滅	現存	
干潟	愛知県	4,115	1,850	2,265	176	2,083	2,062	
	うち三河湾	2,627	1,367	1,260	176	1,549	1,526	
藻場	伊勢湾*	2,939	1,786	1,153	248	1,395	1,375	
	愛知県	-	26	1,335	192	956	859	
	うち三河湾	-	26	923	169	638	570	
	伊勢湾*	-	0	584	40	2,209	1,709	
出典		1)		2)		3)		4)

\*三重県も含む、表裏の伊勢湾

1)：日本の自然環境 (S57 藻場) ※第2回自然環境保全基礎調査の海洋干潟・干潟干潟

2)：第2回自然環境保全基礎調査・海域調査報告書 (S55 藻場)

3)：第4回自然環境保全基礎調査・第1巻干潟及び第2巻藻場 (H2 藻場)

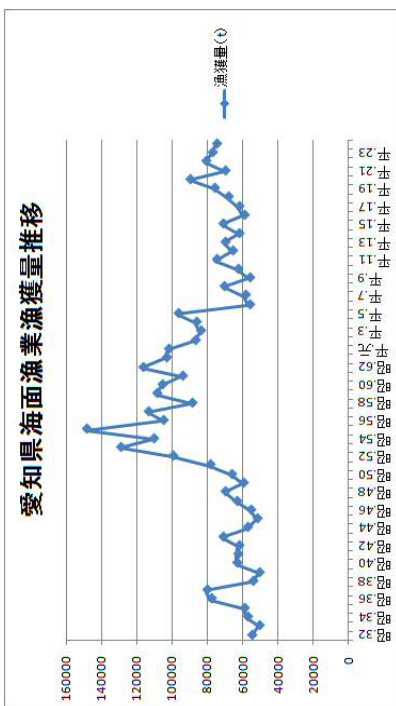
4)：第5回自然環境保全基礎調査・海辺調査 (H10 藻場)

(出典：愛知県ホームページ)

このような状況を踏まえて、県では国庫からの補助を受けつつ、干潟・浅場の造成事業を進め漁場環境の改善を図っている。

イ. 愛知県における海面漁業漁獲量の推移

本県における海面漁業漁獲量の推移は次のとおりである。



(出典：農林水産省「長期累年統計表」に基づいて監査人作成)

沿岸漁業を主力とする本県においては、資源量の変動が大きいマイワシの漁獲量の減少や干潟・浅場の埋め立てによる貧酸素水塊の拡大等、漁場環境の悪化により底生の水産資源が減少したことにより、海面漁業漁獲量も減少したと推測される。

ウ. 県における資源管理計画

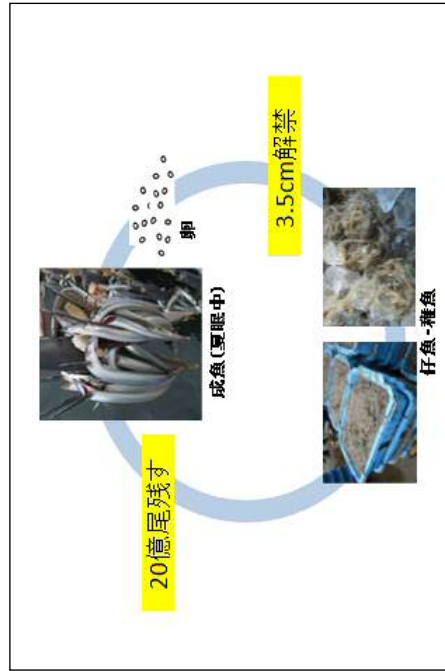
干潟・浅場の造成事業によって漁場環境の改善を図っているものの、水産資源が減少した状況の中で水産業を振興するためには、資源管理が重要である。水産資源には限りがあるため、売れる魚を獲れるだけとって漁業生産金額を増やせば良いのではなく、資源を持続的・効率的に利用することが求められる。

県においても、国が定める資源管理指針に沿って独自に資源管理指針を定め、その指針に基づいて漁業者が主体となって資源管理計画を策定し、平成27年3月末現在で合計1,002名の漁業者が参加している。

<「資源管理計画」に基づく取組の例及び計画参加者数>

魚種・漁業種類	取組みの例
いかなご	解禁日及び終漁日の設定による操業期間制限
いわし類	定期的な休漁期間を定めた休漁
まさ網漁業	定期的な休漁
小型底びき網漁業	定期的な休漁
あなご簗漁業	漁具数及び網目の制限

あるイカナゴ資源管理計画によれば、イカナゴを専獲する漁業者が所属する組織は、長年蓄積されたイカナゴ漁の科学的データに基づいて、イカナゴの漁期の残存資源尾数を確保することにより、翌年のイカナゴ漁の初期における資源尾数を高水準に安定させる取組を行っている。具体的には、十分な漁獲量と十分な親魚を獲り残すことが期待できる翌年の初期資源尾数を300億尾水準とし、これを達成可能とする残存資源尾数を18億尾と推定する。これに環境要因による変動を考慮して、20億尾以上のイカナゴを残存させるべく操業期間の制限を行っている。これは、試験びきの結果イカナゴの体長が3.5cm前後まで成長したことを確認できた時点でイカナゴ漁を解禁とし、その後、漁協出荷データに基づいて残存資源尾数を推測し、概ね20億尾となった時点で終漁とする。



(出典：愛知県水産試験場作成)

特に平成27年については、何らかの要因で資源尾数が平年の29%と低い水準であったものの、解禁サイズを少し大きめの体長4cmとすることにより、水揚げ金額は平年の62%となった。その影響を緩和できたという意味で、資源管理は漁業経営の安定にも貢献する一例である。

No.	資源管理計画名	計画参加者数
1	大湊漁協中型まき網漁業	3
2	愛知県ばつち網漁業者組合イカナゴ	20
3	愛知県ばつち網漁業者組合イワシ類	20
4	愛知県しらすいかなご船ひき網連合会イカナゴ	87
5	愛知県しらすいかなご船ひき網連合会イワシ類	87
6	蒲郡漁協西浦支所小型機船底ひき網(えびけた網)漁業	4
7	蒲郡漁協原支所小型機船底ひき網(えびけた網)漁業	3
8	蒲郡漁協形原支所小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網及び改良備前網)漁業	5
9	豊浜漁協小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網)漁業	6
10	伊勢湾海域における小型機船底ひき網(まめ板網)漁業	190
11	愛知県外海漁協しらす機船底ひき網漁業	7
12	東幡豆漁協小型機船底ひき網(貝けた網及びえびけた網)漁業	5
13	幡豆漁協小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網)漁業	6
14	幡豆漁協小型機船底ひき網(貝けた網及びえびけた網)漁業	11
15	日間賀島漁協小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網)漁業	11
16	三谷漁協小型機船底ひき網(貝けた網及びえびけた網)漁業	4
17	西三河漁協吉良支所小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網、貝けた網及びえびけた網)漁業	8
18	片名漁協あなご籠漁業	4
19	三谷漁協小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網)漁業	1
20	西三河漁協一色支所小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網及び改良備前網)漁業	33
21	西三河漁協吉良支所及び幡豆漁協さし網漁業	3
22	蒲郡漁協西浦支所小型機船底ひき網(濠美外海板ひき網及び改良備前網)漁業	7
23	幡豆漁協小型機船底ひき網(改良備前網)漁業	5
24	師崎漁協あなご籠漁業	3
25	東幡豆漁協小型機船底ひき網(改良備前網)漁業	2
26	西三河漁協吉良支所採貝(長柄まんが)漁業	5
27	西三河地区採貝(腰まんが)漁業	265
28	西三河地区小型機船底ひき網(貝けた網(水流噴射式)けた網))漁業	96
29	奥崎漁協小型機船底ひき網(貝けた網(水流噴射式)けた網))漁業	44
30	常滑漁協小型機船底ひき網(貝けた網(水流噴射式)けた網))漁業	27
31	小鈴谷漁協小型機船底ひき網(貝けた網(水流噴射式)けた網))漁業	30
	計	1002

(出典：愛知県農林水産部水産課作成)

## エ. I Q方式について

「漁業という日本の問題」（勝川俊雄、2015年）によれば、かつて資源の減少が顕著であったノルウェーにおける北海ニシンについては、ノルウェー政府は漁船ごとの漁獲量に係る個別割り当て方式（I Q方式）を導入するとともに、それまで補助金漬けであった水産業の補助金を減額することにより自立を促し、さらに過剰であった漁業者の退出を促す政策に転換した結果、1980年以降におけるノルウェーの漁業生産額は概ね右肩上がりとなったとのことである。

I Q方式の導入は、早獲り競争を不要にしたため、漁業者が相場を見て高く売れそうな時に漁に出ることを可能にした。また、他の漁業者より早く多く獲ることの意味がないため、漁具や漁船等への過剰投資を削減することにも寄与している。

さらにノルウェーでは、漁獲枠を有する船がスクラップされた場合にのみ他の漁船に当該漁獲枠の譲渡を認める制度を採用した。これにより、不採算な漁業者はその漁獲枠を売却することにより市場から撤退するが、退職金代わりに一定の金額を手にすることができ、莫大な公的資金を投入することなく漁獲枠を減らす一定の効果が得られたとのことである。

## (2) 手続

水産試験場における事務事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び観察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 事業報告書の記載誤りの防止について（意 見）

独立行政法人A（現国立研究開発法人。以下、「独法A」という。）の事業報告書を確認したところ、事業実績報告書に添付する帳簿の消費税の課税区分について、項目によって記載したり記載しなかったり統一されていない状況であった。また記載されている消費税の課税区分についても課税・不課

税・免税の区分誤りが見られた。

共同研究機関であり事業の取りまとめ機関である独法Aに照会したところ、独法Aの内部の事務連絡では、「消費税の課税・不課税・免税の別を記載する＊地方公共団体は記入不要」となっている。

したがって、県から提出する帳簿の課税区分は記載しないのが正しい対応だと考えられる。このような誤りが起きた原因として考えられるのは、提出機関である県とりまとめ機関である独法Aの双方の連携が不十分であったことによるものと考えられる。

今後は課税区分については記載しないことに統一する対応が求められる。また、各種書類の記載方法についても県と独法Aの双方の連携を密に行っていくことが望まれる。

### ② 資源管理に係る選択性漁具開発の促進について（意 見）

アナゴやジャコ、カレイ等は依然として資源状況が低位にあり、資源管理について改善の余地が見込まれる。これには漁業者への啓発や漁具開発等の草分け的な方法が有効と考える。

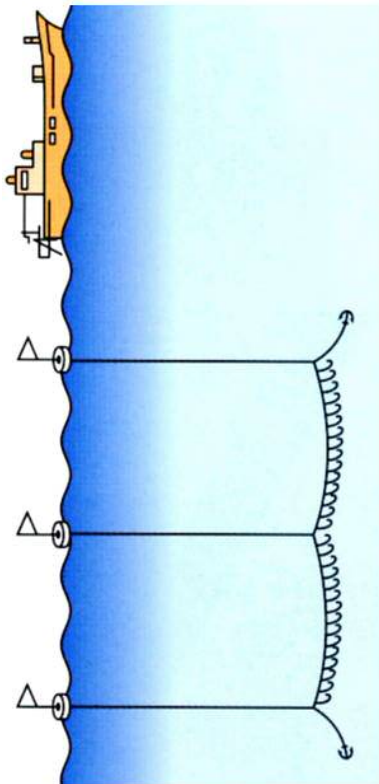
県では、資源管理に係る調査等については、愛知県資源管理協議会からの委託事業として、水産試験場の研究員が各漁業者のコンセンサスを得ながら実施している。

漁具導入については、公益財団法人愛知県水産業振興基金でも漁業者団体を対象に、漁業経営安定対策事業として助成している。

多魚種を生産する本県においては、それぞれの魚種に合った資源管理方法を可能とすることで水産業の振興を図る必要がある。よって、漁業者への啓発に努めるとともに、選択性漁具の開発についても外部資金の獲得等により事業規模を拡大して実施することが望まれる。

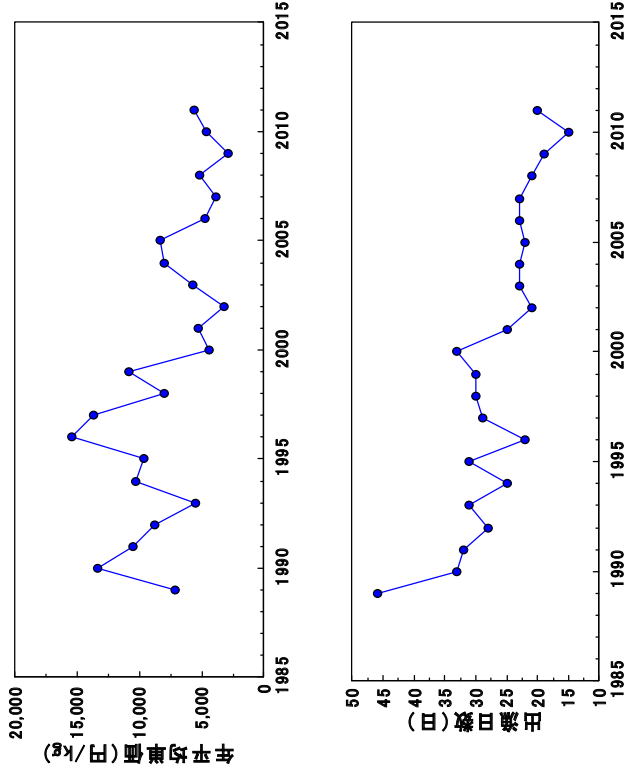
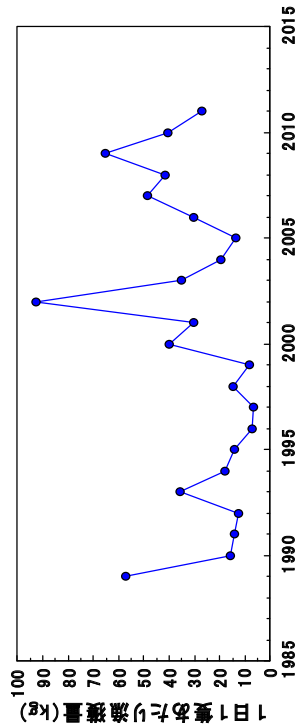
### ③ はえ縄漁業のトラフグに係る漁獲量規制について（意 見）

本県のトラフグの多くは「はえ縄」という漁法で漁獲され、主な漁場は渥美半島沖の遠州灘（通称：渥美外海）で、多くは知多半島先端の南知多町に水揚げされる。



(出典：愛知県ホームページ「トラフグ ～あいちの四季の魚・冬～」)

はえ縄漁業におけるトラフグは、2000年以降に1日1隻あたりの平均漁獲量が40kgから50kg以上になると値崩れを起こしている。



(出典：愛知県水産試験場作成)

特に養殖物のトラフグが回り始めて以降は、はえ縄による天然ものの需要はその漁業規模を下回り、漁獲量を削減することが漁業者の利益につながる可能性がある。

こうした状況を踏まえて、愛知県漁業調整委員会の指示により3月から9月を禁漁とし、600g未満の採捕を禁止している。さらに漁業者の自主規制により、はえ縄の針数を600に制限し、大きさも700g以上とより厳しく規制している。そして10月の解禁を迎えてからも、獲り過ぎないように月ごとの出漁日を制限している。

しかしながら、現状では需要の実態を考慮した操業とはなっておらず、不安定な水揚げの問題は依然として解消されていない。この点、新潟県ではホッコクアカエビについて県知事のトップダウンで、(1)概要において述べたI Q方式が導入されている。

よって、県においても、はえ縄漁におけるトラフグについて、さらなる資源管理への取組と需要に見合った操業が行われるように指導することが望

まれる。

#### ④ 水産エコラベルの普及促進について（意見）

一般消費者には乱獲された水産物と資源管理に基づいて持続的に漁獲された水産物との区別がつかない。価格だけで考えた場合、消費者にとっては乱獲された水産物の方が有利となる場合もある。

そこで、資源や生態系に配慮し持続可能な漁業やその漁業で生産された水産物を認証し、認証水産物やその製品にラベルを付けて、消費者に持続的な漁業をアピールする制度が水産エコラベルである。消費者は水産エコラベルの付いた商品を選択的に買うことで資源管理を促進することができ、消費者の関心を高めることにもなる。

「漁業という日本の問題」（勝川俊雄、2015年）によると、水産エコラベルは、1990年代初めにカナダ近海でスケトウダラの乱獲が問題となったことをきっかけに設立された海洋管理協議会（MSC）が、「持続可能な漁業」を行う漁業者をMSCマークにより認証する制度を創設したことを始まりとしている。

片野歩氏のWEDGE Intityの記事によれば、欧米では環境保護や資源管理の重要性に対する認識が高く、MSCマークの有無により水産物の売れ行きに差が出るほどである。実際、EU市場において、MSCマークを取得しているアメリカ産のスケトウダラの販売は増加する一方、MSCマークの無いアジア産スケトウダラの販売が減少し、買い叩かれていることである。

日本でも平成20年4月から、(社)大日本水産会に設置されたマリリン・エコラベル・ジャパン（MELJ）による認証制度の運用が開始されており、平成27年3月末において全国で22漁業が認証を受けている。本県においてもイカナゴ船びき網漁業及びシラス船びき網漁業が認証取得しており先進的な取組がなされている。



（出典：愛知県ホームページ「水産資源の持続可能な利用の取組」）

しかし、本県の生産する魚種は多岐にわたっていることから、イカナゴ及びシラス以外の魚種についてもMEL認証を取得する余地があると考えられる。また、これにより消費者の資源管理に対する意識の向上も期待される。

よって、他の漁業種類についてもMEL認証が促進されるように漁業者を指導するとともに、認証取得に際して積極的な支援が望まれる。

さらに、消費者が選択的に行動することにより認証取得した漁業者に利益が還元されるよう、食育等の機会を捉えて資源管理によるメリットを啓発することにより消費者の理解を促進することが望まれる。

#### ⑤ 外部資金による試験費の安定的な獲得について（意見）

平成26年度の水産試験場の試験費4,164万円のうち、一般財源は154万円に過ぎず、ほとんどは諸収入等の外部資金で賄っている。そのため、外部資金を安定的に獲得できなければ、試験研究を縮小せざるを得ない状況を招くことになりかねない。

平成26年度に獲得した外部資金は、民間企業あるいは国立大学法人等からの委託研究、研究財団の助成金である。外部資金にはこの他に、農林水産省等が「研究機関等が応募できる研究資金」として委託プロジェクト研究、競争的資金等の公募型の研究資金もあるが、応募はしたものの、採択に至らなかったとのことである。

今後、一定数の試験研究を確実に実施するためには、当該公募型の研究資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要がある。公募型の研究資金が要件としている研究者の高い研究上の見識、あるいは当該研究全体の企画調整・進行管理能力等のノウハウの蓄積も望まれる。

#### ⑥ 毒劇物受払簿の記載方法について（意見）

水産試験場における毒物及び劇物等の管理は、「愛知県水産試験場毒劇物等管理要領」に基づいて行っている。同要領の7帳簿において、「管理責任者は、毒劇物等の使用及び保管状況を明確にするため別紙受払簿を備え、受入れ・払出しの都度記帳しなければならない」と定めている。そのため、「毒劇物受払簿」を作成し、本場については、毒物はグラム単位、劇物は本数単位で、受入れ時には受入数欄、払出し時には払出数欄に記載するとともに、現在数欄には未開封数量、使用中欄には開封済みの残量を記載しているとのことである。



XVII 公益財団法人愛知県水産業振興基金

1. 団体の概要

(1) 設立目的

愛知県水産業振興基金（以下、「水産業振興基金」という。）は、漁業振興、漁業操業安全、漁業経営の安定、漁協系統信用事業の健全化等についての諸施策を推進し、県内における水産物の安定供給と水産業の発展に寄与することを目的としている。

(2) 設立年月日

昭和 54 年 3 月

(3) 設立根拠法令

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

(4) 人員

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	役員	職員	合計
常勤	1 名	16 名	17 名
非常勤	12 名	1 名	13 名

毒劇物受払簿の様式

26年度	分類	品名	単位				
月 日	摘要	受入数	払出数	受領印	現在数	使用中	確認者

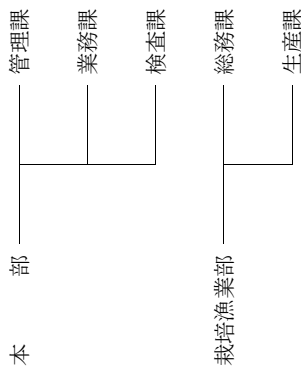
しかし、漁業生産研究所等の他の施設においては、劇物については、劇物についてもグラム単位での記載をしており、本場とは異なる取扱いをしている。

当該管理要領上は記載単位についての定めはないものの、県の健康福祉部保健医療局医薬安全課のホームページにおいて、毒物劇物の保管管理等については、「盗難・紛失防止措置として、「毒物劇物管理簿（受払い簿）」を作成し、日常的に使用量や残量を確認すること」とし、重量管理を求められているため、本場の劇物についてもグラム単位での記載が望まれる。

① 貸借対照表の3か年推移(要約)

科目	(単位：千円)		
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
資産			
流動資産	179,258	105,084	109,977
基本財産	6,259,750	6,259,750	6,259,750
特定資産	1,726,989	1,727,988	1,658,438
その他固定資産	1,419	1,267	1,114
資産合計	8,167,416	8,094,089	8,029,279
負債・正味財産			
流動負債	13,935	18,525	17,506
固定負債	434,235	435,153	440,729
指定正味財産	7,414,750	7,414,750	7,344,750
一般正味財産	304,496	225,661	226,294
負債・正味財産合計	8,167,416	8,094,089	8,029,279

(5) 組織図



(6) 業務内容

水産業振興基金の定款第4条において、以下のとおり定められている。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 水産資源の維持増大に関する事業
- ② 漁場環境の保全及び改善に関する事業
- ③ 漁業の操業安全に関する事業
- ④ 海難事故の救済に関する事業
- ⑤ 漁業被害の救済に関する事業
- ⑥ 漁業経営の安定に関する事業
- ⑦ 漁業者の育成に関する事業
- ⑧ 漁協系統信用事業の健全化のために行う信用補完に関する事業
- ⑨ 水産物の消費拡大等のために行う啓発普及に関する事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 財務状況

水産業振興基金が作成している業務報告書によれば、過去3年間の貸借対照表及び正味財産増減計算書の推移は、要約すると以下のとおりである。

② 正味財産増減計算書の3か年推移(要約)

科目	(単位：千円)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般正味財産増減の部			
経常収益の部			
財産運用益	100,240	131,889	144,775
事業収益	116,141	116,011	112,352
その他収益	159,032	8,696	78,390
経常収益合計	375,413	256,596	335,517
経常費用の部			
事業費	391,219	328,287	327,816
管理費	6,194	7,143	7,068
経常費用合計	397,413	335,430	334,884
当期経常外増減額	1,888	0	0

2. 水産業振興基金における事業について

(1) 概要

水産業振興基金は、本県の漁業振興、漁業操業安全、漁業経営の安定、漁協系統信用事業の健全化等の諸施策を推進し、県内における水産物の安定供給と水産業の発展に寄与することを目的としている。  
 そして、当該目的を達成するため、基本財産、特定資産の運用等の収入及び県からの受託収入により、次の事業を実施している。

① 自主事業

愛知県の水産業の発展に資するため、次の各種事業を実施している。

ア. 水産資源増大対策事業

i. 種苗生産事業

県との委託契約に基づき水産動物の種苗生産を受託し、クルマエビ、ヨシエビ、クロダイ、トラフグ、ガザミ、アマコ、アロビ、アユの種苗を生産し納入している。

ii. 種苗放流推進事業

県の「水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」の目標に基づき、クルマエビ、ヨシエビ、クロダイ、トラフグ、ガザミ、アマコの種苗放流を行い、栽培漁業の推進を図っている。

イ. 漁業操業安全対策事業

漁業者団体に指導警戒業務を委託し、伊良湖水道の漁業操業と船舶航行の安全を図っている。

当期一般正味財産 増減額 (△は減少)	△20,112	△78,835	633
指定正味財産増減の部			
財産運用益	99,147	115,635	122,584
一般正味財産への 振替額 (△は振替額)	△249,147	△115,635	△192,584
当期指定正味財産 増減額 (△は減少)	△150,000	0	△70,000

債券等の有価証券の財産運用益、県から受託している事業収益が主なものである。平成24年度及び平成26年度は指定正味財産を取崩し、一般正味財産のその他収益として受入れている。

(8) 県からの支援内容 (平成24年度～平成26年度)

① 出えん金

実績なし (平成26年度末残高：5,879,700千円[出えん率：93.9%])

② 貸付金 (預託金)

実績なし

③ 補助金

実績なし

④ 委託料

栽培漁業センター業務委託費 112,352千円 (平成26年度)

⑤ 損失補償

実績なし

#### ウ. 漁業救済等対策事業

i. 操業中の事故により死亡又は行方不明となった漁業者に対し、遭難漁業者遺族救済事業等により救済金を支給する。また、操業中の事故により全損した漁船の船主及び著しく障害を受けた漁業者に対し、遭難漁船主救済事業等により救済金を支給している。

ii. 原因者不明の流出油又は航行中の船舶、浮遊物等により、漁業施設に被害が及んだ場合、漁業救済対策事業により、被害額の一部を助成する。

#### エ. 信用補完事業

漁協系統信用事業の健全化を図るため、漁業協同組合が愛知県信用漁業協同組合連合会に信用事業を譲渡する場合に行う借入金に対し担保の提供を行っている。

#### ② 助成事業

本県に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会並びにこれらの構成員、その他理事長が特に必要と認める者（以下、「漁業者団体」という。）が、次の事業を行うために要する経費に対し、業務方法書の定めるところにより予算の範囲内で、当該漁業者団体に助成金を交付している。

#### ア. 水産資源増大対策事業

漁業者団体が水産資源増大を図るために行う、アサリ、親ナマコ、アワビ等水産種苗放流経費に対し助成するとともに、栽培漁業を推進するため「抱卵ガザミ孵化放流」「アワビ及びミルカイ中間育成」等に関する技術の開発・普及及び調査等を行う経費に対し助成している。

#### イ. 漁場環境改善対策事業

漁業者団体が漁場を保全するため、漁場内等の障害物等除去処理、漁業系廃棄物の処理等を行う経費に対し助成している。

#### ウ. 漁業操業安全対策事業

##### i. 安全航行に係る調査研究事業

漁業者団体が、狭水道周辺海域における操業と船舶航行の安全を図る指導警戒業務や、安全航行に関する調査研究等に要する経費に対し助成している。

##### ii. 安全航行に必要な標識灯等設置事業

漁業者団体が、漁場保全と航行船舶の安全を図るため、必要な標識灯等の購入、整備等に要する経費に対し助成している。

#### エ. 漁業経営安定対策事業

##### i. 漁業近代化施設等整備事業

漁業者団体が、漁業生産の向上及び経営の安定を図るため、増養殖場及び近代化施設の整備並びに調査研究を実施する経費に対し助成している。

##### ii. 漁業団体活性化推進事業

漁業者団体等が、その組織の強化と経営の安定化及び活動の活性化等を図る経費に対し助成している。

##### iii. 水産資源確保対策事業

漁業者団体が行う水産資源の安定と養殖技術の向上及び漁場環境の保全等に要する経費に対し助成している。

#### オ. 漁業者育成対策事業

漁業者団体が行う小型船舶操縦士及び無線技士等の養成に関する講習会の開催及び技術開発等の研究発表、魚食普及活動、都市と漁村との交流活動、少年少女水産教室の開催に要する経費に対し助成している。

## カ. 啓発普及事業

漁業者団体が行う県産水産物の消費拡大、水産資源の保護等に係る普及啓発及びブランド化の推進等に要する経費に対し助成している。

### ③ 助成事業の事務手続

水産業振興基金は助成事業を実施しており、業務方法書第3章第4条によると、本県の水産業の発展に資するため、本県に住所を有し、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会並びにこれらの構成員、その他理事長が特に必要と認める者（以下、「漁業者団体」という。）が、水産資源増大対策事業等を行うために要する経費に対し、この業務方法書の定めるところにより予算の範囲内で、当該漁業者団体に助成金を交付する旨が定められている。

助成対象経費及びその助成率は理事会の議決を得て理事長が別に定めるものとされ、助成金の交付申請をしようとするものは所定の日までに助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- ア. 事業計画書（様式第2号）
- イ. 収支予算書（様式第3号）
- ウ. その他理事長が必要と認める書類（様式第4号）

## (2) 手 続

水産業振興基金における事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び観察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 事業完了確認書の完了日付の記入について（意 見）

助成事業等、水産業振興基金の業務は定款に定めるもののほか、業務方法書によるものとされている。その業務方法書第12条（業績報告）には、「助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書と添付書類を理事長に提出しなければならない」とされている。ここで完了の日とは事業における最終の銀行振込取引が行われた日を指し、水産資源増大対策事業であれば通常着手年月日から2、3ヶ月で完了年月日を迎える。完了日付は上記実績報告書の提出期限に絡む日付であるため、正確に記録する必要があるといえる。

しかし、事業関連書類を確認したところ、事業完了確認書内の完了日付の記載誤りが数点見られた。これは完了日付を記載する事業完了確認書を作成する際、差し込み文書機能を使用しているが、完了日付の部分を手入力により入力しているため人為的な誤りであるといえる。

このような人為的な誤りを防止するためには、例えば、元データの完了日入力時に実績報告書の日付と照らして20日以上経過している場合又は3月31日をまたいでいる場合にはエラーメッセージが出るようプログラムを組む、あるいは、最終的な事業完了確認書を作成した際に紙面による記載チェックを2人以上で行う対策が考えられる。

人為的な誤りを防止し、提出期限内に事業報告書が提出されているかを完了日付入力時に確認するためにも、このような対策をすることが望まれる。

### ② 助成対象経費の範囲の明文化等について（意 見）

常滑沖海域で大型プロジェクトによる空港建設がなされ、漁場環境の変化とともに、漁業者の生産の場である伊勢湾、三河湾ではイカナゴの漁獲が急速に失われており漁家経営の安定が損なわれている。

そこで、水産業振興基金では業務方法書に則って、漁業者組合に対し、資源管理型漁業の一環として実施するイカナゴ資源調査に係る試験びきのための経費について助成している。なお、当該助成費については、空港関係特別振興事業として民間企業が拠出した負担金を取崩すことをもって充てている。

事業に係る経費の内訳は次のとおりであり、業務方法書の別表2-1で定められた助成率に従って、事業計画上の所要額の10/10として1,200,000円が支給されている。

いて1人当たり助成額に係る上限を規則等で定めることが望まれる。

③ 選択性漁具の開発に係る水産試験場等との連携について（意見）

水産業振興基金では、同じく空港関係特別振興事業として、資源管理型漁業を推進すべく、選択性漁具等の導入に要する経費についても助成している。具体的には、A組合（B会）に対して、業務方法書の定めるとおり、漁網に係る取得費用の4分の3以内を交付している。

本県の源式網漁業を取り巻く環境は、漁場環境の悪化による資源の減少等によりますます厳しくなっており、主な漁獲物であるクルマエビの漁獲量は年々減少している。さらに源式網漁業で使用する漁獲袋の目合いが各漁業者で様々であるため、サイズが小さいものまで漁獲され資源の減少に拍車をかけている。

そのため、当該助成事業は、漁獲袋の目合いを13.5節に大きくすること、及び当該地区の漁業者の目合いの規格統一を図ることによって、資源維持・回復に取り組み、資源管理を推進することを目的としている。

<事業内容>

事業主体	事業内容	事業費	助成金（※）
A組合 (申請元：B会)	漁業経営安定対策事業 水産資源確保対策事業 資源管理型漁業推進事業 源式網選択性漁具（漁獲袋目合拡張） 強力糸（ペクトラン＋ダイニーマ） 1反：6.5本 13.5節 130×100 制作費 小計	187,200円 5,800円 193,000円	3,942,000円
	1セット（2反） 13セット	193,000円×2＝386,000円 386,000円×13＝5,018,000円 5,018,000円×1.08＝5,419,440円	

(※) 事業計画上の事業費5,256,756×3/4（助成率）＝3,942,000円（千円未満切捨て）

本県では沿岸地域の埋め立てが進み多くの水産物の棲家が奪われた。この結果、源式網漁業に限らず水産業の生産基盤が大きく揺らぐ中で、今後、資源管理が重要性を増すことは想像に難くない。その中でもとりわけ漁具開発については、本県における資源管理の手段として大きく期待を寄せざるべきところである。

本県において生産額の最も多い漁業種類は小型機船底びき網漁業、次いで

<事業計画>		積算の基礎
区分	所要額	
試験びき備船料	1,000,000円	①サンブルびき：@200,000円×1統＝200,000円 探査・運搬船：@20,000円×3隻＝60,000円 ②試験びき：@200,000円×3統＝600,000円 探査・運搬船：@20,000円×7隻＝140,000円
管理費	200,000円	会議費 2回 70,000円 水代 30,000円 雑費（乗組員食事代等） 100,000円
合計	1,200,000円	

<事業実績>		積算の基礎
区分	所要額	
試験びき備船料	960,000円	①サンブルびき：@200,000円×1統＝200,000円 探査・運搬船：@20,000円×2隻＝40,000円 ②試験びき：@200,000円×3統＝600,000円 探査・運搬船：@20,000円×6隻＝120,000円
管理費	246,327円	会議費 56,000円 水代 23,587円 雑費（乗組員食事代等） 166,740円
合計	1,206,327円	

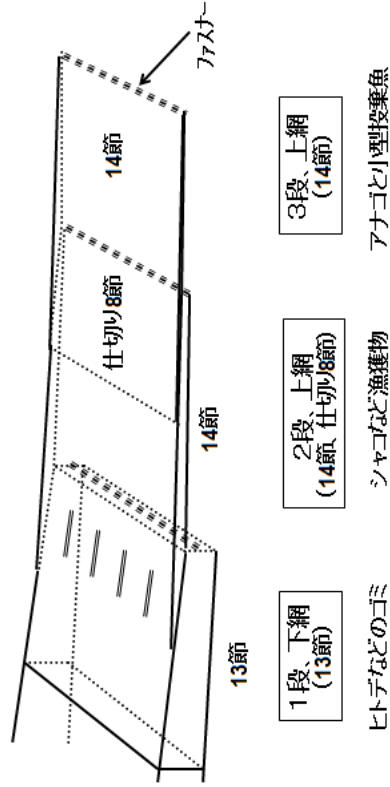
管理費のうち雑費（乗組員食事代等）とされているものは、1日船上にて試験びき業務を手伝う乗組員の昼食代である。試験びき調査は2月21日と3月3日の2回に分けて実施されており、また、乗組員が100名弱であったことから計上されている額は相応であるといえる。

しかし、業務方法書においては、助成事業に係る対象経費の範囲について具体的に定められておらず、特に管理費については裁量的に運用されているということであった。実務上、著しく不合理なものについては、基金における決裁の過程で助成対象経費として認められず、また、過去にそのような申請はなかったということであるが、事務事業の明瞭性、公平性の観点から、助成対象経費について具体的に明文化するとともに、食事代や会議費等につ

<3段の魚捕り>



※アナゴが1日の割当量に達したら、3段目のフラスナーを解放し、投棄魚を逃がす。



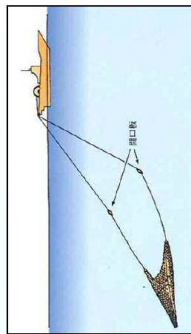
(出典：愛知県水産試験場作成)

しかし、水産業振興基金が行う選択性漁具導入に係る助成事業においては、水産試験場が地先の漁家と共同して行う漁具の開発について情報の共有がなされていない。

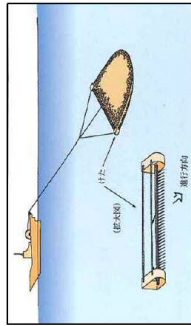
当該事業をより適切に進めていくために、今後は水産業振興基金と水産試験場等の間で情報共有に努めていくことが望まれる。

船びき網漁業となっている。小型機船底びき網漁業は網を海底におろして船でひき、主に海底に生息する魚介類を漁獲する漁業で、板びき網漁業やけた網漁業に区分される。また、船びき網漁業は1つの網を2隻の船でひき、イワシ類やシラス等を漁獲する漁業で、船団を組んで行動し、1船団は網をひく網船と手船、及び漁獲した魚を港へ運ぶ運搬船の3隻で構成される。

<小型機船底びき網漁業>



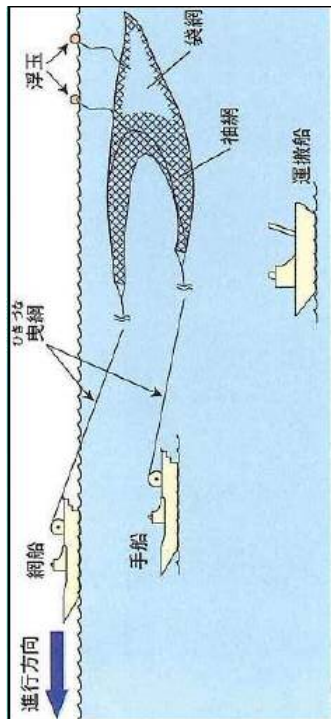
板びき網漁業



けた網漁業

(出典：愛知県ホームページ「II 愛知県の主要な漁業」)

<船びき網漁業>



(出典：愛知県ホームページ「II 愛知県の主要な漁業」)

こうした漁種では漁網等の漁具次第である程度まで漁業規模を拡大できることから、漁業規模が過大になりやすく、乱獲を招く要因ともなっている。このような状況を改善すべく、県水産試験場が主導して小型機船底びき網漁業の一種であるまめ板底びき網漁業における漁網の網目拡大や3段の魚捕り等、漁具の開発を行い、漁獲量の低減を図っている。

④ 仕組債の保有について（意見）

平成26年度末における投資有価証券残高は、基本財産で62億2,326万円、特定資産で10億4,000万円、合計72億6,326万円となっている。このうち、4銘柄20億円は仕組債を保有している。

仕組債とは、固定金利と変動金利、あるいは円と外貨を交換するスワップ、あらかじめ約束した価格で将来において売買できる権利であるオプション等の金融派生商品を利用することにより、投資家や発行者のニーズに合うキヤッシュフローを生み出す仕組みが付加された債券である。

水産業振興基金の運用対象商品は、「公益財団法人愛知県水産業振興基金資産運用規程」第4条において、愛知県信用漁業協同組合又は銀行への円建て預貯金、あるいは日本国債、国内地方債又は日本政府保証債（円建ての固定利付債に限る。）に限定されているが、資金運用規程の平成25年6月の改正までは、仕組債での運用も可能とされており、当該改正の経過措置として、「現に運用している資産については、これが償還されるまでの間は、なお従前の例による。」とされている。

保有する仕組債はすべて、平成24年度以前に購入したものであるが、国債と比較して高利回りであり、また下限金利が0%、すなわち元本を毀損する可能性はない仕組債であったことから、各事業の財源を確保するために購入したとのことである。

当該仕組債は、平成26年度末において時価が帳簿価額を上回っており問題はないものの、利息受取額がゼロとなるリスクがあり、償還までの期間が30年近くに及ぶため、状況が変動することを踏まえ、具体的な対応方法等について検討することが望まれる。

ⅩⅧ 愛知県漁業信用基金協会

1. 団体の概要

(1) 設立目的

愛知県漁業信用基金協会（以下、「漁業信用基金協会」という。）は、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的としている。

(2) 設立年月日

昭和28年10月

(3) 設立根拠法令

中小漁業融資保証法（昭和27年）

(4) 人員

（平成27年3月31日現在）

	役員	職員	合計
常勤	0名	0名	0名
非常勤	13名	3名	16名

(5) 業務内容

漁業信用基金協会の定款第2条において、次のとおり定められている。

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金の借入れ（ロに掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証



- イ 漁業近代化資金
- ロ イに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金
- ② 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第4条第1項の認定に係る同項の改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付を行う金融機関に対する当該貸付に必要な資金の供給
- ③ 前2号に掲げる業務に附帯する業務

**(6) 財務状況**

漁業信用基金協会が作成している業務報告書によれば、過去3年間の貸借対照表及び損益計算書の推移は、要約すると次のとおりである。

**① 貸借対照表の3か年推移(要約)**

(単位：千円)

科目	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
資産			
流動資産	134,180	261,721	186,010
固定資産	704,680	557,709	668,729
保証債務見返	1,666,230	2,152,662	2,899,226
資産合計	2,505,090	2,972,092	3,753,965
負債・純資産			
流動負債	197,859	152,225	156,261
固定負債	231,166	244,550	240,669
特別法上の準備金	7,457	7,433	8,478
保証債務	1,666,230	2,152,662	2,899,226
純資産	402,378	415,222	449,331
負債・純資産合計	2,505,090	2,972,092	3,753,965

**② 損益計算書の3か年推移(要約)**

(単位：千円)

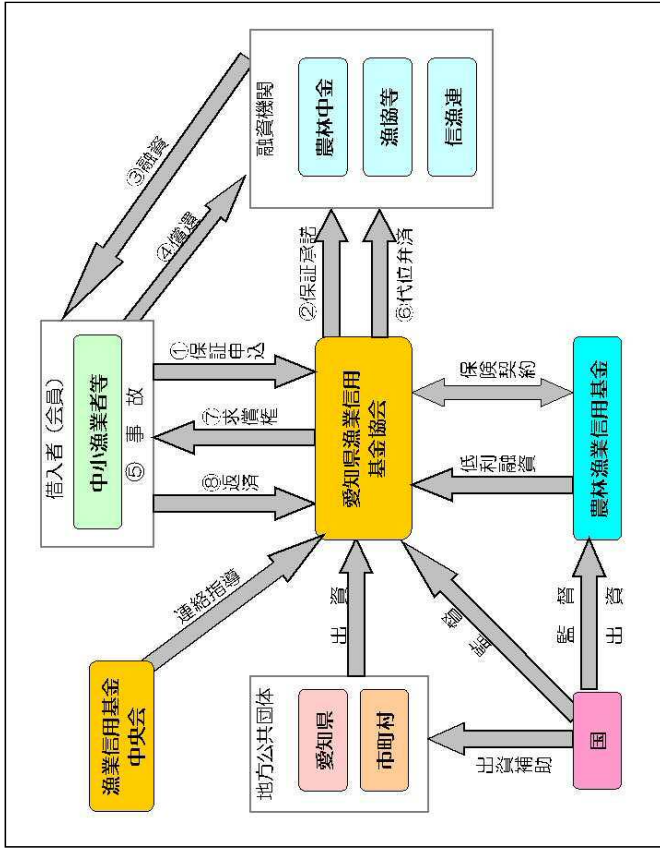
科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収益の部			
事業収入	63,700	11,007	14,194
財務収益	8,776	5,614	5,971

その他収益	2,053	1,846	9,974
特別利益	9,255	9,552	14,277
収益合計	83,784	28,019	44,416
費用の部			
事業直接費	58,599	5,777	6,308
財務費用	62	44	43
事業管理費	8,135	7,530	7,836
その他費用 (△はマイナス)	10,705	△802	8,613
特別損失	-	640	-
費用合計	77,501	13,189	22,800
当期利益金	6,283	14,830	21,616

**(7) 県からの支援内容(平成24年度～平成26年度)**

- ① 出資金  
実績なし(平成26年度末残高：97,700千円[出資率：29.2%])
- ② 貸付金(預託金)  
実績なし
- ③ 補助金  
実績なし
- ④ 委託料  
実績なし
- ⑤ 損失補償  
実績なし

金融機関から借入れる際に、漁業信用基金協会がその債務を保証し、借入れを容易にするものであり、そのフローは次のとおりである。



(出典：愛知県ホームページ「漁業信用基金協会の債務保証」の「漁業信用基金協会フロー図」を抜粋)

また、債務保証の対象となる資金は、中小漁業者等の漁業経営等に必要となる資金である。

ア. 漁業近代化資金

漁業経営の近代化を進めるために必要な設備資金等を愛知県信用漁業協同組合連合会又は漁協などの融資機関が長期・低利で融資する資金であり、融資を受けることができる個人・団体の範囲も広く、融資の対象となる事業も様々な種類がある。

(8) 債務保証の状況

① 保証承諾・保証残高の推移

(単位：千円)

年度	保証承諾額	償還額	代位弁済額	保証残高
平成24年度	334,030	503,899	78,304	1,666,230
平成25年度	927,810	441,378	-	2,152,662
平成26年度	1,279,860	533,296	-	2,899,226

保証承諾額は、規制緩和に伴うエンジンの換装やのり共同加工施設の整備等の資金需要が旺盛であったことから、平成25年度、平成26年度と増加している。

② 求償権の推移

(単位：千円)

年度	代位弁済額	回収額	償却額	求償権残高
平成24年度	78,304	4,100	-	179,145
平成25年度	-	770	44,127	134,248
平成26年度	-	696	5,401	128,151

求償権の回収は困難を極めている。なお、平成25年度以降において代位弁済は発生していない。

2. 漁業信用基金協会の事業について

(1) 概要

漁業信用基金協会は、県水産業発展のため、漁業者等の資本装備の近代化や経営の合理化等に必要となる資金が円滑に融通されるよう、債務保証制度の利用の推進に努めている。

① 事業の概要

漁業信用基金協会の債務保証は、漁業者等が漁業経営等に必要となる資金を、

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見述べることとする。

① 安定した運営の確保について (意見)

漁業信用基金協会は、保険料等の事業直接費は保証料等の事業収入、給与等の事業管理費は有価証券利息等の財務収益を財源として運営することを基本としている。

しかし、依然として続く低金利のもとでの基金の運用回りの低迷によって、財務収益で事業管理費を賄うことが難しくなっている。

漁業信用基金協会は、漁業者等への必要な資金の円滑な融通を通じて、県の水産業振興施策において重要な役割を担っているため、将来においても安定した運営を確保していくことが望まれる。

イ. 漁業振興資金

燃料費や原材料仕入費など経営に必要な短期運転資金を愛知県信用漁業協同組合連合会が低利で融資するものである。また、漁業近代化資金の対象とならない漁船・エンジン等の修繕費や、漁業協同組合が経営環境の変化に対応するための融資も行っている。

ウ. 一般資金

金融公庫資金の他、中小漁業者等が必要とする資金である。

② 平成26年度の債務保証の状況

平成26年度の新規債務保証は、前年度に引き続き、規制緩和に伴うエンジンの換装やのり共同加工施設の整備等の資金需要が旺盛であったことから、制度資金である漁業近代化資金が10億1,148万円、一般資金は2億6,838万円、合計12億7,986万円となった結果、年度末債務保証残高は、前年度末比34.7%増の28億9,922万円となっている。

区分	25年度末 保証残高	26年度 保証承諾	26年度 償還	26年度末 保証残高
近代化資金	1,470,558千円 (153件)	1,011,480千円 (51件)	369,833千円 (21件)	2,112,205千円 (183件)
その他一般資金	682,103千円 (76件)	268,380千円 (24件)	163,463千円 (17件)	787,020千円 (83件)
合計	2,152,661千円 (229件)	1,279,860千円 (75件)	533,296千円 (38件)	2,899,225千円 (266件)

(出典：愛知県漁業信用基金協会 第62回通常総会資料「平成26年度業務報告書」を抜粋)

(2) 手続

漁業信用基金協会における事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問及び観察等)を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

## XX 農地計画課

### 1. 農地計画課の概要

#### (1) 土地改良施設の泉管理について

国営事業等で造成された大規模な施設について、県が維持管理を行う。

#### ① 矢作川利水総合管理事業

西三河地域の農業用水及び水道用水、工業用水を、安全かつ安定的に供給するため、羽布ダムや細川頭首工、幹線水路等の施設の運用と維持管理を行っている。

#### ② 尾張西部排水施設管理事業

尾張西部地域の洪水被害を未然防止するため、日光川河口排水機場及び尾西排水機場の運用と維持管理を行っている。

#### (2) 調査事業について

農業農村整備を計画的に推進するために必要な各種の調査を実施する。主なものとしては次のとおりである。

- ① 大規模土地改良事業地域に関する計画及び事業実施に伴う調査、調整
- ② 新規県営・団体営事業地区の計画樹立調査
- ③ 地震防災対策に関する調査
- ④ 土地改良施設耐震対策事業
  - ア. 一斉点検
  - イ. 耐震点検
  - ウ. 計画策定
  - エ. ハザードマップ作成
- ⑤ 土地改良長期計画に関する総合調査及び実績調査
- ⑥ 土地利用、水利用に係る調整及びその実態把握等の基礎的調査
- ⑦ 国等から受託する各種調査
- ⑧ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

254

#### ⑨ 農業用水を利用した小水力発電に関する各種調査及び計画策定

### (3) 農業農村多面的機能支払事業について

農業・農村の有する多面的機能の維持・向上を図り、担い手農家への農地集積・集約化を促進するため、地域内の農業者等が共同で取り組む活動を支援する。

#### ① 農業農村多面的機能支払交付金

##### ア. 農地維持支払

農業者のみ又は、農業者と地域住民で構成される組織が行う、水路の泥上げや農道の草刈り等の基礎的保全活動に対して支援する。

##### イ. 資源向上支払

##### i. 地域資源の質的向上を図る共同活動

上記アの活動を実施する活動組織（ただし、農業者のみの組織は除く）が行う、施設の軽微な補修や植栽による景観形成等の活動に対して支援する。

##### ii. 施設の長寿命化のための活動

上記アの活動を実施する活動組織が行う、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新に対して支援する。

#### ② 推進事業費

県、市町村や推進組織が行う農業農村多面的機能支払事業に係る現地指導や実績確認等を実施する。

255

2. 土地改良法に関する事務手続について

(1) 概要

① 土地改良法に基づく事業の開始手続

事業の実施に当たり、県営及び団体営ともに土地改良法に基づき事業計画確定のための一連の手続に関する適否決定、認可、公告等の事務を行う。

② 土地改良区の指導監督

土地改良区について、土地改良法に基づき、その設立、合併、解散等の認可等指導事務を行うほか、県内110団体（平成26年4月1日現在、土地改良区連合を含む。）について、定例的に3年に1回の割合でその業務運営及び経理の状況を検査し、その健全な育成を行う。

③ 換地事務

面的な工事を伴う土地改良事業は、一般に換地を定める必要があるため、県営で行う土地改良事業については、一時利用地の指定、換地計画樹立、換地処分及び公告等を行い、また、土地改良区、市町村、土地改良法第3条に規定する資格を有する者等が行う事業の換地計画等については、その指導を行うとともに適否決定、認可、公告等土地改良法の定める手続を行う。

(2) 手続

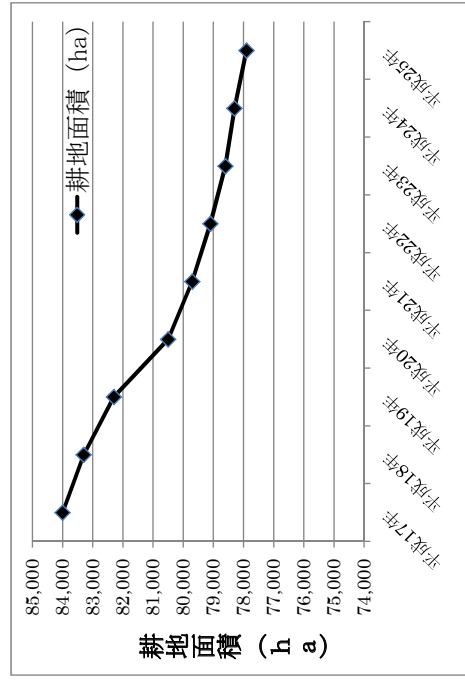
農地計画課における事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び観察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査意見

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 土地改良区の統廃合に向けた指導について（意見）

農林政策課の「2015年度版 農業の動き」によれば、平成25年現在、本県には大小合わせて107の土地改良区が存在している。土地改良区は、地域によっては事務員一人で運営を行っている事業体も少なくない。また、耕地面積や農家数も年々減少しており、土地改良区の業務執行体制等が弱体化しているのではないかと思われる。



(出典：2010年度以降「農業の動き」の「耕地面積」に基づき監査人が作成)

土地改良区の業務執行体制等の弱体化は、地区内における各種土地改良事業の総合的な施行、土地改良施設の適正な管理の徹底、業務運営の効率化等に支障を来すこととなる。

この点、県においては、土地改良区の健全な組織運営を図るため、平成元年度に愛知県土地改良区統合整備基本計画を作成しており、平成26年度に第四次の改訂を行い、引き続き土地改良区の統合整備に向けた取組に対して支援しており、これまでの実績は次のとおりである。

XX 林務課

1. 林務課の概要

(1) 森林計画関係事業について

地域森林計画編成事業では、森林のもつ多面的機能を高度に発揮させるため、森林法の規定に基づき、民有林について森林の区域、造林・間伐・林道などの整備の目標等を定めた地域森林計画（10か年）を策定している。

(2) 森林整備加速化・林業再生事業について

森林整備の一層の促進と林業・木材産業の再生を図るため、林業・木材産業事業者等を構成員とする地域協議会が計画した、木材生産から利用等までの一体的な取組について支援を行う。

(3) 森林整備地域活動支援事業について

計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、集約化施策の取組に必要な地域における活動に対して支援を行う。

(4) 林業担い手育成強化推進について

林業労働力の確保・育成を図るため、森林組合等林業事業者の育成指導等を行う。

(5) 林業・木材産業の構造改革について

林業の持続的かつ健全な発展と、林産物の供給・利用の確保を推進するため、木材集出荷用機械の導入を行う。

(6) 東三河木材供給システム構築事業について

豊富な森林資源を有する東三河地域において、急峻な地形における木材生産技術の提案や協定取引の拡大を進めることで、山間地域の基幹産業である林業の振興と東三河地域の活性化を図る。

土地改良区数	統合整備基本計画 平成2年3月策定	第一次改訂 平成12年3月策定	第二次改訂 平成17年3月策定	第三次改訂 平成22年3月策定
計画策定当初	189	161	157	120
統合整備後目標	146	147	128	99
増減実績	△28	△4	△37	△13
新設合併	5	3	5	—
単純新設	2	1	—	—
新設合併	17	7	24	—
吸収合併	4	1	4	4
単純解散	14	—	14	9
統合整備後実績	161	157	120	107
(達成率%)	(65)	(29)	(128)	(62)

(出典：農林水産部農地計画課作成資料)

平成元年度に基本計画を策定して以降、土地改良区は当初の189から107と減少している。しかし、合併のためには賦課基準や保有資産の調整、また解散のためには組合員の特定や管理施設の処理方法等の課題を解決しなければならぬことから、策定当初の計画どおりに進まないことである。

したがって、地区内における各種土地改良事業の総合的な施行等に支障を来している土地改良区に対しては、このような課題の解決に向けて積極的な指導を行う等、引き続き、土地改良区の経営基盤の強化に向けて取り組んでいくことが望まれる。

**(7) 県産木材の利用促進対策について**

農林水産部、建設部などの8部局及び企業庁、病院事業庁、教育委員会、警察本部を構成員とする愛知県木材利用促進連絡会議において、「あいち木づかいプラン」を策定し、全庁を挙げて公共施設や公共工事での県産木材の利用に取り組むとともに、建築士に対する支援事業等を通じて、住宅分野等における県産木材の利用促進及び普及啓発を実施する。

**(8) 林業金融について**

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に基づき、木材の生産及び流通の合理化による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るために必要な運転資金を、森林組合、素材生産業者、木材製造業者等に低利で融通する「木材産業等高度化推進資金」等、4種類の制度がある。

**(9) 林業技術の普及指導等について**

林家、林業事業者等に対して、林業技術の普及、森林施策に関する指導等を行う「林業普及指導事業」、林業従事者等を対象に、担い手等育成研修等の研修を実施する「森林・林業研修事業」を実施している。

また、効率的な普及指導活動を行うため、普及指導職員の資質の向上を図るとともに、研究機関等と連携し、普及情報の収集分析、試験研究成果の現地実証を行う。

**(10) 森林・林業試験研究について**

本県の森林・林業に課せられた技術的課題の解決を図るため、県農林水産技術会議が策定した本県農林水産業の試験研究基本計画と県民からの要望に基づき、試験研究を推進している。また、試験研究を効率的に推進するため、国等が実施する公募型研究開発事業等を積極的に取り入れ、研究の高度化・効率化を図っている。

**(11) 林木育種事業について**

林業種苗法に基づき形質のすぐれた種苗の安定的供給を図り、林業の生産

性を向上させるため、林木育種地（採種園・採徳園）での育成管理、種子生産、精英樹苗木養成、次代検定林調査等を実施している。また、近年、社会的な問題となっている花粉症に対応するため、花粉発生源対策として少花粉スギの苗木を安定供給する採種園を整備している。

**(12) 県有林野事業について**

木材生産、県土の保全及び県民のレクリエーション施設整備等のため、特別会計を設置し、模範造林地及び営林事業地で、造林(補植)、保育、素材生産等の林業経営、瀬戸市内の県有林地に埋蔵されている陶磁器等の原料となる耐火粘土・珪砂の採掘を行う等、県有林野の経営・管理を行っている。

**2. 担い手の育成・確保について****(1) 概要**

施策の柱1「安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保」の取組のうち、(3) 持続可能な林業の実現については、次の施策の項目を掲げている。

**① 担い手の育成・確保と林業事業者の強化**

新規林業就業者の確保に努めるとともに、林業の担い手の中心となる中核森林組合を育成するため、森林組合の経営基盤の強化等を図る。

**② 林業生産基盤の整備**

木材生産コストの削減に不可欠な生産基盤である林内路網の整備や高性能林業機械の導入を推進するとともに、森林整備を適時・適切に実施し、持続可能な林業の実現に取り組む。

**③ 木材の安定供給**

森林施策の集約化、林内路網の整備、低コスト林業の確立と普及・定着を促進、木材の安定供給を図る。また、森林の施策区域の明確化と森林情報の整備を進める。

(2) 手続

担い手の育成・確保に関する質問及び関連資料の閲覧等により当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

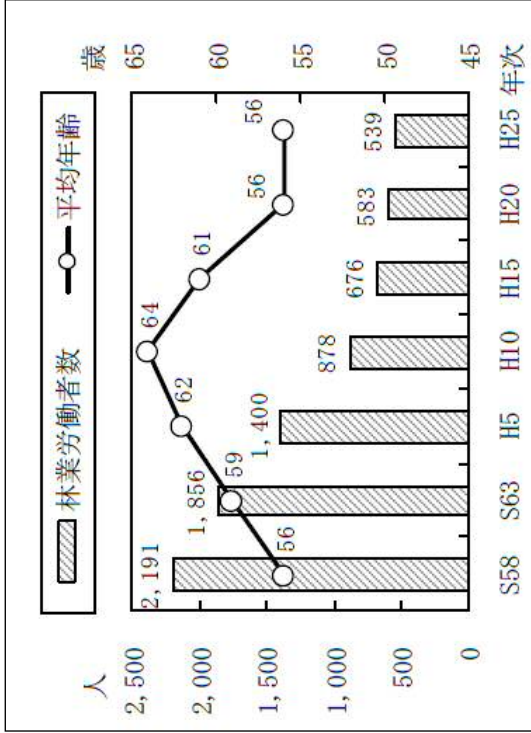
① 林業労働者の確保・育成に係る長期的な目標について（意見）

「食と緑の基本計画 2015」の施策目標の1つとして新規林業就業者（林業事業体に新たに雇用された労働者数）の確保を掲げ、5年間で150人と定めている。2013年次の目標値90人に対し実績は105人であり2015年次の目標値達成は現実的となっている。

また、年間作業延べ日数については、平成20年次には84,240日であったのが平成25年次には86,069日に増加しているとのことであり、林業従事者の所得状況が改善する一因となっている。

しかし、次の図によれば、平成25年次の林業労働者は539人、平均年齢は56歳となっている。林業労働者は、平成15年次から平成20年次の減少率が14%、平成20年次から平成25年次の減少率は8%で下げ止まりの兆しを見せているものの、減少に歯止めがかかったとまでは言いえない状況にある。

<林業労働者数と平均年齢>



(出典：『動向調査資料 No.161 林業の動き 2015』、愛知県、15ページ)

このまま林業労働者の減少が継続した場合、いくら年間作業延べ日数が増加しても、施策の柱の取組に掲げる「持続可能な林業の実現」がいずれ困難になることが危惧される。

したがって、「持続可能な林業の実現」に必要な林業労働力を確保していくことができよう必要な措置を検討することが望まれる。

3. あいち木づかいプランについて

(1) 概要

県は食と緑の基本計画において、「食と緑を支える県民の豊かな暮らしの実現に向け県産農林水産物の適切な消費と利用の促進」を施策の柱の1つとしている。そして「あいち木づかいプラン」を県の方針として県産木材の利

用拡大を図る取組を行っている。



### ① 「あいち木づかいプラン」の基本方針

#### ア. 木造・木質化の推進

##### i. 公共施設・公共工事での県産木材利用

公共施設・公共工事での県産木材利用として県が整備する低層の建築物については、原則木造化とし、木造化がなまじない、あるいは困難な施設については、内装等の木質化を進めるほか、公共工事においても優先的に県産木材を利用する。また、県が補助する施設等についても、県産木材の利用を促進する。市町村や民間団体が整備する施設等において、県産木材を利用して木造・木質化が進められるように働きかけていく。

##### ii. 備品等の木製品導入

愛知県環境物品等調達方針に基づいて「あいち認証材」を利用した備品及び消耗品を率先して調達する。

##### iii. 木造住宅等の振興

木材用途の中で住宅分野で利用される量は最も多く、この分野での利用を促進することは、木材需要の拡大に直接つながることから、木造住宅等の振興を図る。

##### iv. 県産木材の供給確保

「あいち認証材」制度の普及・定着とあわせて、森林所有者や林業・木材産業関係者が連携した木材の適切な供給を促進するなど、様々な施策により、県産木材の供給を確保する。

#### イ. 木材用途の拡大

製材加工の過程に出てくる端材や、住宅材料、家具等の廃棄物をチップ化することにより、再びパルプや紙パルプなどの製品や紙パルプの原料として使用したり、ペレットなどに加工して最終的に燃料として利用するなど、別の用途に再利用する。このため、暖房機器やボイラー等への木質

バイオマス燃料の導入、さらに、木質廃材、木質チップ等の有効利用も進め、幅広い分野で木質資源の用途拡大を図る。

#### ウ. 木材利用の普及啓発

森林の成長に合わせて伐採し利用していけば、木材は継続的な利用が可能で、また植林することにより、繰り返し利用も可能な循環型の資源である。県産木材の利用を進めるうえで、このような循環資源としての木材への理解を深める。さらに、小中学校の児童・生徒に、木材を直接感じ、正しく理解してもらうことは、将来にわたって、木材を利用していくという社会的な認識を育てることにもつながることから、木材を教育材料として積極的に活用し、木の良さや温かさに触れる機会を提供する。

#### エ. 県産木材利用技術の開発

ニーズに応じた品質の良い製品を提供することが、木材利用の促進につながることから、消費者等幅広い利用者の意見を踏まえた新しい技術や新商品の開発を進める。

#### ② 今後の県の取組

公共施設向けのみならず、住宅用材、土木資材、木質バイオマス燃料向けなど、今後ますます木材需要が増加するものと考えられる。

県では、「県産木材生産量を増大すること」「良質材から低質材まですべてを有効利用すること」を目指し、必要な調査や実証を進めていく。また、大型の住宅関連イベントなどにおいて、県産木材を使った住宅の構造や製品の展示を行い、県民により県産木材に触れてもらう機会を増やす取組を推進する。

県産木材が有効に利用され、山村に利益が還元されることで、森林・林業が健全に持続していきける環境づくりを目指していく。

#### ③ 主な推進目標

- ・ 低層の公共建築物は原則木造化
- ・ 木造化が困難な公共建築物は内装等の木質化
- ・ 平成27年度までに、県の公共施設及び公共工事で使用する木材の県産木

材利用率を50%とする  
 ・平成27年度までに県産木材の生産量を12万m<sup>3</sup>とする

＜平成25年度の実績＞

項目	平成27年度目標	平成25年度実績
県の公共施設及び公共工事で使用 する木材の県産木材利用率	50%	61.9%
県産木材の生産量(年次)	12.0万m <sup>3</sup>	10.2万m <sup>3</sup>

(出典:平成26年度あいち木づくりプラン、3ページ)

(2) 手続

林務課及び新城設楽農林水産事務所にて、あいち木づくりプランに関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧及び質問)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 県産木材利用の促進について(意見)

先に述べたとおり、県が整備する低層の建築物については、原則木造化とし、木造化がなじまない、あるいは困難な施設については、内装等の木質化を進めることが方針として掲げられている。

上記(1)概要において述べたとおり、県の公共施設及び公共工事を使用する木材の県産木材利用率の平成27年度目標は50%である。これらの取組の結果、平成25年度実績で61.9%と達成している。

市町村においても、県産の木材の利用が進んでおり、その一例として、設楽町役場の建物が挙げられる。

県産木材の利用は、地域の森林整備を促進し、水源のかん養や県土の保全、さらに近年では生物多様性の保全など、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて、県民生活の安定に寄与している。また、林業、林産業の振興を推進することとなり、山村振興につながる。さらに、炭素固定による地球温暖化の防止、再生産が可能な資源として循環型社会への貢献など、県民生活に対する新たな役割が注目されている。

このため、県はさらに県産木材利用を高めることが望まれる。

＜設楽町役場＞



4. 地域森林計画について

(1) 概要

① 愛知県の地域森林計画

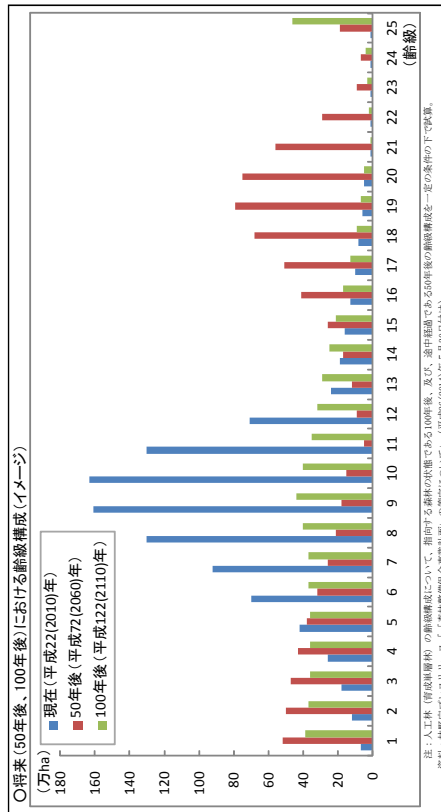
本県の森林は、流域等を考慮して尾張西三河森林計画区と東三河森林計画区に区分されており、それぞれの森林計画区において、森林法第5条に基づき、地域森林計画を策定している。

地域森林計画は、森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能といった公益的機能や、木材資源等を循環的に利用できる木材生産等機能を維持発揮させるため、森林の保全・整備や林業に関する基本的な事項を定めている。この内容は、市町村が策定する市町村森林整備計画の指針となっている。

② 森林計画制度

林野庁によれば、我が国の森林資源、特に戦後造成された人工林が利用期を迎えつつある状況下で、森林に対する国民の多様化、高度化するニーズに  
 応え、利用と公益との調和を図りつつ持続的な森林経営を確立し、森林の多  
 面的機能の発揮や平成32年の木材自給率50%の目標を達成していく上で、  
 森林計画制度の役割は一層重要としている。

この点、農林水産大臣は「森林法」に基づき、平成25年10月に、平成  
 26年度から平成40年度までを計画期間とする「全国森林計画」を策定する  
 とともに、平成26年5月には、平成26年度から平成30年度までの5年間  
 を計画期間とする「森林整備保全事業計画」を策定し、利用可能な育成単層  
 林について、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を推進することによ  
 り、齢級構成の平準化と平均林齢の若返りを図ることとしている。



(出典：林野庁 平成26年度 森林・林業白書)

また、「森林整備保全事業計画」は、「1千万haを超える人工林の多くは未だ間伐等の施策が必要な育成段階にある一方、我が国の人工林面積全体に占めるおおむね50年生以上の人工林の割合が平成24年時点で5割を超えているなど、年々伐採適期を迎える高齢級の人工林が増加してきているため、森林の整備に当たっては、林業・木材産業の成長産業化に向けて、充実した森林資源を積極的に活用しながら、森林の有する多面的機能の発揮を図ることが重要な課題となっている」とも述べている。

③ 主伐の時期

森林法第5条第2項は、「地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする」とされており、その第3号において、「伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)」と定められている。そのため、尾張西三河地域森林計画及び東三河地域森林計画では、第3の1に「森林の立木竹の伐採に関する事項」を定めており、そのうち「主伐の時期」及び「立木の標準伐期齢」に関する指針を次のとおりとしている。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針(略)

イ 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系	期待径級(cm)	主伐時期の目安(年)
スギ	磨丸太	12	25
	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのご原木	10	20

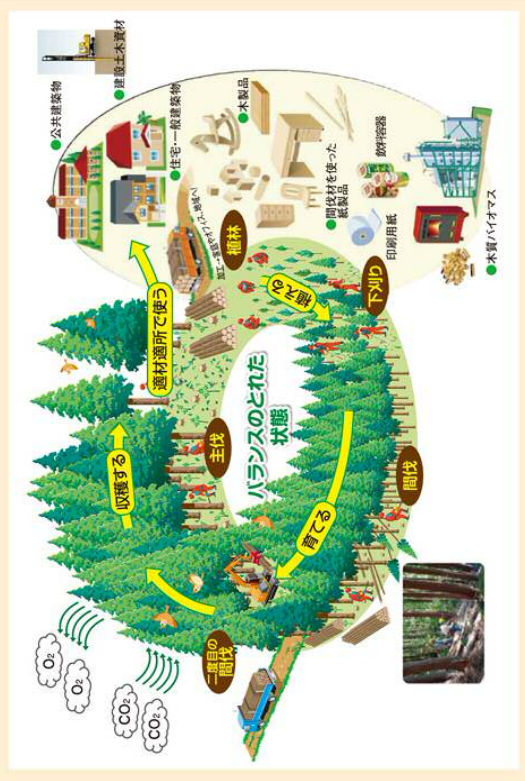
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

樹種ごとに、この地域において平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

っており、森林資源の利用が少ない状況にある。このことは、国内の林業生産活動が低迷していることを意味しており、これに伴って人工林に必要な間伐等の手入れや再造林等の森林整備が適切に行われず、森林の多面的機能が損なわれ、荒廃さえ危惧される森林もある。また、9 齢級以下の適切な間伐等を必要とする森林が依然として多く存在しているものの、10 齢級以上の割合も5割を超えるようになり、むしろ若くて成長の旺盛な森林が少なくなっている。

このように、現在の我が国の森林は、森林資源の循環利用の観点から、木材を積極的に収穫（伐採）して、その利用を拡大していくことが求められる状況にある。

資料1-1 森林資源の循環利用(イメージ)



(出典：林野庁 平成26年度 森林・林業白書 概要)

(2) 手続

地域森林計画に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	広葉樹
標準伐採齢	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐採齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐採齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

④ 森林資源の循環利用

平成26年度の森林・林業白書において、森林資源の循環利用について、次のとおり述べている。

木材は、先人たちが植えて育てた森林から収穫（伐採）し、建築用材等として利用することによって、その販売収益を用いて伐採跡地に次の森林を植えて育てることができ、さらに将来の世代がその森林から木材を収穫（伐採）し利用することができる。この「植える→育てる→使う→植える」というサイクル（森林資源の循環利用）を推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の利用が可能となる。

このように森林資源を循環利用する中で森林整備を着実に進めることによって、健全な森林の造成・育成が図られ、国土の保全、水源の涵（かん）養、地球温暖化の防止など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される。特に、高齢の人工林は、適時適切に伐採して跡地に再び植栽を行うことで、森林の「若返り」と齢級構成の平準化を図ることができる。

(中略)

我が国は世界有数の森林国であり、国土面積の約3分の2（約2,500万ha）を森林が占める。森林面積の約4割（約1,000万ha）は人が植えて育ててきた人工林であり、終戦直後と高度経済成長期の伐採の跡地に植えられたものが多くを占める。我が国の森林蓄積（森林資源量）は、こうした人工林を中心に毎年増加し、現在は約49億m<sup>3</sup>に達するなど、資源として本格的な利用期を迎えている。

これに対し、国産材供給量は近年回復傾向にあるものの約0.2億m<sup>3</sup>とな

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

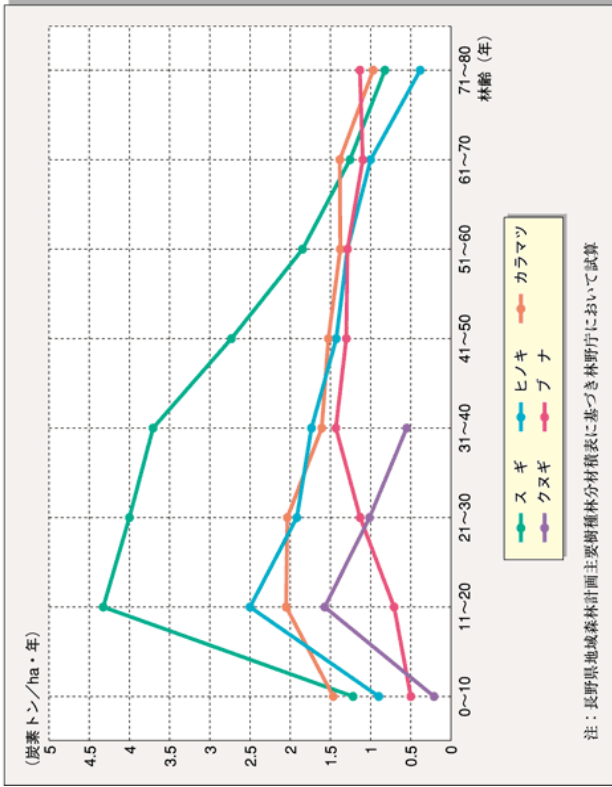
① 長期的な視点による森林資源の循環利用について(意見)

(1) 概要で述べたとおり、我が国の森林資源は、特に戦後造成された人工林が利用期を迎えつつあり、また、循環利用の観点からは、木材を積極的に収穫(伐採)して、その利用を拡大していくことが求められる状況にある。「森林整備保全事業計画」においては、利用可能な育成単層林について、適切な主伐・再造林や育成複層林への誘導を推進することにより、齢級構成の平準化と平均林齢の若返りを図るとともに、森林の整備に当たっては、林業・木材産業の成長産業化に向けて、充実した森林資源を積極的に活用しながら、森林の有する多面的機能の発揮を図ることが重要な課題としている。そのため、地域森林計画は、森林利用と公益との調和を図りつつ持続的な森林経営を確立し、森林の多面的機能の発揮や平成32年の木材自給率50%の目標を達成するために重要である。

地域森林計画では、主伐の時期については、県が主伐時期の目安、標準伐期齢に関する指針を定め、市町村が市町村森林整備計画で、標準伐期齢を定めるものとしている。しかし、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではないため、適時に伐採されないことよって、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルが先延ばしにされ、適切な森林整備の確保、将来にわたる木材利用が不可能となるおそれはない。

森林資源を循環利用する中で森林整備を着実に進めることよって、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される。例えば、林野庁によれば、樹種別、林齢別の炭素吸収量は次の図のとおりであるが、これは、林齢が若いほど炭素吸収量が多く、地球温暖化を防止する機能に資することが明らかにされている。この点からも、森林資源を循環利用する必要性が認められる。

図 I-7 樹種別、林齢別の炭素吸収量



また、本県においては、第2 7. 愛知県における林業の状況で述べたとおり、人工林は、主伐の対象となる10齢級以上(46年生以上)の面積が76.1%と全国の52.1%と比べて大きい割合を占め、資源の成熟が進んでいることから、齢級構成の平準化と平均林齢の若返りを図ること、充実した森林資源を積極的に活用する必要性は認められる。

県は、地域森林計画を森林法第5条第1項に基づき、10年を1期として作成し、適時に変更している。しかし、木材の主伐時期は林齢20年から80年とされており、地域森林計画の10年を超えている。そのため、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルをいつ、どの程度実施するかという観点からすれば、地域森林計画だけでは不十分ともいえる。

したがって、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の継続的利用を可能とする、長期的な視点による森林資源の循環利用を推進するために、主伐を含めた木材生産量の目標を設定し、その実施状況を評価していくことが望まれる。

XXI 森林保全課

1. 森林保全課の概要

(1) 緑化の推進について

① 緑化推進事業

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定する緑化推進地区内で、市町村が実施する「緑化推進事業」及び「保存樹木等維持管理事業」に対し助成する。

② 緑化普及指導事業

緑豊かな県土づくりを推進するため、県民の緑化意識の高揚を図ることを目的に、県植樹祭、学校関係緑化コンクールを実施、指導するとともに緑化木の生産振興を進めることを目的に、生産流通及び需要の実態を調査並びに緑化木生産の技術向上を図る。

③ 施設

緑化センター、昭和の森、植木センター及びあいち海上の森センターを設置し、緑化の推進に関する取組を進めている。

(2) 林道事業について

① 公共林道事業

林道は、適正な森林整備の促進、林業生産性の向上等に重要な役割を果たすとともに、農山村地域の道路網を補完し、地域振興に大きく貢献しており、県営・補助営により整備を推進する。

② 単県林道事業

国庫補助事業等を補完し、林道網を整備することにより、適正な森林整備の促進を図るとともに、山村地域の生活環境を改善し活性化を図る「小規模林道事業」、市町村が地域活性化事業債を利用し、地域振興上重要な林道の整備を実施する事業を助成する「ふるさと林道整備事業」を実施している。

③ 災害林道復旧事業

林道施設の災害に対処するため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づき、災害復旧事業を行う。

(3) 治山事業について

① 公共治山事業

治山事業は、「森林法」「地すべり等防止法」に基づき、山地災害の復旧、予防、水源かん養機能の向上、生活環境の保全等を図るため、事業を実施している。また、総合的な治山対策として、地域防災対策総合治山、水源地域整備、共生保安林整備の3事業を実施する。

② 単県治山事業

単県治山事業は、国庫補助事業の対象とならない小規模な荒廃地及び荒廃危険地の復旧と予防を行うもので、国庫補助事業と相まって県土の保全と民生の安定を図っている。

③ 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国費負担法等に基づき、風水害等により発生若しくは拡大した荒廃山地及び被災した施設の災害復旧事業を行う。

(4) 保安林事業について

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供、

## (8) 公社分収造林事業について

一般社団法人愛知県農林公社は、平成27年度末に分収造林事業を県に承継して民事再生手続を終結する予定であるため、平成26年度は分収林の整備、管理を継続して実施するとともに、県に事業を承継するための契約者の同意取りつけ等を行う。

## (9) 森林保護事業について

森林を適切に維持するため、松くい虫やカシノナガキクイムシ等による被害を防除する森林病害虫防除事業を実施するとともに、森林火災及び各種気象災害をてん補対象とする森林国営保険事業を実施する。

## 2. 間伐について

### (1) 概要

#### ① 愛知県の間伐材の利用状況

間伐とは植林された木々を成長に合わせ、木々に適度な間隔を持たすことで日光の入り方を良くし、より大きく成長を促すための作業である。本県では主に造林間伐事業、治山事業、あいち森と緑づくり事業、市町村事業として間伐が行われている。

本県での平成25年度の間伐による間伐材は145,686 m<sup>3</sup>であり、このような間伐材の利用状況は主に建築用や集成材合板の製材・加工材として49,701 m<sup>3</sup>、土木・公園緑化・園芸用の丸太として2,159 m<sup>3</sup>、バイオマス燃料・製紙用の原材料として5,129 m<sup>3</sup>が利用されている。

しかし、全体の61%にあたる88,697 m<sup>3</sup>は未利用により伐採現場に残置されている。

木材として使用されない木を伐採し山に残置して、海外から国内で使用するための木材を買っているのが現状である。

その他公共の目的を達成するために必要な森林について「森林法」に基づき保安林に指定する。

これらの保安林の適正な配備と保全管理を図るために、保安林の指定・解除、標識の設置、台帳整備等の事務を行う。また、保安林の指定により森林所有者等が森林施業に関して通常受けるべき損失について補償を行っている。

## (5) 林地調整事業について

### ① 森林保全管理事業

保安林以外の森林を対象とした開発行為に対して、災害の防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全等周辺地域への影響について審査し、許可を行う。

### ② 鉱業調査

鉱業法第24条の規定に基づき、経済産業局長から知事へ鉱業権(試掘権、採掘権)設定の協議がされたとき、鉱物の採掘が一般公益及び他産業に及ぼす影響等について調査を行い、回答する。

## (6) あいち森と緑づくり事業について

多くの公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、平成21年度から導入の「あいち森と緑づくり税」を活用し、地域の意向や特色を踏まえて森林や里山林の整備保全を図る。

## (7) 造林事業について

国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的機能を持続的に発揮する健全な森林を育成するためには、間伐等の森林整備が不可欠であるため、造林事業により、森林組合等の実施する森林整備に対して助成する。

(2) 手続

森林保全課及び新城設楽農林水産事務所において、間伐に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 間伐材利用促進について（意見）

県には、森林や林業に関する試験研究を行っている愛知県森林・林業技術センターがある。

当該施設では、重点研究目標のひとつとして、木材資源の効率的な利用技術の開発に関する試験研究も行っており、例えば、木材住宅等の構造設計に用いる「愛知県版横架材スパン表」を作成し、建築設計関係者への普及に努めるとともに、県産材の構造設計の手間を省略し、間伐材を含む県産材の利用促進につながる実績も挙げている。

そのため、今後は当該施設でさらに試験研究の充実がなされ、間伐材の利用価値をさらに上げるような新たな活用方法が開発されることが望まれる。

3. 林業振興対策事業費（小規模林道事業費）補助金について

(1) 概要

① 事業の概要

当事業は、林業振興対策事業補助金交付要綱及び愛知県林道事業実施要領等に基づいて実施される。林業の振興を図るため、林業振興対策事業の実施に要する経費に対して、市町村又は林業者の組織する団体等に補助金を交付するものであり、平成26年度の事業費は、1億9,994万1千円である。

林業振興対策事業に係る補助事業の対象は下記のとおりである。

- ア. 林業担い手育成強化対策事業
- イ. 林業・木材産業構造改革事業

(6) 施策別間伐実施面積

年度	区分	総数	施策別				その他
			造林間伐事業	治山事業	かいたしと跡地づくり事業(上山間伐)	市町村事業	
21	尾張	4,074	1,708	995	753	992	228
22	尾張	5,228	1,769	867	1,522	854	236
23	尾張	4,718	1,237	802	1,511	865	302
24	尾張	4,212	698	500	1,607	902	506
25	尾張	4,296	578	516	1,813	916	472
	尾張西三河森林計画区	1,688	308	141	778	317	143
	東三河森林計画区	2,608	270	375	1,035	599	329
	名古屋府	46	-	-	-	-	46
	尾張	57	22	16	-	6	13
	知多	29	0	0	-	-	9
	西三河	418	43	28	204	97	46
	豊田加茂	1,137	224	97	574	214	29
	新築 設楽	1,237	70	282	563	314	8
	設楽 新城	1,042	85	59	428	178	291
	東三河	329	115	34	44	107	29

資料：森林保全課  
注 ha未満は四捨五入した。従って内訳と計は必ずしも一致しない。

(7) 間伐材の利用区分

年度	区分	間伐材積立木材積量(材積換)	利用区分				利用率%
			製材・加工材	丸太	燃料材	未利用	
21	尾張	139,797	47,344	3,411	53,959	79,883	40
22	尾張	137,446	33,282	14,239	2,692	50,213	37
23	尾張	140,645	46,673	8,081	4,762	59,517	42
24	尾張	137,246	49,670	1,848	8,063	59,581	43
25	尾張	145,686	49,701	2,159	5,129	56,989	39
	尾張西三河森林計画区	46,889	15,131	1,685	2,850	19,665	42
	東三河森林計画区	98,797	34,570	474	2,279	37,324	38
	名古屋府	680	-	-	-	-	0
	尾張	2,048	8	7	80	95	1,953
	知多	472	-	6	14	19	453
	西三河	12,055	2,962	452	1,607	5,021	7,035
	豊田加茂	31,034	12,160	1,220	1,150	14,530	17,104
	新築 設楽	57,311	20,630	446	200	21,276	36,035
	設楽 新城	33,986	13,599	21	2,079	15,699	18,287
	東三河	7,500	342	7	-	349	7,151

資料：森林保全課  
注 m<sup>3</sup>未満は四捨五入した。従って内訳と計は必ずしも一致しない。

② 間伐材の利用が進まない理由

間伐材の利用が進まない理由の1つに伐採した間伐材の用途が主に建築用や集成材合板の製材・加工材に限られてしまっていることが挙げられる。

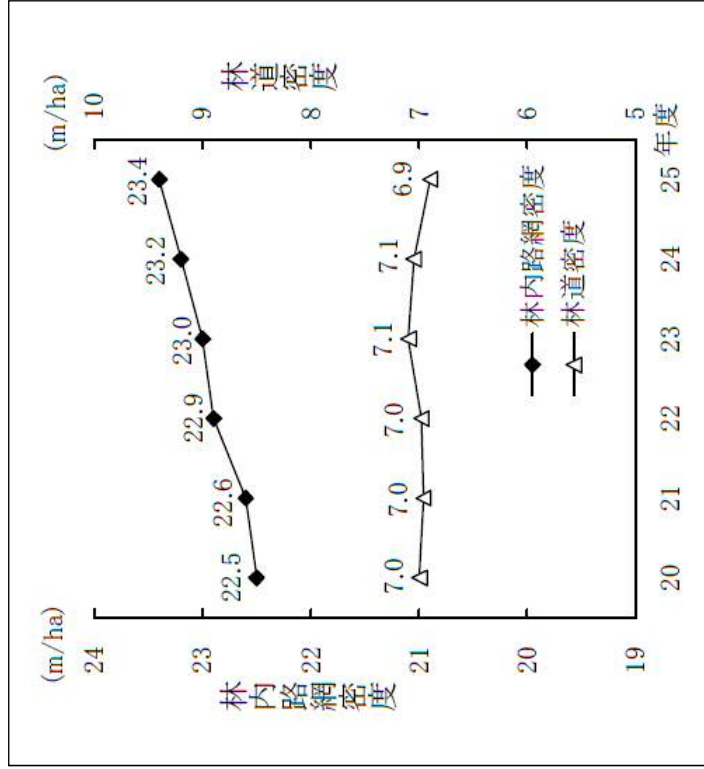
また、市場で売却することで得られる収益よりも、間伐材を伐採現場から搬出するコストの方が高くなっていることが原因として挙げられる。

これは、伐採現場から間伐材を搬出する作業のコストを低く抑えるためには林道網を整備し高性能機械による作業を行うことが効果的といえるが、現状は十分な林道が整備されている状況とはいえない。



注：オーストリアはOsterreichische Waldinventur 1992/1996による生産林の数値。  
 ドイツ（旧西ドイツ）はBundeswaldinventur 1986/1989による数値。日本は都道府  
 県報告による。平成21（2009）年現在の開設実績の累計。  
 （出典：『平成23年度 森林・林業白書』、林野庁、120ページ）

<本県の林内路網密度及び林道密度の推移>



（出典：『動向調査資料 No.161 林業の動き 2015』、愛知県、6ページ）

林内路網は林業の重要生産基盤である。そのため、路網密度を上げるべく、  
 市町村、愛知県森林組合連合会及び森林組合並びに模範造林組合が、小規模  
 林道事業（開設、改良、舗装、危険地対策）を実施するに要する経費につい  
 て、一定の補助率の範囲内で補助金等が交付され、事業者は急速に林道整備  
 を進めている。

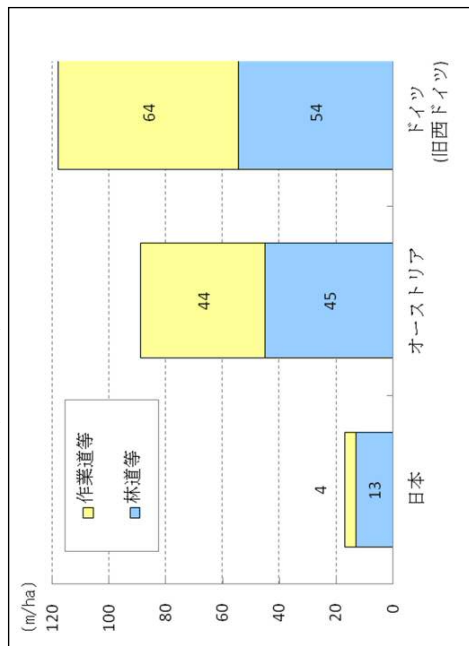
- ウ．林道事業
- エ．災害林道復旧事業
- オ．森林整備地域活動支援推進事業
- カ．森林病害虫等防除事業
- キ．市町村森林所有者情報整備事業
- ク．森林総合監理士育成支援事業

また、上記のうち、イ．林業・木材産業構造改革事業、ウ．林道事業（林  
 道開設事業、林道改良事業、林道舗装事業、森林居住環境整備事業、小規模  
 林道事業、ふるさと林業整備事業）及びエ．災害林道復旧事業については、  
 交付要綱第8において、毎月末日に、様式第3号により事業遂行状況報告書  
 を作成し、その翌月3日までに知事へ1部提出しなければならない、と定め  
 られている。

② 林道整備の状況

本県の林内路網密度は年々改善されてきているものの、林業先進諸外国と  
 比して依然として低水準にある。

<林内路網密度の諸外国との比較>



資料：BFW「Osterreichische Waldinventur」、BMELV「Bundeswaldinventur (BWI)」、  
 林野庁業務資料

XXII 森林・林業技術センター

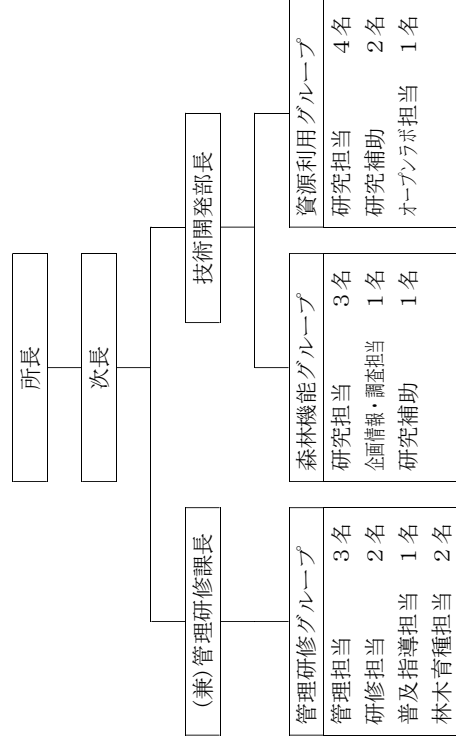
1. 機関の概要

愛知県森林・林業技術センター（以下、「森林・林業技術センター」という。）は、林業の振興と森林保全を図るため、昭和24年4月に林業試験場が東春日井郡旭村（現尾張旭市）に設置された。

森林・林業技術センターでは、林業の振興と森林の多面的機能を発揮させるため、県民のニーズに即応した試験研究を実施するとともに、普及指導との連携強化、林業後継者等に対する研修、林木育種事業による優良種苗養成などの林業技術について総合的、一貫的な業務を進めている。

平成26年度の機構、主な業務内容は以下のとおりである。

(1) 機構図



職員数

23名（うち、研究職員9人）  
（内訳：正規17名、再任用1名、嘱託5名）

(2) 手続

小規模林道事業費補助金に係る交付要綱及び事業遂行状況報告書等、関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 森林施業プランナー、森林総合監理士等の活用促進について（意見）

林道整備事業については、局地的な観点のみならず、工事相互間での影響を総括して吟味する等、周辺環境への配慮を十分に考慮する必要がある、地域の森林整備計画の一環で遂行されるべきである。林野庁や各都道府県等においては、森林施業地の団地化をして路網整備と一体となった森林整備を行うため、森林施業プランナーや森林総合監理士等の人材育成に力が入れられている。

しかし、林業振興対策事業補助金等交付要綱では、林道整備事業の施行主体は市町村、愛知県森林組合連合会、森林組合及び模範造林組合等と定められており、その施行主体が森林施業プランナーや森林総合監理士等を活用するか否かは各施行主体の判断に委ねられている。

また、往査した各農林水産事務所で資料を閲覧した範囲では、各施行主体において、これらの専門家に業務が委託されている例は見受けられなかった。実際に、専門家と業務を連携することは稀とのことである。

よって、新規路線の計画時には、森林施業プランナーや森林総合監理士のような人材の活用を推進することが望まれる。

(2) 主な業務内容

部(課)名	主な業務内容
管理研修課	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書及び公印の管守に関すること。</li> <li>職員の人事及び福利厚生に関すること。</li> <li>予算、会計及びその他庶務に関すること。</li> <li>建物、附属設備及び物品の保全管理に関すること。</li> <li>林木の改良に関すること。</li> <li>精英樹の選定に関すること。</li> <li>優良林木の苗木の育成及び配布に関すること。</li> <li>森林及び林業の技術の研修及び普及指導に関すること。</li> <li>試験林及び林木育種地の維持管理に関すること。</li> <li>その他技術開発部の所管に属しないこと。</li> </ul>
技術開発部	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業経営の試験研究及び調査に関すること。</li> <li>林業生産の試験研究に関すること。</li> <li>森林の有する多面的機能の試験研究に関すること。</li> <li>林木の改良及び種苗育成の試験研究に関すること。</li> <li>森林及び林業の試験研究の企画、調査及び情報管理に関すること。</li> <li>木材の試験研究に関すること。</li> <li>特用林産物の試験研究に関すること。</li> <li>設備及び機械器具の貸付に関すること。</li> </ul>

す重点研究目標に基づき設定した研究課題は14課題である。直近3年間の要望課題数及び設定課題数の推移は、次のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要望課題数	10	13	26
設定課題数	5	5	14
非設定数	5	8	12
設定率 ※	50%	38%	54%

※設定率は、要望課題数/設定課題数で算定  
(出典：平成26年度農林水産関係試験研究要望課題検討結果一覧表)

設定された研究課題については、平成26年1月に外部評価委員による外部評価が実施されている。

② 試験研究以外の業務内容について

ア. 木材開放試験室（オープンラボラトリー）

木材関係者などが行う新商品の開発や製品の品質向上を支援するため、低廉な利用料金で木材加工機械や試験機器を貸付けている。

イ. 林業普及指導

試験研究と密接な連携を図りながら、研究成果の普及と林業従事者等や林業普及指導員への技術指導及び各種情報を収集し、総合的な森林・林業技術の普及指導を行っている。  
具体的な内容は次のとおりである。

i. 研究成果の普及

林業生産技術、森林の多様性、木材利用技術、木材利用技術、きのご栽培技術などの試験研究成果の活用及び効果的な普及・啓発に努めている。

ii. 技術指導

林業普及指導員が講師として、技術指導を行っている。

2. 試験研究等について

(1) 概要

① 試験研究の状況

試験研究は、「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」に基づく4つの重点研究目標を柱として、林業生産の活性化と森林の多面的機能の持続的な発揮を目指し、これに必要な林業技術を開発している。そのために、最新の手法を取り入れながら、普遍的で地域に密着し、成果が直ちに技術移転可能な試験研究に取り組んでいる。

森林・林業技術センターが本県農林水産業の試験研究基本計画2015に示

### iii. あいちの森林・林業事例集の作成

地域の林業普及指導員から森林・林業事例を収集し、取りまとめて、250部発行している。

### iv. 森林・林業技術センター公開デー開催

小中学校の夏休み期間中の1日に、丸太切り体験、木工体験、エリンギもぎ取り体験、木の鉛筆づくり体験等の体験イベント、あるいは研究成果パネル展示、試験研究成果発表による研究成果の普及啓発を行っている。

### v. 森林・林業相談、来訪者対応

樹木の同定、木材の利用技術、きのこの栽培方法、センターの視察への対応を行っている。

### ウ. 森林・林業研修

林業従事者等に対し、森林・林業に関する新しい知識及び技術についての研修を行い、林業生産性の向上並びに林業従事者の育成と資質の向上を図ることを目的にしている。

### エ. 林木育種事業

林業の生産性を向上させるためには、形質の優れた種苗の安定的供給が必要である。このため4か所の林木育種地に採種園・採種圃を設置している。

また、精英樹系統種苗の遺伝的的特性及び環境適応性を把握するための次代検定調査を実施している。

なお、種苗の生産及び林木育種地の管理を民間に委託している。

## (2) 手続

森林・林業技術センターを現場視察するとともに、事務に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び観察等）

を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘又は意見を述べることとする。

### ① 劇物における「物品管理簿」と現物の不一致について（指摘）

森林・林業技術センターで保管されている毒物及び劇物については、毎月1回、「物品管理簿」と現物の照合を行っている。

監査人補助者が自ら現物の確認を行ったところ、木材加工棟で保管されている劇物のうち、塩化すず（IV）の未使用1本が、誤って塩化バリウムの物品管理簿に記載されていた。当該劇物は平成26年4月1日以降において受払がなく、1年以上に渡って「物品管理簿」と現物の不一致となっていた。

当該不一致は、「物品管理簿」と現物の照合が確実に実施されていれば、発見できたものと考えられることから、当該照合作業の徹底を図る必要がある。

### ② 長期にわたって受払いのない毒物及び劇物について（意見）

平成26年度の「物品管理簿」について、全体の通査を行ったところ、ほとんどの毒物及び劇物で受払いの実績がなかった。

これらの毒物等は、当該試験研究期間中は使用していたものの、終了後は使用機会が全くないとのことである。例えば、中央研究棟では36種類の毒物等が保管されているが、平成25年4月1日以降に使用したものはないのである。

管理リスクを低減するという観点からも、森林・林業技術センターにおいて今後も使用が見込まない毒物等については、適切に廃棄処理を行う等、保管する毒物等の定期的な見直しを行うことが望まれる。

### ③ 宿泊棟の有効活用について（意見）

森林・林業技術センターは新城市に所在し、名古屋市等の本県都心部からは遠隔地にあることもあり宿泊棟が整備されている。

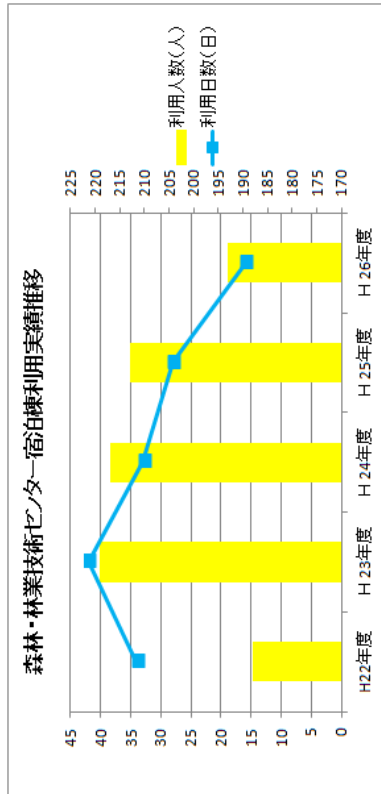
宿泊棟の利用にあたっては、「愛知県森林・林業技術センター宿泊棟利用

規程」によると次のとおり定められており、別に定められる留意事項において宿泊棟の利用自体は原則無料とされている。

(利用者)

- 第2 宿泊棟を利用できる者は次のとおりとする。
  - 1 センターが主催する連続して開催する研修等で遠方からの受講者及び同研修講師のうち、宿泊を希望する者で、所長が適当と認めた者
  - 2 公益財団法人愛知県林業振興基金が開催する研修は、1に準ずるものとする。
  - 3 大学の関係者で、森林・林業関係の技術向上を目的にセンターで研究活動する者のうち、宿泊を希望する者で、所長が適当と認めた者
- (遵守事項)
- 第4 宿泊棟を利用する者は、別に定める留意事項を遵守しなければならない。

また、直近5年間の宿泊棟の利用状況の実績は次のとおりである。



(出典：技術センター作成資料に基づいて監査人作成)

平成23年度をピークに利用日数及び利用人数は減少している。ヒアリングの結果、これは、研修のためにまとまった日数拘束されると日常業務に支障が出るため、受講者の要望に応える形で、1週間程度の研修を2回に分割して3日間程度開催することとなったことによる影響が大きいとのことである。

ある。  
また、年間の利用可能日数が240日前後であることを考慮すると、直近5年間の利用日数は低水準にある。

よって、規程第2の3について、大学の関係者で、森林・林業関係の技術向上を目的に森林・林業技術センターで研究活動する者のうち、宿泊を希望する者で、所長が適当と認めた者に限って宿泊棟の利用が認められることとなつているが、大学の関係者以外の研究者等の利用についても認めることにより、有効活用することが望まれる。

④ 外部資金による試験費の安定的な獲得について (意見)

平成26年度の森林・林業技術センターの試験費1,583万円のうち、一般財源は164万円に過ぎず、ほとんどは諸収入等の外部資金で賄っている。そのため、森林・林業技術センターにおいては、外部資金を活用した試験研究が活発に実施されているといえる。

したがって、今後も試験研究を確実に実施するために、外部資金による試験費の獲得に向けた取組を継続する必要があるため、過去において外部資金を獲得した際に得られた、研究の企画等のノウハウを蓄積していくことが望まれる。

**第5 利害関係**

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。